

もくじ

約款（特約）

「約款（特約）」は、ご契約のとりきめを記載したものです。

普通定期保険普通保険約款	1
介護・特定疾病定期保険普通保険約款	24
医療保障保険（個人型）普通保険約款	52
5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款	75
5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款	98
5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険普通保険約款	123
5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険普通保険約款	150
5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）普通保険約款	180
5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）普通保険約款	207
5年ごと利差配当付介護定期保険（返戻金なし型）普通保険約款	233
無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款	255
無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款	293
無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款	326
無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D普通保険約款	348
定期保険特約	374
配偶者定期保険特約	392
こども定期保険特約	409
長期生活保障特約	426
介護・特定疾病定期保険特約	450
介護・特定疾病終身保険特約	476
5年ごと利差配当付定期保険特約	495
5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約	512
5年ごと利差配当付こども定期保険特約	528
5年ごと利差配当付長期生活保障特約	544
5年ごと利差配当付健康支援特約	567
5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約	591
5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約	616
5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約	634
5年ごと利差配当付初期介護一時金特約（返戻金なし型）	661
無配当傷害特約	673
無配当災害入院特約	698
無配当手術給付金付疾病入院特約	722
無配当成人病入院特約	753
無配当災害割増特約	774
無配当通院特約	794
無配当長期入院特約	823
無配当特定損傷特約	850
無配当重度疾病保障特約	866
無配当新女性医療特約	889
無配当入院初期給付特約	917
無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）	946
無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）	961

団体特約	980
集団特約	984
事業保険特約	988
保険料口座振替特約	991
普通定期保険集団扱特約	997
特別条件特約	1000
リビング・ニース特約	1008
クレジットカード特約	1023
指定代理請求特約	1026
指定代理請求特約（2016）	1032
保険契約者代理特約	1039
団体特約D	1045
集団特約D	1047
事業保険特約D	1049
保険料口座振替特約D	1050
クレジットカード特約D	1053
電磁的方法による保険契約申込みに関する特約D	1055
指定代理請求特約D	1057
インターネットによる保険契約申込みに関する特約	1062
5年ごと利差配当付普通定期保険集団扱特約	1064
金額例表等について	1067

普通定期保険普通保険約款目次

この保険の特色	2	11 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第23条 保険料払込方法の変更	12
第1条 責任開始の時	2	第24条 保険期間の変更	13
2 保険金の支払いについて		第25条 保険契約の更新	13
第2条 保険金の支払い	2	第26条 他の保険契約への加入	14
第3条 免責事由	4	第27条 保険金額の減額	14
3 保険金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 保険金の支払請求手続	4	第28条 保険契約の解約	14
第5条 保険金の支払時期	5	第29条 返戻金	15
4 保険金の支払方法の選択について		第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	15
第6条 保険金の支払方法の選択	6	第31条 保険金の受取人による保険契約の存続	15
5 保険料の払込免除について		13 保険金の受取人および保険契約者について	
第7条 保険料の払込免除	6	第32条 会社への通知による保険金の受取人の変更	15
第8条 保険料の払込免除の免責事由	6	第33条 遺言による保険金の受取人の変更	16
6 保険料の払込免除の請求手続について		第34条 保険金の受取人の死亡	16
第9条 保険料の払込免除の請求手続	7	第35条 保険契約者の権利義務の承継	16
7 保険料の払込みにについて		第36条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者	16
第10条 保険料の払込み	7	14 契約年齢の計算等について	
第11条 保険料の払込方法（経路）	8	第37条 契約年齢の計算	16
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	8	第38条 契約年齢の誤りの処理	16
第13条 保険料の前納および予納	8	第39条 性別の誤りの処理	17
8 失効、失効取消および復活について		15 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第14条 保険契約の失効	9	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	17
第15条 保険契約の失効取消	9	16 その他	
第16条 保険契約の復活	9	第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	18
9 取消しと無効について		第42条 保険契約者の住所の変更	19
第17条 詐欺による取消し	10	第43条 時効	19
第18条 不法取得目的による無効	10	第44条 管轄裁判所	19
10 告知義務と解除について		17 特則について	
第19条 告知義務	10	第45条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	19
第20条 告知義務違反による解除	10		
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	11		
第22条 重大事由による解除	11		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	21		
別表2 対象となる不慮の事故	22		
別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	23		

普通定期保険普通保険約款

(実施 1994.4.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 死亡保険金 (2) 高度障害保険金
配当タイプ	毎年配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第37条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- | |
|---|
| (1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4) 受取人の氏名または名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険給付の額
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約成立日
(10) 保険証券を作成した年月日 |
|---|

2 保険金の支払いについて

第2条 保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金 額	受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡受取人 保険金
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		高度障害受取人 保険金

2. 保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 死亡保険金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(2) 高度障害保険金について

項 目	内 容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者となります。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとなります。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害保険金の支払事由が生じたものとなります。ただし、この保険契約が更新（第25条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
⑤ 高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害保険金は支払いません。
⑥ 高度障害保険金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害保険金については、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）	
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡保険金受取人の故意
	(3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺
	(4) この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺
	(5) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 被保険者の故意
	(3) 被保険者の自殺行為
	(4) 被保険者の犯罪行為
	(5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

3 保険金の支払請求手続について**第4条 保険金の支払請求手続**

- 保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2

第3条 補足説明***1 責任開始の日**

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

第4条 補足説明***1 死亡退職金等**

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

***2 官公署・会社・工場・組合等の団体**

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

契約形態	
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.23参照）

第5条 保険金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
2. 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1.および2.にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

★別表3（P.23参照）

4 保険金の支払方法の選択について

第6条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の 状態の 保険料の 払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとしします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとしします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.21参照）、別表2（P.22参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第5条 補足説明

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)	
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表１★）になったとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 地震、噴火または津波
	(9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表１（P.21参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表３（P.23参照）

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|---|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1 |
| (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法 |
| (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法 |
| (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2 |
| (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法 |
| (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. ー(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

第11条 補足説明

*1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

*2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第29条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条 保険契約の失効取消

1. 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第29条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	保険金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 の補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

第16条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第29条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。

2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第16条 補足説明

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 保険金を不法に取得する目的
- (2) 他人に保険金を不法に取得させる目的

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第21条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11 契約内容の変更および更新等について

第23条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

第22条 補足説明

* 1 保険金

この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 保険期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。この場合、変更後の保険金額は変更前の保険金額を限度とします。
2. 保険期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第25条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の保険金額	更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。

第25条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

約

款

普通定期保険

項 目	内 容
(5) この保険契約が更新されたとき	① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。

第26条 他の保険契約への加入

1. 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第37条）が70歳を超えるとときは、この取扱いをしません。
2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の保険金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第27条 保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

12 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することが

できます。

- この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第29条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金の支払事由（第2条）または免責事由（第3条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 保険金の受取人による保険契約の存続

- 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次を満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

- 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第2条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

13 保険金の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による保険金の受取人の変更

- 保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
- 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受け、会社はこれを支払いません。

第30条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第33条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により保険金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害保険金についても同様とします。

14 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、会社は、この保険契約を取り消すことが

第37条 補足説明

- *1 契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

できるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

15 社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、その事業年度末に契約成立日*¹（第1条）からその日を含めて1年を超えて有効に継続している保険契約に対して、会社の定める方法により、社員配当金を割り当てる場合があります。割り当てた社員配当金は、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれているときに、会社の取扱いの範囲内で保険契約者が選択した次のいずれかの方法によって支払います。

支払方法	内 容
(1) 保険料と相殺する方法 (年払契約および半年払契約に限って取り扱います。)	① 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の保険料と次の金額を相殺します。 ア. 年払契約の場合 社員配当金の全額 イ. 半年払契約の場合 社員配当金の半額 (注) 1年（半年払保険料2回分）で社員配当金の全額と相殺します。 ② ①の規定にかかわらず、保険料の払込みが免除（第7条）されているときは、(3)の方法により取り扱います。
(2) 現金で支払う方法 (月払契約に限って取り扱います。)	① 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第6月目までの保険料が払い込まれているときに、第7月目の払込期月（第10条）に社員配当金の全額を保険契約者に支払います。 ② ①の規定にかかわらず、保険料の払込みが免除されているときは、(3)の方法により取り扱います。
(3) 利息をつけて積み立てる方法	① 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。

2. 本条の1. の規定による社員配当金の支払いを行う前に保険契約が消滅するときは、割り当てた社員配当金は、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	保険金とともにその受取人に支払います。

第40条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

約

款

普通定期保険

項 目	内 容
(2) 保険期間が満了するとき	保険契約者に支払います。ただし、本条の1. -(3)による社員配当金の支払いを行う前に保険契約が更新（第25条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① 本条の1. -(3)-①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② 本条の1. -(3)-①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、本条の1. -(3)の規定を適用します。
(3) 保険契約が転換されたとき	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日以後に、(1)から(3)以外の事由により保険契約が消滅するとき	返戻金(第29条)とともに保険契約者に支払います。ただし、社員配当金を割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれていることを必要とします。
(5) (1)から(4)以外の事由により保険契約が消滅するとき	社員配当準備金に繰り入れます。

3. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、社員配当金の支払方法を相互に変更することができます。
4. 契約成立日*1からその日を含めて1年以上有効に継続して、契約成立日*1の応当日（年単位）*2以後その日を含む事業年度の末日までの間に次の(1)から(3)の事由により消滅する保険契約に対して、本条の1. の規定によるほかに、保険契約の消滅日*3を含む保険年度の直前の事業年度末に定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから社員配当金を割り当てることがあります。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	保険金とともにその受取人に支払います。
(2) 保険期間が満了するとき	保険契約者に支払います。ただし、本条の1. -(3)による社員配当金の支払いを行う前に保険契約が更新されるときは、次のとおり取り扱います。 ① 本条の1. -(3)-①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② 更新日以後、本条の1. -(3)の規定を適用します。
(3) 保険契約が転換されたとき	責任準備金に加えて取り扱います。

5. 会社は、本条の1. および4. の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
6. 保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第5条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

16 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第40条 補足説明

* 2 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日*1に対応する日をいいます。

* 3 保険契約の消滅日

保険期間が満了するとき、保険期間満了日の翌日とします。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 時効

保険金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第44条 管轄裁判所

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

第44条 補足説明***1 保険金の受取人**

保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

***2 同一の都道府県内にある支社**

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

17 特則について**第45条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則**

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、高度障害保険金受取人が高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が高度障害保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その死亡保険金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が高度障害保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により会社が高度障害保険金を(1)に定める代理人に支払ったとき

は、その後重複してその高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- (5) 第5条（保険金の支払時期）の4. 中、「保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「保険金の受取人または第45条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人（保険金の受取人等が2人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。
- (6) 第5条（保険金の支払時期）の5. 中、「被保険者または保険金の受取人」とあるのを「被保険者、保険金の受取人または第45条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人」と読み替えます。

★別表3（P.23参照）

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

介護・特定疾病定期保険普通保険約款目次

この保険の特色	25	11 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第23条 保険料払込方法の変更	37
第1条 責任開始の時	25	第24条 保険期間または保険料払込期間の変更	38
2 保険金の支払いについて		第25条 保険契約の更新	38
第2条 保険金の支払い	25	第26条 他の保険契約への加入	39
第3条 免責事由	29	第27条 保険金額の減額	40
3 保険金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 保険金の支払請求手続	29	第28条 保険契約の解約	40
第5条 保険金の支払時期	30	第29条 返戻金	40
4 保険金の支払方法の選択について		第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	40
第6条 保険金の支払方法の選択	31	第31条 保険金の受取人による保険契約の存続	40
5 保険料の払込免除について		13 保険金の受取人および保険契約者について	
第7条 保険料の払込免除	31	第32条 会社への通知による保険金の受取人の変更	41
第8条 保険料の払込免除の免責事由	32	第33条 遺言による保険金の受取人の変更	41
6 保険料の払込免除の請求手続について		第34条 保険金の受取人の死亡	41
第9条 保険料の払込免除の請求手続	32	第35条 保険契約者の権利義務の承継	41
7 保険料の払込みにについて		第36条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者	42
第10条 保険料の払込み	33	14 契約年齢の計算等について	
第11条 保険料の払込方法（経路）	33	第37条 契約年齢の計算	42
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	33	第38条 契約年齢の誤りの処理	42
第13条 保険料の前納および予納	34	第39条 性別の誤りの処理	42
8 失効、失効取消および復活について		15 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第14条 保険契約の失効	34	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	42
第15条 保険契約の失効取消	34	16 その他	
第16条 保険契約の復活	35	第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	44
9 取消しと無効について		第42条 保険契約者の住所の変更	44
第17条 詐欺による取消し	35	第43条 時効	44
第18条 不法取得目的による無効	35	第44条 管轄裁判所	44
10 告知義務と解除について		17 特則について	
第19条 告知義務	35	第45条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	45
第20条 告知義務違反による解除	36		
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	36		
第22条 重大事由による解除	36		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	47		
別表2 要介護状態	48		
別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中	49		
別表4 対象となる不慮の事故	50		
別表5 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	51		

介護・特定疾病定期保険普通保険約款

(実施 2000.4.3 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡、所定の高度障害状態、所定の要介護状態または悪性新生物、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態に対する保障
保険金の種類	(1) 死亡保険金 (2) 高度障害保険金 (3) 介護保険金 (4) 特定疾病保険金
配当タイプ	毎年配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第37条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

2 保険金の支払いについて

第2条 保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金 額	受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡受取人 死亡保険金
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		高度障害受取人 高度障害保険金
介護保険金	責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により要介護状態（別表2★）に該当したこと (2) (1)の要介護状態（別表2★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと		介護保険金受取人 介護保険金
特定疾病保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1) 悪性新生物 責任開始の時*1前を含めて初めて悪性新生物（別表3★）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定*3されたとき (2) 急性心筋梗塞 急性心筋梗塞（別表3★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*4が継続したと医師によって診断されたとき (3) 脳卒中 脳卒中（別表3★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、他覚的な神経学的後遺症*5が継続したと医師によって診断されたとき		特定疾病保険金受取人 特定疾病保険金

2. 保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 高度障害保険金等*6の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	高度障害保険金等*6の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害保険金等*6は支払いません。
② 介護保険金または特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるとき	介護保険金または特定疾病保険金の支払事由が生じないで高度障害保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、介護保険金または特定疾病保険金は支払いません。
③ 特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に介護保険金の支払請求を受け、介護保険金が支払われるとき	特定疾病保険金の支払事由が生じないで介護保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特定疾病保険金は支払いません。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害保険金等*6については、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 3 診断確定

病理組織学的所見（生検）が得られないときは、他の所見による診断確定でも取り扱うことがあります。

* 4 労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

* 5 他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

* 6 高度障害保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 高度障害保険金
- (2) 介護保険金
- (3) 特定疾病保険金

項 目	内 容
④ 高度障害保険金等*6を支払ったとき	ア. この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ. その後に高度障害保険金等*6の支払請求を受けても、高度障害保険金等*6は支払いません。

(2) 死亡保険金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 高度障害保険金について

項 目	内 容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*7による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*8に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第25条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

(4) 介護保険金について

項 目	内 容
① 介護保険金受取人	高度障害保険金受取人と同一とします。

第2条 補足説明

*7 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*8 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として介護保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③ 被保険者が、保険期間中に要介護状態（別表2★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したと医師によって診断確定されたときは、保険期間満了日に介護保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。

(5) 特定疾病保険金について

項 目	内 容
① 特定疾病保険金受取人	高度障害保険金受取人と同一とします。
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた急性心筋梗塞または脳卒中を原因として特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。
③ 被保険者が、保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病した場合で、特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態がその疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞または脳卒中による特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したときは、保険期間満了日に特定疾病保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。

第3条 免責事由

1. 支払事由(第2条)が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

免責事由(支払事由が生じても保険金を支払わない場合)	
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡保険金受取人の故意
	(3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺
	(4) この保険契約の復活(第16条)が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺
	(5) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態(別表1★)になったとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 被保険者の故意
	(3) 被保険者の自殺行為
	(4) 被保険者の犯罪行為
	(5) 戦争その他の変乱
介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態(別表2★)になったとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いいます。

項 目	内 容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡保険金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡保険金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

3 保険金の支払請求手続について

第4条 保険金の支払請求手続

- 保険金の支払事由(第2条)が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類(別表5★)をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そ

第3条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条(責任開始の時)に規定する責任開始の日をいいます。

*2 死亡保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- 死亡保険金
- 高度障害保険金
- 介護保険金

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

のうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表5★）
(2) 次のいずれかの書類 ① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 ② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表5（P.51参照）

第5条 保険金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
2. 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

第4条 補足説明

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

★別表5（P.51参照）

4 保険金の支払方法の選択について

第6条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の 状態の 払込免除 による 保険料の 免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。

第5条 補足説明

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.47参照）、別表4（P.50参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.47参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表5（P.51参照）

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|---|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1 |
| (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法 |
| (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法 |
| (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2 |
| (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法 |
| (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. ー(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

第10条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 補足説明

*1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

*2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第29条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条 保険契約の失効取消

1. 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第29条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

3. 延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	保険金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第29条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第16条 補足説明

- * 1 効力を失った日
猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。
- * 2 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- * 3 延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|-----------------------|
| (1) 保険金を不法に取得する目的 |
| (2) 他人に保険金を不法に取得させる目的 |

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. および2. の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かっ

第21条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

て解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11 契約内容の変更および更新等について

第23条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更すると

第22条 補足説明

* 1 保険金

この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。この場合、変更後の保険金額は変更前の保険金額を限度とします。
2. 保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第25条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の保険金額	更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金額を変更して更新することができます。

第25条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1.-(3)または(4)の条件を満たさなくなる場合は、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 他の保険契約への加入

1. 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第37条）が70歳を超えるとときは、この取扱いをしません。
2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の保険金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第27条 保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することが出来ます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

12 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することが出来ます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第29条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金の支払事由（第2条）または免責事由（第3条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次のおてのすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

第30条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第2条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

13 保険金の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、介護保険金受取人および特定疾病保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受け、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第33条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、介護保険金受取人および特定疾病保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により保険金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害保険金、介護保険金および特定疾病保険金についても同様とします。

14 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

15 社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、その事業年度末に契約成立日*1（第1条）からその日を含めて1年を超えて有効に継続している保険契約に対して、会社の定める方法により、社員配当金を割り当てることがあります。割り当てた社員配当金は、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれているときに、会社の取扱いの範囲内で保険契約者が選択した次のいずれかの方法によって支払います。

第37条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

支払方法	内 容
(1) 保険料と相殺する方法 (年払契約および半年払契約に限り取り扱います。)	① 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の保険料と次の金額を相殺します。 ア. 年払契約の場合 社員配当金の全額 イ. 半年払契約の場合 社員配当金の半額 (注) 1年(半年払保険料2回分)で社員配当金の全額と相殺します。 ② ①の規定にかかわらず、保険料の払込みが免除(第7条)されているときは、(3)の方法により取り扱います。
(2) 現金で支払う方法 (月払契約に限り取り扱います。)	① 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第6月目までの保険料が払い込まれているときに、第7月目の払込期月(第10条)に社員配当金の全額を保険契約者に支払います。 ② ①の規定にかかわらず、保険料の払込みが免除されているときは、(3)の方法により取り扱います。
(3) 利息をつけて積み立てる方法	① 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。

2. 本条の1. の規定による社員配当金の支払いを行う前に保険契約が消滅するときは、割り当てた社員配当金は、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	保険金とともにその受取人に支払います。
(2) 保険期間が満了するとき	保険契約者に支払います。ただし、本条の1. -(3)による社員配当金の支払いを行う前に保険契約が更新(第25条)される場合は、次のとおり取り扱います。 ① 本条の1. -(3)-①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② 本条の1. -(3)-①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、本条の1. -(3)の規定を適用します。
(3) 保険契約が転換されたとき	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日以後に、(1)から(3)以外の事由により保険契約が消滅するとき	返戻金(第29条)とともに保険契約者に支払います。ただし、社員配当金を割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれていることを必要とします。

項 目	内 容
(5) (1)から(4)以外の事由により保険契約が消滅するとき	社員配当準備金に繰り入れます。

3. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、社員配当金の支払方法を相互に変更することができます。
4. 契約成立日*1からその日を含めて1年以上有効に継続して、契約成立日*1の応当日（年単位）*2以後その日を含む事業年度の末日までの間に次の(1)から(3)の事由により消滅する保険契約に対して、本条の1. の規定によるほかに、保険契約の消滅日*3を含む保険年度の直前の事業年度末に定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから社員配当金を割り当てることがあります。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	保険金とともにその受取人に支払います。
(2) 保険期間が満了するとき	保険契約者に支払います。ただし、本条の1. -(3)による社員配当金の支払いを行う前に保険契約が更新されるときは、次のとおり取り扱います。 ① 本条の1. -(3)-①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② 更新日以後、本条の1. -(3)の規定を適用します。
(3) 保険契約が転換されたとき	責任準備金に加えて取り扱います。

5. 会社は、本条の1. および4. の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
6. 保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第5条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

16 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 時効

保険金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第44条 管轄裁判所

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在

第40条 補足説明

*2 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日*1に対応する日をいいます。

*3 保険契約の消滅日

保険期間が満了するときは、保険期間満了日の翌日とします。

地または保険金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

17 特則について

第45条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 高度障害保険金または介護保険金の受取人が被保険者の場合で、高度障害保険金または介護保険金の受取人が高度障害保険金または介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が高度障害保険金または介護保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。

② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その死亡保険金受取人は共同して請求することを必要とします。

- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が高度障害保険金または介護保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表5★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本

② (1)に定める代理人の印鑑証明書

③ (1)に定める代理人の住民票

④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) 特定疾病保険金受取人が被保険者の場合で、特定疾病保険金受取人が特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特定疾病保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (5) (4)の規定により、指定代理請求人が特定疾病保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表5★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

第44条 補足説明

* 1 保険金の受取人

保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

約

款

介護・特定疾病定期保険

- | |
|--|
| ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
② 指定代理請求人の印鑑証明書
③ 指定代理請求人の住民票
④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し |
|--|

- (6) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(4)に規定する者に限りません。
- (7) (6)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (8) (1)の規定により会社が高度障害保険金または介護保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその高度障害保険金または介護保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (9) (4)の規定により会社が特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特定疾病保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (10) 第5条（保険金の支払時期）の4. 中、「保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「保険金の受取人、第45条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人または指定代理請求人（保険金の受取人等が2人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。
- (11) 第5条（保険金の支払時期）の5. 中、「被保険者または保険金の受取人」とあるのを「被保険者、保険金の受取人、第45条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (12) 第20条（告知義務違反による解除）の3. 中、「被保険者または保険金の受取人」とあるのを「被保険者、保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (13) 第20条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者または保険金の受取人」とあるのを「被保険者、保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表5（P.51参照）

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表のア. に該当し、かつ、下表のイ. ～オ. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ア. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
イ. 衣服の着脱が自分ではできない。
ウ. 入浴が自分ではできない。
エ. 食物の摂取が自分ではできない。
オ. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
 - ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
 - ① 「器質性認知症」
「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

- ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア. 時間の見当識障害	：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ. 場所の見当識障害	：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ. 人物の見当識障害	：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、1. によって定義づけられる疾病で、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中2. の基本分類表番号に規定されるものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

1. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
(1) 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、「上皮内癌」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」および「責任開始の日（保険契約の復活が行われたときは最終の復活の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物」を除く。）
(2) 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（原則として、典型的な胸痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすものをいいます。）
(3) 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

2. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
(1) 悪性新生物	ア. 口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	イ. 消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	ウ. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	エ. 骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）のうち、	
	(ア) 骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	(イ) 結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物	171
	(ウ) 皮膚の悪性黒色腫	172
	(エ) 女性乳房の悪性新生物	174
	(オ) 男性乳房の悪性新生物	175
	オ. 泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
(2) 急性心筋梗塞	カ. その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	キ. リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	虚血性心疾患（410～414）のうち、急性心筋梗塞	410
(3) 脳卒中	脳血管疾患（430～438）のうち、	
	ア. くも膜下出血	430
	イ. 脳内出血	431
	ウ. 脳動脈の狭窄	434

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表5 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 介護保険金の支払い	(1) 介護保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 介護保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 特定疾病保険金の支払い	(1) 特定疾病保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特定疾病保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表4）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2.、3. および4. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

約

款

介護・特定疾病定期保険

別

表

医療保障保険（個人型）普通保険約款目次

この保険の特色	53	9 治療給付率の増率等または減率等	
第1編 総則		第24条 治療給付率の増率等	65
1 総 則		第25条 治療給付率の減率等	65
第1条 被保険者資格	53	10 保険契約者の権利義務の承継および受取人の変更	
2 責任開始の時および契約成立日		第26条 保険契約者の権利義務の承継	65
第2条 責任開始の時および契約成立日	53	第27条 会社への通知による受取人の変更	66
3 保険期間		第28条 遺言による受取人の変更	66
第3条 保険期間	54	第29条 受取人の死亡	66
第2編 この保険契約の給付および請求手続		11 保険契約者または死亡保険金受取人	
4 この保険契約の給付		第30条 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者	66
第4条 給付金の支払い	54	第31条 保険契約者の連帯責任	67
第5条 保険金の支払い	57	第32条 保険契約者の住所等の変更	67
5 支払請求手続ならびに支払いの時期および場所		12 契約年齢の計算ならびに契約年齢または性別の誤りの処理	
第6条 給付金・保険金の支払請求手続	58	第33条 契約年齢の計算	67
第7条 給付金・保険金の支払時期	58	第34条 契約年齢または性別の誤りの処理	67
第3編 この保険契約の取扱い		13 社員配当金	
6 保険料の払込み、猶予期間および保険契約の失効		第35条 社員配当金の割当て	67
第8条 保険料の払込み	59	第36条 社員配当金の支払い	67
第9条 保険料の払込方法（経路）	60	14 契約内容の登録	
第10条 保険料の予納	60	第37条 契約内容の登録	68
第11条 猶予期間および保険契約の失効	61	15 保険契約の更新	
7 保険契約の失効取消、復活		第38条 保険契約の更新	68
第12条 保険契約の失効取消	61	16 その他	
第13条 保険契約の復活	61	第39条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	69
8 保険契約の解約、解除等		第40条 法令等の改正に伴う契約内容の変更	69
第14条 解約	62	第41条 時効	69
第15条 告知義務	62	第42条 管轄裁判所	69
第16条 告知義務違反による解除	62	第43条 通知義務	69
第17条 告知義務違反による解除ができないとき	62	第44条 医療保障保険（団体型）等からの加入	70
第18条 重大事由による解除	63		
第19条 返戻金	64		
第20条 保険料の未経過分に相当する返還金	64		
第21条 給付金の受取人または死亡保険金受取人による保険契約の存続	64		
第22条 詐欺による取消し	64		
第23条 不法取得目的による無効	64		
別表 1 入院	71		
別表 2 公的医療保険制度	71		
別表 3 病院または診療所	71		
別表 4 治療給付金額	71		
別表 5 入院	73		
別表 6 1. 給付金・保険金の支払請求に必要な書類	74		
2. その他の請求等に必要な書類	74		

医療保障保険（個人型）普通保険約款

(実施 1994.4.2 / 改正 2023.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院に対する保障
給付金等の種類	(1) 治療給付金 (2) 入院給付金 (3) 死亡保険金
配当タイプ	毎年配当
備考	この保険は、公的医療保険制度の補完的役割を担うものです。

第1編 総 則

1 総 則

第1条 被保険者資格

この保険契約の被保険者となることができる者は、公的医療保険制度（別表2★）（以下「公的医療保険制度」といいます。）に被保険者もしくは組合員として加入する者またはその被扶養者のうち、会社の定める範囲内の者であることを必要とします。

★別表2（P.71 参照）

2 責任開始の時および契約成立日

第2条 責任開始の時および契約成立日

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第15条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第33条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

約

款

医療保障保険（個人型）

3 保険期間

第3条 保険期間

1. この保険契約の保険期間は、第2条（責任開始の時および契約成立日）に定める契約成立日または第38条（保険契約の更新）に定める更新日からその日を含めて1年とします。
2. 更新された保険契約*1について第2編（この保険契約の給付および請求手続）の規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

第2編 この保険契約の給付および請求手続

4 この保険契約の給付

第4条 給付金の支払い

1. この保険契約の給付金は、次のとおりです。

第3条 補足説明

* 1 更新された保険契約

第38条（保険契約の更新）の7.の規定により、更新の取扱いに準じて締結された保険契約を含みます。

	支払事由 (給付金を支払う場合)	金 額	受取人	免責事由 (支払事由が生じても給付金を支払わない場合)
治療給付金	被保険者が、次のすべてを満たす入院（別表 1★）をしたとき (1) 責任開始の時以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病*1を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害または疾病*1の治療を直接の目的とする入院 (3) 保険期間中に開始した入院 (4) 病院または診療所（別表 3★）における入院	治療給付金額 (別表 4★)	治療給付金受取人	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
入院給付金	被保険者が、次のすべてを満たす入院（別表 5★）をしたとき (1) 責任開始の時以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病*1を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害または疾病*1の治療を直接の目的とする入院 (3) 保険期間中に開始した入院 (4) 同一の不慮の事故または疾病*1による保険期間中の入院日数が5日以上の継続した入院 (5) 病院または診療所（別表 3★）における入院	$\begin{aligned} & \text{(基準日額)} \\ & \times \\ & \left(\text{(入院日数)} - \right. \\ & \left. \left(\text{入院開始日からその日を含} \right. \right. \\ & \left. \left. \text{めての4日} \right) \right) \end{aligned}$	入院給付金受取人	

第4条 補足説明

* 1 疾病

薬物依存を除きます。

2. 治療給付金の支払いについては、本条の 1. の規定によるほか、次のとおり取り扱います。

第4条 補足説明

*** 2 この保険契約の締結の際**
この保険契約の復活（第13条）が行われたときは、最終の復活の際とします。

- (1) 被保険者が治療給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病*1が同一かまたは医学上密接な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、治療給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- (2) 被保険者の入院中に治療給付率（治療給付金額の計算の際に用いる率をいいます。以下同じ。）の増率または減率があったときは、治療給付金の支払金額は各日現在の治療給付率に基づいて計算します。
- (3) 被保険者の入院中に保険期間が満了し、保険契約が更新（第38条）されないときは、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の治療給付率は、保険期間満了日の治療給付率と同率とします。
- (4) 被保険者が、責任開始の時前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病*1を直接の原因として入院した場合でも、次のいずれかに該当するときは、その入院は責任開始の時以後の疾病*1によるものとみなします。
 - ① この保険契約の更新後に、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき
 - ② この保険契約の締結の際*2に、会社が、告知（第15条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時以後の疾病*1によるものとみなしません。
 - ③ その原因について、この保険契約の責任開始の時前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時以後の疾病*1によるものとみなしません。
- (5) 治療給付金は、1回の入院について、入院日数を通算して124日となる日を含む月の末日までを限度として支払います。
- (6) 本条の1.の規定にかかわらず、被保険者が治療給付金の支払事由に該当した場合で、治療給付金受取人が被保険者のとき、かつ、治療給付金の支払前に被保険者の死亡による死亡保険金の支払請求があって死亡保険金が支払われるときは、治療給付金を死亡保険金受取人に支払います。

3. 入院給付金の支払いについては、本条の1.の規定によるほか、次のとおり取り扱います。

- (1) 分娩のための入院は、公的医療保険制度による療養の給付の対象となる異常分娩の場合に限り、疾病*1を直接の原因とする入院とみなします。
- (2) 被保険者が、同一の不慮の事故または疾病*1により転入院または再入院したときは、次のとおり取り扱います。
 - ① 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。
 - ② 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。
- (3) 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病*1が同一かまたは医学上密接な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- (4) 会社は、被保険者が本条の1. に規定する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病*1により継続して入院したものとみなします。
 - ① その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害が生じていたときもしくは生じたときまたは疾病*1を併発していたときもしくは併発したとき
 - ② その入院開始の直接の原因となった疾病*1と異なる疾病*1を併発していたときもしくは併発したときまたは不慮の事故による傷害が生じていたときもしくは生じたとき
- (5) 入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
 - ① 1回の入院についての支払限度は、支払日数120日とします。
 - ② 通算支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- (6) 本条の1. の規定にかかわらず、被保険者が入院給付金の支払事由に該当した場合で、入院給付金受取人が被保険者のとき、かつ、入院給付金の支払前に被保険者の死亡による死亡保険金の支払請求があつて死亡保険金が支払われるときは、入院給付金を死亡保険金受取人に支払います。
- (7) 本条の2. -(2)から(4)の規定は、入院給付金の支払いの場合に準用します。

4. 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって治療給付金または入院給付金の支払事由が生じた場合でも、支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、治療給付金または入院給付金の金額の一部または全部を支払います。

★別表1 (P.71参照)、別表3 (P.71参照)、別表4 (P.71参照)、別表5 (P.73参照)

第5条 保険金の支払い

1. この保険契約の保険金は、次のとおりです。

	支払事由 (保険金を支払う場合)	金 額	受取人	免責事由 (支払事由が生じても 保険金を支払わない場合)
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	(基準日額) × 100	死亡保険金受取人	被保険者が、次のいずれかにより死亡したとき (1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
3. 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
4. 「戦争その他の変乱」によって死亡保険金の支払事由が生じた場合でも、支払事

由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡保険金の金額の一部または全部を支払います。

5 支払請求手続ならびに支払いの時期および場所

第6条 給付金・保険金の支払請求手続

1. 給付金または保険金の支払事由（第4条・第5条）が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金または保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人は死亡保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡保険金の支払請求に必要な書類（別表6★）
(2) 次のいずれかの書類
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表6（P.74参照）

第7条 給付金・保険金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金または保険金を支払います。
2. 会社は、給付金または保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金または保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合には、本条の1.の規定にかかわらず、給付金または保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金または保険金の支払事由（第4条・第5条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金または保険金の支払いの免責事由（第4条・第5条）に該当する可能性がある場合	給付金または保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第16条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(4) この約款に定める重大事由（第18条）、詐欺（第22条）または不法取得目的（第23条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第18条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、給付金もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金もしくは保険金の請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、給付金または保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金もしくは保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、給付金または保険金の受取人（給付金または保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金もしくは保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金または保険金を支払いません。

★別表6（P.74参照）

第3編 この保険契約の取扱い

6 保険料の払込み、猶予期間および保険契約の失効

第8条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第9条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。
3. 本条の2. で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞ

第7条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

れの契約成立日の応当日から次の契約成立日の応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

4. 本条の2. の保険料が払込期月の契約成立日の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの保険契約が消滅したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（死亡保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。
5. 本条の2. の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*¹以後末日までに、給付金または保険金の支払事由（第4条・第5条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または保険金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
 - (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料を第11条（猶予期間および保険契約の失効）に定める猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

6. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第9条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*¹
 - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*²
 - (4) 会社の指定した金融機関等の口座に送金することにより払い込む方法
 - (5) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第8条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を第11条（猶予期間および保険契約の失効）に定める猶予期間満了日までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. ー(1)から(3)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

3. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。

第10条 保険料の予納

1. 保険契約者は、保険料の払込方法（回数）（第8条）が月払の場合には、将来の保険料を予納することができます。この場合、その予納される保険料が当月分を含めて3か月分以上であるときは、会社の定める率で保険料を割り引きます。
2. この保険契約が消滅した場合で、予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 死亡保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
 - (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

第9条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第11条 猶予期間および保険契約の失効

1. この保険契約の第2回以後の保険料の払込み（第8条）については、次の猶予期間があります。

保険料の 払込方法 (回数)	猶予期間
(1) 年払	払込期月（第8条）の翌月1日から翌々月の契約成立日（第2条）
(2) 半年払	の応当日* ¹ （月単位）までの期間* ²
(3) 月払	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 本条の1. の猶予期間中にこの保険契約の保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。
3. 本条の1. の猶予期間中に給付金または保険金の支払事由（第4条・第5条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または保険金を支払うときは、すでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 保険契約の失効取消、復活**第12条 保険契約の失効取消**

1. 第11条（猶予期間および保険契約の失効）の2. の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*¹中に延滞保険料*²の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*²の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*¹中に給付金または保険金の支払事由（第4条・第5条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*¹中に延滞保険料*²が払い込まれないときは、会社は、給付金または保険金の支払いを行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*²が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*¹中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ¹ 中に給付金または保険金の支払事由（第4条・第5条）が生じたとき	給付金または保険金を支払うときは、延滞保険料* ² を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第11条（猶予期間および保険契約の失効）の2. の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*¹からその日を含めて3か月以内であれば、この保険契約の復活*²の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第15条）および告知義務違反による解除（第16条）の規定を適用します。
2. 保険契約者が本条の復活の申込みをするときは、必要書類（別表6★）を提出することを必要とします。
3. 会社がこの保険契約の復活*²の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*²の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延

第11条 補足説明*** 1 契約成立日の応当日**

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*** 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間**

払込期月の契約成立日の応当日*¹が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第12条 補足説明*** 1 延滞保険料払込期間**

保険契約が効力を失った日*³からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*³を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*³を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*³を含む月の翌月の末日までとします。

*** 2 延滞保険料**

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*³までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

*** 3 効力を失った日**

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

第13条 補足説明*** 1 効力を失った日**

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

*** 2 保険契約の復活**

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

滞保険料*3を払い込むことを必要とします。

4. この保険契約の復活*2の際には、第1条（被保険者資格）の規定を準用します。また、この保険契約が復活されたときは、第4条（給付金の支払い）、第5条（保険金の支払い）または第17条（告知義務違反による解除ができないとき）の1.-(5)の規定の適用にあたっては、第2条（責任開始の時および契約成立日）の規定を準用します。
5. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★別表6（P.74参照）

8 保険契約の解約、解除等

第14条 解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. 本条の1. の場合、保険契約者は、必要書類（別表6★）を提出することを必要とします。

★別表6（P.74参照）

第15条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第13条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金または保険金の支払事由（第4条・第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第16条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第13条）にあたって告知（第15条）を行う際に、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金または保険金の支払事由（第4条・第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または保険金の支払いを行いません。
- (2) すでに給付金または保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金または保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、会社は、給付金または保険金の支払いを行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第17条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第16条（告知義務違反による解除）

第13条 補足説明

*3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第13条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第15条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金または保険金の支払事由（第4条・第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第18条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または死亡保険金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待し得ない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金または保険金の支払事由（第4条・第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金または保険金の支払事由が生じていたときは、その給付金または保険金の支払いについて、会社は、次のとおり取り扱います。

第17条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第2条（責任開始の時および契約成立日）に規定する責任開始の日をいいます。

第18条 補足説明

*1 給付金

この保険契約の給付金または死亡保険金をいいます。

*2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

- (1) 給付金または保険金*2の支払いを行いません。

(2) すでに給付金または保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第16条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第19条 返戻金

この保険契約に対する返戻金はありません。

第20条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 死亡保険金の支払事由（第5条）または免責事由（第5条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）

(2) 告知義務違反（第16条）または重大事由（第18条）によりこの保険契約が解除されたとき

(3) 治療給付率の減率もしくは基準日額の減額（第25条）が行われたときまたは解約（第14条）されたとき

第21条 給付金の受取人または死亡保険金受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次のすべてを満たす給付金の受取人または死亡保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由（第5条）が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を死亡保険金受取人に支払います。

第22条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第13条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第23条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第13条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社

第20条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第8条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第21条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金または保険金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金または保険金を不法に取得させる目的

9 治療給付率の増率等または減率等

第24条 治療給付率の増率等

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、治療給付率の増率または基準日額の増額の申込みをすることができます。
2. 保険契約者は、本条の1. の増率または増額の申込みをするときは、必要書類（別表6★）を提出することを必要とします。
3. 治療給付率の増率または基準日額の増額が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 治療給付率の増率部分または基準日額の増額部分について、次の規定を準用します。
 - ① 第1条（被保険者資格）
 - ② 第15条（告知義務）
 - ③ 第16条（告知義務違反による解除）
 - ④ 第17条（告知義務違反による解除ができないとき）
 - ⑤ 第22条（詐欺による取消し）
 - ⑥ 第23条（不法取得目的による無効）
 - ⑦ 第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）
- (2) 第4条（給付金の支払い）、第5条（保険金の支払い）または第17条（告知義務違反による解除ができないとき）の1. - (5)の規定の適用にあたっては、治療給付率の増率部分または基準日額の増額部分について、第2条（責任開始の時および契約成立日）の規定を準用します。
- (3) 治療給付率の増率または基準日額の増額が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表6（P.74参照）

第25条 治療給付率の減率等

1. 保険契約者は、将来に向かって治療給付率の減率または基準日額の減額をすることができます。ただし、会社は、減額後の基準日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 保険契約者は、本条の1. の減率または減額を請求するときは、必要書類（別表6★）を提出することを必要とします。
3. 治療給付率の減率または基準日額の減額が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 治療給付率の減率または基準日額の減額が行われた部分は解約されたものとみなします。
- (2) 治療給付率の減率または基準日額の減額が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表6（P.74参照）

10 保険契約者の権利義務の承継および受取人の変更

第26条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三

者に承継させることができます。

2. 本条の1. の場合、保険契約者は、必要書類（別表6★）を提出することを必要とします。
3. 保険契約者の権利義務の承継が行われたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表6（P.74参照）

第27条 会社への通知による受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人または死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、給付金の受取人は、保険契約者または被保険者に限り、治療給付金受取人および入院給付金受取人は同一人であることを必要とします。また、給付金または保険金の支払事由（第4条・第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の変更をするときは、書面（別表6★）によって通知してください。
3. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人または死亡保険金受取人に給付金または保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人または死亡保険金受取人から給付金または保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71参照）。

★別表6（P.74参照）

第28条 遺言による受取人の変更

1. 第27条（会社への通知による受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人または死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、給付金の受取人は、保険契約者または被保険者に限り、治療給付金受取人および入院給付金受取人は同一人であることを必要とします。また、給付金または保険金の支払事由（第4条・第5条）が発生したときは、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人または死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金の受取人または死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第29条 受取人の死亡

1. 給付金の受取人または死亡保険金受取人が給付金または保険金の支払事由（第4条・第5条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人または死亡保険金受取人とします。
2. 本条の1. の規定により受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

11 保険契約者または死亡保険金受取人

第30条 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。治療給付金および入院給付金についても同様とします。

第31条 保険契約者の連帯責任

保険契約者が2人以上いるときは、各保険契約者は、連帯してこの保険契約上の責任を負うものとします。

第32条 保険契約者の住所等の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-714-532）となります。

12 契約年齢の計算ならびに契約年齢または性別の誤りの処理

第33条 契約年齢の計算

被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。

第34条 契約年齢または性別の誤りの処理

1. 被保険者の契約年齢（第33条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額等を調整して処理します。
2. 被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額等を調整して処理します。

13 社員配当金

第35条 社員配当金の割当て

会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、その事業年度末に有効に継続している保険契約に対して、会社の定める方法により、社員配当金を割り当てることがあります。

第36条 社員配当金の支払い

1. 第35条（社員配当金の割当て）により割り当てられた社員配当金は、割当てを行った次の事業年度の契約成立日（第2条）の応当日（年単位）の前日に有効で、かつ、その前日までの保険料が払い込まれた保険契約に対して、次のとおり支払い、それ以外の場合には社員配当準備金に繰り入れます。

- (1) 保険契約が更新されない場合
割当てを行った次の事業年度の契約成立日の応当日（年単位）に、保険契約者に支払います。
- (2) 保険契約が更新される場合
割当てを行った次の事業年度の契約成立日の応当日（年単位）から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、保険契約者から請求があったとき、保険契約が消滅するとき、または保険期間が満了し保険契約が更新されないときに保険契約者（死亡保険金を支払うときはその受取人）に支払います。

2. 保険契約者は、必要書類（別表6★）を提出して、社員配当金を請求することを必要とします。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第7条（給付金・保険金の支払時期）の1.の規定を準用します。

★別表6（P.74参照）

14 契約内容の登録

第37条 契約内容の登録

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2) 保険契約の種類（医療保障保険（団体型）または医療保障保険（個人型））
- (3) 治療給付率
- (4) 入院給付金日額
- (5) 保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、保険契約者名
- (6) 保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、保険契約者の住所（市、区、郡までとします。）
- (7) 契約成立日（第2条）

2. 協会加盟の各生命保険会社（以下「各生命保険会社」といいます。）は、本条の1.の規定により登録された被保険者について、医療保障保険（団体型）契約または医療保障保険（個人型）契約の申込みを受けたときは、協会に対して本条の1.の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けます。
3. 各生命保険会社は、本条の2.によって連絡された内容を医療保障保険（団体型）契約または医療保障保険（個人型）契約の承諾の判断の参考とすることができます。
4. 登録の期間および承諾の判断の参考とする期間は、契約成立日からこの保険契約の消滅時までとし、各生命保険会社は、連絡された内容を医療保障保険（団体型）契約または医療保障保険（個人型）契約の承諾の判断の参考とする以外に用いません。
5. 協会および各生命保険会社は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
6. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

15 保険契約の更新

第38条 保険契約の更新

1. 保険期間満了の際に保険契約者からこの保険契約を更新しない旨の通知がないときは、この保険契約は、保険期間満了日の翌日に更新され、この日を更新日とします。ただし、更新日の前日までの保険料が払い込まれていないときまたは更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲を超えるとときは更新されません。

2. 本条の1. の通知は、保険期間満了日の2週間前までに行うことを必要とします。
3. 更新後契約の第1回保険料の払込みについては、第8条（保険料の払込み）および第11条（猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。ただし、猶予期間（第11条）中にその保険料が払い込まれなかったときは、更新後契約の効力は生じません。
4. 更新後契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
5. 更新後契約については、更新日において会社が新規に締結する保険契約に適用しているこの保険の普通保険約款および保険料率が適用されます。
6. この保険契約の更新が行われたときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
7. 更新時に会社がこの保険の締結を取り扱っていないときは、この保険契約は更新されません。この場合、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新時に締結します。

16 その他

第39条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第40条 法令等の改正に伴う契約内容の変更

1. 公的医療保険制度の改正が行われたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、治療給付金額、保険料その他のこの保険契約の内容を変更することがあります。
2. 本条の1. によりこの保険契約の内容を変更するときは、その変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第41条 時効

給付金（第4条）、死亡保険金（第5条）または社員配当金（第35条・第36条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第42条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

第43条 通知義務

1. 保険契約者または被保険者は、保険契約締結の後、被保険者について次の事由が生じたときは、すみやかにその旨を会社に通知することを必要とします。

- (1) 公的医療保険制度からの脱退
 - (2) 他の公的医療保険制度への加入
 - (3) 公的医療保険制度における一部負担割合の変更

2. 会社は、本条の1. -(1)の事由が生じたことにより、被保険者が公的医療保険制度における被保険者もしくは組合員またはその被扶養者のいずれにも該当しなくなったことを知ったときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
3. 本条の1. -(2)または(3)の事由が生じたときは、会社は、会社の定める方法により保険料を変更することができます。

第42条 補足説明

* 1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者となります。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第44条 医療保障保険（団体型）等からの加入

1. 医療保障保険（団体型）普通保険約款、医療保障保険（団体型）用家族特約条項、無配当団体医療保険普通保険約款または無配当団体医療保険用家族特約の規定により、医療保障保険（団体型）、医療保障保険（団体型）用家族特約、無配当団体医療保険または無配当団体医療保険用家族特約*1からこの保険契約への加入が行われた場合の契約成立日は、第2条（責任開始の時および契約成立日）の規定にかかわらず、加入前契約*1のその被保険者に対する保険契約上の責任が終了する日の翌日とし、会社は、その日からこの保険契約上の責任を開始します。
2. 本条の1. の取扱いが行われたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) それぞれの給付金の支払限度に関する規定の適用にあたっては、加入前契約*1とこの保険契約で入院日数または支払日数を通算します。
- (2) 次の規定の適用にあたっては、この保険契約の保険期間は加入前契約*1のその被保険者に対する部分から継続したものとします。
 - ① 給付金の支払い（第4条）
 - ② 被保険者の自殺による免責（第5条）
 - ③ 詐欺による取消し（第22条）
 - ④ 不法取得目的による無効（第23条）
 - ⑤ 告知義務違反による解除（第16条・第17条）

第44条 補足説明

- *1 医療保障保険（団体型）、医療保障保険（団体型）用家族特約、無配当団体医療保険または無配当団体医療保険用家族特約

本条において「加入前契約」といいます。

別表1 入院

公的医療保険制度（別表2）によって保険給付の対象となる入院（別表5）とします。

別表2 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表3 病院または診療所

次の1.、2. のいずれかに該当するものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 1. と同等の日本国外にある医療施設

別表4 治療給付金額

月ごとの治療給付金額は、その月の入院期間中の診療報酬点数に応じて、次表の診療報酬点数ランクに対応する治療給付金基準額に治療給付率を乗じて得られる金額とします。この場合、「診療報酬点数」とは、治療時点において、厚生省告示または厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数をいいます。

公的医療保険制度における 一部負担割合が10%の場合			
診療報酬点数ランク		治療給付金基準額	
62,000以上		58,000円	
60,000以上	62,000未満	56,000円	
58,000以上	60,000未満	54,000円	
56,000以上	58,000未満	52,000円	
54,000以上	56,000未満	50,000円	
52,000以上	54,000未満	48,000円	
50,000以上	52,000未満	46,000円	
48,000以上	50,000未満	44,000円	
46,000以上	48,000未満	42,000円	
44,000以上	46,000未満	40,000円	
42,000以上	44,000未満	38,000円	
40,000以上	42,000未満	36,000円	
38,000以上	40,000未満	34,000円	
36,000以上	38,000未満	32,000円	
34,000以上	36,000未満	30,000円	
32,000以上	34,000未満	28,000円	
30,000以上	32,000未満	26,000円	
28,000以上	30,000未満	24,000円	
26,000以上	28,000未満	22,000円	
24,000以上	26,000未満	20,000円	
22,000以上	24,000未満	18,000円	
20,000以上	22,000未満	16,000円	
18,000以上	20,000未満	14,000円	
16,000以上	18,000未満	12,000円	
14,000以上	16,000未満	10,000円	
12,000以上	14,000未満	8,000円	
10,000以上	12,000未満	6,000円	
8,000以上	10,000未満	4,000円	
0以上	8,000未満	0円	

公的医療保険制度における 一部負担割合が20%の場合		
診療報酬点数ランク		治療給付金基準額
31,000以上		58,000円
30,000以上	31,000未満	56,000円
29,000以上	30,000未満	54,000円
28,000以上	29,000未満	52,000円
27,000以上	28,000未満	50,000円
26,000以上	27,000未満	48,000円
25,000以上	26,000未満	46,000円
24,000以上	25,000未満	44,000円
23,000以上	24,000未満	42,000円
22,000以上	23,000未満	40,000円
21,000以上	22,000未満	38,000円
20,000以上	21,000未満	36,000円
19,000以上	20,000未満	34,000円
18,000以上	19,000未満	32,000円
17,000以上	18,000未満	30,000円
16,000以上	17,000未満	28,000円
15,000以上	16,000未満	26,000円
14,000以上	15,000未満	24,000円
13,000以上	14,000未満	22,000円
12,000以上	13,000未満	20,000円
11,000以上	12,000未満	18,000円
10,000以上	11,000未満	16,000円
9,000以上	10,000未満	14,000円
8,000以上	9,000未満	12,000円
7,000以上	8,000未満	10,000円
6,000以上	7,000未満	8,000円
5,000以上	6,000未満	6,000円
4,000以上	5,000未満	4,000円
0以上	4,000未満	0円

公的医療保険制度における 一部負担割合が30%の場合		
診療報酬点数ランク		治療給付金基準額
20,667以上		58,000円
20,000以上	20,667未満	56,000円
19,334以上	20,000未満	54,000円
18,667以上	19,334未満	52,000円
18,000以上	18,667未満	50,000円
17,334以上	18,000未満	48,000円
16,667以上	17,334未満	46,000円
16,000以上	16,667未満	44,000円
15,334以上	16,000未満	42,000円
14,667以上	15,334未満	40,000円
14,000以上	14,667未満	38,000円
13,334以上	14,000未満	36,000円
12,667以上	13,334未満	34,000円
12,000以上	12,667未満	32,000円
11,334以上	12,000未満	30,000円
10,667以上	11,334未満	28,000円
10,000以上	10,667未満	26,000円
9,334以上	10,000未満	24,000円
8,667以上	9,334未満	22,000円
8,000以上	8,667未満	20,000円
7,334以上	8,000未満	18,000円
6,667以上	7,334未満	16,000円
6,000以上	6,667未満	14,000円
5,334以上	6,000未満	12,000円
4,667以上	5,334未満	10,000円
4,000以上	4,667未満	8,000円
3,334以上	4,000未満	6,000円
2,667以上	3,334未満	4,000円
0以上	2,667未満	0円

別表5 入院

医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

備考

- ① 治療を目的とする入院
治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
- ② 薬物依存
「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
- ③ 医学上密接な関係
「医学上密接な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係や、胃ガンとその転移による肝臓ガンとの関係等をいいます。

別表6

1. 給付金・保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
(1) 治療給付金の支払い	① 会社所定の治療給付金支払請求書 ② 会社所定の様式による医師の診断書 ③ 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院および診療報酬点数証明書 ④ 被保険者の住民票 ⑤ 治療給付金の受取人の戸籍抄本 ⑥ 治療給付金の受取人の印鑑証明書 ⑦ 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類 ⑧ 最終の保険料の払込みを証明する書類
(2) 入院給付金の支払い	① 会社所定の入院給付金支払請求書 ② 会社所定の様式による医師の診断書 ③ 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 ④ 被保険者の住民票 ⑤ 入院給付金の受取人の戸籍抄本 ⑥ 入院給付金の受取人の印鑑証明書 ⑦ 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類 ⑧ 最終の保険料の払込みを証明する書類
(3) 死亡保険金の支払い	① 会社所定の死亡保険金支払請求書 ② 会社所定の様式による死亡診断書または死体検案書 ③ 被保険者の住民票 ④ 死亡保険金の受取人の戸籍抄本 ⑤ 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 ⑥ 最終の保険料の払込みを証明する書類
① 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 ② 給付金・保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 ③ (1)および(2)については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

2. その他の請求等に必要な書類

項 目	必要書類
(1) 保険契約の復活	① 会社所定の申込書 ② 会社所定の告知書
(2) 契約内容の変更 (治療給付金の増率または減率) (基準日額の増額または減額)	① 会社所定の申込書または請求書 ② 会社所定の告知書(治療給付率の増率または基準日額の増額の場合) ③ 保険契約者の印鑑証明書 ④ 最終の保険料の払込みを証明する書類
(3) 保険契約の解約	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書
(4) 保険契約者の変更	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書
(5) 給付金の受取人または死亡保険金受取人の変更	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書
(6) 社員配当金	① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の印鑑証明書
会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	

5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款目次

この保険の特色	76	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	87
第1条 責任開始の時	76	第25条 保険期間の変更	87
2 保険金の支払いについて		第26条 保険契約の更新	88
第2条 保険金の支払い	76	第27条 他の保険契約への加入	89
第3条 免責事由	78	第28条 保険金額の減額	89
3 保険金の支払請求手続について		13 解約等について	
第4条 保険金の支払請求手続	78	第29条 保険契約の解約	89
第5条 保険金の支払時期	79	第30条 返戻金	90
4 保険金の支払方法の選択について		第31条 保険料の未経過分に相当する返還金	90
第6条 保険金の支払方法の選択	80	第32条 保険金の受取人による保険契約の存続	90
5 保険料の払込免除について		14 保険金の受取人および保険契約者について	
第7条 保険料の払込免除	80	第33条 会社への通知による保険金の受取人の変更	90
第8条 保険料の払込免除の免責事由	81	第34条 遺言による保険金の受取人の変更	90
6 保険料の払込免除の請求手続について		第35条 保険金の受取人の死亡	91
第9条 保険料の払込免除の請求手続	81	第36条 保険契約者の権利義務の承継	91
7 保険料の払込みにについて		第37条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者	91
第10条 保険料の払込み	82	15 契約年齢の計算等について	
第11条 保険料の払込方法（経路）	82	第38条 契約年齢の計算	91
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	82	第39条 契約年齢の誤りの処理	91
第13条 保険料の前納および予納	83	第40条 性別の誤りの処理	92
8 失効、失効取消および復活について		16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第14条 保険契約の失効	83	第41条 社員配当金の割当ておよび支払い	92
第15条 保険契約の失効取消	83	17 その他	
第16条 保険契約の復活	84	第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	93
9 取消しと無効について		第43条 保険契約者の住所の変更	93
第17条 詐欺による取消し	84	第44条 時効	93
第18条 不法取得目的による無効	84	第45条 管轄裁判所	93
10 告知義務と解除について		18 特則について	
第19条 告知義務	85	第46条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	93
第20条 告知義務違反による解除	85	第47条 団体定期保険契約等からこの保険契約へ加入する場合の特則	93
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	85	第48条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	94
第22条 重大事由による解除	86		
11 保険契約者に対する貸付について			
第23条 保険契約者に対する貸付	87		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	95		
別表2 対象となる不慮の事故	96		
別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	97		

5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款

(実施 1996.10.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 死亡保険金 (2) 高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第38条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- | |
|---|
| (1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4) 受取人の氏名または名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険給付の額
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約成立日
(10) 保険証券を作成した年月日 |
|---|

2 保険金の支払いについて

第2条 保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金 額	受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		高度障害保険金受取人

2. 保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 死亡保険金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(2) 高度障害保険金について

項 目	内 容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者として扱います。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第26条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害保険金については、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
⑤ 高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害保険金は支払いません。
⑥ 高度障害保険金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1 (P.95参照)

第3条 免責事由

- 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡保険金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

- 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1 (P.95参照)

第3条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

3 保険金の支払請求手続について

第4条 保険金の支払請求手続

- 保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみ

やかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3. この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表3★）	
(2) 次のいずれかの書類	
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書	
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類	
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類	

★別表3（P.97参照）

第5条 保険金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
2. 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

★別表3（P.97参照）

4 保険金の支払方法の選択について

第6条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の払込免除による	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。

第5条 補足説明

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.95参照）、別表2（P.96参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じて保険料の払込みを免除しない場合)
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.95参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3（P.97参照）

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- | |
|------------------------------|
| (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。 |
| (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。 |

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

- 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
- 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第30条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
- 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条 保険契約の失効取消

- 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第30条）の支

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

払いを請求したときは、この取扱いを行いません。

2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	保険金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）または第23条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第30条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。また、第23条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71参照）。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|--|
| (1) 保険金を不法に取得する目的
(2) 他人に保険金を不法に取得させる目的 |
|--|

第16条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。(2) すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。 |
|--|

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合 |
|---|

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第21条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第22条 補足説明

* 1 保険金

この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

- (1) 保険金*²の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*²を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1.－(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2.－(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11 保険契約者に対する貸付について

第23条 保険契約者に対する貸付

保険契約者は、会社の取扱いの範囲内において、返戻金額*¹のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。
(2) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(3) 会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(4) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 保険金が支払われるとき ② 保険金額が減額（第28条）されたとき ③ 保険期間が変更（第25条）されたとき ④ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき

第23条 補足説明

* 1 返戻金額

本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

12 契約内容の変更および更新等について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。この場合、変更後の保険金額は変更前の保険金額を限度とし

ます。

2. 保険期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第26条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第38条）が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の保険金額	更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第26条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第39条・第40条）に準じて取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)、(2)、(5)および(6)の規定を準用します。また、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金（名称の如何を問いません。）の金額および保険期間を指定することを必要とします。

第27条 他の保険契約への加入

1. 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第38条）が70歳を超えるとときは、この取扱いをしません。
2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の保険金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第28条 保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第29条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

13 解約等について

第29条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第30条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第31条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*¹した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*²があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金の支払事由（第2条）または免責事由（第3条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第28条）または解約（第29条）されたとき

第32条 保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に於いて次のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*¹を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第2条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

14 保険金の受取人および保険契約者について

第33条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第34条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第33条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約

第31条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第32条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。

2. 本条の1. の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第35条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により保険金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第36条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第37条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害保険金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第38条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第39条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第38条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第38条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第41条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごと応当日* ² から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごと応当日* ² の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第26条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約* ³	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

第41条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。

* 3 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第43条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第44条 時効

保険金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第30条）または社員配当金（第41条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第46条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第13条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第24条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第47条 団体定期保険契約等からこの保険契約へ加入する場合の特則

1. 団体定期保険契約等*1の普通保険約款等の規定により、団体定期保険契約等*1からこの保険契約への加入が行われた場合には、会社は、責任開始の時（第1条）からこの保険契約上の責任を開始します。ただし、次の規定の適用にあたっては、この保険契約の保険期間は団体定期保険契約等*1のその被保険者に対する部分から継続したものとして取り扱います。

第45条 補足説明

*1 保険金の受取人

保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社としてします。

第47条 補足説明

*1 団体定期保険契約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 団体定期保険契約
- (2) 総合福祉団体定期保険契約
- (3) 無配当団体定期保険契約
- (4) 無配当総合福祉団体定期保険契約
- (5) 団体定期保険こども特約
- (6) 無配当団体定期保険こども特約

- (1) 高度障害保険金の支払い（第2条）
- (2) 被保険者の自殺による免責（第3条）
- (3) 保険料の払込免除（第7条・第8条）
- (4) 詐欺による取消し（第17条）または不法取得目的による無効（第18条）
- (5) 告知義務違反による解除（第20条・第21条）

2. 本条の1. の規定により団体定期保険契約等*1からこの保険契約への加入が行われた場合で、団体定期保険契約等*1に特約*2が付加されているとき、かつ、この保険契約に会社の定める同種の特約を付加するときは、本条の1. の規定を準用します。

第48条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、高度障害保険金受取人が高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が高度障害保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その死亡保険金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が高度障害保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により会社が高度障害保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 第5条（保険金の支払時期）の4. 中、「保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「保険金の受取人または第48条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人（保険金の受取人等が2人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。
- (6) 第5条（保険金の支払時期）の5. 中、「被保険者または保険金の受取人」とあるのを「被保険者、保険金の受取人または第48条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人」と読み替えます。

第47条 補足説明

*2 特約

次の(1)から(14)をいいます。

- (1) 団体定期保険災害割増特約
- (2) 団体定期保険傷害特約
- (3) 団体定期保険災害保障特約
- (4) 団体定期保険こども災害割増特約
- (5) 団体定期保険こども傷害特約
- (6) 団体定期保険こども災害保障特約
- (7) 総合福祉団体定期保険災害総合保障特約
- (8) 無配当団体定期保険災害割増特約
- (9) 無配当団体定期保険傷害特約
- (10) 無配当団体定期保険災害保障特約
- (11) 無配当団体定期保険こども災害割増特約
- (12) 無配当団体定期保険こども傷害特約
- (13) 無配当団体定期保険こども災害保障特約
- (14) 無配当総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

★別表3（P.97 参照）

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態となる保険料払込免除の対象となる	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。
5. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
6. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
7. 指の障害
 - (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款目次

この保険の特色	99	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第25条 保険料払込方法の変更	111
第1条 責任開始の時	99	第26条 保険期間の変更	111
2 年金支払期間について		第27条 保険契約の更新	111
第2条 年金支払期間の指定	99	第28条 他の保険契約への加入	112
3 年金の支払いについて		第29条 年金支払期間の変更	113
第3条 年金の支払い	100	第30条 第1回年金額の減額	113
第4条 免責事由	102	13 解約等について	
第5条 年金証書の発行	102	第31条 保険契約の解約	113
4 年金の支払請求手続について		第32条 返戻金	113
第6条 年金の支払請求手続	103	第33条 保険料の未経過分に相当する返還金	114
第7条 年金の支払時期	103	第34条 年金の受取人による保険契約の存続	114
5 一時金の支払方法の選択について		14 年金の受取人および保険契約者について	
第8条 一時金の支払方法の選択	104	第35条 会社への通知による年金の受取人の変更	114
6 保険料の払込免除について		第36条 遺言による年金の受取人の変更	115
第9条 保険料の払込免除	104	第37条 年金の受取人の死亡	115
第10条 保険料の払込免除の免責事由	105	第38条 保険契約者の権利義務の承継	115
7 保険料の払込免除の請求手続について		第39条 保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者	115
第11条 保険料の払込免除の請求手続	106	15 契約年齢の計算等について	
8 保険料の払込みにについて		第40条 契約年齢の計算	115
第12条 保険料の払込み	106	第41条 契約年齢の誤りの処理	115
第13条 保険料の払込方法（経路）	106	第42条 性別の誤りの処理	116
第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	107	16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第15条 保険料の前納および予納	107	第43条 社員配当金の割当ておよび支払い	116
9 失効、失効取消および復活について		17 その他	
第16条 保険契約の失効	108	第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	117
第17条 保険契約の失効取消	108	第45条 保険契約者の住所の変更	118
第18条 保険契約の復活	108	第46条 時効	118
10 取消しと無効について		第47条 管轄裁判所	118
第19条 詐欺による取消し	108	18 特則について	
第20条 不法取得目的による無効	109	第48条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則	118
11 告知義務と解除について		第49条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	118
第21条 告知義務	109		
第22条 告知義務違反による解除	109		
第23条 告知義務違反による解除ができないとき	109		
第24条 重大事由による解除	110		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	120		
別表2 対象となる不慮の事故	121		
別表3 年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	122		

5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款

(実施 1999.4.2 / 改正 2024.4.1)

約
款

5年ごと利差配当付長期生活保障保険

この保険の特色

目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
年金の種類	(1) 死亡年金（確定年金） (2) 高度障害年金（確定年金）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	年金支払期間は、10年または15年とします。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第21条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第40条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- | |
|---|
| (1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4) 受取人の氏名または名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険給付の額
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約成立日
(10) 保険証券を作成した年月日 |
|---|

2 年金支払期間について

第2条 年金支払期間の指定

保険契約者は、この保険契約締結の際、年金支払期間を10年または15年のいずれかから選択することを必要とします。

3 年金の支払いについて

第3条 年金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

年金の種類	支払事由（年金を支払う場合）	金額	受取人
死亡年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間（第2条）中の年金支払日*2が到来したとき	(1) 第1回年金 第1回年金額	死亡年金受取人
高度障害年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間中の年金支払日*2が到来したとき	(2) 第2回以後の年金 第1回年金額と同額	高度障害年金受取人

2. 年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項目	内容
① 第1回年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	払い込む必要はありません。
② 一時金の支払い	ア. 年金の受取人は、第1回年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する一時金★（以下「一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。 (ア) 第1回年金の支払前であること (イ) 年金の一部の支払いに代えて一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第1回年金額が12万円以上となること イ. ア.により、年金の全部の支払いに代えて一時金を支払ったときは、この保険契約は消滅します。
③ 第1回年金額が12万円未満となる時	ア. 一時金を保険契約者に支払います。 イ. この保険契約は、第1回年金の支払事由が生じた時に消滅します。
④ 第1回高度障害年金を支払ったとき	その後新たに第1回年金の支払事由が生じても、これによる死亡年金および高度障害年金は支払いません。

第3条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害年金については、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 年金支払日

年金支払日は、次のとおりとします。

項目	内容
(1) 第1回年金の支払日	第1回年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の年金の支払日	(1)に規定する第1回年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

項 目	内 容
⑤ 年金の受取人が年金支払期間中の最終の年金支払日*2前に死亡したとき	ア. 年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの年金現価*（以下「未払いの年金現価」といいます。）を支払い、この保険契約は消滅します。 イ. 年金の受取人の相続人は、ア. による未払いの年金現価の支払いに代えて、年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。 （ア） この保険契約は年金支払期間が満了するまで消滅せず、年金支払期間中の年金支払日*2に年金を継続して支払います。 （イ） 年金の継続支払中にこの保険契約の解約（第31条）の請求があった場合には、この保険契約はその時に消滅し、返戻金（第32条）を年金の受取人の相続人に支払います。

(2) 死亡年金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 高度障害年金について

項 目	内 容
① 高度障害年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*3による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*4に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害年金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第27条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

第3条 補足説明

*** 3 責任開始の時以後の原因**
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*** 4 この保険契約の締結の際**
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
⑤ 高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡年金の第1回年金または一時金の支払請求を受け、死亡年金または一時金が支払われるとき	高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害年金は支払いません。

★別表1 (P.120参照)

★「会社の定める方法により計算する一時金」⇒「金額例表等について(例表1)」(P.1068参照)

★「会社の定める方法により計算する未払いの年金現価」⇒「金額例表等について(例表2)」(P.1068参照)

第4条 免責事由

1. 支払事由(第3条)が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金を支払いません。

	免責事由(支払事由が生じても年金を支払わない場合)
死亡年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡年金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活(第18条)が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害年金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態(別表1★)になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡年金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡年金または高度障害年金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、年金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡年金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1 (P.120参照)

第5条 年金証書の発行

会社は、第1回年金を支払う際に、年金証書を年金の受取人に発行します。

第4条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条(責任開始の時)に規定する責任開始の日をいいます。

4 年金の支払請求手続について

第6条 年金の支払請求手続

- 年金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- 本条の2.の規定にかかわらず、第2回以後の年金について、会社の取扱いの範囲内で、年金支払日（第3条）に年金の受取人からその支払いの請求があったものとして取り扱います。
- 本条の3.の取扱いをするときは、第7条（年金の支払時期）中、「必要書類（別表3★）が会社に到達した日」とあるのを「年金支払日（第3条）」と読み替えます。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、年金もしくは一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡年金受取人または高度障害年金受取人は年金または一時金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡年金受取人または高度障害年金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 年金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.122参照）

第7条 年金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金を支払います。
- 会社は、年金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	年金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第22条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の5.において「当該団体」といいます。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(4) この約款に定める重大事由（第24条）、詐欺（第19条）または不法取得目的（第20条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第24条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、年金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

★別表3（P.122参照）

5 一時金の支払方法の選択について

第8条 一時金の支払方法の選択

年金が支払われるときは、年金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、一時金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

第7条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

*1 一時金

一時金とともに支払われる金銭を含みます。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.120参照）、別表2（P.121参照）

第10条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.120参照）

第9条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

7 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（年金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3（P.122参照）

8 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第13条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（年金または一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第12条）までに、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 第1回年金または一時金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 第1回年金または一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。 |
| (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。 |

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

9 失効、失効取消および復活について

第16条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第32条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条 保険契約の失効取消

1. 第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第32条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に年金の支払事由（第3条）が生じたとき	年金または一時金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第18条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第21条）および告知義務違反による解除（第22条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第32条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71参照）。

10 取消しと無効について

第19条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは

第17条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第12条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

第18条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

復活（第18条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第18条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 年金を不法に取得する目的
- (2) 他人に年金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第21条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第22条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または年金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第22条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第24条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除*1することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡年金の場合は被保険者を除きます。）または年金の受取人が年金*2を詐取する目的もしくは他人に年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 年金*2の請求に関し、年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除*1することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第23条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第24条 補足説明

*1 解除

年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないこととするときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分の解除とします。

*2 年金

この保険契約の年金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 年金または一時金*³の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または一時金*³を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除*¹の通知については、第22条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除*¹された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除*¹した場合で、年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について

第25条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第26条 保険期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。この場合、変更後の第1回年金額は変更前の第1回年金額を限度とします。
2. 保険期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第27条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*¹に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*¹における被保険者の年齢（第40条）が会社の定める年齢の範囲内であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること
- (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日* ¹ の保険料率が適用されます。 ② 更新日* ¹ の被保険者の年齢によって定めます。

第24条 補足説明

* 3 年金または一時金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金または一時金のうち、その受取人に支払われるべき年金または一時金をいいます。

第27条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の第1回年金額	更新前契約の保険期間満了日の第1回年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の第1回年金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) 更新後契約の年金支払期間	更新前契約の年金支払期間と同一とします。
(6) この保険契約が更新されたとき	① 年金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第9条・第10条）および告知義務違反による解除（第22条・第23条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(7) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第41条・第42条）に準じて取り扱います。
(8) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(6)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)、(2)、(6)および(7)の規定を準用します。また、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の年金（名称の如何を問いません。）の金額および保険期間を指定することを必要とします。

第28条 他の保険契約への加入

1. 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第

40条) が70歳を超えるとときは、この取扱いをしません。

2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の一時金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第29条 年金支払期間の変更

第1回年金の支払事由(第3条)が生じたときは、年金の受取人は、その支払前に限り、会社の取扱いの範囲内で、年金支払期間の変更を申し込むことができます。

第30条 第1回年金額の減額

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由(第3条)が生じる前に限り、将来に向かって第1回年金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の第1回年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 第1回年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約(第31条)されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 第1回年金額が減額された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.71参照)。

13 解約等について

第31条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由(第3条)が生じる前に限り、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金(第32条)があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。
3. 本条の1. に定めるほか、第1回年金の支払後は、年金の受取人は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の2. の規定に準じて返戻金を年金の受取人に支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.71参照)。

第32条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知(電気通信回線に

接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。) します。ただし、第1回年金の支払日以後の返戻金額★は、会社の定める方法により計算します。

★「第1回年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について(例表3)」(P.1068参照)

第33条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第1回年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除(第9条)された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 年金の支払事由(第3条)または免責事由(第4条)に該当したとき(保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。)
- (2) 告知義務違反(第22条)または重大事由(第24条)によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額(第30条)または解約(第31条)されたとき

第34条 年金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約(減額を含みます。本条において以下同じ。)をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次を満たす年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、年金の支払事由(第3条)が生じ、会社が年金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額以上の場合	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。
(2) 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額を下回る場合	年金の全部の支払いに代えて、一時金の請求があったものとして取り扱います。この場合、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。

14 年金の受取人および保険契約者について

第35条 会社への通知による年金の受取人の変更

1. 保険契約者は、年金の支払事由(第3条)が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の年金の受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.71参照)。

第33条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法(回数)(第12条)が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第34条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第36条 遺言による年金の受取人の変更

1. 第35条（会社への通知による年金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、年金の支払事由（第3条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の年金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による年金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第37条 年金の受取人の死亡

1. 年金の受取人が年金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を年金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により年金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により年金の受取人となった者のうち生存している他の年金の受取人を年金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により年金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第38条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1回年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、年金の受取人に承継されます。
3. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第39条 保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡年金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害年金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について**第40条 契約年齢の計算**

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第41条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第40条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、会社は、この保険契約を取り消すことが

第40条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）**
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

できるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第42条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第43条 社員配当金の割当ておよび支払い

- 第1回年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(6)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日*1（第1条）の5年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 第1回年金または一時金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 一時金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第27条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日*1および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、一時金の支払いにより消滅する保険契約*3	一時金とともにその受取人に支払います。

第43条 補足説明

- *1 契約成立日
保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- *2 契約成立日の5年ごとの応当日
本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。
- *3 消滅する保険契約
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約* ³	保険契約者に支払います。
(6) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して第1回年金を支払う保険契約	第1回年金とともにその受取人に支払います。

2. 第1回年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回年金の支払日の5年ごとの応当日* ⁴ が到来する保険契約（(2)に該当する場合を除きます。）	① その5年ごと応当日* ⁴ から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、保険契約が消滅したとき、または年金の受取人から請求があったときに、年金の受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に最終の年金を支払う保険契約	最終の年金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ⁴ からその日を含めて1年を経過して、年金の受取人の死亡により消滅する保険契約	年金の受取人の相続人に支払います。
(4) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ⁴ からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約	年金の受取人に支払います。

3. 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4. 保険契約者または年金の受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第7条（年金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料

第43条 補足説明

* 4 第1回年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2. において「5年ごと応当日」といいます。

の変更もしません。

第45条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第46条 時効

年金・一時金・支払うべき未払いの年金現価（第3条）、保険料の払込免除（第9条）、返戻金（第32条）または社員配当金（第43条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第47条 管轄裁判所

1. この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または年金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における一時金・支払うべき未払いの年金現価または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

第47条 補足説明

*1 年金の受取人

年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

18 特則について

第48条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則

年金の受取人が2人以上いる場合には、第3条（年金の支払い）の2. -(1)-⑤中、「年金の受取人が」とあるのを「年金の受取人の代表者が」と、「年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第49条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 高度障害年金受取人が被保険者の場合で、高度障害年金受取人が高度障害年金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が高度障害年金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡年金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する死亡年金受取人が2人以上いるときは、その死亡年金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が高度障害年金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を

除きます。)に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
 - ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
 - ③ (1)に定める代理人の住民票
 - ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により会社が高度障害年金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその高度障害年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 第7条（年金の支払時期）の4. 中、「年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「年金の受取人または第49条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人（年金の受取人等が2人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。
- (6) 第7条（年金の支払時期）の5. 中、「被保険者または年金の受取人」とあるのを「被保険者、年金の受取人または第49条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人」と読み替えます。

★別表3（P.122参照）

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害年金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 死亡年金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
2. 高度障害年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 高度障害年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 年金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険普通保険約款目次

この保険の特色	124	11 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第23条 保険料払込方法の変更	136
第1条 責任開始の時	124	第24条 保険期間または保険料払込期間の変更	137
2 保険金の支払いについて		第25条 保険契約の更新	137
第2条 保険金の支払い	124	第26条 他の保険契約への加入	138
第3条 免責事由	128	第27条 保険金額の減額	139
3 保険金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 保険金の支払請求手続	128	第28条 保険契約の解約	139
第5条 保険金の支払時期	129	第29条 返戻金	139
4 保険金の支払方法の選択について		第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	139
第6条 保険金の支払方法の選択	130	第31条 保険金の受取人による保険契約の存続	139
5 保険料の払込免除について		13 保険金の受取人および保険契約者について	
第7条 保険料の払込免除	130	第32条 会社への通知による保険金の受取人の変更	140
第8条 保険料の払込免除の免責事由	131	第33条 遺言による保険金の受取人の変更	140
6 保険料の払込免除の請求手続について		第34条 保険金の受取人の死亡	140
第9条 保険料の払込免除の請求手続	131	第35条 保険契約者の権利義務の承継	140
7 保険料の払込みにについて		第36条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者	141
第10条 保険料の払込み	132	14 契約年齢の計算等について	
第11条 保険料の払込方法（経路）	132	第37条 契約年齢の計算	141
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	132	第38条 契約年齢の誤りの処理	141
第13条 保険料の前納および予納	133	第39条 性別の誤りの処理	141
8 失効、失効取消および復活について		15 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第14条 保険契約の失効	133	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	141
第15条 保険契約の失効取消	133	16 その他	
第16条 保険契約の復活	134	第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	142
9 取消しと無効について		第42条 保険契約者の住所の変更	142
第17条 詐欺による取消し	134	第43条 時効	143
第18条 不法取得目的による無効	134	第44条 管轄裁判所	143
10 告知義務と解除について		17 特則について	
第19条 告知義務	134	第45条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	143
第20条 告知義務違反による解除	135		
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	135		
第22条 重大事由による解除	136		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	145		
別表2 要介護状態	146		
別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中	147		
別表4 対象となる不慮の事故	148		
別表5 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	149		

5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険普通保険約款

(実施 2000.4.3 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡、所定の高度障害状態、所定の要介護状態または悪性新生物、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態に対する保障
保険金の種類	(1) 死亡保険金 (2) 高度障害保険金 (3) 介護保険金 (4) 特定疾病保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第37条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

2 保険金の支払いについて

第2条 保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金 額	受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		高度障害保険金受取人
介護保険金	責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により要介護状態（別表2★）に該当したこと (2) (1)の要介護状態（別表2★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと		介護保険金受取人
特定疾病保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1) 悪性新生物 責任開始の時*1前を含めて初めて悪性新生物（別表3★）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定*3されたとき (2) 急性心筋梗塞 急性心筋梗塞（別表3★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*4が継続したと医師によって診断されたとき (3) 脳卒中 脳卒中（別表3★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、他覚的な神経学的後遺症*5が継続したと医師によって診断されたとき		特定疾病保険金受取人

2. 保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 高度障害保険金等*6の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	高度障害保険金等*6の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものと取り扱い、高度障害保険金等*6は支払いません。
② 介護保険金または特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるとき	介護保険金または特定疾病保険金の支払事由が生じないで高度障害保険金の支払事由が生じたものと取り扱い、介護保険金または特定疾病保険金は支払いません。
③ 特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に介護保険金の支払請求を受け、介護保険金が支払われるとき	特定疾病保険金の支払事由が生じないで介護保険金の支払事由が生じたものと取り扱い、特定疾病保険金は支払いません。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害保険金等*6については、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 3 診断確定

病理組織学的所見（生検）が得られないときは、他の所見による診断確定でも取り扱うことがあります。

* 4 労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

* 5 他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

* 6 高度障害保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 高度障害保険金
- (2) 介護保険金
- (3) 特定疾病保険金

項 目	内 容
④ 高度障害保険金等*6を支払ったとき	ア. この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ. その後に高度障害保険金等*6の支払請求を受けても、高度障害保険金等*6は支払いません。

(2) 死亡保険金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 高度障害保険金について

項 目	内 容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*7による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*8に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第25条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

(4) 介護保険金について

項 目	内 容
① 介護保険金受取人	高度障害保険金受取人と同一とします。

第2条 補足説明

*7 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

*8 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として介護保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③ 被保険者が、保険期間中に要介護状態（別表2★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したと医師によって診断確定されたときは、保険期間満了日に介護保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。

(5) 特定疾病保険金について

項 目	内 容
① 特定疾病保険金受取人	高度障害保険金受取人と同一とします。
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた急性心筋梗塞または脳卒中を原因として特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。
③ 被保険者が、保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病した場合で、特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態がその疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞または脳卒中による特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したときは、保険期間満了日に特定疾病保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。

第3条 免責事由

1. 支払事由(第2条)が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

免責事由(支払事由が生じて保険金を支払わない場合)	
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡保険金受取人の故意
	(3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺
	(4) この保険契約の復活(第16条)が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺
	(5) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態(別表1★)になったとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 被保険者の故意
	(3) 被保険者の自殺行為
	(4) 被保険者の犯罪行為
	(5) 戦争その他の変乱
介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態(別表2★)になったとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いいます。

項 目	内 容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡保険金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡保険金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

3 保険金の支払請求手続について

第4条 保険金の支払請求手続

1. 保険金の支払事由(第2条)が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類(別表5★)をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そ

第3条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条(責任開始の時)に規定する責任開始の日をいいます。

*2 死亡保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 死亡保険金
- (2) 高度障害保険金
- (3) 介護保険金

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金をいいます。

のうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表5★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表5（P.149参照）

第5条 保険金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
2. 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

第4条 補足説明

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

★別表5（P.149参照）

4 保険金の支払方法の選択について

第6条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとしします。

第5条 補足説明

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.145参照）、別表4（P.148参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.145参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表5（P.149参照）

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日* ¹ （年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日* ¹ （月単位）までの期間* ²
(2) 半年払	契約成立日の応当日* ¹ （半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日* ¹ （月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|--|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法* ¹
(2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
(4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法* ²
(5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
(6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |
|--|

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*¹が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第29条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条 保険契約の失効取消

1. 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第29条）の支

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

払いを請求したときは、この取扱いを行いません。

2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	保険金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第29条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71参照）。

第16条 補足説明

- * 1 効力を失った日
猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。
- * 2 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- * 3 延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|--|
| (1) 保険金を不法に取得する目的
(2) 他人に保険金を不法に取得させる目的 |
|--|

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保

険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

- この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- 保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2.の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

- 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

- 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第21条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第22条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 補足説明

* 1 保険金

この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

11 契約内容の変更および更新等について

第23条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法につい

て、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。

2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。この場合、変更後の保険金額は変更前の保険金額を限度とします。
2. 保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第25条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の保険金額	更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金額を変更して更新することができます。

第25条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1.-(3)または(4)の条件を満たさなくなる場合は、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)-①に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 他の保険契約への加入

1. 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第37条）が70歳を超えるとときは、この取扱いをしません。
2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の保険金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第27条 保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することが出来ます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

12 解約等について**第28条 保険契約の解約**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することが出来ます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第29条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金の支払事由（第2条）または免責事由（第7条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次のおべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

第30条 補足説明*** 1 消滅**

保険契約の一部が消滅するとき
は、その消滅する部分とします。

*** 2 保険料の未経過分に相当する返還金**

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 補足説明*** 1 会社が債権者等に支払うべき金額**

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第2条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

13 保険金の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、介護保険金受取人および特定疾病保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第33条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、介護保険金受取人および特定疾病保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により保険金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害保険金、介護保険金および特定疾病保険金についても同様とします。

14 契約年齢の計算等について**第37条 契約年齢の計算**

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

15 社員配当金（保険契約者への配当）について**第40条 社員配当金の割当ておよび支払い**

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第37条 補足説明*** 1 契約成立日の応当日（年単位）**

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごとに応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごとに応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第25条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ³ および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ³ からその日を含めて2年および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約* ⁴	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

16 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。

第40条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1. において「5年ごとに応当日」といいます。

* 3 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

* 4 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-714-532）となります。

第43条 時効

保険金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第44条 管轄裁判所

- この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人*¹の住所地と同一の都道府県内にある支社*²の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
- この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

17 特則について

第45条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 高度障害保険金または介護保険金の受取人が被保険者の場合で、高度障害保険金または介護保険金の受取人が高度障害保険金または介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が高度障害保険金または介護保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。

② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その死亡保険金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が高度障害保険金または介護保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表5★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本

② (1)に定める代理人の印鑑証明書

③ (1)に定める代理人の住民票

④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) 特定疾病保険金受取人が被保険者の場合で、特定疾病保険金受取人が特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特定疾病保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

第44条 補足説明

* 1 保険金の受取人

保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社としてします。

す。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- | |
|--|
| ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者 |
| ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 |

- (5) (4)の規定により、指定代理請求人が特定疾病保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表5★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|-------------------------------|
| ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 |
| ② 指定代理請求人の印鑑証明書 |
| ③ 指定代理請求人の住民票 |
| ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し |

- (6) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(4)に規定する者に限ります。
- (7) (6)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (8) (1)の規定により会社が高度障害保険金または介護保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその高度障害保険金または介護保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (9) (4)の規定により会社が特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特定疾病保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (10) 第5条（保険金の支払時期）の4. 中、「保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「保険金の受取人、第45条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人または指定代理請求人（保険金の受取人等が2人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。
- (11) 第5条（保険金の支払時期）の5. 中、「被保険者または保険金の受取人」とあるのを「被保険者、保険金の受取人、第45条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (12) 第20条（告知義務違反による解除）の3. 中、「被保険者または保険金の受取人」とあるのを「被保険者、保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (13) 第20条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者または保険金の受取人」とあるのを「被保険者、保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表5（P.149参照）

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表のア.に該当し、かつ、下表のイ. ～オ. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

ア. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。

イ. 衣服の着脱が自分ではできない。

ウ. 入浴が自分ではできない。

エ. 食物の摂取が自分ではできない。

オ. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

- (2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応

性を失った状態)にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア. 時間の見当識障害	：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ. 場所の見当識障害	：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ. 人物の見当識障害	：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、1. によって定義づけられる疾病で、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中2. の基本分類表番号に規定されるものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

1. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
(1) 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、「上皮内癌」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」および「責任開始の日（保険契約の復活が行われたときは最終の復活の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物」を除く。）
(2) 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（原則として、典型的な胸痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすものをいいます。）
(3) 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

2. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
(1) 悪性新生物	ア. 口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	イ. 消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	ウ. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	エ. 骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）のうち、	
	(ア) 骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	(イ) 結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物	171
	(ウ) 皮膚の悪性黒色腫	172
	(エ) 女性乳房の悪性新生物	174
	(オ) 男性乳房の悪性新生物	175
	オ. 泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	カ. その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	キ. リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
(2) 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（410～414）のうち、急性心筋梗塞	410
(3) 脳卒中	脳血管疾患（430～438）のうち、	
	ア. くも膜下出血	430
	イ. 脳内出血	431
	ウ. 脳動脈の狭塞	434

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表5 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 介護保険金の支払い	(1) 介護保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 介護保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 特定疾病保険金の支払い	(1) 特定疾病保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特定疾病保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表4）であることを証する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2.、3. および4. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険普通保険約款目次

この保険の特色	151	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第25条 保険料払込方法の変更	164
第1条 責任開始の時	151	第26条 保険期間の変更	164
2 年金支払期間について		第27条 保険契約の更新	164
第2条 年金支払期間の指定	151	第28条 他の保険契約への加入	165
3 年金の支払いについて		第29条 年金支払期間の変更	166
第3条 年金の支払い	152	第30条 第1回年金額の減額	166
第4条 免責事由	155	13 解約等について	
第5条 年金証書の発行	156	第31条 保険契約の解約	166
4 年金の支払請求手続について		第32条 返戻金	166
第6条 年金の支払請求手続	156	第33条 保険料の未経過分に相当する返還金	167
第7条 年金の支払時期	156	第34条 年金の受取人による保険契約の存続	167
5 一時金の支払方法の選択について		14 年金の受取人および保険契約者について	
第8条 一時金の支払方法の選択	157	第35条 会社への通知による年金の受取人の変更	167
6 保険料の払込免除について		第36条 遺言による年金の受取人の変更	168
第9条 保険料の払込免除	157	第37条 年金の受取人の死亡	168
第10条 保険料の払込免除の免責事由	158	第38条 保険契約者の権利義務の承継	168
7 保険料の払込免除の請求手続について		第39条 保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者	168
第11条 保険料の払込免除の請求手続	159	15 契約年齢の計算等について	
8 保険料の払込みにについて		第40条 契約年齢の計算	168
第12条 保険料の払込み	159	第41条 契約年齢の誤りの処理	168
第13条 保険料の払込方法（経路）	159	第42条 性別の誤りの処理	169
第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	160	16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第15条 保険料の前納および予納	160	第43条 社員配当金の割当ておよび支払い	169
9 失効、失効取消および復活について		17 その他	
第16条 保険契約の失効	161	第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	170
第17条 保険契約の失効取消	161	第45条 保険契約者の住所の変更	171
第18条 保険契約の復活	161	第46条 時効	171
10 取消しと無効について		第47条 管轄裁判所	171
第19条 詐欺による取消し	161	18 特則について	
第20条 不法取得目的による無効	162	第48条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則	171
11 告知義務と解除について		第49条 継続介護年金終身支払特則	171
第21条 告知義務	162	第50条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	174
第22条 告知義務違反による解除	162		
第23条 告知義務違反による解除ができないとき	162		
第24条 重大事由による解除	163		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	175		
別表2 対象となる不慮の事故	176		
別表3 要介護状態	177		
別表4 年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	178		

5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険普通保険約款

(実施 2000.10.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡、所定の高度障害状態または所定の要介護状態に対する保障
年金の種類	(1) 死亡年金（確定年金） (2) 高度障害年金（確定年金） (3) 介護年金（確定年金） (4) 継続介護年金（継続介護年金終身支払特則を適用した場合に限ります。）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	死亡年金、高度障害年金および介護年金の年金支払期間は、10年または15年とします。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第21条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第40条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

2 年金支払期間について

第2条 年金支払期間の指定

保険契約者は、この保険契約締結の際、年金支払期間を10年または15年のいずれかから選択することを必要とします。

3 年金の支払いについて

第3条 年金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

年金の種類	支払事由（年金を支払う場合）	金額	受取人
死亡年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間（第2条）中の年金支払日*2が到来したとき	(1) 第1回年金 第1回年金額 (2) 第2回以後の年金 第1回年金額と同額	死亡年金受取人
高度障害年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後の原因*3によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間中の年金支払日*2が到来したとき		高度障害年金受取人
介護年金	(1) 第1回年金 責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき ① 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*4により要介護状態（別表3★）に該当したこと ② ①の要介護状態（別表3★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間中の年金支払日*2が到来したとき		介護年金受取人

2. 年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

- (1) 全般について

項目	内容
① 第1回年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	払い込む必要はありません。

第3条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害年金および介護年金については、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 年金支払日

年金支払日は、次のとおりとします。

項目	内容
(1) 第1回年金の支払日	第1回年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の年金の支払日	(1)に規定する第1回年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

*3 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*4 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

項 目	内 容
② 一時金の支払い	ア. 年金の受取人は、第1回年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する一時金★（以下「一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。 (ア) 第1回年金の支払前であること (イ) 年金の一部の支払いに代えて一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第1回年金額が12万円以上となること イ. ア.により、年金の全部の支払いに代えて一時金を支払ったときは、この保険契約は消滅します。
③ 第1回年金額が12万円未満となる時	ア. 一時金を保険契約者に支払います。 イ. この保険契約は、第1回年金の支払事由が生じた時に消滅します。
④ 第1回高度障害年金または第1回介護年金を支払ったとき	ア. その後新たに第1回年金の支払事由が生じても、これによる死亡年金、高度障害年金および介護年金は支払いません。 イ. その後に第1回高度障害年金または第1回介護年金の支払請求を受けても、これによる高度障害年金または介護年金は支払いません。
⑤ 年金の受取人が年金支払期間中の最終の年金支払日*2前に死亡したとき	ア. 年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの年金現価★（以下「未払いの年金現価」といいます。）を支払い、この保険契約は消滅します。 イ. 年金の受取人の相続人は、ア.による未払いの年金現価の支払いに代えて、年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。 (ア) この保険契約は年金支払期間が満了するまで消滅せず、年金支払期間中の年金支払日*2に年金を継続して支払います。 (イ) 年金の継続支払中にこの保険契約の解約（第31条）の請求があった場合には、この保険契約はその時に消滅し、返戻金（第32条）を年金の受取人の相続人に支払います。
⑥ 高度障害年金または介護年金の第1回年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡年金の第1回年金または一時金の支払請求を受け、死亡年金または一時金が支払われるとき	高度障害年金または介護年金の第1回年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害年金または介護年金は支払いません。
⑦ 介護年金の第1回年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に高度障害年金の第1回年金または一時金の支払請求を受け、高度障害年金または一時金が支払われるとき	介護年金の第1回年金の支払事由が生じないで被保険者が高度障害状態（別表1★）に該当したものとして取り扱い、介護年金は支払いません。

(2) 死亡年金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 高度障害年金について

項 目	内 容
① 高度障害年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*3による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*4によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*5に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*4によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*4によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害年金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第27条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

(4) 介護年金について

項 目	内 容
① 介護年金受取人	高度障害年金受取人と同一とします。
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*4を原因として介護年金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*4によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*5に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*4によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*4によるものとみなしません。

第3条 補足説明

***5 この保険契約の締結の際**
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
③ 被保険者が、保険期間中に要介護状態（別表3★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したと医師によって診断確定されたときは、保険期間満了日に介護年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。

★別表1（P.175参照）、別表3（P.177参照）

★「会社の定める方法により計算する一時金」⇒「金額例表等について（例表1）」（P.1068参照）

★「会社の定める方法により計算する未払いの年金現価」⇒「金額例表等について（例表2）」（P.1068参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金を支払わない場合）
死亡年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡年金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第18条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害年金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
介護年金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表3★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡年金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡年金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡年金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡年金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1（P.175参照）、別表3（P.177参照）

第4条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

*2 死亡年金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 死亡年金
- (2) 高度障害年金
- (3) 介護年金

第5条 年金証書の発行

会社は、第1回年金を支払う際に、年金証書を年金の受取人に発行します。

4 年金の支払請求手続について

第6条 年金の支払請求手続

- 年金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- 本条の2.の規定にかかわらず、第2回以後の年金について、会社の取扱いの範囲内で、年金支払日（第3条）に年金の受取人からその支払いの請求があったものとして取り扱います。
- 本条の3.の取扱いをするときは、第7条（年金の支払時期）中、「必要書類（別表4）が会社に到着した日」とあるのを「年金支払日（第3条）」と読み替えます。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、年金もしくは一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡年金受取人または高度障害年金受取人は年金または一時金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡年金受取人または高度障害年金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 年金の支払請求に必要な書類（別表4★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表4（P.178参照）

第7条 年金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金を支払います。
- 会社は、年金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	年金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第22条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の5.において「当該団体」といいます。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(4) この約款に定める重大事由（第24条）、詐欺（第19条）または不法取得目的（第20条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第24条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、年金を支払うべき期限は、必要書類（別表4★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

★別表4（P.178参照）

5 一時金の支払方法の選択について

第8条 一時金の支払方法の選択

年金が支払われるときは、年金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、一時金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

第7条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

*1 一時金

一時金とともに支払われる金銭を含みます。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.175参照）、別表2（P.176参照）

第10条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.175参照）

第9条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

7 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（年金の支払時期）の規定を準用します。

★別表4（P.178参照）

8 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第13条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（年金または一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第12条）までに、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 第1回年金または一時金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 第1回年金または一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。 |
| (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。 |

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

9 失効、失効取消および復活について

第16条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第32条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条 保険契約の失効取消

1. 第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第32条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、年金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に年金の支払事由（第3条）が生じたとき	年金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第18条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第21条）および告知義務違反による解除（第22条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第32条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71参照）。

10 取消しと無効について

第19条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは

第17条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第12条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

第18条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

復活（第18条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第18条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 年金を不法に取得する目的
- (2) 他人に年金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第21条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第22条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または年金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第22条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第24条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除*1することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡年金の場合は被保険者を除きます。）または年金の受取人が年金*2を詐取する目的もしくは他人に年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 年金*2の請求に関し、年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除*1することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第23条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第24条 補足説明

*1 解除

年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないこととするときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分の解除とします。

*2 年金

この保険契約の年金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 年金または一時金*3の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または一時金*3を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除*1の通知については、第22条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除*1された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除*1した場合で、年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について

第25条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第26条 保険期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。この場合、変更後の第1回年金額は変更前の第1回年金額を限度とします。
2. 保険期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第27条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第40条）が会社の定める年齢の範囲内であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること
- (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。

第24条 補足説明

* 3 年金または一時金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金または一時金のうち、その受取人に支払われるべき年金または一時金をいいます。

第27条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の第1回年金額	更新前契約の保険期間満了日の第1回年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の第1回年金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. ー(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) 更新後契約の年金支払期間	更新前契約の年金支払期間と同一とします。
(6) この保険契約が更新されたとき	① 年金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第9条・第10条）および告知義務違反による解除（第22条・第23条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(7) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第41条・第42条）に準じて取り扱います。
(8) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(6)ー①に準じて継続したものとして取り扱います。

第28条 他の保険契約への加入

1. 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第40条）が70歳を超えるときは、この取扱いをしません。
2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の一時金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第29条 年金支払期間の変更

第1回年金の支払事由（第3条）が生じたときは、年金の受取人は、その支払前に限り、会社の取扱いの範囲内で、年金支払期間の変更を申し込むことができます。

第30条 第1回年金額の減額

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって第1回年金額を減額★することがあります。ただし、会社は、減額後の第1回年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 第1回年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第31条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 第1回年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

13 解約等について

第31条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。
3. 本条の1. に定めるほか、第1回年金の支払後は、年金の受取人は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の2. の規定に準じて返戻金を年金の受取人に支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第32条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、第1回年金の支払日以後の返戻金額★は、会社の定

める方法により計算します。

★「第1回年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について（例表3）」（P.1068参照）

第33条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第1回年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除（第9条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 年金の支払事由（第3条）または免責事由（第4条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第22条）または重大事由（第24条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第30条）または解約（第31条）されたとき

第34条 年金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、年金の支払事由（第3条）が生じ、会社が年金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額以上の場合	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。
(2) 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額を下回る場合	年金の全部の支払いに代えて、一時金の請求があったものとして取り扱います。この場合、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。

14 年金の受取人および保険契約者について

第35条 会社への通知による年金の受取人の変更

1. 保険契約者は、年金の支払事由（第3条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、介護年金受取人は高度障害年金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の年金の受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71参照）。

第33条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき
は、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第12条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第34条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第36条 遺言による年金の受取人の変更

1. 第35条（会社への通知による年金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、年金の支払事由（第3条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、介護年金受取人は高度障害年金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の年金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による年金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第37条 年金の受取人の死亡

1. 年金の受取人が年金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を年金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により年金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により年金の受取人となった者のうち生存している他の年金の受取人を年金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により年金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第38条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1回年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、年金の受取人に承継されます。
3. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第39条 保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡年金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害年金および介護年金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第40条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第41条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第40条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込

第40条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第42条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第43条 社員配当金の割当ておよび支払い

- 第1回年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(6)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごと応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 第1回年金または一時金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 一時金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第27条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、一時金の支払いにより消滅する保険契約* ³	一時金とともにその受取人に支払います。

第43条 補足説明

- * 1 契約成立日
保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- * 2 契約成立日の5年ごとの応当日
本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。
- * 3 消滅する保険契約
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約* ³	保険契約者に支払います。
(6) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して第1回年金を支払う保険契約	第1回年金とともにその受取人に支払います。

2. 第1回年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回年金の支払日の5年ごとの応当日* ⁴ が到来する保険契約（(2)に該当する場合を除きます。）	① その5年ごと応当日* ⁴ から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、保険契約が消滅したとき、または年金の受取人から請求があったときに、年金の受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に最終の年金を支払う保険契約	最終の年金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ⁴ からその日を含めて1年を経過して、年金の受取人の死亡により消滅する保険契約	年金の受取人の相続人に支払います。
(4) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ⁴ からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約	年金の受取人に支払います。

3. 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4. 保険契約者または年金の受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第7条（年金の支払時期）の1. の規定を準用します。

第43条 補足説明

* 4 第1回年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2. において「5年ごと応当日」といいます。

17 その他

第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料

の変更もしません。

第45条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第46条 時効

年金・一時金・支払うべき未払いの年金現価（第3条）、保険料の払込免除（第9条）、返戻金（第32条）または社員配当金（第43条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第47条 管轄裁判所

1. この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または年金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における一時金・支払うべき未払いの年金現価または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第48条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則

年金の受取人が2人以上いるときは、第3条（年金の支払い）の2. -(1)-⑤中、「年金の受取人が」とあるのを「年金の受取人の代表者が」と、「年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第49条 継続介護年金終身支払特則

1. この特則は、保険契約締結の際、保険契約者の申出に対して、会社が承諾したときに適用します。
2. 本条の1. の規定によりこの特則を適用したときは、次の(1)および(2)のとおり、この特則の年金（以下「継続介護年金」といいます。）を支払います。
 - (1) 会社は、次の表および(2)の規定のとおり、継続介護年金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して継続介護年金をその受取人に支払います。ただし、本条の3. の免責事由に該当するときは支払いません。

第47条 補足説明

*1 年金の受取人

年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

	支払事由（継続介護年金を支払う場合）	金 額	受取人
継続介護年金	① 第1回年金 高度障害年金または介護年金の年金支払期間*1満了時に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき ア. 被保険者が、責任開始の時*2以後に生じた傷害または疾病*3により要介護状態（別表3★）に該当したこと イ. ア.の要介護状態（別表3★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと ② 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、被保険者が、年金支払日*4に生存していたとき	① 第1回年金 介護年金の第1回年金額と同額 ② 第2回以後の年金 第1回年金額と同額	介護年金受取人

(2) 継続介護年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
① 被保険者が、年金支払期間*1中に要介護状態（別表3★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前に年金支払期間*1が満了したとき	年金支払期間*1満了日からその日を含めて180日以内に、その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したと医師によって診断確定されたときは、年金支払期間*1満了時に継続介護年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。
② 継続介護年金について本条に別段の定めのない事項	普通保険約款に定める介護年金に関する各規定を準用します。

3. (1) 本条の2. の支払事由が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、継続介護年金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても継続介護年金を支払わない場合）
継続介護年金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表3★）になったとき (1) 介護年金受取人の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

(2) 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「戦争その他の変乱」によって継続介護年金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、継続介護年金の金額の一部または全部を支払います。

4. 本条の1. の規定によりこの特則を適用したときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（年金の支払い）の2. -(1)-②、⑤および第31条（保険契約の解約）の3. の規定は、高度障害年金および介護年金については適用しません。
- (2) 高度障害年金または介護年金については、年金の受取人は、第3条（年金の支払い）の規定にかかわらず、被保険者が高度障害年金または介護年金の第1回年金の支払事由に該当した時以後、年金支払期間*1の残余期間に支払うべき未払いの年金現価の一括支払を請求することができます。未払いの年金現価を支払った場合でも、継続介護年金は本条の2. の規定により支払います。
- (3) 被保険者が、高度障害年金または介護年金の年金支払開始日以後、年金支払期間*1中の最終の年金支払日前に死亡したときは、次のとおり取り扱います。
 - ① 年金の受取人に、年金支払期間*1の残余期間に支払うべき未払いの年金現価を支払い、この保険契約は消滅します。
 - ② 年金の受取人は、①による未払いの年金現価の支払いに代えて、年金の

第49条 補足説明

* 1 高度障害年金または介護年金の年金支払期間

本条において「年金支払期間」といいます。

* 2 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 4 年金支払日

年金支払日は、次のとおりとします。

項 目	内 容
(1) 第1回年金の支払日	年金支払期間*1満了日の翌日
(2) 第2回以後の年金の支払日	(1)に規定する第1回年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。

- ア. この保険契約は年金支払期間*1が満了するまで消滅せず、年金支払期間*1中の年金支払日に年金を継続して支払います。
- イ. 年金の継続支払中に年金支払期間*1の残余期間に支払うべき未払いの年金現価の一括支払の請求があった場合には、この保険契約はその時に消滅し、未払いの年金現価を年金の受取人に支払います。
- (4) 会社が高度障害年金または介護年金を支払うべきときは、第34条（年金の受取人による保険契約の存続）の3. - (2)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(2) 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額を下回る場合	第1回年金の支払事由発生時における責任準備金の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。さらに、その残額があるときは、第2回以後の年金および継続介護年金の金額を会社の定める方法により再計算のうえ、支払うべき年金を年金受取人に支払います。

- (5) 第43条（社員配当金の割当ておよび支払い）の2. を次のとおり読み替えます。

2. 第1回年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回年金の支払日の5年ごとの応当日*5が到来する保険契約（(2)に該当する場合を除きます。）	① その5年ごと応当日*5から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、保険契約が消滅したとき、または年金の受取人から請求があったときに、年金の受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に最終の年金を支払う保険契約	最終の年金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日*5からその日を含めて1年を経過して、年金の受取人*6の死亡により消滅する保険契約	年金の受取人の相続人*7に支払います。
(4) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日*5からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約	年金の受取人に支払います。
(5) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日*5からその日を含めて1年を経過して、第49条（継続介護年金終身支払特則）の4. - (2)の規定により未払いの年金現価の支払いが行われる保険契約	未払いの年金現価とともにその受取人に支払います。

第49条 補足説明

*5 第1回年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の4. において「5年ごと応当日」といいます。

*6 年金の受取人

高度障害年金、介護年金または継続介護年金の場合には、被保険者とします。

*7 年金の受取人の相続人

高度障害年金、介護年金または継続介護年金の場合には、年金の受取人とします。

★別表3 (P.177参照)

第50条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 高度障害年金または介護年金の受取人が被保険者の場合で、高度障害年金または介護年金の受取人が高度障害年金または介護年金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が高度障害年金または介護年金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- | |
|---|
| <p>① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。</p> <p>② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡年金受取人</p> |
|---|

- (2) (1)の場合、②に該当する死亡年金受取人が2人以上いるときは、その死亡年金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が高度障害年金または介護年金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|---|
| <p>① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本</p> <p>② (1)に定める代理人の印鑑証明書</p> <p>③ (1)に定める代理人の住民票</p> <p>④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し</p> |
|---|

- (4) (1)の規定により会社が高度障害年金または介護年金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその高度障害年金または介護年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 第7条（年金の支払時期）の4. 中、「年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「年金の受取人または第50条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人（年金の受取人等が2人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。
- (6) 第7条（年金の支払時期）の5. 中、「被保険者または年金の受取人」とあるのを「被保険者、年金の受取人または第50条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人」と読み替えます。

★別表4 (P.178参照)

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害年金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表のア. に該当し、かつ、下表のイ. ～オ. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ア. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
 イ. 衣服の着脱が自分ではできない。
 ウ. 入浴が自分ではできない。
 エ. 食物の摂取が自分ではできない。
 オ. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

- (2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうととしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア. 時間の見当識障害	：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ. 場所の見当識障害	：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ. 人物の見当識障害	：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表4 年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 死亡年金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
2. 高度障害年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 高度障害年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
3. 介護年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 介護年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
4. 継続介護年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 継続介護年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 継続介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 継続介護年金の受取人の印鑑証明書
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 年金の受取人の印鑑証明書
5. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類

項 目	必要書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 年金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	
(3) 2.、3. および4. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)普通保険約款目次

この保険の特色	181	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	193
第1条 責任開始の時	181	第25条 保険契約の更新	193
2 年金等の支払いについて		第26条 保険期間が終身の保険契約への変更	194
第2条 年金・給付金の支払い	181	第27条 基準介護年金額の減額	196
第3条 免責事由	183	13 解約等について	
3 年金等の支払請求手続について		第28条 保険契約の解約	196
第4条 年金・給付金の支払請求手続	184	第29条 返戻金	196
第5条 年金・給付金の支払時期	184	第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	196
4 死亡給付金の支払方法の選択について		第31条 年金または給付金の受取人による保険契約の存続	197
第6条 死亡給付金の支払方法の選択	185	14 年金等の受取人および保険契約者について	
5 保険料の払込免除について		第32条 会社への通知による年金または給付金の受取人の変更	197
第7条 保険料の払込免除	186	第33条 遺言による年金または給付金の受取人の変更	198
第8条 保険料の払込免除の免責事由	187	第34条 年金または給付金の受取人の死亡	198
6 保険料の払込免除の請求手続について		第35条 保険契約者の権利義務の承継	198
第9条 保険料の払込免除の請求手続	187	第36条 保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者	198
7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		15 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	187	第37条 契約年齢の計算	198
8 保険料の払込みについて		第38条 契約年齢の誤りの処理	198
第11条 保険料の払込み	188	第39条 性別の誤りの処理	199
第12条 保険料の払込方法(経路)	188	16 社員配当金(保険契約者への配当)について	
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	188	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	199
第14条 保険料の前納および予納	189	17 その他	
9 失効、失効取消および復活について		第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	201
第15条 保険契約の失効	189	第42条 保険契約者の住所の変更	201
第16条 保険契約の失効取消	189	第43条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	201
第17条 保険契約の復活	190	第44条 時効	201
10 取消しと無効について		第45条 管轄裁判所	201
第18条 詐欺による取消し	190	18 特則について	
第19条 不法取得目的による無効	190	第46条 特別条件を付ける場合の特則	201
11 告知義務と解除について		第47条 被指定契約がある場合の特則	203
第20条 告知義務	191		
第21条 告知義務違反による解除	191		
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	191		
第23条 重大事由による解除	192		
別表1 公的介護保険制度	204		
別表2 要介護1以上の状態	204		
別表3 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	204		
別表4 対象となる不慮の事故	205		
別表5 年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	206		
別表6 感染症	206		

5年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)普通保険約款

(実施 2012.4.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
年金等の種類	(1) 介護年金 (2) 死亡給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には返戻金があります。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知(第20条)を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢(第37条)の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

2 年金等の支払いについて

第2条 年金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由(第3条)に該当するときは支払いません。

	支払事由（年金等を支払う場合）	金 額	受取人
介護年金	(1) 第1回介護年金 責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、初めて公的介護保険制度（別表1★）に基づく要介護1以上の状態（別表2★）（以下「要介護1以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき (2) 第2回以後の介護年金 第1回介護年金の支払後、介護年金支払期間*3中の介護年金の支払日*4に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、要介護1以上の状態に該当していると認定されているとき （注）第1回介護年金の支払後、介護年金の支払日*4において、要介護1以上の状態から回復していたときは、介護年金の支払いは中断します。なお、その後の介護年金の支払日*4において、再度、要介護1以上の状態に該当したときは、介護年金の支払いを再開します。	介護年金の支払日*4における公的介護保険制度の要介護区分に応じ、介護年金額は次のとおりとします。 ① 要介護5 基準介護年金額 ② 要介護4 基準介護年金額×5/6 ③ 要介護3 基準介護年金額×4/6 ④ 要介護2 基準介護年金額×3/6 ⑤ 要介護1 基準介護年金額×2/6	介護年金受取人
死亡給付金	次のいずれかのとき (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき（(2)に該当する場合を除きます。） （注）保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。 (2) 被保険者が、介護年金支払期間*3中に死亡したとき	基準介護年金額	死亡給付金受取人

2. 年金等の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
第1回介護年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	終身にわたり払い込む必要はありません。

(2) 介護年金について

項 目	内 容
① 介護年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号
F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

*3 介護年金支払期間

第1回介護年金を支払う場合の支払事由発生日以後終身にわたる期間をいいます。

*4 介護年金の支払日

介護年金の支払日は、次のとおりとします。

項 目	内 容
(1) 第1回介護年金の支払日	第1回介護年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の介護年金の支払日	(1)に規定する第1回介護年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

項 目	内 容
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として要介護1以上の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*5に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③ 介護年金の支払事由が生じ、支払うべき介護年金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	介護年金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき介護年金を死亡給付金受取人に支払います。

(3) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1（P.204参照）、別表2（P.204参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金または給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金等を支払わない場合）
介護年金	被保険者が、次のいずれかによって要介護1以上の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 介護年金受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

*5 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第3条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

項 目	内 容
(1) 介護年金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要介護1以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要介護1以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって介護年金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、介護年金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*2を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第3条 補足説明

*2 責任準備金

基準介護年金の金額を限度とします。

3 年金等の支払請求手続について

第4条 年金・給付金の支払請求手続

- 年金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1)	死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表5★）
(2)	次のいずれかの書類 - 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 - 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3)	死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表5（P.206参照）

第5条 年金・給付金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金または給付金を支払います。
- 会社は、年金または給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金または給付金の請求時まで会社に提出された

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金または給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金または給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	年金または給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金・給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、年金または給付金の受取人（年金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または給付金を支払いません。

★別表5（P.206参照）

4 死亡給付金の支払方法の選択について

第6条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表3★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表3★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表3★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1.に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じて保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表3★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表3★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（年金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡した

ことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日* ¹ （年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日* ¹ （月単位）までの期間* ²
(2) 半年払	契約成立日の応当日* ¹ （半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日* ¹ （月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|---|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法* ¹ |
| (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法 |
| (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法 |
| (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法* ² |
| (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法 |
| (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第1条）の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（第1回介護年金を支払うときはその受取人）

第11条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*¹が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第12条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 第1回介護年金または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 第1回介護年金を支払う場合には、その受取人に支払います。 |
| (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。 |

9 失効、失効取消および復活について

第15条 保険契約の失効

保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条 保険契約の失効取消

1. 第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたと

第14条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第16条 補足説明

*1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

*2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

*3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

- きは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
 3. 延滞保険料払込期間*1中に年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、年金もしくは給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に年金または給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	第1回介護年金または死亡給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第17条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71参照）。

第17条 補足説明

- *1 効力を失った日**
猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。
- *2 保険契約の復活**
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- *3 延滞保険料**
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|--|
| (1) 年金または給付金を不法に取得する目的
(2) 他人に年金または給付金を不法に取得させる目的 |
|--|

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - (2) すでに年金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、介護年金受取人または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者、介護年金受取人または死亡給付金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または年金もしくは給付金の受取人が年金*1を詐取する目的もしくは他人に年金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 年金*1の請求に関し、年金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第22条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第23条 補足説明

* 1 年金

この保険契約の年金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 年金または給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2.の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の基準介護年金額	更新前契約の保険期間満了日の基準介護年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の基準介護年金額を変更して更新することができます。

第23条 補足説明

*2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

第25条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 年金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)-①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の基準介護年金額について、更新前契約の保険期間満了日の基準介護年金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第25条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）(2012)契約に変更することができます。

- | |
|--|
| <p>(1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと</p> <p>(2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること</p> <p>(3) 変更日*1における被保険者の年齢（第37条）が75歳以下であること</p> |
|--|

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）(2012)契約への変更について、次のとおり取り扱います。

第26条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の年金または給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第7条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2の基準介護年金額	変更前契約の保険期間満了日*3の基準介護年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の基準介護年金額を変更することができます。
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 年金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 補足説明

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）(2012)契約をいいます。

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

約
款

5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本

条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の基準介護年金額について、変更前契約の保険期間満了日*3の基準介護年金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 基準介護年金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって基準介護年金額を減額★することができます。ただし、第1回介護年金の支払以後または保険料の払込免除(第7条)以後*1は減額できません。また、会社は、減額後の基準介護年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 基準介護年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約(第28条)されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 基準介護年金額が減額された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.71参照)。

13 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、第1回介護年金の支払以後または保険料の払込免除(第7条)以後*1は解約できません。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金(第29条)があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.71参照)。

第29条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額(基準介護年金額)と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
- (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第1回介護年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除(第7条)された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

第27条 補足説明

*1 保険料の払込免除(第7条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第28条 補足説明

*1 保険料の払込免除(第7条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第30条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法(回数)(第11条)が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

- (1) 給付金の支払事由（第2条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 年金または給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次のすべてを満たす年金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、年金または給付金の支払事由（第2条）が生じ、会社が年金または給付金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 介護年金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき第1回介護年金の金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を介護年金受取人に支払います。 ② 支払うべき第1回介護年金の金額が本条の2. の金額を下回る場合には、第1回年金の支払事由発生時における責任準備金の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。さらに、その残額があるときは、第2条（年金・給付金の支払い）に定める第1回介護年金額を会社の定める方法により再計算のうえ、支払うべき年金を介護年金受取人に支払います。
(2) 死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を死亡給付金受取人に支払います。

14 年金等の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による年金または給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の年金または給付金の受取人に年金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第31条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第33条 遺言による年金または給付金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による年金または給付金の受取人の変更）の1. に定めるほか、保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の年金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による年金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 年金または給付金の受取人の死亡

1. 年金または給付金の受取人が年金または給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により年金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により年金または給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1回介護年金の支払事由（第2条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1回介護年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、介護年金受取人に承継されます。
3. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。介護年金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、会社は、この保険契約を取り消すことが

第37条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

できるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条 社員配当金の割当ておよび支払い

- 第1回介護年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	- その5年ごとに応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごとに応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 - 第1回介護年金または死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 - 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 - 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第25条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第26条）されるときは、次のとおり取り扱います。 (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	- 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ①以外の場合は、保険契約者に支払います。

第40条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1.において「5年ごとに応当日」といいます。

* 3 保険期間が満了する保険契約

第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第37条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ⁵	保険契約者に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して第1回介護年金を支払う保険契約	第1回介護年金とともにその受取人に支払います。

2. 第1回介護年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(3)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(3)に該当する保険契約については、(2)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回介護年金の支払日の5年ごとの応当日* ⁶ が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*⁶から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、介護年金受取人に支払います。 ウ. 介護年金受取人から請求があったときは、介護年金受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に第1回介護年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ⁶ からその日を含めて1年を経過して、死亡給付金の支払いにより消滅する保険契約	死亡給付金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回介護年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ⁶ からその日を含めて1年を経過して、(2)以外の事由により消滅する保険契約	介護年金受取人に支払います。

3. 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4. 保険契約者または介護年金受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（年金・給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

第40条 補足説明

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 6 第1回介護年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2. において「5年ごと応当日」といいます。

17 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者*1は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所*に通知することを必要とします。
2. 保険契約者*1が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者*1に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の介護年金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
 - (2) 介護に関する技術または環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第28条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第44条 時効

年金・給付金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における介護年金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または介護年金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第46条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、

第42条 補足説明

*1 保険契約者

介護年金支払期間^A中は、介護年金受取人とします。

A：第1回介護年金を支払う場合の支払事由発生日以後終身にわたる期間をいいます。

第43条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第45条 補足説明

*1 介護年金受取人

介護年金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第46条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 介護年金または死亡給付金の削減支払

① 契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が介護年金または死亡給付金の支払事由（第2条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。

ア. 介護年金を支払うべきときは、介護年金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

イ. 死亡給付金を支払うべきときは、死亡給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、介護年金または死亡給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第7条）しません。ただし、感染症（別表6★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第17条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

(2) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 介護年金または死亡給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた介護年金または死亡給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。

第46条 補足説明

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表3★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
② 年金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた年金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表3（P.204参照）、別表6（P.206参照）

第47条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に介護年金が支払われるべきときは、第2条（年金・給付金の支払い）の2. -(2)-③を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
③ 介護年金の支払事由が生じ、支払うべき介護年金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	介護年金受取人が被保険者の場合には、支払うべき介護年金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（第1回介護年金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（第1回介護年金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ② 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ③ 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第46条 補足説明

*3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）契約をいいます。

第47条 補足説明

*1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要介護1以上の状態

要介護1以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表3 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの(注1) (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの(注2) (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(注4) (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの(注6(1))
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの(注1) (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの(注3) (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの(注5) (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(注6) (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(注6) (8) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの(注7(1)、(2)、(3)) (9) 10足指を失ったもの(注7(4))

注

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解し得ないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、

または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表5 年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 介護年金の支払い	(1) 介護年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度(別表1)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類(第1回介護年金の場合)
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条(保険料の払込免除)の1.に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故(別表4)であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 年金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1.については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表6 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

注 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。))である感染症をいいます。)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項(一類感染症)、第3項(二類感染症)、第4項(三類感染症)、第7項第3号(新型コロナウイルス感染症)または第8項(指定感染症)の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

5年ごと利差配当付介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)普通保険約款目次

この保険の特色	208	12 契約内容の変更および更新等について	219
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	219
第1条 責任開始の時	208	第25条 保険契約の更新	220
2 一時金等の支払いについて		第26条 保険期間が終身の保険契約への変更	221
第2条 一時金・給付金の支払い	208	第27条 介護一時金額の減額	222
第3条 免責事由	209	13 解約等について	
3 一時金等の支払請求手続について		第28条 保険契約の解約	223
第4条 一時金・給付金の支払請求手続	210	第29条 返戻金	223
第5条 一時金・給付金の支払時期	211	第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	223
4 一時金等の支払方法の選択について		第31条 一時金または給付金の受取人による保険契約の存続	223
第6条 介護一時金または死亡給付金の支払方法の選択	212	14 一時金等の受取人および保険契約者について	
5 保険料の払込免除について		第32条 会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更	224
第7条 保険料の払込免除	212	第33条 遺言による一時金または給付金の受取人の変更	224
第8条 保険料の払込免除の免責事由	213	第34条 一時金または給付金の受取人の死亡	224
6 保険料の払込免除の請求手続について		第35条 保険契約者の権利義務の承継	224
第9条 保険料の払込免除の請求手続	214	第36条 保険契約者の代表者および一時金または給付金の受取人の代表者	224
7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		15 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	214	第37条 契約年齢の計算	225
8 保険料の払込みにについて		第38条 契約年齢の誤りの処理	225
第11条 保険料の払込み	214	第39条 性別の誤りの処理	225
第12条 保険料の払込方法(経路)	215	16 社員配当金(保険契約者への配当)について	
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	215	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	225
第14条 保険料の前納および予納	216	17 その他	
9 失効、失効取消および復活について		第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	226
第15条 保険契約の失効	216	第42条 保険契約者の住所の変更	226
第16条 保険契約の失効取消	216	第43条 法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更	226
第17条 保険契約の復活	217	第44条 時効	227
10 取消しと無効について		第45条 管轄裁判所	227
第18条 詐欺による取消し	217	18 特則について	
第19条 不法取得目的による無効	217	第46条 特別条件を付ける場合の特則	227
11 告知義務と解除について		第47条 被指定契約がある場合の特則	228
第20条 告知義務	217		
第21条 告知義務違反による解除	218		
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	218		
第23条 重大事由による解除	218		
別表1 公的介護保険制度	230		
別表2 要介護3以上の状態	230		
別表3 要介護1または2の状態	230		
別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	230		
別表5 対象となる不慮の事故	231		
別表6 一時金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	232		
別表7 感染症	232		

5年ごと利差配当付介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)普通保険約款

(実施 2012.4.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
一時金等の種類	(1) 介護一時金 (2) 死亡給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には返戻金があります。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第37条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

2 一時金等の支払いについて

第2条 一時金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、一時金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して一時金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金 額	受取人
介護一時金	責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表1★）に基づく要介護3以上の状態（別表2★）（以下「要介護3以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき	介護一時金額	介護一時金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき （注） 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

2. 一時金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 介護一時金について

項 目	内 容
① 介護一時金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として要介護3以上の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③ 介護一時金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
④ 死亡給付金を支払ったとき	その後に介護一時金の支払請求を受けても、介護一時金は支払いません。

(2) 死亡給付金について

項 目	内 容
① 被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
② 死亡給付金の支払前に介護一時金の支払請求を受け、介護一時金が支払われるとき	死亡給付金は支払いません。

★別表1（P.230参照）、別表2（P.230参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、一時金または給付金を支払いません。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号
F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

免責事由（支払事由が生じて一時金等を支払わない場合）	
介護一時金	被保険者が、次のいずれかによって要介護3以上の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 介護一時金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要介護3以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要介護3以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって介護一時金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、介護一時金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

3 一時金等の支払請求手続について

第4条 一時金・給付金の支払請求手続

- 一時金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 一時金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

第3条 補足説明

*1 責任準備金

介護一時金額の10%の金額を限度とします。

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

必要書類

- (1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）
- (2) 次のいずれかの書類
 - ① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
 - ② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
- (3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表6（P.232参照）

第5条 一時金・給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で一時金または給付金を支払います。
2. 会社は、一時金または給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から一時金または給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 一時金または給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 一時金または給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	一時金または給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1.－(4)－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは一時金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から一時金・給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1.および2.にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

- (1) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2.－(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2.および3.の確認を行うときは、会社は、一時金または給付金の受取人（一時金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2.および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金または給付金を支払いません。

★別表6（P.232参照）

4 一時金等の支払方法の選択について

第6条 介護一時金または死亡給付金の支払方法の選択

介護一時金または死亡給付金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、介護一時金または死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき
要介護1または2の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病によって保険料払込期間中に公的介護保険制度（別表1★）に基づく要介護1または2の状態（別表3★）（以下「要介護1または2の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったとき

第5条 補足説明

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 介護一時金または死亡給付金

介護一時金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りません。

項 目	内 容
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表4★）または「要介護1または2の状態」になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第7条 補足説明

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

★別表1（P.230参照）、別表3（P.230参照）、別表4（P.230参照）、別表5（P.231参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
要介護1または2の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって要介護1または2の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表4 (P.230 参照)

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（一時金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表6 (P.232 参照)

7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	

第11条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(3) 月払	契約成立日の応当日* ¹ (月単位) を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|--|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法* ¹
(2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
(4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法* ²
(5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
(6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |
|--|

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第1条）の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（介護一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|---|
| (1) この保険契約が消滅したとき
(2) 保険料の払込みが不要となったとき |
|---|

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*¹以後猶予期間満了日（第11条）までに一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第12条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 一時金または給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 介護一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

9 失効、失効取消および復活について

第15条 保険契約の失効

保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条 保険契約の失効取消

1. 第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、一時金もしくは給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第16条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に一時金または給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	一時金または給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第17条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71参照）。

第17条 補足説明

- *1 効力を失った日
猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。
- *2 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- *3 延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 一時金または給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に一時金または給付金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知すること

を必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに一時金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、一時金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、一時金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第22条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第23条 補足説明*** 1 一時金**

この保険契約の一時金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

*** 2 給付金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金または給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その一時金または給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金または給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに一時金または給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について**第24条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更すると

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の介護一時金額	更新前契約の保険期間満了日の介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の介護一時金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 一時金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第25条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の介護一時金額について、更新前契約の保険期間満了日の介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第25条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）(2012)契約に変更することができます。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと |
| (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第37条）が75歳以下であること |

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）(2012)契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の一時金または給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第7条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。

第26条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）(2012)契約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後契約* ² の介護一時金額	変更前契約の保険期間満了日* ³ の介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日* ³ の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約* ² の介護一時金額を変更することができます。
(4) 変更後契約* ² に変更されたとき	① 変更後契約* ² の責任は変更日* ¹ から開始します。 ② 変更前契約は、変更日* ¹ の前日の満了時に消滅します。 ③ 一時金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、変更後契約* ² の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日* ¹ の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約* ² に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日* ¹ の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日* ¹ に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*¹に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の介護一時金額について、変更前契約の保険期間満了日*³の介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 介護一時金額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって介護一時金額を減額★することができます。ただし、保険料の払込免除（第7条）以後*¹は減額できません。また、会社は、減額後の介護一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 介護一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 介護一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第26条 補足説明

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*¹として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*¹の前日とします。

第27条 補足説明

* 1 保険料の払込免除(第7条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

13 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、保険料の払込免除（第7条）以後*1は解約できません。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第29条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（介護一時金額の10%の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
- (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、一時金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 一時金または給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次のもので満たす一時金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、一時金または給付金の支払事由（第2条）が生じ、会社が一時金または給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、

第28条 補足説明

*1 保険料の払込免除（第7条）以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第30条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたのであれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、一時金または給付金の受取人に支払います。

14 一時金等の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、一時金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金または給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に一時金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から一時金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第33条 遺言による一時金または給付金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、一時金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金または給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の一時金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による一時金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 一時金または給付金の受取人の死亡

1. 一時金または給付金の受取人が一時金または給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により一時金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により一時金または給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および一時金または給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。介護一時金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または一時金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または一時金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日*1（第1条）の5年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 一時金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 一時金または給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。

第37条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条 補足説明

*1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (3) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

*2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約*3	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新(第25条)されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更(第26条)されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)ー①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)ー①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日*4および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、一時金または給付金の支払いにより消滅する保険契約	一時金または給付金とともにその受取人に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、(2)および(3)以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（一時金・給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更

1. 会社は、この保険契約の介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由

第40条 補足説明

* 3 保険期間が満了する保険契約

第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第40条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第43条 補足説明

* 1 変更日

支払事由または保険料の払込免除事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
- (2) 介護に関する技術または環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第28条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第44条 時効

一時金・給付金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における介護一時金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または介護一時金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第46条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

- (1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

- (2) 一時金の削減支払

契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が一時金の支払事由（第2条）に該当し、一時金を支払うべきときは、一時金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表7★）によって支払事由に該当したときは、一時金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第7条）しません。ただし、感染症（別表7★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

第43条 補足説明

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第45条 補足説明

*1 介護一時金受取人

介護一時金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第46条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表4★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

- (1) この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第17条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
- (2) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態* ² についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態* ² についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表4（P.230参照）、別表7（P.232参照）

第47条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*¹がある場合で、この保険契約と被指定契約*¹の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に介護一時金が支払われるべきときは、次のとおり取り扱います。

第46条 補足説明

*3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約をいいます。

第47条 補足説明

*1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項 目	内 容
介護一時金の支払事由が生じ、支払うべき介護一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	介護一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべき介護一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

(2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（介護一時金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（介護一時金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ② 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ③ 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要介護3以上の状態

要介護3以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護3から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表3 要介護1または2の状態

要介護1または2の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護1または要介護2の状態をいいます。

別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの(注1) (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの(注2) (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(注4) (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの(注6(1))
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの(注1) (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの(注3) (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの(注5) (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(注6) (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(注6) (8) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの(注7(1)、(2)、(3)) (9) 10足指を失ったもの(注7(4))

注

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解し得ないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場

合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表6 一時金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 介護一時金の支払い	(1) 介護一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度(別表1)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 介護一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 介護一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条(保険料の払込免除)の1.に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故(別表5)であることを証明する書類、第7条(保険料の払込免除)の1.に定める要介護1または2の状態による保険料の払込免除についてはさらに、被保険者が公的介護保険制度(別表1)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 一時金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1.については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表7 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りです。)	

注 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りです。))である感染症をいいます。)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項(一類感染症)、第3項(二類感染症)、第4項(三類感染症)、第7項第3号(新型コロナウイルス感染症)または第8項(指定感染症)の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

5年ごと利差配当付介護定期保険（返戻金なし型）普通保険約款目次

この保険の特色	234	11 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第23条 保険料払込方法の変更	245
第1条 責任開始の時	234	第24条 保険契約の更新	245
2 保険金の支払いについて		第25条 保険金額の減額	247
第2条 保険金の支払い	234	12 解約等について	
第3条 免責事由	236	第26条 保険契約の解約	247
3 保険金の支払請求手続について		第27条 返戻金	247
第4条 保険金の支払請求手続	237	第28条 保険料の未経過分に相当する返還金	247
第5条 保険金の支払時期	238	第29条 保険金の受取人による保険契約の存続	247
4 保険金の支払方法の選択について		13 保険金の受取人および保険契約者について	
第6条 保険金の支払方法の選択	239	第30条 会社への通知による保険金の受取人の変更	248
5 保険料の払込免除について		第31条 遺言による保険金の受取人の変更	248
第7条 保険料の払込免除	239	第32条 保険金の受取人の死亡	248
第8条 保険料の払込免除の免責事由	239	第33条 保険契約者の権利義務の承継	248
6 保険料の払込免除の請求手続について		第34条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者	249
第9条 保険料の払込免除の請求手続	240	14 契約年齢の計算等について	
7 保険料の払込みにについて		第35条 契約年齢の計算	249
第10条 保険料の払込み	240	第36条 契約年齢の誤りの処理	249
第11条 保険料の払込方法（経路）	241	第37条 性別の誤りの処理	249
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	241	15 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第13条 保険料の前納および予納	241	第38条 社員配当金の割当ておよび支払い	249
8 失効、失効取消および復活について		16 その他	
第14条 保険契約の失効	242	第39条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	250
第15条 保険契約の失効取消	242	第40条 保険契約者の住所の変更	250
第16条 保険契約の復活	242	第41条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	251
9 取消しと無効について		第42条 時効	251
第17条 詐欺による取消し	243	第43条 管轄裁判所	251
第18条 不法取得目的による無効	243		
10 告知義務と解除について			
第19条 告知義務	243		
第20条 告知義務違反による解除	243		
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	244		
第22条 重大事由による解除	244		
別表1 公的介護保険制度	252		
別表2 要介護3以上の状態	252		
別表3 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	252		
別表4 対象となる不慮の事故	253		
別表5 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	254		

5年ごと利差配当付介護定期保険（返戻金なし型）普通保険約款

（実施 2022.4.4 / 改正 2024.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要介護3以上の状態、死亡、所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 介護保険金 (2) 死亡保険金 (3) 高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第35条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

2 保険金の支払いについて

第2条 保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金 額	受取人
介護保険金	責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表1★）に基づく要介護3以上の状態（以下「要介護3以上の状態」といいます。）（別表2★）に該当していると認定されたとき	保険金額	介護受取人 介護保険金
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき		死亡受取人 死亡保険金
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表3★）になったとき		高度障害受取人 高度障害保険金

2. 保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項目	内容
① 介護保険金または高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	介護保険金または高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものと取り扱い、介護保険金または高度障害保険金は支払いません。
② 介護保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるとき	介護保険金の支払事由が生じないで高度障害保険金の支払事由が生じたものと取り扱い、介護保険金は支払いません。
③ 介護保険金または高度障害保険金を支払ったとき	ア. この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ. その後に介護保険金または高度障害保険金の支払請求を受けても、介護保険金または高度障害保険金は支払いません。

(2) 介護保険金について

項 目	内 容
① 介護保険金受取人	高度障害保険金受取人と同一とします。
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として要介護3以上の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

(3) 死亡保険金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(4) 高度障害保険金について

項 目	内 容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。なお、保険契約者が法人である場合には、被保険者の同意を得て、高度障害保険金受取人および死亡保険金受取人は保険契約者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*4による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表3★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表3★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第24条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

★別表1（P.252参照）、別表2（P.252参照）、別表3（P.252参照）

第2条 補足説明

- *4 責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りません。

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）
介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要介護3以上の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）	
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡保険金受取人の故意
	(3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺
	(4) この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺
	(5) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表3★）になったとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 被保険者の故意
	(3) 被保険者の自殺行為
	(4) 被保険者の犯罪行為
	(5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 介護保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要介護3以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要介護3以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表3（P.252参照）

3 保険金の支払請求手続について

第4条 保険金の支払請求手続

1. 保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2

第3条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

契約形態	
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表5★）	
(2) 次のいずれかの書類	
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書	
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類	
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類	

★別表5（P.254参照）

第5条 保険金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
2. 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

受取人が2人以上いるときは、その代表者)に通知します。

5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

★別表5 (P.254参照)

4 保険金の支払方法の選択について

第6条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月(第10条)から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由(第8条)に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由(保険料の払込みを免除する場合)
身体障害の 状態の 払込免除 による 保険料の 免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故(別表4★)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態(別表3★)になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故(別表4★)による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態(別表3★)になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条(保険料の払込み)の1. に規定する払込期月中の契約成立日(第1条)の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

★別表3 (P.252参照)、別表4 (P.253参照)

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由(第7条)が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第5条 補足説明

- *3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

- *1 保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

- *1 責任開始の時

第1条(責任開始の時)の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活(第16条)が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表3★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表3（P.252参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表5（P.254参照）

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|--|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
(2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
(4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
(5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
(6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |
|--|

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. ー(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|---|
| (1) この保険契約が消滅したとき
(2) 保険料の払込みが不要となったとき |
|---|

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

第11条 補足説明***1 会社の派遣した集金人に払い込む方法**

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

***2 所属団体または集団を通じ払い込む方法**

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明***1 契約成立日の応当日**

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第15条 保険契約の失効取消

- 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
- 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
- 延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	保険金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第16条 保険契約の復活

- 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。
- 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
- この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

第16条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

その払込みがあった日を復活の日とします。

4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 保険金を不法に取得する目的
- (2) 他人に保険金を不法に取得させる目的

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - (2) すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対し

て通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第21条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第22条 補足説明*** 1 保険金**

この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

*** 2 保険金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

11 契約内容の変更および更新等について

第23条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出が

あったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|--|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(2) 更新日*1における被保険者の年齢（第35条）が79歳以下であること
(3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |
|--|

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の保険金額	更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第36条・第37条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)-①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険

第24条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の保険金額について、更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第26条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

12 解約等について

第26条 保険契約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第27条 返戻金

この保険契約には返戻金はありません。

第28条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金の支払事由（第2条）に該当したときまたは免責事由（第3条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第25条）または解約（第26条）されたとき

第29条 保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次のおべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

第28条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第29条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第2条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

13 保険金の受取人および保険契約者について

第30条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、介護保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。なお、保険契約者が法人である場合には、死亡保険金受取人、高度障害保険金受取人および介護保険金受取人は、被保険者の同意を得て、保険契約者とします。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受け、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第31条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第30条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、介護保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第32条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第33条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第34条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。介護保険金および高度障害保険金についても同様とします。

14 契約年齢の計算等について**第35条 契約年齢の計算**

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第36条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第35条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第37条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

15 社員配当金（保険契約者への配当）について**第38条 社員配当金の割当ておよび支払い**

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第35条 補足説明*** 1 契約成立日の応当日（年単位）**

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごとに応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごとに応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第24条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ からその日を含めて2年および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)から(3)以外の事由により消滅する保険契約* ³	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

16 その他

第39条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第40条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所*に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いた

第38条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

本条の1. において「5年ごとに応当日」といいます。

* 3 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

ものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-714-532）となります。

第41条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の介護保険金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---|
| (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
(2) 介護に関する技術または環境の変化*2 |
|---|

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第26条）する方法 |
|---|

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第42条 時効

保険金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第27条）または社員配当金（第38条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第43条 管轄裁判所

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

第41条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第43条 補足説明

*1 保険金の受取人

保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要介護3以上の状態

要介護3以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護3から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表3 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態となる保険料払込免除の対象となる	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

- 眼の障害（視力障害）
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- 耳の障害（聴力障害）
 - 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。
 - 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
- 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。
- 脊柱の障害
 - 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表5 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 介護保険金の支払い	(1) 介護保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度（別表1）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 介護保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表4）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. および3. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款目次

この保険の特色	256	12 告知義務と解除について	273
1 生活習慣病入院給付金の支払限度の型・7大疾病給付金の給付倍率について		第25条 告知義務	273
第1条 生活習慣病入院給付金の支払限度の型	256	第26条 告知義務違反による解除	274
第2条 7大疾病給付金の給付倍率	256	第27条 告知義務違反による解除ができないとき	274
2 保障の開始について		第28条 重大事由による解除	274
第3条 保険期間開始の時	256	13 契約内容の変更および更新等について	275
第4条 責任開始の時	257	第29条 保険料払込方法の変更	275
3 給付金の支払いについて		第30条 保険契約の更新	276
第5条 給付金の支払い	258	第31条 保険期間が終身の保険契約への変更	277
第6条 死亡給付金の免責事由	265	第32条 生活習慣病入院給付金日額の減額	278
4 給付金の支払請求手続について		14 解約等について	279
第7条 給付金の支払請求手続	265	第33条 保険契約の解約	279
第8条 給付金の支払時期	266	第34条 返戻金	279
5 死亡給付金の支払方法の選択について		第35条 保険料の未経過分に相当する返還金	279
第9条 死亡給付金の支払方法の選択	266	第36条 給付金の受取人による保険契約の存続	279
6 保険料の払込免除について		15 給付金の受取人および保険契約者について	280
第10条 保険料の払込免除	267	第37条 会社への通知による給付金の受取人の変更	280
第11条 保険料の払込免除の免責事由	268	第38条 遺言による給付金の受取人の変更	280
7 保険料の払込免除の請求手続について		第39条 給付金の受取人の死亡	280
第12条 保険料の払込免除の請求手続	268	第40条 保険契約者の権利義務の承継	280
8 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		第41条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	280
第13条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	269	16 契約年齢の計算等について	281
9 保険料の払込みにについて		第42条 契約年齢の計算	281
第14条 保険料の払込み	269	第43条 契約年齢の誤りの処理	281
第15条 保険料の払込方法（経路）	269	第44条 性別の誤りの処理	281
第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	270	17 その他	281
第17条 保険料の前納および予納	270	第45条 社員配当金	281
10 失効、失効取消および復活について		第46条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	281
第18条 保険契約の失効	271	第47条 保険契約者の住所の変更	281
第19条 保険契約の失効取消	271	第48条 時効	281
第20条 保険契約の復活	271	第49条 管轄裁判所	282
11 取消しと無効について		18 特則について	282
第21条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定による無効	271	第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	282
第22条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定の場合の特別取扱い	272	第51条 特別条件を付ける場合の特則	282
第23条 詐欺による取消し	273	第52条 被指定契約がある場合の特則	283
第24条 不法取得目的による無効	273	第53条 7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合の特則	284
別表1 1. 生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物	286	第54条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	284
2. がんの定義	286		
3. がんの診断確定	286		
4. 新生物の形態の性状コード	286		
別表2 生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」	287		
別表3 1. 7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」	287		
2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義	288		
別表4 1. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤、大動脈瘤等についての7大疾病給付金の支払対象となる手術	288		
2. 糖尿病性網膜症についての7大疾病給付金の支払対象となる手術	288		
3. 視力の測定	288		
4. 糖尿病性壊疽についての7大疾病給付金の支払対象となる切断術	288		
別表5 同一種類の臓器	289		
別表6 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	289		
別表7 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	290		
別表8 対象となる不慮の事故	292		
別表9 感染症	292		

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款

（実施 2005.4.1 / 改正 2024.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	7つの生活習慣病による所定の入院や7大疾病による所定の状態・手術に対する保障
給付金の種類	(1) 生活習慣病入院給付金 (2) 7大疾病給付金 (3) 死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。）
配当タイプ	無配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 生活習慣病入院給付金の支払限度の型・7大疾病給付金の給付倍率について

第1条 生活習慣病入院給付金の支払限度の型

1. 生活習慣病入院給付金の支払限度の型は、1回の入院についての支払限度日数により、次の120日型または360日型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度日数
120日型	120日
360日型	360日

2. 本条の1. により選択された生活習慣病入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

第2条 7大疾病給付金の給付倍率

1. 7大疾病給付金の給付倍率は、次の7つの倍率があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの倍率を選択することを必要とします。7大疾病給付金の金額は生活習慣病入院給付金日額に選択された給付倍率を乗じた金額とします。

給付倍率	7大疾病給付金の金額
1,000倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 1,000
500倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 500
400倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 400
300倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 300
200倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 200
100倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 100
0倍	7大疾病給付金はありません。

2. 本条の1. により選択された7大疾病給付金の給付倍率の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第3条 保険期間開始の時

1. この保険契約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時

承諾の時期	保険期間開始の時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第25条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日および契約成立日 とします。契約年齢（第42条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- | |
|---|
| (1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4) 受取人の氏名または名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険給付の額
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約成立日
(10) 保険証券を作成した年月日 |
|---|

第4条 責任開始の時

この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) 次の給付（以下「がん給付」といいます。） ① 別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とする生活習慣病入院給付金 ② がんを直接の原因とする7大疾病給付金	保険期間開始の日（第3条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 次の給付（以下「がん給付以外の給付」といいます。） ① 別表2★に定めるがん以外の生活習慣病（以下「がん以外の生活習慣病」といいます。）を直接の原因とする生活習慣病入院給付金 ② 別表3★に定めるがん以外の7大疾病（以下「がん以外の7大疾病」といいます。）を直接の原因とする7大疾病給付金 ③ 保険料の払込免除	保険期間開始の時*2（第3条）

第4条 補足説明

*1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。

*2 保険期間開始の時
「がん給付以外の給付の責任開始の時」といいます。

★別表1（P.286参照）、別表2（P.287参照）、別表3（P.287参照）

3 給付金の支払いについて

第5条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第6条）に該当するときは支払いません。なお、7大疾病給付金の給付倍率（第2条）が0倍の場合には、7大疾病給付金の支払いはありません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
生活習慣病入院給付金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき		
	(1) がん 「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定（別表1★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき ① 「がん給付」の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院 ② 病院または診療所*3への入院 ③ 入院日数が1日*4以上の入院 (2) がん以外の生活習慣病 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき ① 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後に発病した「がん以外の生活習慣病」の治療を直接の目的とする入院 ② 病院または診療所*3への入院 ③ 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人

第5条 補足説明

*1 「がん給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

*2 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

*3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

*4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

*5 「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
7 大疾病給付金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき		
	(1) がん 「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき (2) 急性心筋梗塞または拡張型心筋症 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 急性心筋梗塞（別表3★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）もしくは心移植手術を受けたとき ② 拡張型心筋症（別表3★）（以下「拡張型心筋症」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）もしくは心移植手術を受けたとき	1回につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × 保険契約者が選択した 給付倍率（第2条）	入院給付金受取人

第5条 補足説明

* 6 労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

約

款

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
7 大 疾 病 給 付 金	(3) 脳卒中または脳動脈瘤 「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 脳卒中（別表3★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、他覚的な神経学的後遺症* ⁷ が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ② 脳動脈瘤（別表3★）（以下「脳動脈瘤」といいます。）が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき	1 回につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × 保険契約者が選択した 給付倍率（第2条）	入院給付金受取人
	(4) 慢性腎不全 「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 以後保険期間中に、慢性腎不全（別表3★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により永続的な人工透析療法* ⁸ を開始したとき ② その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき		
	(5) 肝硬変 「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 以後保険期間中に、肝硬変（別表3★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により生じた食道静脈瘤（別表3★）（以下「食道静脈瘤」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた食道静脈瘤の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ② その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき		

第5条 補足説明

* 7 他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

* 8 人工透析療法

血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
7 大疾病給付金	(6) 糖尿病 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、糖尿病（別表3★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により糖尿病性網膜症（別表3★）（以下「糖尿病性網膜症」といいます。）を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を初めて受けたとき（糖尿病性網膜症により、別表4★に定める視力の測定方法に基づく両眼の視力の和が初めて0.08以下となり、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、手術（別表4★）を初めて受けたものとみなします。） ② その疾病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽（別表3★）（以下「糖尿病性壊疽」といいます。）の治療を直接の目的として、1手の1手指以上または1足の1足指以上について切断術（別表4★）を受けたとき	1回につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × 保険契約者が選択した 給付倍率（第2条）	入院給付金受取人
	(7) 高血圧性疾患 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表3★）を発病した場合で、その疾病により生じた大動脈瘤（別表3★）もしくは解離性大動脈瘤（別表3★）（以下、「大動脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき		
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき （注） 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	（生活習慣病入院給付金日額） × 10	死亡給付金受取人

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の支払事由が生じ、支払うべき生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を死亡給付金受取人に支払います。

(2) 生活習慣病入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 前に生じた「がん以外の生活習慣病」を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*⁵以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなします。 ア. 「がん給付以外の給付」の責任開始の日*⁹からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際*¹⁰に、会社が、告知(第25条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*⁵以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*⁵前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*⁵以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に生活習慣病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 (注) この規定は、7大疾病給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、同一の生活習慣病* ¹¹ を直接の原因として、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「生活習慣病入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「生活習慣病入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の生活習慣病* ¹¹ を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 生活習慣病入院給付金の支払限度日数	ア. 保険契約者が選択した生活習慣病入院給付金の支払限度の型(第1条)に応じ、1回の入院について120日または360日とします。 イ. 通算して1,000日とします。
⑥ 被保険者が、異なる生活習慣病* ¹² を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。

第5条 補足説明

* 9 「がん給付以外の給付」の責任開始の日

第4条(責任開始の時)に規定する「がん給付以外の給付」についての責任開始の時を含む日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 10 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 11 同一の生活習慣病

医学上密接な関係にある一連の生活習慣病*¹²をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の生活習慣病*¹²として取り扱います。

* 12 生活習慣病

「がん」および「がん以外の生活習慣病」をいいます。

項 目	内 容
⑦ 被保険者が、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる生活習慣病*12を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった生活習慣病*12により継続して入院したものとみなします。
⑧ 被保険者が、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる生活習慣病*12を併発したとき	
⑨ 被保険者が、「がん以外の疾病または傷害」による入院中に、がんを診断確定されたとき	そのがんの診断確定日以前の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
⑩ 生活習慣病*12以外の事由を直接の原因とする入院中に、生活習慣病*12の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって生活習慣病*12の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑪ 継続した入院中に、生活習慣病*12の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その生活習慣病*12の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑫ 生活習慣病入院給付金が支払われるべき入院中に、生活習慣病入院給付金日額が減額（第32条）されたとき	生活習慣病入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する生活習慣病入院給付金の支払金額は、減額後の生活習慣病入院給付金日額に基づいて計算します。
⑬ 生活習慣病入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する生活習慣病入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(3) 7大疾病給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、保険期間中に急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中を発病した場合で、7大疾病給付金の支払事由に規定する被保険者の状態がその疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中による7大疾病給付金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したときは、保険期間満了日に7大疾病給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第30条）されたときまたは保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されたときは、更新後契約または変更後契約の普通保険約款の規定を適用します。
② 被保険者が、同時に7大疾病給付金の支払事由に複数該当したとき	7大疾病給付金を重複しては支払いません。

項 目	内 容
③ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて2年以内に新たに7大疾病給付金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病給付金は支払いません。
④ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、新たに7大疾病給付金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病給付金を支払います。ただし、次のいずれかの場合には、それぞれ次の要件を満たすことを必要とします。 ア. がんの場合 新たながん*13の診断確定であること イ. 急性心筋梗塞または脳卒中の場合 それぞれ急性心筋梗塞または脳卒中を新たに発病していること ウ. 脳動脈瘤、食道静脈瘤、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等の場合 それぞれ脳動脈瘤、食道静脈瘤、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等が新たに生じていること
⑤ 7大疾病給付金の支払事由中、拡張型心筋症、人工透析療法*8の開始または糖尿病性網膜症による7大疾病給付金の支払限度	保険期間を通じて1回とします。
⑥ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき	その日に新たながん*13と診断確定されたものとみなして、7大疾病給付金を支払います。
⑦ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき	新たながん*13の診断確定がない場合でも、その入院の開始日に新たながん*13と診断確定されたものとみなして、7大疾病給付金を支払います。
⑧ 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5前に発病した「がん以外の7大疾病」を原因として、7大疾病給付金の支払事由に該当したとき	この保険契約の締結の際に会社の承諾した範囲内で7大疾病給付金を支払います。ただし、告知義務違反（第26条）があったときは、この限りではありません。

(4) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

第5条 補足説明

* 13 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

★別表1（P.286参照）、別表3（P.287参照）、別表4（P.288参照）

第6条 死亡給付金の免責事由

1. 死亡給付金の支払事由（第5条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて死亡給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡給付金受取人の故意
	(3) この保険契約の復活（第20条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺
	(4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いいます。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は被保険者が死亡した時に消滅します。

4 給付金の支払請求手続について

第7条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第5条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）
(2) 次のいずれかの書類
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

第6条 補足説明

*1 責任準備金

生活習慣病入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

第7条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第8条 給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
2. 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第5条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第6条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第26条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第28条）、詐欺（第23条）または不法取得目的（第24条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第28条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

第8条 補足説明***1 (1)から(4)に定める事項の確認**

会社が指定した医師による診断を含みます。

***2 (1)から(4)に定める日数**

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

***3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき**

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

5 死亡給付金の支払方法の選択について**第9条 死亡給付金の支払方法の選択**

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、

死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはす置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第10条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第14条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第11条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表7★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表8★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表7★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表7★）になったとき ② その障害状態に、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表8★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表7★）になったとき
(2) 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表7★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第25条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第9条 補足説明

* 1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第10条 補足説明

* 1 「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 「がん給付以外の給付」の責任開始の時以後の原因

「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第3条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表7（P.290参照）、別表8（P.292参照）

第11条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じて保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表7（P.290参照）

7 保険料の払込免除の請求手続について

第12条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第8条（給付金の支払時期）

の規定を準用します。

★別表6（P.289参照）

8 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第13条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

9 保険料の払込みについて

第14条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第3条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第15条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第15条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第14条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第14条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第14条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第15条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

- 保険料が払込期月（第14条）の契約成立日（第3条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

- 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第14条）までに、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第17条 保険料の前納および予納

- 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第14条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

- 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

第16条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第17条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

10 失効、失効取消および復活について

第18条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第19条 保険契約の失効取消

- 第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
- 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
- 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第5条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第20条 保険契約の復活

- 保険契約者は、第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第25条）および告知義務違反による解除（第26条）の規定を適用します。
- 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
- この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
- この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

11 取消しと無効について

第21条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

- 被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第25条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約は無効とします。
- 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

第19条 補足説明

*1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

*2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第14条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

*3 効力を失った日

猶予期間満了日（第14条）の翌日をいいます。

第20条 補足説明

*1 効力を失った日

猶予期間満了日（第14条）の翌日をいいます。

*2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

*3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

第21条 補足説明

*1 「がん給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

項 目	内 容
(1) 告知の時に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。なお、返戻金(第34条)がある場合には、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
(2) 告知の時にがんを診断確定されたことのない被保険者が、告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1の前日までにがんを診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活(第20条)の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約(第33条)されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第26条(告知義務違反による解除)または第28条(重大事由による解除)に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第22条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い

1. 第21条(がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効)の規定にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の2. に規定する特別取扱いを適用し、この保険契約を無効としません。

- | |
|--|
| (1) 被保険者が、保険契約締結の際の告知(第25条)の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にがんを診断確定されていたとき
(2) 告知の時に被保険者ががんを診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき |
|--|

2. 特別取扱いの内容は、次のとおりとします。

- | |
|---|
| (1) 第5条(給付金の支払い)に規定する生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払事由中、「がん給付の責任開始の時前のがんを診断確定されたことがないこと」を必要とする旨の規定は適用しません。
(2) 第5条(給付金の支払い)の規定にかかわらず、がん不担保期間*2中に診断確定されたがんについては、生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金を支払いません。
(3) 第5条(給付金の支払い)の規定にかかわらず、この保険契約締結の際の告知の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前に診断確定されていたがんが生じた臓器と同一種類の臓器(別表5★)に生じたがんについては、がん不担保期間*2経過後でも生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金を支払いません。 |
|---|

3. 本条の2. に規定する特別取扱いが適用されたこの保険契約について、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第5条(給付金の支払い)の2. -(2)-⑦および⑧の内容を次のとおり読み替えます。

第21条 補足説明

*2 その復活の時から無効とする時までの保険料

その復活の延滞保険料を含みます。

第22条 補足説明

*1 「がん給付」の責任開始の時

第4条(責任開始の時)の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時(保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)をいいます。

*2 がん不担保期間

保険期間開始の日からその日を含めて5年を経過する日までの期間をいいます。

内 容

- ア. 入院開始の直接の原因となった生活習慣病*³により継続して入院したものとみなします。
- イ. ア. にかかわらず、次のすべてに該当するときは、異なる生活習慣病の併発日に異なる生活習慣病を直接の原因として入院を開始したものとします。
- （ア） その入院開始の直接の原因となった生活習慣病ががんの場合
- （イ） 併発した異なる生活習慣病が「がん以外の生活習慣病」の場合
- （ウ） 第22条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い）に規定する特別取扱いの適用により、（ア）のがんを直接の原因とする生活習慣病入院給付金が支払われない場合

- (2) この保険契約が更新（第30条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されるときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
本条の2. ー(2)の特別取扱い	① 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間* ² が満了しているとき 更新後契約または変更後契約* ⁴ には本条の2. ー(2)の特別取扱いは適用されません。 ② 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間* ² が満了していないとき 更新後契約または変更後契約* ⁴ に残余のがん不担保期間* ² が引き継がれ、本条の2. ー(2)の特別取扱いが引き続き適用されます。
本条の2. ー(3)の特別取扱い	更新後契約または変更後契約* ⁴ には本条の2. ー(3)の特別取扱いが引き続き適用されます。

4. 本条の1. から3. の規定は、この保険契約の復活（第20条）の場合に準用します。

★別表5（P.289参照）

第23条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第20条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第24条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第20条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
(2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

12 告知義務と解除について**第25条 告知義務**

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第20条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に

第22条 補足説明*** 3 生活習慣病**

「がん」および「がん以外の生活習慣病」をいいます。

*** 4 変更後契約**

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

口頭により告知することを必要とします。

第26条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第20条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第27条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第26条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第20条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第25条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第25条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第28条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第27条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 保険期間開始の日

第3条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第28条 補足説明*** 1 給付金**

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

*** 2 給付金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第26条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

13 契約内容の変更および更新等について**第29条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第14条（保険料の払込み）および第15条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第14条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第30条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第42条）が79歳以下であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の生活習慣病入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の生活習慣病入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第5条)、保険料の払込免除(第10条・第11条)、告知義務違反による解除(第26条・第27条)および7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合の特則(第53条)に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第30条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第3条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第43条・第44条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の生活習慣病入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第31条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第30条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に変更することができます。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第10条）されていないこと |
| (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第42条）が75歳以下であること |

2. 保険期間が終身の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第14条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第14条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとし、 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第5条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第10条） ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとし、

第31条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後契約* ² の生活習慣病入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日* ³ の生活習慣病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日* ³ の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約* ² の生活習慣病入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後契約* ² に変更されたとき	① 変更後契約* ² の責任は変更日* ¹ から開始します。 ② 変更前契約は、変更日* ¹ の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第5条)、保険料の払込免除(第10条・第11条)、告知義務違反による解除(第26条・第27条)および7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合の特則(第53条)に関する規定について、変更後契約* ² の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後契約* ² の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日* ¹ の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約* ² に変更された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日* ¹ の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日(第3条)の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理(第43条・第44条)に準じて取り扱います。
(6) 変更日* ¹ に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)―③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*¹に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の生活習慣病入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*³の生活習慣病入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第32条 生活習慣病入院給付金日額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって生活習慣病入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の生活習慣病入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 生活習慣病入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|--|
| (1) 減額分を解約(第33条)されたものとして取り扱います。
(2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
(3) 生活習慣病入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。 |
|--|

第31条 補足説明

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日(年単位)を変更日*¹として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*¹の前日とします。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

14 解約等について

第33条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第34条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（生活習慣病入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第21条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の2. -(1)-②に該当した場合または保険料の払込みが免除（第10条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由（第5条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
 - (2) 告知義務違反（第26条）または重大事由（第28条）によりこの保険契約が解除されたとき
 - (3) 減額（第32条）または解約（第33条）されたとき

第36条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次を満了するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは

第35条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第14条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第36条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第5条）が生じ、会社が給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

15 給付金の受取人および保険契約者について

第37条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1.の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第38条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第37条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1.の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1.および2.による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第39条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第5条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1.の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1.の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1.および2.により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第40条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第41条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社

が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金についても同様とします。

16 契約年齢の計算等について

第42条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第43条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第42条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第3条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第44条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

17 その他

第45条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第46条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第47条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第48条 時効

給付金（第5条）、保険料の払込免除（第10条）または返戻金（第34条）を請

第42条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第49条 管轄裁判所

- この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
- この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

18 特則について

第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- 第17条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- 第29条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第51条 特別条件を付ける場合の特則

- 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - 給付金の削減支払
契約成立日（第3条）から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第5条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
 - 生活習慣病入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について生活習慣病入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
 - 7大疾病給付金を支払うべきときは、7大疾病給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- 特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第10条）しません。ただし、感染症（別表9★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。
- 本条の1.の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
 - この保険契約が効力を失ったとき（第18条）は、第20条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
 - この保険契約の更新（第30条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第30条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。

第49条 補足説明

*1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第51条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表7★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第30条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態* ² についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第31条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第31条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第31条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態* ² についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表7（P.290参照）、別表9（P.292参照）

第52条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*¹がある場合で、この保険契約と被指定契約*¹の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金が支払われるべきときは、第5条（給付金の支払い）の2. - (1) - ②を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
② 生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の支払事由が生じ、支払うべき生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を被指定契約* ¹ の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

第51条 補足説明

* 3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

第52条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。

第53条 7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合の特則

第2条（7大疾病給付金の給付倍率）の規定により選択された7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合で、保険料払込期間中に生活習慣病入院給付金の支払日数が通算して1,000日に達したときは、この保険契約は消滅します。

第54条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 入院給付金受取人が被保険者の場合で、入院給付金受取人が生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が入院給付金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- | |
|--|
| ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者 |
| ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 |

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人が生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表6★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|-------------------------------|
| ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 |
| ② 指定代理請求人の印鑑証明書 |
| ③ 指定代理請求人の住民票 |
| ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し |

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (5) (1)の規定により会社が生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (6) 第8条（給付金の支払時期）の4. 中、「給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）または指定代理請求人」と読み替えます。
- (7) 第8条（給付金の支払時期）の5. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (8) 第26条（告知義務違反による解除）の3. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読

み替えます。

- (9) 第26条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表6（P.289参照）

別表1

1. 生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2. がんの定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. がんの診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- | |
|---|
| (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定 |
|---|

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2 生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」

生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1) 心・血管疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05- I 09
	虚血性心疾患	I 20- I 25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I 26- I 28
	その他の型の心疾患	I 30- I 52
	循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）のうち、 心（臓）切開後症候群	I 97.0
	心臓手術に続発するその他の機能障害	I 97.1
(2) 脳血管疾患	脳血管疾患	I 60- I 69
(3) 腎疾患	糸球体疾患	N00-N08
	腎不全	N17-N19
(4) 肝疾患	ウイルス肝炎	B15-B19
	肝疾患	K70-K77
	食道静脈瘤	I 85
	その他の部位の静脈瘤（I 86）のうち、 胃静脈瘤	I 86.4
(5) 糖尿病	糖尿病	E10-E14
(6) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10- I 15
	大動脈瘤および解離	I 71

別表3

1. 7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」

7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。ただし、「(1) 急性心筋梗塞、拡張型心筋症」および「(2) 脳卒中、脳動脈瘤」については、2. によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名		分類項目	基本分類コード
(1)	急性心筋梗塞	虚血性心疾患（ I 20- I 25）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I 21 I 22
	拡張型心筋症	心筋症（ I 42）のうち、 拡張型心筋症	I 42.0
(2)	脳卒中	脳血管疾患（ I 60- I 69）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I 60 I 61 I 63
	脳動脈瘤	その他の脳血管疾患（ I 67）のうち、 脳動脈壁の解離、非<未>破裂性 脳動脈瘤、非<未>破裂性	I 67.0 I 67.1
(3)	慢性腎不全	高血圧性腎疾患（ I 12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎不全	I 12.0 N18

疾病名		分類項目	基本分類コード
(4)	肝硬変	アルコール性肝疾患（K70）のうち、 アルコール性肝硬変	K70.3
		肝線維症および肝硬変（K74）のうち、 原発性胆汁性肝硬変	K74.3
		続発性胆汁性肝硬変	K74.4
		胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
		その他および詳細不明の肝硬変	K74.6
	食道静脈瘤	食道静脈瘤	I 85
	胃静脈瘤	その他の部位の静脈瘤（I 86）のうち、 胃静脈瘤	I 86.4
(5)	糖尿病	糖尿病	E10-E14
	糖尿病性網膜症	糖尿病（E10-E14）のうち、 眼合併症を伴うもの	E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、 E14.3
	糖尿病性壊疽	糖尿病（E10-E14）のうち、 末梢循環合併症を伴うもの	E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、 E14.5
(6)	高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10- I 15
	大動脈瘤、 解離性大動脈瘤	大動脈瘤および解離	I 71

2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
拡張型心筋症	心臓の内腔が著しく大きくなり、心臓の収縮力が低下し、重症のうっ血性心不全や治療に抵抗性の不整脈が起こる疾病（他の心疾患との鑑別のために冠動脈造影および心筋生検が施行されていることを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）
脳動脈瘤	脳の血管壁の一部に欠損、断裂もしくは解離が生じ、脳動脈が瘤状、嚢状または紡錘状に拡張した疾病（画像診断所見により、器質的な病変が認められることを必要とします。）

別表 4

- 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤、大動脈瘤等についての7大疾病給付金の支払対象となる手術
開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
- 糖尿病性網膜症についての7大疾病給付金の支払対象となる手術
網膜または硝子体に対する手術をいいます。
- 視力の測定
視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 糖尿病性壊疽についての7大疾病給付金の支払対象となる切断術
手指については、末節の2分の1以上の切断術、足指については、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表5 同一種類の臓器

下表の1. ～ 19.、29. および32. ～ 41. に属する臓器は、それぞれ臓器名が異なる場合または臓器が複数ある場合であっても、これを同一種類の臓器として取り扱います。

同一種類の臓器
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼・結膜・涙器・眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮（胎盤を含む。）・卵巣・卵管 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 32. 食道 33. 胸腺・心臓・縦隔 34. 骨・関節・関節軟骨 35. 造血組織・リンパ組織（血液・骨髄・脾臓・リンパ節を含む。） 36. 末梢神経・自律神経系 37. 後腹膜・腹膜 38. 結合組織・皮下組織・軟部組織（血管・軟骨・筋・リンパ管を含む。） 39. 髄膜・脳・脳神経・脊髄 40. 副腎 41. 1. ～ 19.、29. および32. ～ 40. 以外の臓器（ただし、臓器名が同一のものに限る。）

別表6 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 生活習慣病入院給付金の支払い	(1) 生活習慣病入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 生活習慣病入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 生活習慣病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 7大疾病給付金の支払い	(1) 7大疾病給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 7大疾病給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 7大疾病給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

項 目	必要書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第10条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表8）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表7 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。
5. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表8 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表9 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款目次

この保険の特色..... 294

1 3大疾病一時金の給付倍率

第1条 3大疾病一時金の給付倍率..... 294

2 保障の開始について

第2条 保険期間開始の時..... 294

第3条 責任開始の時..... 295

3 給付金等の支払いについて

第4条 給付金・一時金の支払い..... 295

第5条 死亡給付金の免責事由..... 301

4 給付金等の支払請求手続について

第6条 給付金・一時金の支払請求手続..... 301

第7条 給付金・一時金の支払時期..... 302

5 死亡給付金の支払方法の選択について

第8条 死亡給付金の支払方法の選択..... 303

6 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除..... 303

第10条 保険料の払込免除の免責事由..... 304

7 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続..... 305

8 保険料の払込みにについて

第12条 保険料の払込み..... 305

第13条 保険料の払込方法（経路）..... 305

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等

が生じた場合の取扱い..... 306

第15条 保険料の前納および予納..... 306

9 失効、失効取消および復活について

第16条 保険契約の失効..... 307

第17条 保険契約の失効取消..... 307

第18条 保険契約の復活..... 307

10 取消しと無効について

第19条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定
による無効..... 308

第20条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定
の場合の特別取扱い..... 308

第21条 詐欺による取消し..... 309

第22条 不法取得目的による無効..... 309

11 告知義務と解除について

第23条 告知義務..... 309

第24条 告知義務違反による解除..... 310

第25条 告知義務違反による解除ができないとき..... 310

第26条 重大事由による解除..... 310

12 契約内容の変更および更新等について

第27条 保険料払込方法の変更..... 311

第28条 保険契約の更新..... 312

第29条 保険期間が終身の保険契約への変更..... 313

第30条 生活習慣病入院給付金日額の減額..... 314

13 解約等について

第31条 保険契約の解約..... 314

第32条 返戻金..... 315

第33条 保険料の未経過分に相当する返還金..... 315

第34条 給付金または一時金の受取人による保険契
約の存続..... 315

14 給付金等の受取人および保険契約者について

第35条 会社への通知による給付金または一時金の
受取人の変更..... 315

第36条 遺言による給付金または一時金の受取人の変更..... 316

第37条 給付金または一時金の受取人の死亡..... 316

第38条 保険契約者の権利義務の承継..... 316

第39条 保険契約者の代表者および給付金または一
時金の受取人の代表者..... 316

15 契約年齢の計算等について

第40条 契約年齢の計算..... 317

第41条 契約年齢の誤りの処理..... 317

第42条 性別の誤りの処理..... 317

16 その他

第43条 社員配当金..... 317

第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行..... 317

第45条 保険契約者の住所の変更..... 317

第46条 時効..... 317

第47条 管轄裁判所..... 317

17 特則について

第48条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約
の場合の特則..... 318

第49条 特別条件を付ける場合の特則..... 318

別表1	1. 生活習慣病入院給付金および3大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物..... 320
	2. がんの定義..... 320
	3. がんの診断確定..... 320
	4. 新生物の形態の性状コード..... 320
別表2	生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」..... 321
別表3	1. 3大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の3大疾病」..... 321
	2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義..... 321
別表4	急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤についての3大疾病一時金の支払対象となる手術..... 322
別表5	同一種類の臓器..... 322
別表6	給付金・一時金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類..... 322
別表7	対象となる高度障害状態および身体障害の状態..... 323
別表8	対象となる不慮の事故..... 325
別表9	感染症..... 325

無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款

（実施 2011.1.4 / 改正 2024.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	7つの生活習慣病による所定の入院や3大疾病による所定の状態・手術に対する保障
給付金等の種類	(1) 生活習慣病入院給付金 (2) 3大疾病一時金 (3) 死亡給付金
配当タイプ	無配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 3大疾病一時金の給付倍率

第1条 3大疾病一時金の給付倍率

1. 3大疾病一時金の給付倍率は、3大疾病一時金の金額により、次の4つの倍率があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの倍率を選択することを必要とします。

給付倍率	3大疾病一時金の金額
400倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 400
200倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 200
100倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 100
0倍	3大疾病一時金はありません。

2. 本条の1. により選択された3大疾病一時金の給付倍率の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第2条 保険期間開始の時

1. この保険契約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第23条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日および契約成立日 とします。契約年齢（第40条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

第3条 責任開始の時

この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) 次の給付（以下「がん給付」といいます。） ① 別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とする生活習慣病入院給付金 ② がんを直接の原因とする3大疾病一時金	保険期間開始の日（第2条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 次の給付（以下「がん給付以外の給付」といいます。） ① 別表2★に定めるがん以外の生活習慣病（以下「がん以外の生活習慣病」といいます。）を直接の原因とする生活習慣病入院給付金 ② 別表3★に定めるがん以外の3大疾病（以下「がん以外の3大疾病」といいます。）を直接の原因とする3大疾病一時金 ③ 死亡給付金 ④ 保険料の払込免除	保険期間開始の時*2（第2条）

★別表1（P.320参照）、別表2（P.321参照）、別表3（P.321参照）

3 給付金等の支払いについて

第4条 給付金・一時金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金または一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または一時金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。なお、3大疾病一時金の給付倍率（第1条）が0倍の場合には、3大疾病一時金の支払いはありません。

第3条 補足説明

- *1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。
- *2 保険期間開始の時
「がん給付以外の給付の責任開始の時」といいます。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
生活習慣病入院給付金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1) がん 「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定（別表1★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき ① 「がん給付」の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院 ② 病院または診療所*3への入院 ③ 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人
	(2) がん以外の生活習慣病 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき ① 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後に発病した「がん以外の生活習慣病」の治療を直接の目的とする入院 ② 病院または診療所*3への入院 ③ 入院日数が1日*4以上の入院		
3大疾病一時金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1) がん 「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき	1回につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × 保険契約者が選択した給付倍率 （第1条）	

第4条 補足説明

*1 「がん給付」の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

*2 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

*3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

*4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

*5 「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
3 大疾病一時金	(2) 急性心筋梗塞または拡張型心筋症 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 急性心筋梗塞（別表 3★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表 4★）もしくは心移植手術を受けたとき ② 拡張型心筋症（別表 3★）（以下「拡張型心筋症」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表 4★）もしくは心移植手術を受けたとき	1 回につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × 保険契約者が選択した給付倍率 （第 1 条）	入院給付金受取人
	(3) 脳卒中または脳動脈瘤 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 脳卒中（別表 3★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、他覚的な神経学的後遺症*7が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表 4★）を受けたとき ② 脳動脈瘤（別表 3★）（以下「脳動脈瘤」といいます。）が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術（別表 4★）を受けたとき		
死亡給付金	被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に死亡したとき	（生活習慣病入院給付金日額） × 20	受取人 死亡給付金

第 4 条 補足説明

* 6 労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

* 7 他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

約
款

無配当 3 大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）

2. 給付金または一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 生活習慣病入院給付金または3大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき生活習慣病入院給付金または3大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき生活習慣病入院給付金または3大疾病一時金を死亡給付金受取人に支払います。

(2) 生活習慣病入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5前に生じた「がん以外の生活習慣病」を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなします。 ア. 「がん給付以外の給付」の責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際*9に、会社が、告知（第23条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が 正確に知ることができなかった場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に生活習慣病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 （注） この規定は、3大疾病一時金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、同一の生活習慣病*10を直接の原因として、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「生活習慣病入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「生活習慣病入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。

第4条 補足説明

* 8 「がん給付以外の給付」の責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する「がん給付以外の給付」についての責任開始の時を含む日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 9 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 10 同一の生活習慣病

医学上密接な関係にある一連の生活習慣病*11をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の生活習慣病*11として取り扱います。

* 11 生活習慣病

「がん」および「がん以外の生活習慣病」をいいます。

項 目	内 容
④ 被保険者が、同一の生活習慣病*10を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 生活習慣病入院給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について120日とします。 イ. 通算して1,000日とします。
⑥ 被保険者が、異なる生活習慣病*11を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1.の規定を適用します。
⑦ 被保険者が、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる生活習慣病*11を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった生活習慣病*11により継続して入院したものとみなします。
⑧ 被保険者が、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる生活習慣病*11を併発したとき	
⑨ 被保険者が、「がん以外の疾病または傷害」による入院中に、がんを診断確定されたとき	そのがんの診断確定日以前の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
⑩ 生活習慣病*11以外の事由を直接の原因とする入院中に、生活習慣病*11の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって生活習慣病*11の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑪ 継続した入院中に、生活習慣病*11の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その生活習慣病*11の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑫ 生活習慣病入院給付金が支払われるべき入院中に、生活習慣病入院給付金日額が減額(第30条)されたとき	生活習慣病入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する生活習慣病入院給付金の支払金額は、減額後の生活習慣病入院給付金日額に基づいて計算します。
⑬ 生活習慣病入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する生活習慣病入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(3) 3大疾病一時金について

項 目	内 容
① 被保険者が、保険期間中に急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中を発病した場合で、3大疾病一時金の支払事由に規定する被保険者の状態がその疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中による3大疾病一時金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したときは、保険期間満了日に3大疾病一時金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第28条）されたときまたは保険期間が終身の保険契約に変更（第29条）されたときは、更新後契約または変更後契約の普通保険約款の規定を適用します。
② 被保険者が、同時に3大疾病一時金の支払事由に複数該当したとき	3大疾病一時金を重複しては支払いません。
③ 被保険者が、3大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて2年以内に新たに3大疾病一時金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する3大疾病一時金は支払いません。
④ 被保険者が、3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、新たに3大疾病一時金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する3大疾病一時金を支払います。ただし、次のいずれかの場合には、それぞれ次の要件を満たすことを必要とします。 ア. がんの場合 新たながん*12の診断確定であること イ. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の場合 それぞれ急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中を新たに発病していること ウ. 脳動脈瘤の場合 脳動脈瘤が新たに生じていること
⑤ 被保険者が、3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき	その日に新たながん*12と診断確定されたものとみなして、3大疾病一時金を支払います。
⑥ 被保険者が、3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき	新たながん*12の診断確定がない場合でも、その入院の開始日に新たながん*12と診断確定されたものとみなして、3大疾病一時金を支払います。
⑦ 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5前に発病した「がん以外の3大疾病」を原因として、3大疾病一時金の支払事由に該当したとき	この保険契約の締結の際に会社の承諾した範囲内で3大疾病一時金を支払います。ただし、告知義務違反（第24条）があったときは、この限りではありません。

第4条 補足説明

* 12 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

(4) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1 (P.320参照)、別表3 (P.321参照)、別表4 (P.322参照)

第5条 死亡給付金の免責事由

1. 死亡給付金の支払事由（第4条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても死亡給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡給付金受取人の故意
	(3) 保険期間開始の日* ¹ からその日を含めて3年以内の自殺
	(4) この保険契約の復活（第18条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺
	(5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金* ² を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は被保険者が死亡した時に消滅します。

4 給付金等の支払請求手続について

第6条 給付金・一時金の支払請求手続

1. 給付金または一時金の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社へ通知することを必要とします。
2. 給付金または一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社へ提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*¹として死亡退職金等*¹の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*¹の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体* ²
死亡給付金受取人	当該団体* ²
被保険者	当該団体* ² から給与の支払いを受ける従業員

第5条 補足説明

* 1 保険期間開始の日

第2条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。

* 2 責任準備金

生活習慣病入院給付金日額の20倍の金額を限度とします。

第6条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

* 2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表 6 ★）
(2) 次のいずれかの書類 ① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 ② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表 6（P.322 参照）

第 7 条 給付金・一時金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表 6 ★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて 5 営業日以内に、会社の本社で給付金または一時金を支払います。
2. 会社は、給付金または一時金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金または一時金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の 1. の規定にかかわらず、給付金または一時金を支払うべき期限は、必要書類（別表 6 ★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて 45 日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金または一時金の支払事由（第 4 条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第 5 条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第 24 条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第 26 条）、詐欺（第 21 条）または不法取得目的（第 22 条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第 26 条（重大事由による解除）の 1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金もしくは一時金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金もしくは一時金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金もしくは一時金請求時までにおける事実

3. 本条の 2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の 1. および 2. にかかわらず、給付金または一時金を支払うべき期限は、必要書類（別表 6 ★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の 2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180 日
(2) 本条の 2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180 日
(3) 本条の 2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金もしくは一時金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の 2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180 日
(4) 本条の 2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180 日

4. 本条の 2. および 3. の確認を行うときは、会社は、給付金または一時金の受取人（給付金または一時金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の 2. および 3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金もしくは

第 7 条 補足説明

* 1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

* 2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。

は一時金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*³は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金または一時金を支払いません。

★別表6（P.322参照）

5 死亡給付金の支払方法の選択について

第8条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*¹について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ¹ 以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表7★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ¹ 以後に生じた不慮の事故（別表8★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表7★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ¹ 前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ¹ 以後の原因* ² による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表7★）になったとき ② その障害状態に、「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ¹ 以後に生じた不慮の事故（別表8★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表7★）になったとき

第7条 補足説明

* 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

* 1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第9条 補足説明

* 1 「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 「がん給付以外の給付」の責任開始の時以後の原因

「がん給付以外の給付」の責任開始の時*¹前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

項 目	内 容
(2) 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表7★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第23条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第2条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第9条 補足説明

- *3 この保険契約の締結の際**
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

★別表7（P.323参照）、別表8（P.325参照）

第10条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表7 (P.323参照)

7 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（給付金・一時金の支払時期）の規定を準用します。

★別表6 (P.322参照)

8 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第13条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

- 保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第2条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金または一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

- 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第12条）までに、給付金もしくは一時金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 給付金または一時金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条 保険料の前納および予納

- 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。

第14条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日**
 保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）**
 保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

9 失効、失効取消および復活について

第16条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第17条 保険契約の失効取消

- 第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
- 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
- 延滞保険料払込期間*1中に給付金もしくは一時金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金もしくは一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に給付金または一時金の支払事由（第4条）が生じたとき	給付金または一時金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第18条 保険契約の復活

- 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第23条）および告知義務違反による解除（第24条）の規定を適用します。
- 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
- この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
- この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71参照）。

第17条 補足説明

*1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

*2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第12条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

*3 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

第18条 補足説明

*1 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

*2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

*3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 取消しと無効について

第19条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの保険契約締結の際の告知(第23条)の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前になんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約は無効とします。
2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時前になんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活(第18条)の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約(第31条)されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第24条(告知義務違反による解除)または第26条(重大事由による解除)に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第20条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い

1. 第19条(がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効)の規定にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の2. に規定する特別取扱いを適用し、この保険契約を無効としません。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者が、保険契約締結の際の告知(第23条)の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前になんと診断確定されていたとき (2) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき |
|---|

2. 特別取扱いの内容は、次のとおりとします。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 第4条(給付金・一時金の支払い)に規定する生活習慣病入院給付金および3大疾病一時金の支払事由中、「がん給付の責任開始の時前になんと診断確定されなかったことがないこと」を必要とする旨の規定は適用しません。 (2) 第4条(給付金・一時金の支払い)の規定にかかわらず、がん不担保期間*2中に診断確定されたがんについては、生活習慣病入院給付金および3大疾病一時金を支払いません。 (3) 第4条(給付金・一時金の支払い)の規定にかかわらず、この保険契約締結の際の告知の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前に診断確定されていたがんが生じた臓器と同一種類の臓器(別表5★)に生じたがんについては、がん不担保期間*2経過後でも生活習慣病入院給付金および3大疾病一時金を支払いません。 |
|--|

3. 本条の2. に規定する特別取扱いが適用されたこの保険契約について、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第4条(給付金・一時金の支払い)の2. -(2)-⑦および⑧の内容を次のと

第19条 補足説明

*1 「がん給付」の責任開始の時

第3条(責任開始の時)の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時(保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)をいいます。

*2 その復活の時から無効とする時までの保険料

その復活の延滞保険料を含みません。

第20条 補足説明

*1 「がん給付」の責任開始の時

第3条(責任開始の時)の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時(保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)をいいます。

*2 がん不担保期間

保険期間開始の日からその日を含めて5年を経過する日までの期間をいいます。

おり読み替えます。

内 容
ア. 入院開始の直接の原因となった生活習慣病*3により継続して入院したものとみなします。
イ. ア. にかかわらず、次のすべてに該当するときは、異なる生活習慣病の併発日に異なる生活習慣病を直接の原因として入院を開始したものとします。
(ア) その入院開始の直接の原因となった生活習慣病ががんの場合
(イ) 併発した異なる生活習慣病が「がん以外の生活習慣病」の場合
(ウ) 第20条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い）に規定する特別取扱いの適用により、(ア)のがんを直接の原因とする生活習慣病入院給付金が支払われない場合

- (2) この保険契約が更新（第28条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第29条）されるときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
本条の2. - (2)の特別取扱い	① 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間*2が満了しているとき 更新後契約または変更後契約*4には本条の2. - (2)の特別取扱いは適用されません。 ② 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間*2が満了していないとき 更新後契約または変更後契約*4に残余のがん不担保期間*2が引き継がれ、本条の2. - (2)の特別取扱いが引き続き適用されます。
本条の2. - (3)の特別取扱い	更新後契約または変更後契約*4には本条の2. - (3)の特別取扱いが引き続き適用されます。

4. 本条の1. から3. の規定は、この保険契約の復活（第18条）の場合に準用します。

★別表5（P.322参照）

第21条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第18条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第22条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第18条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|-----------------------------|
| (1) 給付金または一時金を不法に取得する目的 |
| (2) 他人に給付金または一時金を不法に取得させる目的 |

11 告知義務と解除について

第23条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金もしくは一時金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知すること

第20条 補足説明

* 3 生活習慣病

「がん」および「がん以外の生活習慣病」をいいます。

* 4 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

を必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第24条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金もしくは一時金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金もしくは一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金もしくは一時金の受取人が証明したときは、会社は、給付金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金もしくは一時金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第25条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第24条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第23条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第23条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金もしくは一時金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第26条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第25条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 保険期間開始の日

第2条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第26条 補足説明*** 1 給付金**

この保険契約の給付金もしくは一時金または保険料の払込免除をいいます。

*** 2 給付金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金もしくは一時金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金もしくは一時金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金もしくは一時金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金もしくは一時金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第24条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について

第27条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第28条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第40条）が79歳以下であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の生活習慣病入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の生活習慣病入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 給付金・一時金の支払い（第4条）、保険料の払込免除（第9条・第10条）および告知義務違反による解除（第24条・第25条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第41条・第42条）に準じて取り扱います。

第28条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第29条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第28条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に変更することができます。

- (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第9条）されていないこと
(2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) 変更日*1における被保険者の年齢（第40条）が75歳以下であること

2. 保険期間が終身の無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第12条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第12条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の給付金または一時金の支払事由（第4条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第9条） ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2の生活習慣病入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3の生活習慣病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の生活習慣病入院給付金日額を変更することができます。

第29条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

*3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金・一時金の支払い（第4条）、保険料の払込免除（第9条・第10条）および告知義務違反による解除（第24条・第25条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第41条・第42条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第30条 生活習慣病入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって生活習慣病入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の生活習慣病入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 生活習慣病入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第31条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 生活習慣病入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

13 解約等について

第31条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第32条 返戻金

- この保険契約には返戻金はありません。
- 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（生活習慣病入院給付金日額の20倍の金額）と同額とします。

- 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
- 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第33条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第9条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- 給付金もしくは一時金の支払事由（第4条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
 - 告知義務違反（第24条）または重大事由（第26条）によりこの保険契約が解除されたとき
 - 減額（第30条）または解約（第31条）されたとき

第34条 給付金または一時金の受取人による保険契約の存続

- 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす給付金または一時金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - 保険契約者と異なる者であること

- 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金または一時金の支払事由（第4条）が生じ、会社が給付金または一時金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金または一時金の受取人に支払います。

14 給付金等の受取人および保険契約者について

第35条 会社への通知による給付金または一時金の受取人の変更

- 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金または一時金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人

第33条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第12条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第34条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金または一時金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。

2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に給付金または一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から給付金または一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第36条 遺言による給付金または一時金の受取人の変更

1. 第35条（会社への通知による給付金または一時金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金または一時金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金または一時金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金または一時金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金または一時金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第37条 給付金または一時金の受取人の死亡

1. 給付金または一時金の受取人が給付金または一時金の支払事由（第4条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により給付金または一時金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金または一時金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第38条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第39条 保険契約者の代表者および給付金または一時金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。生活習慣病入院給付金および3大疾病一時金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第40条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第41条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第40条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第42条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

16 その他

第43条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第45条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒お客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第46条 時効

給付金・一時金（第4条）、保険料の払込免除（第9条）または返戻金（第32条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第47条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地

第40条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第47条 補足説明

*1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

2. この保険契約における一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

17 特則について

第48条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第15条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第27条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第49条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 給付金・一時金の削減支払

契約成立日（第2条）から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金・一時金の支払事由（第4条）に該当したときは、次の①から③のとおり取り扱います。

- ① 生活習慣病入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について生活習慣病入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
- ② 3大疾病一時金を支払うべきときは、3大疾病一時金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
- ③ 死亡給付金を支払うべきときは、死亡給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第9条）しません。ただし、感染症（別表9★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約が効力を失ったとき（第16条）は、第18条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

- (2) この保険契約が更新（第28条）されるときは、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第28条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。

第49条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表7★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
② 給付金・一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第28条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態* ² についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第29条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第29条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金・一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第29条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態* ² についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第49条 補足説明*** 3 変更後契約**

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

★別表7（P.323参照）、別表9（P.325参照）

別表1

1. 生活習慣病入院給付金および3大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

生活習慣病入院給付金および3大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、 慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、 ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2. がんの定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. がんの診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- | |
|---|
| (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定 |
|---|

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2 生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」

生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1) 心・血管疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05- I 09
	虚血性心疾患	I 20- I 25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I 26- I 28
	その他の型の心疾患	I 30- I 52
	循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）のうち、 心（臓）切開後症候群	I 97.0
	心臓手術に続発するその他の機能障害	I 97.1
(2) 脳血管疾患	脳血管疾患	I 60- I 69
(3) 腎疾患	糸球体疾患	N00-N08
	腎不全	N17-N19
(4) 肝疾患	ウイルス肝炎	B15-B19
	肝疾患	K70-K77
	食道静脈瘤	I 85
	その他の部位の静脈瘤（I 86）のうち、 胃静脈瘤	I 86.4
(5) 糖尿病	糖尿病	E10-E14
(6) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10- I 15
	大動脈瘤および解離	I 71

別表3

1. 3大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の3大疾病」

3大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の3大疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。ただし、2. によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名		分類項目	基本分類コード
(1)	急性心筋梗塞	虚血性心疾患（ I 20- I 25）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I 21 I 22
	拡張型心筋症	心筋症（ I 42）のうち、 拡張型心筋症	I 42.0
(2)	脳卒中	脳血管疾患（ I 60- I 69）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I 60 I 61 I 63
	脳動脈瘤	その他の脳血管疾患（ I 67）のうち、 脳動脈壁の解離、非＜未＞破裂性 脳動脈瘤、非＜未＞破裂性	I 67.0 I 67.1

2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
拡張型心筋症	心臓の内腔が著しく大きくなり、心臓の収縮力が低下し、重症のうっ血性心不全や治療に抵抗性の不整脈が起こる疾病（他の心疾患との鑑別のために冠動脈造影および心筋生検が施行されていることを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）
脳動脈瘤	脳の血管壁の一部に欠損、断裂もしくは解離が生じ、脳動脈が瘤状、嚢状または紡錘状に拡張した疾病（画像診断所見により、器質的な病変が認められることを必要とします。）

別表4 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤についての3大疾病一時金の支払対象となる手術

開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

別表5 同一種類の臓器

下表の1. ～ 19.、29. および32. ～ 41. に属する臓器は、それぞれ臓器名が異なる場合または臓器が複数ある場合であっても、これを同一種類の臓器として取り扱います。

同一種類の臓器
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮（胎盤を含む。）・卵巣・卵管 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 32. 食道 33. 胸腺・心臓・縦隔 34. 骨・関節・関節軟骨 35. 造血組織・リンパ組織（血液・骨髓・脾臓・リンパ節を含む。） 36. 末梢神経・自律神経系 37. 後腹膜・腹膜 38. 結合組織・皮下組織・軟部組織（血管・軟骨・筋・リンパ管を含む。） 39. 髄膜・脳・脳神経・脊髄 40. 副腎 41. 1. ～ 19.、29. および32. ～ 40. 以外の臓器（ただし、臓器名が同一のものに限る。）

別表6 給付金・一時金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 生活習慣病入院給付金の支払い	(1) 生活習慣病入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 生活習慣病入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 生活習慣病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 3大疾病一時金の支払い	(1) 3大疾病一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 3大疾病一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 3大疾病一時金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

項 目	必要書類
3. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第9条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表8）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金・一時金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表7 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表8 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表9 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D 普通保険約款目次

この保険の特色	327	10 契約内容の変更および更新等について	
1 保険契約の型について		第21条 保険料払込方法の変更	338
第1条 保険契約の型	327	第22条 保険契約の更新	339
2 保障の開始について		第23条 保険期間が終身の保険契約への変更	340
第2条 責任開始の時	327	第24条 認知症介護一時金額の減額	341
3 一時金等の支払いについて		11 解約等について	
第3条 一時金等の支払い	328	第25条 保険契約の解約	341
第4条 免責事由	331	第26条 返戻金	342
4 一時金等の支払請求手続について		第27条 保険料の未経過分に相当する返還金	342
第5条 一時金等の支払請求手続	332	第28条 一時金等の受取人による保険契約の存続	342
第6条 一時金等の支払時期	332	12 一時金等の受取人および保険契約者について	
5 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		第29条 会社への通知による一時金等の受取人の 変更	342
第7条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	333	第30条 遺言による一時金等の受取人の変更	343
6 保険料の払込みについて		第31条 死亡給付金の受取人の死亡	343
第8条 保険料の払込み	333	第32条 保険契約者の権利義務の承継	343
第9条 保険料の払込方法（経路）	334	第33条 保険契約者の代表者および一時金等の受取 人の代表者	343
第10条 払込期月中または猶予期間中に支払事由が 生じた場合の取扱い	334	13 契約年齢の計算等について	
7 失効、失効取消および復活について		第34条 契約年齢の計算	343
第11条 保険契約の失効	334	第35条 契約年齢の誤りの処理	343
第12条 保険契約の失効取消	334	第36条 性別の誤りの処理	344
第13条 保険契約の復活	335	14 その他	
8 取消しと無効について		第37条 社員配当金	344
第14条 責任開始の時に器質性認知症と診断（疑 いを含む）されていたことによる無効	335	第38条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	344
第15条 詐欺による取消し	336	第39条 保険契約者の住所の変更	344
第16条 不法取得目的による無効	336	第40条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	344
9 告知義務と解除について		第41条 時効	344
第17条 告知義務	336	第42条 管轄裁判所	345
第18条 告知義務違反による解除	337		
第19条 告知義務違反による解除ができないとき	337		
第20条 重大事由による解除	337		
別表 1 器質性認知症	346		
別表 2 所定の状態	346		
別表 3 公的介護保険制度	346		
別表 4 要介護 1 以上の状態	346		
別表 5 認知症介護一時金および認知症診断一時金	347		
別表 6 認知症介護一時金、認知症診断一時金および死亡給付金の支払いの請求に必要な書類	347		

無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D 普通保険約款

（実施 2020.10.2 / 改正 2023.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	所定の認知症の診断や所定の認知症による公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
一時金等の種類	(1) 認知症介護一時金 (2) 認知症診断一時金 (3) 死亡給付金
配当タイプ	無配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保険契約の型について

第1条 保険契約の型

- 保険契約の型は、一時金等の組合せにより、次のⅠ型またはⅡ型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

保険契約の型 一時金・給付金	Ⅰ型	Ⅱ型
認知症介護一時金	○	○
認知症診断一時金	○	—
死亡給付金	○	○

（注）○：当該一時金等が組み込まれていることを表します。

ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限りします。

- 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。ただし、Ⅰ型の場合で、更新前契約*1の保険期間満了日までに認知症診断一時金の支払いがあった場合には、保険契約の型をⅡ型に変更した上で、保険契約の更新（第22条）および保険期間が終身の保険契約への変更（第23条）を取り扱います。

第1条 補足説明

*1 更新前契約

本条において、保険期間が終身の保険契約への変更前契約を含みます。

2 保障の開始について

第2条 責任開始の時

- この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第17条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

- 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第34条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 会社名 |
| (2) 保険契約者の氏名または名称 |
| (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項 |
| (4) 受取人の氏名または名称 |
| (5) 支払事由 |
| (6) 保険期間 |
| (7) 保険給付の額 |
| (8) 保険料およびその払込方法 |
| (9) 契約成立日 |
| (10) 保険証券を作成した年月日 |

3 一時金等の支払いについて

第3条 一時金等の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、認知症介護一時金、認知症診断一時金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して認知症介護一時金、認知症診断一時金または死亡給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金 額	受取人
認知症介護一時金	責任開始の時*1前に器質性認知症と診断確定（別表1★）されたことがなく、かつ器質性認知症（別表1の2.★）の疑いがあると医師によって診断されたことのない被保険者が、次のいずれかに該当したとき		認知症介護一時金受取人
	(1) 契約成立日からその日を含めて2年以内*2の保険期間中に、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*3により、器質性認知症と診断確定（別表1★）されたとき (2) 契約成立日からその日を含めて2年経過後の保険期間中に、次のすべてを満たしたとき ① 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*3により、器質性認知症と診断確定（別表1★）および所定の状態（別表2★）と医師によって判定されていること ② 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*3により、公的介護保険制度（別表3★）に基づく要介護1以上の状態（別表4★）（以下「要介護1以上の状態」といいます。）に該当していると認定されていること	(1) (認知症介護一時金額に対する月払保険料) × (保険料を払い込んだ回数) (別表5★) の金額 (2) 認知症介護一時金額	
認知症診断一時金	責任開始の時*1前に器質性認知症と診断確定（別表1★）されたことがなく、かつ器質性認知症（別表1の2.★）の疑いがあると医師によって診断されたことのない被保険者が、次のいずれかに該当したとき		
	(1) 契約成立日からその日を含めて2年以内*2の保険期間中に、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*3により、器質性認知症（別表1★）と診断確定されたとき (2) 契約成立日からその日を含めて2年を経過後の保険期間中に、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*3により、器質性認知症と診断確定（別表1★）されたとき	(1) (認知症介護一時金額に対する月払保険料) × (保険料を払い込んだ回数) (別表5★) の金額 (2) 認知症介護一時金額の10%	
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	認知症介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

第3条 補足説明

* 1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 契約成立日からその日を含めて2年以内

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日から契約成立日の前日までを含みます。

* 3 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

2. 一時金等の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 認知症介護一時金および認知症診断一時金について

項 目	内 容
① 被保険者が、契約成立日からその日を含めて2年以内* ² に、認知症介護一時金の支払事由の(1)または認知症診断一時金の支払事由の(1)に該当したとき	認知症介護一時金と認知症診断一時金は重複して支払いません。Ⅰ型の場合は認知症診断一時金として、Ⅱ型の場合は認知症介護一時金として、(別表5★)の金額を支払います。この場合、この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
② 認知症診断一時金の支払事由に該当した場合の支払限度	保険期間を通じて1回とします。
③ 認知症介護一時金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
④ 認知症介護一時金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。
⑤ 被保険者が、責任開始の時* ¹ 前に生じた傷害または疾病* ³ を原因として、認知症介護一時金または認知症診断一時金の支払事由に規定する状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病* ³ によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際* ⁴ に、会社が、告知(第17条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病* ³ によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時* ¹ 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病* ³ によるものとみなしません。
⑥ 契約成立日からその日を含めて2年経過後に、認知症介護一時金の支払事由の(2)および認知症診断一時金の支払事由の(2)に該当し、認知症診断一時金の支払前に認知症介護一時金の支払請求を受け、認知症介護一時金が支払われるとき	認知症診断一時金相当額を認知症介護一時金額に加算して支払います。この場合、認知症診断一時金は支払いません。

第3条 補足説明

*** 4 この保険契約の締結の際**
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
⑦ 認知症介護一時金の支払事由または認知症診断一時金の支払事由が生じ、支払うべき認知症介護一時金または認知症診断一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 認知症介護一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき認知症診断一時金を死亡給付金受取人に支払います。ただし、死亡給付金受取人が指定されていない場合は保険契約者に支払います。 イ. 認知症介護一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われないときは、支払うべき認知症介護一時金または認知症診断一時金を保険契約者に支払います。 ウ. 認知症介護一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われず、被保険者と保険契約者が同一のときは、支払うべき認知症介護一時金または認知症診断一時金を戸籍上の配偶者または子（戸籍上の配偶者または子がいなときは、法定相続人の協議により定めた代表者1人）に支払います。
⑧ 死亡給付金を支払ったとき	その後に認知症介護一時金の支払請求を受けても、認知症介護一時金は支払いません。

(2) 死亡給付金について

項 目	内 容
① 被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
② 死亡給付金の支払前に認知症介護一時金の支払請求を受け、認知症介護一時金が支払われるとき	死亡給付金は支払いません。

★別表1（P.346参照）、別表2（P.346参照）、別表3（P.346参照）、別表4（P.346参照）、別表5（P.347参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、一時金等を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても一時金等を支払わない場合）
認知症介護一時金・認知症診断一時金	被保険者が、次のいずれかによって認知症介護一時金または認知症診断一時金の支払事由に規定する状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。

項 目	内 容
(2) 「戦争その他の変乱」によって一時金等の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、一時金等の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

4 一時金等の支払請求手続について

第5条 一時金等の支払請求手続

- 一時金等の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 一時金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）	
(2) 次のいずれかの書類	
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書	
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類	
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類	

★別表6（P.347参照）

第6条 一時金等の支払時期

- 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で一時金等を支払います。
- 会社は、一時金等を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から一時金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、一時金等を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 一時金等の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 一時金等支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	一時金等の支払事由が発生した原因

第4条 補足説明

*1 責任準備金

認知症介護一時金額の10%の金額を限度とします。

第5条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第6条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(3) 告知義務違反（第18条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第20条）、詐欺（第15条）または不法取得目的（第16条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第20条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは一時金等請求の意図に関する保険契約の締結時から一時金等請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、一時金等を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、一時金等の受取人（一時金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知（電磁的方法を含む。）します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または一時金等の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金等を支払いません。

★別表6（P.347参照）

5 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第7条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

6 保険料の払込みについて

第8条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

第6条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日(第2条)の応当日* ¹ (年単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日* ¹ (月単位)までの期間* ²
(2) 半年払	契約成立日の応当日* ¹ (半年単位)を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日* ¹ (月単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第9条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第9条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (2) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*¹
- (4) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
本条の1. 一(1)から(3)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第10条 払込期月中または猶予期間中に支払事由が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第8条）の契約成立日（第2条）の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの保険契約が消滅したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（認知症介護一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。
2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*¹以後猶予期間満了日（第8条）までに一時金等の支払事由（第3条）が生じたときは、未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第11条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第8条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第12条 保険契約の失効取消

1. 第11条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*¹中に延滞保険料*²の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*²の払込みをした時に保険契約者

第8条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*¹が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第9条 補足説明

* 1 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第12条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*³からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*³を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*³を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*³を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*³までに払込期月（第8条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第8条）の翌日をいいます。

から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。

3. 延滞保険料払込期間*1中に一時金等の支払事由（第3条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、一時金等の支払いを行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に一時金等の支払事由（第3条）が生じたとき	一時金等を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません

第13条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第11条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3か月以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第17条）および告知義務違反による解除（第18条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71参照）。

第13条 補足説明

- *1 効力を失った日
猶予期間満了日（第8条）の翌日をいいます。
- *2 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- *3 延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

8 取消しと無効について

第14条 責任開始の時に器質性認知症と診断（疑いを含む）されていたことによる無効

1. 被保険者が、この保険契約の責任開始の時*1前に器質性認知症と診断確定（別表1★）されていた、もしくは、器質性認知症（別表1の2. ★）の疑いがあると医師によって診断されていたときには、この保険契約は無効とし、それまでに会社に払い込まれた保険料は保険契約者に払い戻します。ただし、被保険者と保険契約者が別の場合で、保険契約者がその事実を知っていたときは、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。この場合、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
2. 本条の1. の場合、第18条（告知義務による解除）および第20条（重大事由による解除）の規定は適用しません。
3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活（第13条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とするまでの保険料とします。
4. 本条の3. の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約（第25条）されたものとして取り扱います。
5. この保険契約の責任開始の日*2からその日を含めて5年以内の保険期間中に、会社が本条の1. に定める無効の原因となる事実を知らず、被保険者が責任開始の時*1前および責任開始の日*2からその日を含めて5年以内の保険期間中に、次の(1)および(2)のいずれにも該当しなかったときは、本条の1. の規定は適用せず、この保険契約は有効に継続したものとみなします。
 - (1) 所定の状態（別表2★）と医師によって判定されたこと
 - (2) 公的介護保険制度（別表3★）に基づく要介護1以上の状態（別表4★）に

第14条 補足説明

- *1 責任開始の時
第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。
- *2 責任開始の日
第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する日をいいます。なお、この保険契約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の日とします。

該当していると認定されたこと

6. 本条の5.の規定により、本条の1.の規定を適用しない場合、責任開始の日*2からその日を含めて5年を経過した後は、第3条の1.（一時金等の支払い）を次のとおり読み替えます。

1. 会社は、本条の5.の規定にもとづき契約が有効に継続したものとみなす場合、次の表および本条の2.の規定のとおり、一時金等の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して一時金等をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金額	受取人
認知症介護一時金	責任開始の日*1からその日を含めて5年を経過した後の保険期間中に、次のすべてを満たしたとき (1) 被保険者が、器質性認知症と診断確定（別表1★）および所定の状態（別表2★）と医師によって判定されていること (2) 被保険者が、公的介護保険制度（別表3★）に基づく要介護1以上の状態（別表4★）（以下「要介護1以上の状態」といいます。）に該当していると認定されていること	認知症介護一時金額	認知症介護一時金受取人
認知症診断一時金	責任開始の時*1前および責任開始の日*2からその日を含めて5年以内に器質性認知症と診断確定（別表1★）されたことのない被保険者が、責任開始の日*2から5年を経過した後の保険期間中に、器質性認知症と診断確定（別表1★）されたとき	認知症介護一時金額の10%	
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	認知症介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

〔★別表1（P.346参照）、別表2（P.346参照）、別表3（P.346参照）、別表4（P.346参照）〕

第15条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第13条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第16条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第13条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|------------------------|
| (1) 一時金等を不法に取得する目的 |
| (2) 他人に一時金等を不法に取得させる目的 |

9 告知義務と解除について

第17条 告知義務

- 会社は、この保険契約の締結または復活（第13条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を告知書等で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、一時金等の支払事由（第3条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち告知を求められた事項について、告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項に

については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第18条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第13条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第17条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、一時金等の支払事由（第3条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金等は支払いません。
- (2) すでに一時金等を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、一時金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、一時金等を支払います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電磁的方法含む。）します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または一時金等の受取人に通知（電磁的方法含む。）します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第19条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第18条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第13条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第17条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第17条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に一時金の支払事由（第3条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第17条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第20条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第19条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第20条 補足説明

* 1 一時金等

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが一時金等の受取人のみであり、その一時金等の受取人が一時金等の一部の受取人であるときは、一時金等のうち、その受取人に支払われるべき一時金等をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または一時金等の受取人が一時金等を詐取する目的もしくは他人に一時金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金等の請求に関し、一時金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる一時金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または一時金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または一時金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または一時金等の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または一時金等の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、一時金等の支払事由（第3条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金等の支払事由が生じていたときは、その一時金等の支払いについて、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金等*1は支払いません。
- (2) すでに一時金等*1を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第18条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、一時金等の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し一時金等を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない一時金等に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

10 契約内容の変更および更新等について

第21条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第8条（保険料の払込み）および第9条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第8条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第22条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(2) 更新日*1における被保険者の年齢（第34条）が79歳以下であること
(3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第8条(保険料の払込み)の1. および第10条(払込期月中または猶予期間中に支払事由が生じた場合の取扱い)の2.の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の認知症介護一時金額	更新前契約の保険期間満了日の認知症介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の認知症介護一時金額を減額して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1.-(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 一時金等の支払い（第3条・第4条）および告知義務違反による解除（第18条・第19条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第35条・第36条）に準じて取り扱います。
(7) 更新後契約の保険契約の型	I型の場合で、更新前契約の保険期間満了日までに認知症診断一時金の支払いがあった場合には、第1条（保険契約の型）の2.の規定に準じて、更新後契約をII型に変更して更新します。

第22条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(8) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の認知症介護一時金額について、更新前契約の保険期間満了日の認知症介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第23条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第22条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D契約に変更することができます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(2) 変更日*1における被保険者の年齢（第34条）が75歳以下であること
(3) 契約成立日からその日を含めて2年を経過していること

2. 保険期間が終身の無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*3の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第8条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*3の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（保険料の払込み）の1. および第10条（払込期月中または猶予期間中に支払事由が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*3の保険料払込みの猶予期間満了日（第8条）までに、変更後契約*3の一時金等の支払事由（第3条）が生じたときは、この保険契約は変更後契約*3に変更されなかったものとしします。 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*3に変更されなかったものとしします。
(3) 変更後契約*3の認知症介護一時金額	変更前契約の保険期間満了日*4の認知症介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*4の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*3の認知症介護一時金額を減額することができます。

第23条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

* 3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）D契約をいいます。

* 4 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(4) 変更後契約*3に変更されたとき	① 変更後契約*3の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 一時金等の支払い（第3条・第4条）および告知義務違反による解除（第18条・第19条）に関する規定について、変更後契約*3の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第35条・第36条）に準じて取り扱います。
(6) 変更後契約の保険契約の型	I 型の場合で、変更前契約の保険期間満了日までに認知症診断一時金の支払いがあった場合には、第1条（保険契約の型）の2. の規定に準じて、変更後契約をII型に変更します。
(7) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)および(2)を満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の認知症介護一時金額について、変更前契約の保険期間満了日*4の認知症介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第24条 認知症介護一時金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって認知症介護一時金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の認知症介護一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 認知症介護一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第25条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 認知症介護一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

11 解約等について

第25条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第26条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（認知症介護一時金額の10%の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。

第27条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、一時金等を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 一時金等の支払事由（第3条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
 - (2) 告知義務違反（第18条）または重大事由（第20条）によりこの保険契約が解除されたとき
 - (3) 減額（第24条）または解約（第25条）されたとき

第28条 一時金等の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次のもので満たす一時金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること
3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、一時金等の支払事由（第3条）が生じ、会社が一時金等を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、一時金等の受取人に支払います。

12 一時金等の受取人および保険契約者について

第29条 会社への通知による一時金等の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、一時金等の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金等の支払事由（第3条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に一時金等を支払ったと

第27条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき
は、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第8条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第28条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

きは、その支払い後に変更後の受取人から一時金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第30条 遺言による一時金等の受取人の変更

1. 第29条（会社への通知による一時金等の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、一時金等の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金等の支払事由（第3条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の一時金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による一時金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第31条 死亡給付金の受取人の死亡

1. 死亡給付金の受取人が死亡給付金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人としてします。
2. 本条の1. の規定により死亡給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人としてします。
3. 本条の1. および2. により死亡給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等としてします。

第32条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電磁的方法を含む。）します。

第33条 保険契約者の代表者および一時金等の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 一時金等について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。

13 契約年齢の計算等について

第34条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第35条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第34条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の

第34条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護一時金額を調整して処理します。

第36条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護一時金額を調整して処理します。

14 その他

第37条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第38条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第39条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒お客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第40条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の認知症介護一時金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---|
| (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
(2) 介護に関する技術または環境の変化*2 |
|---|

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第25条）する方法 |
|---|

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第41条 時効

一時金等（第3条）または返戻金（第26条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第40条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第2条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第42条 管轄裁判所

この保険契約における一時金等の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または一時金等の受取人*¹の住所地と同一の都道府県内にある支社*²の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

第42条 補足説明

* 1 一時金等の受取人

一時金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

約

款

無配当認知症介護一時金保険（返戻金なし型）
D

別表1 器質性認知症

1. 次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって診断確定された場合をいいます。
- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- なお、器質性認知症の診断確定は、次のいずれかによるものとする必要があります。

- ① 画像所見による診断確定
- ② 画像検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

2. 1. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症（F02）のうち、	
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症（外傷性脳損傷を原因とした認知症を含む。）	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち、	
せん妄、認知症に重なったもの	F 05.1
アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害（F10）のうち、	
残遺性および遅発性の精神病性障害（アルコール性認知症に限る。）	F 10.7
神経系のその他の変性疾患、他の分類されないもの（G 31）のうち、	
限局性脳萎縮症（前頭側頭型認知症（F T D）に限る。）	G 31.0
神経性のその他の明示された変性疾患（レヴィ小体型認知症に限る。）	G 31.8

2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に器質性認知症に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表2 所定の状態

所定の状態とは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日 老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）」に基づく対象者の認知症の程度が「Ⅲ」、「Ⅳ」または「Ⅴ」のいずれかであると医師の資格をもつ者によって判定されていることをいいます。

別表3 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表4 要介護1以上の状態

要介護1以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表5 認知症介護一時金および認知症診断一時金

契約成立日からその日を含めて2年以内に認知症介護一時金または認知症診断一時金の支払事由に該当したときは、つぎの算式によって計算される金額を支払います。（認知症介護一時金額に対する月払保険料）×（保険料を払い込んだ回数）

1. 上記の「保険料を払い込んだ回数」とは、被保険者が契約成立日から器質性認知症と医師により診断確定された日までに払い込むべき回数とします。
2. 年払契約または半年払契約の場合、「月払保険料」は、保険料の払込方法（回数）を月払とした場合の保険料とします。
3. 団体保険料率が適用されている場合には、団体特約Dの規定にかかわらず、「月払保険料」は、基準保険料率を用いて計算します。
4. 認知症介護一時金額の減額が行われた場合には、保険契約の締結時から、認知症介護一時金および認知症診断一時金の支払事由該当時の保険料であったものとして計算します。

別表6 認知症介護一時金、認知症診断一時金および死亡給付金の支払いの請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 認知症介護一時金の支払い	(1) 認知症介護一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度（別表3）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 認知症介護一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 認知症介護一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 認知症介護一時金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 認知症診断一時金の支払い	(1) 認知症診断一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 認知症診断一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 認知症診断一時金の受取人の印鑑証明書 (6) 認知症診断一時金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 一時金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. および2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D 普通保険約款目次

この保険の特色	349	10 告知義務と解除について	
1 保険契約の型について		第20条 告知義務	361
第1条 保険契約の型	349	第21条 告知義務違反による解除	362
2 保障の開始について		第22条 告知義務違反による解除ができないとき	362
第2条 保険期間開始の時	349	第23条 重大事由による解除	362
第3条 責任開始の時	350	11 契約内容の変更および更新等について	
3 一時金等の支払いについて		第24条 保険料払込方法の変更	363
第4条 一時金等の支払い	350	第25条 保険契約の更新	364
第5条 死亡給付金の免責事由	355	第26条 保険期間が終身の保険契約への変更	365
4 一時金等の支払請求手続について		第27条 生活習慣病一時金の減額	366
第6条 一時金等の支払請求手続	356	12 解約等について	
第7条 一時金等の支払時期	356	第28条 保険契約の解約	366
5 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		第29条 返戻金	367
第8条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	357	第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	367
6 保険料の払込みについて		第31条 一時金等の受取人による保険契約の存続	367
第9条 保険料の払込み	357	13 一時金等の受取人および保険契約者について	
第10条 保険料の払込方法（経路）	358	第32条 会社への通知による一時金等の受取人の 変更	367
第11条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等 が生じた場合の取扱い	358	第33条 遺言による一時金等の受取人の変更	368
7 失効、失効取消および復活について		第34条 死亡給付金の受取人の死亡	368
第12条 保険契約の失効	358	第35条 保険契約者の権利義務の承継	368
第13条 保険契約の失効取消	358	第36条 保険契約者の代表者および一時金等の受取 人の代表者	368
第14条 保険契約の復活	359	14 契約年齢の計算等について	
8 がん給付の責任開始の時のがん診断確定時の取扱い		第37条 契約年齢の計算	368
第15条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定 時のⅠ型の取扱い	359	第38条 契約年齢の誤りの処理	369
第16条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定 時のⅠ型の申出による無効	360	第39条 性別の誤りの処理	369
第17条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定 時のⅢ型の取扱い	360	15 その他	
9 取消しと無効について		第40条 社員配当金	369
第18条 詐欺による取消し	361	第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	369
第19条 不法取得目的による無効	361	第42条 保険契約者の住所の変更	369
		第43条 時効	369
		第44条 管轄裁判所	369
		16 特則について	
		第45条 特別条件を付ける場合の特則	369
別表1 がん	371		
別表2 1. 6大疾病一時金の支払対象となる「6大疾病」	372		
2. 急性心筋梗塞、脳卒中の定義	372		
別表3 入院日数が1日以上入院	373		
別表4 1. 急性心筋梗塞、狭心症、脳卒中、大動脈瘤等についての6大疾病一時金の支払対象となる手術	373		
2. 糖尿病性網膜症についての6大疾病一時金の支払対象となる手術	373		
3. 糖尿病性壊疽についての6大疾病一時金の支払対象となる切断術	373		
別表5 がん診断一時金、6大疾病一時金および死亡給付金の支払いの請求に必要な書類	373		

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D 普通保険約款

（実施 2020.10.2 / 改正 2023.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	生活習慣病による所定の診断・入院・手術に対する保障
一時金等の種類	(1) がん診断一時金 (2) 6大疾病一時金 (3) 死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。）
配当タイプ	無配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保険契約の型について

第1条 保険契約の型

- 保険契約の型は、一時金等の組合せにより、次のⅠ型からⅢ型の3つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

保険契約の型 一時金・給付金	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型
がん診断一時金	○	—	○
6大疾病一時金	○	○	—
死亡給付金	○	○	○

（注）○：当該一時金等が組み込まれていることを表します。

ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。

- 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。ただし、Ⅰ型の場合で、第15条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時のⅠ型の取扱い）が適用される場合には、Ⅱ型への変更を取り扱います。

2 保障の開始について

第2条 保険期間開始の時

- この保険契約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

- 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日および契約成立日とします。契約年齢（第37条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

約

款

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D

(1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4) 受取人の氏名または名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険給付の額
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約成立日
(10) 保険証券を作成した年月日

第3条 責任開始の時

この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) 別表 1 ★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とするがん診断一時金（以下「がん給付」といいます。）	保険期間開始の日（第 2 条）からその日を含めて 90 日を経過した日の翌日*1
(2) 別表 2 ★に定める 6 大疾病（以下「6 大疾病」といいます。）を直接の原因とする 6 大疾病一時金（以下「6 大疾病給付」といいます。）	保険期間開始の時*2（第 2 条）

★別表 1（P.371 参照）、別表 2（P.372 参照）

3 一時金等の支払いについて

第4条 一時金等の支払い

1. 会社は、次の表および本条の 2. の規定のとおり、がん診断一時金、6 大疾病一時金および死亡給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応してがん診断一時金、6 大疾病一時金または死亡給付金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第 5 条）に該当するときは支払いません。

第3条 補足説明

- * 1 保険期間開始の日からその日を含めて 90 日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。
- * 2 保険期間開始の時
「6 大疾病給付の責任開始の時」といいます。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金 額	受取人
がん診断一時金	「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定（別表1★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 1 回目のがん診断一時金 がんと診断確定されたとき ② 2 回目以後のがん診断一時金 次のいずれかに該当したとき ア. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たながん*2と診断確定されたとき イ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき ウ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき		
6 大疾病一時金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1) 急性心筋梗塞または狭心症 「6 大疾病給付」の責任開始の時*3以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 1 回目の6 大疾病一時金 ア. 急性心筋梗塞（別表2★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1 日以上の入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき イ. 狭心症（別表2★）（以下「狭心症」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ② 2 回目以後の6 大疾病一時金 6 大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1. 6 大疾病一時金(1)－①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、急性心筋梗塞または狭心症をそれぞれ新たに発病していることを必要とします。	生活習慣病一時金額	生活習慣病一時金受取人

第4条 補足説明

* 1 「がん給付」の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活（第14条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

* 3 「6 大疾病給付」の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、「6 大疾病給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活が行われた場合には、最終の復活の時とします。

約
款

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）
D

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金 額	受取人
6 大 疾 病 一 時 金	(2) 脳卒中 「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 1回目の6大疾病一時金 脳卒中（別表2★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき ② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1. 6大疾病一時金(2)－①に該当したとき ただし、脳卒中を新たに発病していることを必要とします。	生活習慣病一時金額	生活習慣病一時金受取人
	(3) 慢性腎不全 「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後保険期間中に、慢性腎不全（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 1回目の6大疾病一時金 ア. 慢性腎臓病のステージ4またはステージ5（別表2★）と医師によって診断されたとき イ. その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき ② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1. 6大疾病一時金(3)－①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、本条1. 6大疾病一時金(3)－①のア. については、保険期間を通じて1回の給付を限度とします。		
	(4) 肝硬変 「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後保険期間中に、肝硬変（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 1回目の6大疾病一時金 ア. 肝硬変（別表2★）と医師によって診断されたとき イ. その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき ② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1. 6大疾病一時金(4)－①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、本条1. 6大疾病一時金(4)－①のア. については、保険期間を通じて1回の給付を限度とします。		

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金 額	受取人
6 大 疾 病 一 時 金	(5) 糖尿病 「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後保険期間中に、糖尿病（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 1回目の6大疾病一時金 ア. 糖尿病性網膜症（別表2★）と医師によって診断されたとき イ. その疾病により糖尿病性網膜症または糖尿病性壊疽（別表2★）を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1. 6大疾病一時金(5)－①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、本条1. 6大疾病一時金(5)－①のア. については、保険期間を通じて1回の給付を限度とし、イ. の糖尿病性壊疽については新たに生じていることを必要とします。	生活習慣病 一時金額	生活習慣病一時金受取人
	(6) 高血圧性疾患 「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 1回目の6大疾病一時金 ア. その疾病により生じた大動脈瘤（別表2★）もしくは解離性大動脈瘤（別表2★）（以下、「大動脈瘤等」といいます。）と医師によって診断されたとき イ. その疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ② 2回目以後の6大疾病一時金 6大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、本条1. 6大疾病一時金(6)－①のア. またはイ. のいずれかに該当したとき ただし、本条1. 6大疾病一時金(6)－①のア. については、保険期間を通じて1回の給付を限度とし、イ. については新たに大動脈瘤等が生じていることを必要とします。		
死 亡 給 付 金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき （注） 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	生活習慣病 一時金額の10%	死亡給付金受取人

2. 一時金等の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) がん診断一時金および6大疾病一時金について

項 目	内 容
① 生活習慣病一時金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。

項 目	内 容
② 保険期間満了日の1年以内にがん診断一時金および6大疾病一時金を支払ったとき	この保険契約の更新または終身変更が取扱されない場合で次のとき、この保険契約は消滅します。 ① I型契約で保険期間満了日の1年以内にがん診断一時金および6大疾病一時金のいずれかが支払われたとき ② II型契約で保険期間満了日の1年以内に6大疾病一時金が支払われたとき ③ III型契約で保険期間満了日の1年以内にがん診断一時金が支払われたとき

(2) がん診断一時金について

項 目	内 容
① 被保険者が、同時にがん診断一時金の支払事由に複数該当したとき	がん診断一時金を重複しては支払いません。
② がん診断一時金の支払事由が生じ、支払うべきがん診断一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん診断一時金を死亡給付金受取人に支払います。ただし、死亡給付金受取人が指定されていない場合は保険契約者に支払います。 イ. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われないときは、支払うべきがん診断一時金を保険契約者に支払います。 ウ. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われず、被保険者と保険契約者が同一のときは、支払うべきがん診断一時金を戸籍上の配偶者または子（戸籍上の配偶者または子がいなるときは、法定相続人の協議により定めた代表者1人）に支払います。

(3) 6大疾病一時金について

項 目	内 容
① 被保険者が、その他の疾病または傷害の治療を直接の原因とする入院中に、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を開始したとき	急性心筋梗塞または脳卒中の治療を開始した日に、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
② 被保険者が、同時に6大疾病一時金の支払事由に複数該当したとき	6大疾病一時金を重複しては支払いません。

項 目	内 容
③ 被保険者が、「6大疾病給付」の責任開始の時*3前に発病した「6大疾病」を原因として、6大疾病一時金の支払事由に相当する状態に該当したとき	次のいずれかの場合には、「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後の「6大疾病」によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*4に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後の「6大疾病」によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の「6大疾病給付」の責任開始の時*3前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「6大疾病給付」の責任開始の時*3以後の「6大疾病」によるものとみなしません。
④ 6大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき6大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき6大疾病一時金を死亡給付金受取人に支払います。ただし、死亡給付金受取人が指定されていない場合は保険契約者に支払います。 イ. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われないときは、支払うべき6大疾病一時金を保険契約者に支払います。 ウ. 生活習慣病一時金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われず、被保険者と保険契約者が同一のときは、支払うべき6大疾病一時金を戸籍上の配偶者または子（戸籍上の配偶者または子がいなくときは、法定相続人の協議により定めた代表者1人）に支払います。

(4) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1（P.371参照）、別表2（P.372参照）、別表3（P.373参照）、別表4（P.373参照）

第5条 死亡給付金の免責事由

1. 死亡給付金の支払事由（第4条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても死亡給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第4条 補足説明

*4 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は被保険者が死亡した時に消滅します。

4 一時金等の支払請求手続について

第6条 一時金等の支払請求手続

- 一時金等の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 一時金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1)	死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表5★）
(2)	次のいずれかの書類 - 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 - 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3)	死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表5（P.373参照）

第7条 一時金等の支払時期

- 会社は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で一時金等を支払います。
- 会社は、一時金等を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から一時金等請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、一時金等を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

第5条 補足説明

*1 責任準備金

生活習慣病一時金額の10%の金額を限度とします。

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 一時金等の支払事由（第4条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 死亡給付金支払いの免責事由（第5条）に該当する可能性がある場合	死亡給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは一時金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは一時金等請求の意図に関する保険契約の締結時から一時金等請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、一時金等を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または一時金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、一時金等の受取人（一時金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知（電磁的方法を含む。）します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または一時金等の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金等を支払いません。

★別表5（P.373参照）

5 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第8条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

6 保険料の払込みについて

第9条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険

第7条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日(第2条)の応当日* ¹ (年単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日* ¹ (月単位)までの期間* ²
(2) 半年払	契約成立日の応当日* ¹ (半年単位)を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日* ¹ (月単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第10条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第10条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|---|
| (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法 |
| (2) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法 |
| (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法* ¹ |
| (4) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法 |

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
本条の1. -(1)から(3)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第11条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第9条）の契約成立日（第2条）の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの保険契約が消滅したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（がん診断一時金または6大疾病一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。
2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*¹以後猶予期間満了日（第9条）までに、一時金等の支払事由（第4条）が生じたときは、未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第12条 保険契約の失効

保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第9条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第13条 保険契約の失効取消

1. 第12条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*¹中に延滞保険料*²の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。

第9条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*¹が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第10条 補足説明

* 1 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第11条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第13条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*³からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*³を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*³を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*³を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*³までに払込期月（第9条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第9条）の翌日をいいます。

2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に一時金等の支払事由（第4条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、一時金等の支払いを行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に一時金等の支払事由（第4条）が生じたとき	一時金等を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第14条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第12条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71参照）。

8 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時の取扱い

第15条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時のⅠ型の取扱い

1. 第1条（保険契約の型）に定めるⅠ型について、被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第20条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にかんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約を保険期間開始の時に遡ってⅡ型に変更します。
2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、Ⅰ型からⅡ型への変更に伴う差額保険料を保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。

第14条 補足説明

- * 1 効力を失った日
猶予期間満了日（第9条）の翌日をいいます。
- * 2 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- * 3 延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

第15条 補足説明

- * 1 「がん給付」の責任開始の時
第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

項 目	内 容
(2) 告知の時にがんが診断確定されたことのない被保険者が、告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1の前日までがんと診断確定されていたとき	I型からII型への変更に伴う差額保険料を保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活（第14条）の場合に準用します。ただし、本条の1. および2. を次のとおり読み替えます。

1. 第1条（保険契約の型）に定めるI型について、被保険者がこの保険契約の復活の際の告知（第20条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にがんが診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約をその復活の日によってII型に変更します。
2. 本条の1. の場合には、その復活の時からそれまでに会社に払い込まれた保険料*2は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時に被保険者ががんが診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、I型からII型への変更に伴う差額保険料を保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時にがんが診断確定されたことのない被保険者が、告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1の前日までがんと診断確定されていたとき	I型からII型への変更に伴う差額保険料を保険契約者に払い戻します。

4. 本条の規定にかかわらず、第21条（告知義務違反による解除）または第23条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第16条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時のI型の申出による無効

1. 第15条の1. の場合、がんが診断確定された日から起算して180日以内に保険契約者から申出があったときは、この保険契約を無効とし、それまでに会社に払い込まれた保険契約（II型）の保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、6大疾病により、会社がこの保険契約の6大疾病一時金の請求を受け、その6大疾病一時金を支払うときは本項の規定は適用しません。
2. 第15条の3. の場合、がんが診断確定された日から起算して180日以内に保険契約者から申出があったときは、この保険契約の復活を無効とし、復活の時から無効とする時までに会社に払い込まれた保険契約（II型）の保険料*1を保険契約者に払い戻します。この場合、この保険契約は解約（第28条）されたものとして取り扱います。ただし、6大疾病等により、会社がこの保険契約の6大疾病一時金等の請求を受け、その6大疾病一時金等を支払うときは本項の規定は適用しません。

第17条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時のIII型の取扱い

1. 第1条（保険契約の型）に定めるIII型について、被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第20条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にがんが診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約は無効とします。

第15条 補足説明

- * 2 その復活の時からそれまでに会社に払い込まれた保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

第16条 補足説明

- * 1 その復活の時から無効とする時までに会社に払い込まれた保険契約（II型）の保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

第17条 補足説明

- * 1 「がん給付」の責任開始の時
第3条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。なお、返戻金（第29条）がある場合には、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
(2) 告知の時にがんを診断確定されたことのない被保険者が、告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1の前日までにがんを診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活（第14条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約（第28条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第21条（告知義務違反による解除）または第23条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

9 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第14条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第14条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|------------------------|
| (1) 一時金等を不法に取得する目的 |
| (2) 他人に一時金等を不法に取得させる目的 |

10 告知義務と解除について

第20条 告知義務

- 会社は、この保険契約の締結または復活（第14条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を告知書等で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、一時金等の支払事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち告知を求められた事項について、告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第17条 補足説明

- *2 その復活の時から無効とする時までの保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第14条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、一時金等の支払事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金等は支払いません。
- (2) すでに一時金等を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、一時金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または一時金等の受取人が証明したときは、会社は、一時金等を支払います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電磁的方法を含む。）します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または一時金等の受取人に通知（電磁的方法を含む。）します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第14条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内に一時金等の支払事由（第4条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第22条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 保険期間開始の日

第2条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第23条 補足説明*** 1 一時金等**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが一時金等の受取人のみであり、その一時金等の受取人が一時金等の一部の受取人であるときは、一時金等のうち、その受取人に支払われるべき一時金等をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または一時金等の受取人が一時金等を詐取する目的もしくは他人に一時金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金等の請求に関し、一時金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる一時金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または一時金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または一時金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または一時金等の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または一時金等の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、一時金等の支払事由（第4条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金等の支払事由が生じていたときは、その一時金等の支払いについて、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金等*1は支払いません。
- (2) すでに一時金等*1を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、一時金等の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し一時金等*1を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない一時金等に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11 契約内容の変更および更新等について**第24条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第9条（保険料の払込み）および第10条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第9条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が79歳以下であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第9条(保険料の払込み)の1. および第11条(払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い)の2.の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の生活習慣病一時金額	更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の生活習慣病一時金額を減額して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1.-(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 一時金等の支払い（第4条・第5条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた一時金を含んで取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。

第25条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の生活習慣病一時金額について、更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第25条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約に変更することができます。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 変更日*1における被保険者の年齢（第37条）が75歳以下であること |

2. 保険期間が終身の無配当生活習慣病一時保険（返戻金なし型）D契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第9条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第9条（保険料の払込み）の1. および第11条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第9条）までに、変更後契約*2の一時金等の支払事由（第4条）が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2の生活習慣病一時金額	変更前契約の保険期間満了日*3の生活習慣病一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の生活習慣病一時金額を減額することができます。

第26条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約をいいます。

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 一時金等の支払い（第4条・第5条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた一時金を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)および(2)を満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の生活習慣病一時金額について、変更前契約の保険期間満了日*3の生活習慣病一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 生活習慣病一時金の減額

- 保険契約者は、将来に向かって生活習慣病一時金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の生活習慣病一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 生活習慣病一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
- 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- 生活習慣病一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

12 解約等について

第28条 保険契約の解約

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
- この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第29条 返戻金

- この保険契約には返戻金はありません。
- 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（生活習慣病一時金額の10%の金額）と同額とします。

- 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
- 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電磁的方法を含む。）します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第15条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時のⅠ型の取扱い）の2.-(1)-②に該当した場合または第17条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定時のⅢ型の取扱い）の2.-(1)-②に該当した場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- 一時金等の支払事由（第4条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
 - 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
 - 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 一時金等の受取人による保険契約の存続

- 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす一時金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - 保険契約者と異なる者であること

- 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、一時金等の支払事由（第4条）が生じ、会社が一時金等を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、一時金等の受取人に支払います。

13 一時金等の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による一時金等の受取人の変更

- 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、一時金等の受取人を変更することができます。ただし、生活習慣病一時金の受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金等の支払事由（第4条）が

第30条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第9条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、一時金等の受取人を変更することはできません。

2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の一時金等の受取人に一時金等を支払ったときは、その支払い後に変更後の一時金等の受取人から一時金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第33条 遺言による一時金等の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による一時金等の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、一時金等の受取人を変更することができます。ただし、生活習慣病一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金等の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、一時金等の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の一時金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による一時金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 死亡給付金の受取人の死亡

1. 死亡給付金の受取人が死亡給付金の支払事由（第4条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により死亡給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により死亡給付金の受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により死亡給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電磁的方法を含む。）します。

第36条 保険契約者の代表者および一時金等の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 一時金等について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。

14 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第37条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または生活習慣病一時金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または生活習慣病一時金額を調整して処理します。

15 その他**第40条 社員配当金**

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒お客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第43条 時効

一時金等（第4条）または返戻金（第29条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第44条 管轄裁判所

この保険契約における一時金等の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または一時金等の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

16 特則について**第45条 特別条件を付ける場合の特則**

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)または(2)のうち1つまたは2つの特別条件を付けることがあります。

第44条 補足説明

- *1 一時金等の受取人
一時金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。
- *2 同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第45条 補足説明

- *1 会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) がん診断一時金および6大疾病一時金の削減支払

契約成立日（第2条）から会社の定める削減期間中に被保険者ががん診断一時金および6大疾病一時金の支払事由（第4条）に該当した場合、がん診断一時金および6大疾病一時金を支払うべきときは、生活習慣病一時金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この保険契約が効力を失ったとき（第12条）は、第14条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

(2) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② がん診断一時金および6大疾病一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていたがん診断一時金および6大疾病一時金の削減支払の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② がん診断一時金および6大疾病一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*2には変更前契約に適用されていたがん診断一時金および6大疾病一時金の削減支払の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第45条 補足説明

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約をいいます。

別表1 がん

1. がん診断一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

がん診断一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5
子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、	
高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
腔のその他の非炎症性障害（N89）のうち、	
高度腔異形成、他に分類されないもの（VAIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、	
高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- | |
|---|
| (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定 |
|---|

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

注 子宮頸部、腔、および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表2

1. 6大疾病一時金の支払対象となる「6大疾病」

6大疾病一時金の支払対象となる「6大疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。ただし、「(1) 急性心筋梗塞」および「(2) 脳卒中」については、2. によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名		分類項目	基本分類コード
(1)	急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I 20- I 25）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I 21 I 22
	狭心症	虚血性心疾患（I 20- I 25）のうち、 狭心症 アテローム硬化性心血管疾患と記載されたもの アテローム硬化性心疾患 陳旧性心筋梗塞 無痛性心筋虚血 その他の型の慢性虚血性心疾患 慢性虚血性心疾患、詳細不明	I 20 I 25.0 I 25.1 I 25.2 I 25.6 I 25.8 I 25.9
(2)	脳卒中	脳血管疾患（I 60- I 69）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I 60 I 61 I 63
(3)	慢性腎不全	高血圧性腎疾患（I 12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎不全（N18）のうち 慢性腎臓病、ステージ4 慢性腎臓病、ステージ5	I 12.0 N18.4 N18.5
(4)	肝硬変	アルコール性肝疾患（K70）のうち、 アルコール性肝硬変 肝線維症および肝硬変（K74）のうち、 原発性胆汁性肝硬変 続発性胆汁性肝硬変 胆汁性肝硬変、詳細不明 その他および詳細不明の肝硬変	K70.3 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6
(5)	糖尿病	糖尿病	E10-E14
	糖尿病性網膜症	糖尿病（E10-E14）のうち、 眼合併症を伴うもの（網膜または硝子体に限る。）	E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、 E14.3
	糖尿病性壊疽	糖尿病（E10-E14）のうち、 末梢循環合併症を伴うもの	E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、 E14.5
(6)	高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10- I 15
	大動脈瘤、 解離性大動脈瘤	大動脈瘤および解離	I 71

2. 急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）

別表3 入院日数が1日以上入院

次の1. から3. のすべてを満たすことを必要とします。

1. 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3－2.）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的基準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

2. 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

3. 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

別表4

1. 急性心筋梗塞、狭心症、脳卒中、大動脈瘤等についての6大疾病一時金の支払対象となる手術

開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

2. 糖尿病性網膜症についての6大疾病一時金の支払対象となる手術

網膜または硝子体に対する手術をいいます。

3. 糖尿病性壊疽についての6大疾病一時金の支払対象となる切断術

手指については、末節の2分の1以上の切断術、足指については、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表5 がん診断一時金、6大疾病一時金および死亡給付金の支払いの請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. がん診断一時金の支払い	(1) がん診断一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、病理組織検査報告書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) がん診断一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) がん診断一時金の受取人の印鑑証明書 (6) がん診断一時金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 6大疾病一時金の支払い	(1) 6大疾病一時金払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 6大疾病一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 6大疾病一時金の受取人の印鑑証明書 (6) 6大疾病一時金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) がん診断一時金、6大疾病一時金もしくは死亡給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. および2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

定期保険特約目次

この特約の特色	375	8 復旧について	
1 保障の開始について		第21条 特約の復旧	385
第1条 特約の責任開始の時	375	9 解約等について	
2 保険金の支払いについて		第22条 特約の解約	386
第2条 特約保険金の支払い	375	第23条 特約の消滅	386
第3条 免責事由	376	第24条 返戻金	386
3 保険料の払込免除について		10 被保険者の変更について	
第4条 特約の保険料の払込免除	377	第25条 特約の被保険者の変更	386
第5条 保険料の払込免除の免責事由	378	11 その他	
4 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて		第26条 社員配当金の割当ておよび支払い	387
第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保 険料の払込み	378	第27条 管轄裁判所	387
第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	379	第28条 普通保険約款の規定の準用	387
第8条 特約の保険料の振替貸付	379	12 特則について	
5 失効、失効取消および復活について		第29条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	387
第9条 特約の失効	379	第30条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則	387
第10条 特約の失効取消	379	第31条 変額保険（終身型）契約等に付加する場合 の特則	388
第11条 特約の復活	379	第32条 長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	388
6 告知義務と解除について		第33条 主契約の更新の際にこの特約を付加する場 合の特則	388
第12条 告知義務	380	第34条 主契約が更新される場合の特則	388
第13条 告知義務違反による解除	380	第35条 主契約に年金移行特約等を付加する場合の 特則	389
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	380		
第15条 重大事由による解除	381		
7 内容の変更および更新等について			
第16条 特約の更新	381		
第17条 養老保険増額特約等への変更	383		
第18条 他の保険契約への加入	384		
第19条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更	385		
第20条 特約保険金額の減額	385		
別表 1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	390		
別表 2 対象となる不慮の事故	391		

定期保険特約

(実施 1994.4.2 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 特約死亡保険金 (2) 特約高度障害保険金
配当タイプ	毎年配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第2条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金を主契約の保険金とあわせて、その受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金 額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主契約の死亡 保険金受取人
特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		主契約の高度障害 保険金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金については、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
(2) 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第16条・第34条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ① この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと ② その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
(4) 特約高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金は支払いません。
(5) 特約高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1（P.390参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約死亡保険金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第11条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

第2条 補足説明

*2 特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

*3 この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第21条）または被保険者の変更（第25条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧または被保険者の変更の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

第3条 補足説明

*1 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約死亡保険金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。

★別表1（P.390参照）

3 保険料の払込免除について

第4条 特約の保険料の払込免除

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第5条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとしします。
(2) この特約の保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとしします。 ② この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第4条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

第5条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第4条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じて保険料の払込みを免除しない場合)	
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 地震、噴火または津波
	(9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

4 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1. この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内で定めます。
2. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。
3. 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
4. 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
6. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶

第6条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第8条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

5 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

6 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第21条）または被保険者の変更（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を画面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第21条）または被保険者の変更（第25条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第21条）または被保険者の変更（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がな

第14条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧または被保険者の変更の日とします。

かったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

7 内容の変更および更新等について

第16条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

第15条 補足説明

*1 特約保険金

この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

*2 特約保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。

第16条 補足説明

*1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること
- (3) 更新後特約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること
- (4) 更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2. 本条の1.の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第7条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第7条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㍑ 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㍑ 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

第16条 補足説明

* 2 主契約の保険料払込期間満了日

主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。 ③ ①にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第4条・第5条）および告知義務違反による解除（第13条・第14条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)～③または本条の4. の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)～①に準じて継続したものとして取り扱います。

4. 保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約を保険料の払込方法（回数）の異なる複数の特約に更新することができます。

第17条 養老保険増額特約等への変更

1. 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、払込期月の主契約の契約成立日の応当日*1に、この特約の全部または一部を養老保険増額特約等*2に変更することができます。

- (1) この特約の保険料の払込みが免除（第4条）されていないこと
 (2) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
 (3) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

2. 養老保険増額特約等*2への変更について、次のとおり取り扱います。

第17条 補足説明

* 1 払込期月の主契約の契約成立日の応当日

この特約を逡減定期保険特約または長期生活保障特約に変更するときは、第16条（特約の更新）の規定に基づいてこの特約を更新する場合の特約更新日に限ります。本条において「特約変更日」といいます。

* 2 養老保険増額特約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 養老保険増額特約
 (2) 終身保険増額特約
 (3) 逡減定期保険特約
 (4) 長期生活保障特約

項 目	内 容
(1) 変更後特約*3の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢および変更後特約*3の特約保険金額*4によって定めます。
(2) 変更後特約*3の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*3の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*3の特約保険金・特約年金の支払事由 イ. 変更後特約*3の保険料の払込免除事由 ウ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。
(3) 変更後特約*3の特約保険金額*4	特約変更日*1の前日の変更前特約の特約保険金額*5を限度とします。
(4) 変更後特約*3に変更されたとき	① 変更後特約*3の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約*6は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 特約保険金・特約年金の支払いに関しては、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第18条 他の保険契約への加入

1. 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の1か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

- | |
|------------------------------------|
| (1) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること |
| (2) 被保険者が2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと |

2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。

第17条 補足説明

* 3 変更後特約

この特約から変更された場合の養老保険増額特約等*2をいいます。

* 4 変更後特約の特約保険金額

長期生活保障特約の場合には、特約一時金額とします。

* 5 変更前特約の特約保険金額

この特約の一部を変更後特約*3に変更するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

* 6 変更前特約

この特約の一部を変更後特約*3に変更したときはその部分とします。

第18条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の特約保険金額

この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

項 目	内 容
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約保険金額*1を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第19条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. または第16条（特約の更新）の1. に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3. 本条の1. および2. によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条 特約保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第22条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

8 復旧について

第21条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）および第4条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) 第3条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
- (3) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

9 解約等について

第22条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき

第24条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第22条）されたとき
- (3) 第23条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. 本条の1. の規定にかかわらず、第15条（重大事由による解除）の1. ー(4)の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第15条（重大事由による解除）の2. ー(1)または(2)の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については本条の1. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
4. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

10 被保険者の変更について

第25条 特約の被保険者の変更

1. 主契約が生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）および第4条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
- (2) 第3条（免責事由）の責任開始の日は、この特約の被保険者の変更の日とします。
- (3) この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第26条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第27条 管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第29条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (3) この特約の特約保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の保険金の受取人は次のとおりとします。
 - ① 主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
 - ② 主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第2被保険者
 - ③ 主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第1被保険者
 - ④ 主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第1被保険者
- (4) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第30条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金があるときは死亡給付金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. 中、「主契約の保険期間の終期」とあるのを「主契約の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
- (3) 第16条（特約の更新）中、「被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日」とあるのを「主契約の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
- (4) 第23条（特約の消滅）中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (5) 第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。

2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第24条（返戻金）中、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」と読み替えます。

第31条 変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定期払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (2) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第32条 長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき

第33条 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第34条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとしします。
- (2) 主契約が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第33条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第4条・第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第7条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. の規定にかかわらず、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部を更新日に逡減定期保険特約または長期生活保障特約に変更することができます。

第35条 主契約に年金移行特約等を付加する場合の特則

主契約に年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は年金移行特約もしくは夫婦年金移行特約に定める年金支払日の前日または介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第35条 補足説明

- * 1 年金移行特約等**
次の(1)から(3)をいいます。
(1) 年金移行特約
(2) 夫婦年金移行特約
(3) 介護保障移行特約

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

配偶者定期保険特約目次

この特約の特色	393	9 内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第17条 特約の更新	399
第1条 特約の責任開始の時	393	第18条 他の保険契約への加入	401
2 被保険者について		第19条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更	402
第2条 特約の被保険者	393	第20条 特約保険金額の減額	402
3 保険金の支払いについて		10 復旧について	
第3条 特約保険金の支払い	393	第21条 特約の復旧	402
第4条 免責事由	395	11 解約等について	
4 保険金の支払請求手続について		第22条 特約の解約	403
第5条 特約保険金の支払請求手続	396	第23条 特約の消滅	403
5 保険料の払込免除について		第24条 返戻金	403
第6条 特約の保険料の払込免除	396	12 その他	
6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて		第25条 社員配当金の割当ておよび支払い	403
第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み	396	第26条 管轄裁判所	403
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	397	第27条 普通保険約款の規定の準用	404
第9条 特約の保険料の振替貸付	397	13 特則について	
7 失効、失効取消および復活について		第28条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	404
第10条 特約の失効	397	第29条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則	404
第11条 特約の失効取消	397	第30条 変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則	405
第12条 特約の復活	397	第31条 長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	405
8 告知義務と解除について		第32条 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則	405
第13条 告知義務	398	第33条 主契約が更新される場合の特則	405
第14条 告知義務違反による解除	398	第34条 主契約に年金移行特約等を付加する場合の特則	406
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	398	第35条 普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則	406
第16条 重大事由による解除	399		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	407		
別表2 特約保険金の支払請求に必要な書類	408		

配偶者定期保険特約

(実施 1994.4.2 / 改正 2023.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 特約死亡保険金 (2) 特約高度障害保険金
配当タイプ	毎年配当
備考	この特約の被保険者は、主たる保険契約の被保険者の戸籍上の配偶者とします。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、この特約の被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者について

第2条 特約の被保険者

1. この特約の被保険者は、この特約の締結の際に主契約の被保険者と同一の戸籍にその夫または妻として記載されている者としてします。
2. この特約の締結後、この特約の被保険者が戸籍上の異動により本条の1. の規定に該当しなくなったときは、その日からこの特約の被保険者でなくなります。この場合、保険契約者は、その事実を証明する書類を添えて会社に通知することを必要とします。

3 保険金の支払いについて

第3条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金 額	受取人
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	（主契約の高度障害保険金受取人） （保険契約者が法人の場合には、主契約の被保険者）
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① この特約の被保険者と主契約の被保険者とが死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合で、その死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当した時の先後が明らかでないとき	この特約の被保険者が先に死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当したものとして取り扱います。
② 本条の規定により特約保険金を支払ったとき	特約保険金を支払った旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

(2) 特約死亡保険金について

項 目	内 容
この特約の被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、この特約の被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 特約高度障害保険金について

項 目	内 容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
② この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、この特約の被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

* 3 この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第21条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

項 目	内 容
③ この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第33条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
④ 特約高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金の支払事由が生じないでこの特約の被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金は支払いません。
⑤ 特約高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1（P.407参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約死亡保険金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 主契約の被保険者の故意 (3) この特約の被保険者の故意 (4) この特約の被保険者の自殺行為 (5) この特約の被保険者の犯罪行為 (6) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。
(2) 免責事由に該当して特約死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意にこの特約の被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この特約は、この特約の被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1（P.407参照）

第4条 補足説明

*1 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

4 保険金の支払請求手続について

第5条 特約保険金の支払請求手続

特約保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社に提出すべき必要書類は別表2★に定めるものとします。

★別表2 (P.408参照)

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
- 第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の4. および5. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の被保険者について普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

- この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内で定めます。
- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。
- 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
- 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
 - (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。
- この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶

第7条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による特約保険金の支払事由（第3条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第3条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第21条）の際に、保険契約者およびこの特約の被保険者に対してこの特約の被保険者に関する告知を画面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者またはこの特約の被保険者は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第21条）にあたって、保険契約者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第21条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がな

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

かったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、この特約の被保険者（特約死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしての保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新等について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

第16条 補足説明

*1 特約保険金

この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

第17条 補足説明

*1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

特

約

配偶者定期保険特約

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること
- (3) 更新後特約の保険期間満了日の翌日のこの特約の被保険者の年齢が80歳以下であること
- (4) 更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2. 本条の1.の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1のこの特約の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㍑ 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㍑ 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

第17条 補足説明

* 2 主契約の保険料払込期間満了日

主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－③の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1のこの特約の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の主契約の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条 他の保険契約への加入

- この特約の被保険者であった者が、第2条（特約の被保険者）の2. または第23条（特約の消滅）の(1)によりこの特約の被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった者は、会社の取扱いの範囲内で、その者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) この特約の被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと
- (3) 新たに加入する保険契約の保険金額がこの特約の特約保険金額以下であること

- 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の1か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

- (1) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること
- (2) この特約の被保険者が2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと

3. 本条の2. による他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約保険金額*1を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第18条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の特約保険金額

この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

第19条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. または第17条（特約の更新）の1. に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3. 本条の1. および2. によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条 特約保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第22条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

10 復旧について

第21条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したとき

は、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特約保険金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) 第4条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
- (3) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第22条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約の被保険者が第2条（特約の被保険者）の2. の規定によりこの特約の被保険者でなくなったとき

第24条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者（主契約の保険金を支払うときはその受取人）に支払います。
 - (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
 - (2) 解除または解約（第22条）されたとき
 - (3) 第23条（特約の消滅）の(1)、(2)または(4)の規定により消滅したとき
2. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第25条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第26条 管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第28条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の特色中、「主たる保険契約の被保険者」とあるのを「主たる保険契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (2) この特約中、「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第18条（他の保険契約への加入）中、「第2条（特約の被保険者）の2. または第23条（特約の消滅）の(1)により」とあるのを「第2条（特約の被保険者）の2.、第23条（特約の消滅）の(1)または第28条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(6)により」と読み替えます。
- (4) 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (5) 主契約の第2被保険者がこの特約の被保険者となるときは、第13条（告知義務）の1.の規定にかかわらず、この特約の被保険者に関する告知は主契約の第2被保険者が行うことを必要とします。この場合、第14条（告知義務違反による解除）および第15条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「この特約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第2被保険者」と読み替えます。
- (6) 主契約の第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第29条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特約保険金の支払い）の2. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 第5条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の死亡給付金の支払請求手続」と読み替えます。
- (3) 第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. 中、「主契約の保険期間の終期」とあるのを「主契約の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
- (4) 第17条（特約の更新）中、「主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日」とあるのを「主契約の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
- (5) 第23条（特約の消滅）中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 第24条（返戻金）中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第24条（返戻金）中、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」と読み替えます。

第30条 変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定期払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (2) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第31条 長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約の特色中、「主たる保険契約の被保険者」とあるのを「主たる保険契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第3条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第5条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
- (5) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (6) 第24条（返戻金）の1. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第32条 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第33条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとしします。
- (2) 主契約が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日のこの特約の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。

第32条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日とします。

項 目	内 容
(3) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第34条 主契約に年金移行特約等を付加する場合の特則

主契約に年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は年金移行特約もしくは夫婦年金移行特約に定める年金支払日の前日または介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第35条 普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された普通定期保険契約または長期生活保障保険契約について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による特約保険金額がこの特約による特約保険金額以下であること

2. 本条の1. の取扱いが行われたときは、特約保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第34条 補足説明

* 1 年金移行特約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 年金移行特約
- (2) 夫婦年金移行特約
- (3) 介護保障移行特約

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約 高度障害 保険金支払 の対象となる 状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料 払込免除 の対象となる 状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 特約保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 特約死亡保険金の支払い	(1) 特約死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 特約高度障害保険金の支払い	(1) 特約高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

こども定期保険特約目次

この特約の特色	410	9 内容の変更および更新について	
1 保障の開始について		第17条 特約の更新	417
第1条 特約の責任開始の時	410	第18条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更	419
2 被保険者について		第19条 特約保険金額の減額	419
第2条 特約の被保険者	410	10 復旧について	
3 保険金の支払いについて		第20条 特約の復旧	420
第3条 特約保険金の支払い	410	11 解約等について	
第4条 免責事由	412	第21条 特約の解約	420
4 保険金の支払請求手続について		第22条 特約の消滅	420
第5条 特約保険金の支払請求手続	413	第23条 返戻金	420
5 保険料の払込免除について		12 その他	
第6条 特約の保険料の払込免除	413	第24条 社員配当金の割当ておよび支払い	421
6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて		第25条 管轄裁判所	421
第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み	413	第26条 普通保険約款の規定の準用	421
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	414	13 特則について	
第9条 特約の保険料の振替貸付	414	第27条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	421
7 失効、失効取消および復活について		第28条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則	421
第10条 特約の失効	414	第29条 変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則	422
第11条 特約の失効取消	414	第30条 長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	422
第12条 特約の復活	415	第31条 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則	422
8 告知義務と解除について		第32条 主契約が更新される場合の特則	422
第13条 告知義務	415	第33条 主契約に年金移行特約等を付加する場合の特則	423
第14条 告知義務違反による解除	415	第34条 普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則	423
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	416		
第16条 重大事由による解除	416		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	424		
別表2 特約保険金の支払請求に必要な書類	425		

こども定期保険特約

(実施 1994.4.2 / 改正 2023.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 特約死亡保険金 (2) 特約高度障害保険金
配当タイプ	毎年配当
備考	この特約の被保険者は、主たる保険契約の被保険者の満20歳未満の戸籍上の子とします。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、この特約の被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者について

第2条 特約の被保険者

1. この特約の被保険者は、この特約の締結の際に主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されており、かつ、満20歳未満の者のうち保険契約者が申し込んだ者とします。
2. この特約の締結後、この特約の被保険者が戸籍上の異動により本条の1. の規定に該当しなくなったときは、その日からこの特約の被保険者でなくなります。この場合、保険契約者は、その事実を証明する書類を添えて会社に通知することが必要とします。

3 保険金の支払いについて

第3条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金 額	受取人
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、出生の日からその日を含めて29日経過後で、かつ、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主契約の高度障害保険金受取人 （保険契約者が法人の場合には、主契約の被保険者）
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によって、出生の日からその日を含めて29日経過後で、かつ、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① この特約の被保険者と主契約の被保険者とが死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合で、その死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当した時の先後が明らかでないとき	この特約の被保険者が先に死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当したものとして取り扱います。
② 本条の規定により特約保険金を支払ったとき	特約保険金を支払った旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

(2) 特約死亡保険金について

項 目	内 容
① この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後、出生の日からその日を含めて29日以内に死亡したとき	会社は、すでに払い込まれた保険料に相当する金額を保険契約者に支払います。ただし、第4条（免責事由）に定める特約死亡保険金の免責事由に該当するときは支払いません。
② この特約の被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、この特約の被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 特約高度障害保険金について

項 目	内 容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

項 目	内 容
② この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、この特約の被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
③ この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第32条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
④ 特約高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金の支払事由が生じないでこの特約の被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金は支払いません。
⑤ 特約高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1（P.424参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約死亡保険金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

第3条 補足説明

* 3 この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第20条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

第4条 補足説明

* 1 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表 1 ★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 主契約の被保険者の故意 (3) この特約の被保険者の故意 (4) この特約の被保険者の自殺行為 (5) この特約の被保険者の犯罪行為 (6) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。

★別表 1（P.424 参照）

4 保険金の支払請求手続について

第5条 特約保険金の支払請求手続

特約保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社に提出すべき必要書類は別表 2 ★に定めるものとします。

★別表 2（P.425 参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

- 第 7 条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の 4. および 5. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の被保険者について普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の 2. の規定を準用します。

6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

- この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、この特約の被保険者の年齢が満 20 歳となる日の直後の主契約の契約

成立日の応当日（年単位）の前日までの範囲で定めます。

2. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。
3. 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
4. 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
6. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第3条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。

(2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第7条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第3条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第20条）の際に、保険契約者およびこの特約の被保険者に対してこの特約の被保険者に関する告知を画面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者またはこの特約の被保険者は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第20条）にあたって、保険契約者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

(1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第12条 補足説明

*** 1 復活**
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第20条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、この特約の被保険者（特約死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第16条 補足説明

* 1 特約保険金

この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱いします。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱いします。

9 内容の変更および更新について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること
- (3) 更新後特約の保険期間満了日のこの特約の被保険者の年齢が満20歳以下であること
- (4) 更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2. 本条の1.の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第17条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険料払込期間満了日

主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
(3) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. ー(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。

項 目	内 容
(5) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1のこの特約の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の主契約の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. または第17条（特約の更新）の1. に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3. 本条の1. および2. によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第19条 特約保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第21条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

10 復旧について

第20条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特約保険金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) 第4条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
- (3) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第21条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第22条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約の被保険者が第2条（特約の被保険者）の2. の規定によりこの特約の被保険者でなくなったとき

第23条 返戻金

この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者（主契約の保険金を支払うときはその受取人）に支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- ② 解除または解約（第21条）されたとき
- ③ 第22条（特約の消滅）の(1)、(2)または(4)の規定により消滅したとき

- (2) 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
- (3) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第24条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第25条 管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第27条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の特色中、「主たる保険契約の被保険者」とあるのを「主たる保険契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (2) この特約中、「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (4) 主契約の第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第28条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第3条（特約保険金の支払い）の2. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 第5条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の死亡給付金の支払請求手続」と読み替えます。
- (3) 第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. 中、「主契約の保険期間の終期」とあるのを「主契約の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
- (4) 第17条（特約の更新）中、「主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日」とあるのを「主契約の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
- (5) 第22条（特約の消滅）中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 第23条（返戻金）中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第23条（返戻金）中、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回

らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」と読み替えます。

第29条 変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定期払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (2) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第30条 長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約の特色中、「主たる保険契約の被保険者」とあるのを「主たる保険契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第3条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第5条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
- (5) 第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (6) 第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第31条 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第32条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとしします。
- (2) 主契約が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
(2) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。

第31条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日とします。

項 目	内 容
(3) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第33条 主契約に年金移行特約等を付加する場合の特則

主契約に年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は年金移行特約もしくは夫婦年金移行特約に定める年金支払日の前日または介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第34条 普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された普通定期保険契約または長期生活保障保険契約について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による特約保険金額がこの特約による特約保険金額以下であること

2. 本条の1. の取扱いが行われたときは、特約保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第33条 補足説明

* 1 年金移行特約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 年金移行特約
- (2) 夫婦年金移行特約
- (3) 介護保障移行特約

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 特約保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 特約死亡保険金の支払い	(1) 特約死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 特約高度障害保険金の支払い	(1) 特約高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法 を認めることがあります。 (2) 特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあり ます。	

長期生活保障特約目次

この特約の特色	427	10 復旧について	
1 保障の開始について		第25条 特約の復旧	440
第1条 特約の責任開始の時	427	11 解約等について	
2 年金支払期間について		第26条 特約の解約	441
第2条 特約の年金支払期間の指定	427	第27条 特約の消滅	441
3 年金の支払いについて		第28条 返戻金	441
第3条 特約年金の支払い	427	12 特約年金の受取人および保険契約者について	
第4条 免責事由	430	第29条 特約に関する権利義務の承継	442
第5条 年金証書の発行	431	第30条 特約年金の受取人の代表者	442
4 年金の支払請求手続について		13 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第6条 特約年金の支払請求手続	431	第31条 社員配当金の割当ておよび支払い	442
5 保険料の払込免除について		14 その他	
第7条 特約の保険料の払込免除	431	第32条 管轄裁判所	442
第8条 保険料の払込免除の免責事由	432	第33条 普通保険約款の規定の準用	443
6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みにについて		15 特則について	
第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み	433	第34条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	443
第10条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	433	第35条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則	443
第11条 特約の保険料の振替貸付	433	第36条 変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則	443
7 失効、失効取消および復活について		第37条 長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	444
第12条 特約の失効	433	第38条 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則	444
第13条 特約の失効取消	433	第39条 主契約が更新される場合の特則	444
第14条 特約の復活	434	第40条 主契約に年金移行特約等を付加する場合の特則	445
8 告知義務と解除について		第41条 主契約に夫婦年金移行特約を付加する場合の特則	445
第15条 告知義務	434	第42条 特約年金の受取人が2人以上いる場合の特則	445
第16条 告知義務違反による解除	434	第43条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	445
第17条 告知義務違反による解除ができないとき	435		
第18条 重大事由による解除	435		
9 内容の変更および更新等について			
第19条 特約の更新	436		
第20条 定期保険特約等への変更	438		
第21条 他の保険契約への加入	439		
第22条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更	440		
第23条 特約の年金支払期間の変更	440		
第24条 第1回特約年金額の減額	440		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	447		
別表2 対象となる不慮の事故	448		
別表3 特約年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	449		

長期生活保障特約

(実施 1995.4.2 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
年金の種類	特約年金（確定年金）
配当タイプ	毎年配当
備考	年金支払期間は、10年または15年とします。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第15条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 年金支払期間について

第2条 特約の年金支払期間の指定

保険契約者は、この特約の締結の際、この特約の年金支払期間を10年または15年のいずれかから選択することを必要とします。

3 年金の支払いについて

第3条 特約年金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特約年金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約年金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

特約年金の種類	支払事由（特約年金を支払う場合）	金 額	受取人
特約年金 確定年金	(1) 死亡による特約年金 ① 第1回特約年金 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき ② 第2回以後の特約年金 第1回特約年金の支払後、この特約の年金支払期間（第2条）中の特約年金支払日*2が到来したとき	(1) 第1回特約年金 第1回特約年金額	主契約の死亡保険金受取人
	(2) 高度障害状態（別表1★）による特約年金 ① 第1回特約年金 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき ② 第2回以後の特約年金 第1回特約年金の支払後、この特約の年金支払期間中の特約年金支払日*2が到来したとき	(2) 第2回以後の特約年金 第1回特約年金額と同額	主契約の高度障害保険金受取人

2. 特約年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 第1回特約年金を支払う場合の支払事由発生後のこの特約の保険料	この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、払い込む必要はありません。
② 特約一時金の支払い	ア. 特約年金の受取人は、第1回特約年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、特約年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する特約一時金★（以下「特約一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。 ア. 第1回特約年金の支払前であること イ. 特約年金の一部の支払いに代えて特約一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第1回特約年金額が12万円以上となること イ. ア.により、特約年金の全部の支払いに代えて特約一時金を支払ったときは、この特約は消滅します。
③ 第1回特約年金額が12万円未満となるとき	ア. 特約一時金を保険契約者に支払います。 イ. この特約は、第1回特約年金の支払事由が生じた時に消滅します。
④ 第1回特約年金を支払ったとき	その後新たに第1回特約年金の支払事由が生じても、これによる特約年金は支払いません。

第3条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、「高度障害状態（別表1★）による特約年金」については、この特約の復活（第14条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 特約年金支払日

特約年金支払日は、次のとおりとします。

項 目	内 容
(1) 第1回特約年金の支払日	第1回特約年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の特約年金の支払日	(1)に規定する第1回特約年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

項 目	内 容
⑤ 特約年金の受取人がこの特約の年金支払期間中の最終の特約年金支払日*2前に死亡したとき	ア. 特約年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの特約年金現価★（以下「未払いの特約年金現価」といいます。）を支払い、この特約は消滅します。 イ. 特約年金の受取人の相続人は、ア. による未払いの特約年金現価の支払いに代えて、特約年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。 (ア) この特約はこの特約の年金支払期間が満了するまで消滅せず、この特約の年金支払期間中の特約年金支払日*2に特約年金を継続して支払います。 (イ) 特約年金の継続支払中にこの特約の解約（第26条）の請求があった場合には、この特約はその時に消滅し、返戻金（第28条）を特約年金の受取人の相続人に支払います。

(2) 死亡による特約年金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 高度障害状態（別表1★）による特約年金について

項 目	内 容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*3による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、第1回特約年金の支払事由が生じたものとします。
② 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*4に、会社が、告知（第15条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
③ 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約年金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に第1回特約年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第19条・第39条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

第3条 補足説明

* 3 特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

* 4 この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第25条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

項 目	内 容
④ 「高度障害状態（別表1★）による特約年金」の第1回特約年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に「死亡による特約年金」の第1回特約年金または特約一時金の支払請求を受け、「死亡による特約年金」または特約一時金が支払われるとき	「高度障害状態（別表1★）による特約年金」の第1回特約年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、「高度障害状態（別表1★）による特約年金」は支払いません。

★別表1（P.447参照）

★「会社の定める方法により計算する特約一時金」⇒「金額例表等について（例表1）」（P.1069参照）

★「会社の定める方法により計算する未払いの特約年金現価」⇒「金額例表等について（例表2）」（P.1070参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約年金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約年金を支払わない場合）
死亡による特約年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約年金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第14条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害状態による特約年金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約年金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって特約年金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約年金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して「死亡による特約年金」を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この特約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1（P.447参照）

第4条 補足説明

*1 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

第5条 年金証書の発行

会社は、第1回特約年金を支払う際に、年金証書を特約年金の受取人に発行します。ただし、この特約を付加した主契約が消滅しないときは、年金証書の発行に代えて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4 年金の支払請求手続について

第6条 特約年金の支払請求手続

1. 特約年金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社へ通知することを必要とします。
2. 特約年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社へ提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の2.の規定にかかわらず、第2回以後の特約年金について、会社の取扱いの範囲内で、特約年金支払日（第3条）に特約年金の受取人からその支払いの請求があったものとして取り扱います。
4. 本条の3.の取扱いをするときは、会社は、特約年金支払日（第3条）の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で特約年金を支払います。
5. この特約が次の契約形態の場合で、特約年金もしくは特約一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、特約年金の受取人は特約年金または特約一時金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
特約年金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 特約年金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.449参照）

5 保険料の払込免除について

第7条 特約の保険料の払込免除

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の5.において「当該団体」といいます。

特約

長期生活保障特約

第7条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第14条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、この特約の保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) この特約の保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.447参照）、別表2（P.448参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.447参照）

6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1. この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内で定めます。
2. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。
3. 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
4. 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
6. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第26条）されたものとします。

第10条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約年金の支払事由（第3条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第11条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第12条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第13条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込む

第9条 補足説明

- * 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第13条 補足説明

- * 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

- * 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

ことを必要とします。

2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*²が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*¹の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*³中にこの特約による特約年金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*²が延滞保険料払込期間*³中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*²が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*³中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に特約年金の支払事由（第3条）が生じたとき	特約年金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払うべき金額から差し引きます。

第14条 特約の復活

1. 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとしてします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第15条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第16条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、特約年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約年金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が証明したときは、会社は、特約年金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通

第13条 補足説明

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第14条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約年金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第17条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第16条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第15条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特約年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第18条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除*1することができます。

第17条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第18条 補足説明

*1 解除

特約年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し特約年金を支払わないこととするときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分の解除とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡による特約年金の場合は被保険者を除きます。）または特約年金の受取人が特約年金*2を詐取する目的もしくは他人に特約年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 特約年金*2の請求に関し、特約年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または特約年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特約年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除*1することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約年金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約年金*3の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約年金*3を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除*1の通知については、第16条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新等について

第19条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること
- (3) 更新後特約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること
- (4) 更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更

第18条 補足説明

* 2 特約年金

この特約の特約年金または保険料の払込免除をいいます。

* 3 特約年金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが特約年金の受取人のみであり、その特約年金の受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、特約年金のうち、その受取人に支払われるべき特約年金をいいます。

第19条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険料払込期間満了日

主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

新する旨の申出があったときに限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。
この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第10条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第10条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 (ア) 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 (イ) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
(3) 更新後特約の特約年金額	更新前特約の保険期間満了日の特約年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約年金額を変更して更新することができます。

項 目	内 容
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. ー(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。 ③ ①にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) 更新後特約の年金支払期間	更新前特約の年金支払期間と同一とします。
(6) この特約が更新されたとき	① 特約年金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第16条・第17条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)ー③または本条の4. の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(7) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(8) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(6)ー①に準じて継続したものとして取り扱います。

4. 保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約を保険料の払込方法（回数）の異なる複数の特約に更新することができます。

第20条 定期保険特約等への変更

1. 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、払込期月の主契約の契約成立日の応当日*1に、この特約の全部または一部を定期保険特約等*2に変更することができます。

- (1) この特約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと
(2) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
(3) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

2. 定期保険特約等*2への変更について、次のとおり取り扱います。

第20条 補足説明

* 1 払込期月の主契約の契約成立日の応当日

この特約を定期保険特約または逓減定期保険特約に変更するときは、この特約の保険期間満了日の翌日に限ります。本条において「特約変更日」といいます。

* 2 定期保険特約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 定期保険特約
(2) 養老保険増額特約
(3) 終身保険増額特約
(4) 逓減定期保険特約

項 目	内 容
(1) 変更後特約*3の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢および変更後特約*3の特約保険金額によって定めます。
(2) 変更後特約*3の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*3の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*3の特約保険金の支払事由 イ. 変更後特約*3の保険料の払込免除事由 ウ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。
(3) 変更後特約*3の特約保険金額	特約変更日*1の前日の変更前特約の特約一時金額*4を限度とします。
(4) 変更後特約*3に変更されたとき	① 変更後特約*3の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約*5は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 特約保険金の支払いに関しては、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものと取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第20条 補足説明

* 3 変更後特約

この特約から変更された場合の定期保険特約等*2をいいます。

* 4 変更前特約の特約一時金額

この特約の一部を変更後特約*3に変更するときは、その部分に対応する特約一時金額とします。

* 5 変更前特約

この特約の一部を変更後特約*3に変更したときはその部分とします。

第21条 他の保険契約への加入

1. 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の1か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

- (1) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること
(2) 被保険者が2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと

2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。

項 目	内 容
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約一時金額*1を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第21条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の特約一時金額

この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約一時金額とします。

第22条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. または第19条（特約の更新）の1. に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3. 本条の1. および2. によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべきこの特約の保険料を新たに定めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第23条 特約の年金支払期間の変更

第1回特約年金の支払事由（第3条）が生じたときは、特約年金の受取人は、その支払前に限り、会社の取扱いの範囲内で、この特約の年金支払期間の変更を申し込むことができます。

第24条 第1回特約年金額の減額

1. 保険契約者は、第1回特約年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって第1回特約年金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の第1回特約年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 第1回特約年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第26条）されたものとして取り扱います。
- (2) 第1回特約年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

10 復旧について

第25条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特約年金の支払い）および第7条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) 第4条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
- (3) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第26条 特約の解約

1. 保険契約者は、第1回特約年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
3. 本条の1. に定めるほか、第1回特約年金の支払後は、特約年金の受取人は、将来に向かって、この特約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の2. の規定に準じて返戻金を特約年金の受取人に支払います。
4. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第27条 特約の消滅

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、この特約の第1回特約年金が支払われるときは消滅しません。
 - (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
 - (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
2. 本条の1. -(1)の規定によりこの特約が消滅しない場合には、この特約の年金支払期間が満了したときに、この特約は消滅します。

第28条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第12条）
 - (2) 解除または解約（第26条）されたとき
 - (3) 第27条（特約の消滅）の1. -(2)の規定により消滅したとき
2. 本条の1. の規定にかかわらず、第18条（重大事由による解除）の1. -(4)の規定によってこの特約を解除*1した場合で、特約年金の一部の受取人に対して第18条（重大事由による解除）の2. -(1)または(2)の規定を適用し特約年金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分については本条の1. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
4. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、第1回特約年金の支払日以後の返戻金額★は、会社の定める方法により計算します。

★「第1回特約年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について（例表3）」（P.1071 参照）

第28条 補足説明

*1 解除

特約年金の一部の受取人に対して第18条（重大事由による解除）の2. -(1)または(2)の規定を適用し特約年金を支払わないこととするときは、この保険契約のうち支払われない特約年金に対応する部分の解除とします。

12 特約年金の受取人および保険契約者について

第29条 特約に関する権利義務の承継

第1回特約年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者の保険契約上のすべての権利義務は、特約年金の受取人に承継されます。

第30条 特約年金の受取人の代表者

1. 特約年金の受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の特約年金の受取人を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が特約年金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約年金の受取人に対しても効力を生じます。

13 社員配当金（保険契約者への配当）について

第31条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、その事業年度末に有効に継続している第1回特約年金の支払後の保険契約のうち、その事業年度の次の事業年度に第2回以後の特約年金を支払うこととなる特約に対して、会社の定める方法により、社員配当金を割り当てることがあります。割り当てた社員配当金は、会社の取扱いの範囲内で保険契約者が選択した次のいずれかの方法によって支払います。

支払方法	内 容
(1) 特約年金額を増額する方法	① 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度の特約年金支払日に、主たる特約年金と終期を同一とする確定年金の一時払保険料に充当します。 ② ①の規定にかかわらず、社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度の特約年金支払日に最終の特約年金を支払うときは、最終の特約年金とともに特約年金の受取人に支払います。
(2) 利息をつけて積み立てる方法	① 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度の特約年金支払日から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、特約が消滅（第27条）するとき、または特約年金の受取人から請求があったときに、特約年金の受取人に支払います。
(3) 年金とともに支払う方法	社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度の特約年金支払日に、特約年金とともに特約年金の受取人に支払います。

3. 本条の2. の規定による社員配当金の支払いを行う前に特約が消滅するときは、割り当てた社員配当金は社員配当準備金に繰り入れます。
4. 会社は、本条の2. の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

14 その他

第32条 管轄裁判所

この特約における特約年金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟について

は、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第33条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第34条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第27条（特約の消滅）および第28条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (3) この特約の第1回特約年金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の特約年金の受取人は次のとおりとします。
 - ① 主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
 - ② 主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第2被保険者
 - ③ 主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第1被保険者
 - ④ 主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第1被保険者
- (4) 第1被保険者が高度障害状態になって見舞金を支払った場合でも、普通保険約款の保険契約者の権利義務の承継の規定にかかわらず、保険契約上の権利義務は、第2被保険者に承継されません。

第35条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特約年金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. 中、「主契約の保険期間の終期」とあるのを「主契約の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
- (3) 第19条（特約の更新）中、「被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日」とあるのを「主契約の年金支払開始日の前日」と読み替えます。
- (4) 第27条（特約の消滅）中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (5) 第28条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
- (6) 第31条（社員配当金の割当ておよび支払い）の2. 中、「会社の取扱いの範囲内で保険契約者が選択した次のいずれかの方法によって支払います。」とあるのを「主契約の社員配当金を支払う場合には、主契約の社員配当金に加えて取り扱い、その他の場合には、会社の取扱いの範囲内で保険契約者が選択した次のいずれかの方法によって支払います。」と読み替えます。
- (7) 被保険者が年金支払開始日前に高度障害状態になったときは、普通保険約款に定める保険契約者の権利義務の承継の規定にかかわらず、保険契約上の一切の権利義務は、特約年金の受取人に承継されます。

2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第28条（返戻金）中、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」と読み替えます。

第36条 変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加すると

きは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第27条（特約の消滅）および第28条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (2) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第37条 長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（特約年金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第3条（特約年金の支払い）の2. ー(1)ー③および主契約の普通保険約款に定める第1回年金額が12万円未満となる場合の取扱いについての規定の適用にあたっては、この特約の第1回特約年金額と主契約の第1回年金額とをあわせて取り扱います。
- (4) 第5条（年金証書の発行）を次のとおり読み替えます。
第5条（年金証書の発行）
会社は、第1回特約年金を支払う際に、年金証書を特約年金の受取人に発行します。
- (5) 第27条（特約の消滅）の1. ー(1)中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。
- (6) 第31条（社員配当金の割当ておよび支払い）の2. 中、「会社の取扱いの範囲内で保険契約者が選択した次のいずれかの方法によって支払います。」とあるのを「主契約の社員配当金を支払う場合には、主契約の社員配当金に加えて取り扱い、その他の場合には、会社の取扱いの範囲内で保険契約者が選択した次のいずれかの方法によって支払います。」と読み替えます。

第38条 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第39条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとして扱います。
- (2) 主契約が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の特約年金額	更新前特約の保険期間満了日の特約年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約年金額を変更して更新することができます。

第38条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日とします。

項 目	内 容
(3) この特約が更新されたとき	① 特約年金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）、告知義務違反による解除（第16条・第17条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第10条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. にかかわらず、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部を更新日に定期保険特約または逡減定期保険特約に変更することができます。

第40条 主契約に年金移行特約等を付加する場合の特則

この特約の保険期間が終身の場合を除き、主契約に年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は年金移行特約もしくは夫婦年金移行特約に定める年金支払開始日の前日または介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第40条 補足説明

* 1 年金移行特約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 年金移行特約
- (2) 夫婦年金移行特約
- (3) 介護保障移行特約

第41条 主契約に夫婦年金移行特約を付加する場合の特則

主契約に夫婦年金移行特約を付加して、主契約の一部が夫婦年金支払に移行されるときは、主契約の死亡保険金受取人は、主たる被保険者の配偶者に限ります。

第42条 特約年金の受取人が2人以上いる場合の特則

特約年金の受取人が2人以上いるときは、第3条（特約年金の支払い）の2.－(1)－⑤中、「特約年金の受取人が」とあるのを「特約年金の受取人の代表者が」と、「特約年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「特約年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第43条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 「高度障害状態（別表1★）による特約年金」の受取人が被保険者の場合で、その特約年金の受取人がその特約年金を請求できない特別な事情があるときは、次の者がその特約年金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている「死亡による特約年金」の受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する「死亡による特約年金」の受取人が2人以上いると

きは、その特約年金の受取人は共同して請求することを必要とします。

- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が特約年金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表 3 ★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本② (1)に定める代理人の印鑑証明書③ (1)に定める代理人の住民票④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し |
|---|

- (4) (1)の規定により会社が特約年金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 特約年金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約年金を支払いません。

★別表 1（P.447 参照）、別表 3（P.449 参照）

第 43 条 補足説明

* 1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約年金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 特約年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡による特約年金の支払い	第1回特約年金の場合 (1) 特約年金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の特約年金の場合 (1) 特約年金支払請求書 (2) 特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 特約年金の受取人の印鑑証明書
2. 高度障害状態（別表1）による特約年金の支払い	第1回特約年金の場合 (1) 特約年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の特約年金の場合 (1) 特約年金支払請求書 (2) 特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 特約年金の受取人の印鑑証明書
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 特約年金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

介護・特定疾病定期保険特約目次

この特約の特色	451	9 復旧について	
1 保障の開始について		第22条 特約の復旧	465
第1条 特約の責任開始の時	451	10 解約等について	
2 保険金の支払いについて		第23条 特約の解約	465
第2条 特約保険金の支払い	451	第24条 特約の消滅	465
第3条 免責事由	454	第25条 返戻金	465
3 保険金の支払請求手続について		11 その他	
第4条 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続	455	第26条 社員配当金の割当ておよび支払い	466
4 保険料の払込免除について		第27条 管轄裁判所	466
第5条 特約の保険料の払込免除	455	第28条 普通保険約款の規定の準用	466
第6条 保険料の払込免除の免責事由	456	12 特則について	
5 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて		第29条 生存給付金付終身保険契約等に付加する場合の特則	466
第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み	456	第30条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	466
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	457	第31条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則	467
第9条 特約の保険料の振替貸付	457	第32条 変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則	467
6 失効、失効取消および復活について		第33条 特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則	468
第10条 特約の失効	457	第34条 長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	468
第11条 特約の失効取消	457	第35条 介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則	468
第12条 特約の復活	458	第36条 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則	468
7 告知義務と解除について		第37条 主契約が更新される場合の特則	468
第13条 告知義務	458	第38条 主契約に年金移行特約を付加する場合の特則	469
第14条 告知義務違反による解除	458	第39条 普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則	469
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	458	第40条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	469
第16条 重大事由による解除	459		
8 内容の変更および更新等について			
第17条 特約の更新	460		
第18条 養老保険増額特約等への変更	462		
第19条 他の保険契約への加入	464		
第20条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更	464		
第21条 特約保険金額の減額	465		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	472		
別表2 要介護状態	473		
別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中	474		
別表4 対象となる不慮の事故	475		
別表5 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求に必要な書類	475		

介護・特定疾病定期保険特約

(実施 2000.4.3 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	死亡、所定の高度障害状態、所定の要介護状態または悪性新生物、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態に対する保障
保険金の種類	(1) 特約死亡保険金 (2) 特約高度障害保険金 (3) 特約介護保険金 (4) 特約特定疾病保険金
配当タイプ	毎年配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第2条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金 額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主契約の死亡 保険金受取人
特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		主契約の高度障害 保険金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金等*6については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

特約

介護・特定疾病定期保険特約

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金 額	受取人
特約介護保険金	この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により要介護状態（別表2★）に該当したこと (2) (1)の要介護状態（別表2★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと	特約保険金額	主契約の高度障害保険金受取人
特約特定疾病保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1) 悪性新生物 この特約の責任開始の時*1前を含めて初めて悪性新生物（別表3★）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定*3されたとき (2) 急性心筋梗塞 急性心筋梗塞（別表3★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*4が継続したと医師によって診断されたとき (3) 脳卒中 脳卒中（別表3★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、他覚的な神経学的後遺症*5が継続したと医師によって診断されたとき		

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 特約高度障害保険金等*6の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金等*6の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものと取り扱い、特約高度障害保険金等*6は支払いません。
② 特約介護保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるとき	特約介護保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じないで特約高度障害保険金の支払事由が生じたものと取り扱い、特約介護保険金または特約特定疾病保険金は支払いません。
③ 特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約介護保険金の支払請求を受け、特約介護保険金が支払われるとき	特約特定疾病保険金の支払事由が生じないで特約介護保険金の支払事由が生じたものと取り扱い、特約特定疾病保険金は支払いません。
④ 特約高度障害保険金等*6を支払ったとき	ア. この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ. その後に特約高度障害保険金等*6の支払請求を受けても、特約高度障害保険金等*6は支払いません。

第2条 補足説明

* 2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 3 診断確定

病理組織学的所見（生検）が得られないときは、他の所見による診断確定でも取り扱うことがあります。

* 4 労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

* 5 他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

* 6 特約高度障害保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 特約高度障害保険金
- (2) 特約介護保険金
- (3) 特約特定疾病保険金

(2) 特約高度障害保険金について

項 目	内 容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*7による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
② 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
③ 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第37条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

(3) 特約介護保険金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として特約介護保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に要介護状態（別表2★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前にこの特約の保険期間が満了したとき	この特約の保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したと医師によって診断確定されたときは、この特約の保険期間満了日に特約介護保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新されたときは、更新後特約の規定を適用します。

第2条 補足説明

* 7 特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

* 8 この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第22条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

(4) 特約特定疾病保険金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた急性心筋梗塞または脳卒中を原因として特約特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病した場合で、特約特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態がその疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日継続する前にこの特約の保険期間が満了したとき	この特約の保険期間満了日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞または脳卒中による特約特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約特定疾病保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新されたときは、更新後特約の規定を適用します。

★別表1（P.472参照）、別表2（P.473参照）、別表3（P.474参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約死亡保険金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

第3条 補足説明

*1 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表2★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約死亡保険金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約死亡保険金等*2の金額の一部または全部を支払います。

★別表1（P.472参照）、別表2（P.473参照）

3 保険金の支払請求手続について

第4条 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続

特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社へ提出すべき必要書類は別表5★に定めるものとします。

★別表5（P.475参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第6条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

第3条 補足説明

*2 特約死亡保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- 特約死亡保険金
- 特約高度障害保険金
- 特約介護保険金

第5条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) この特約の保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.472参照）、別表4（P.475参照）

第6条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第5条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)	
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 地震、噴火または津波
	(9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.472参照）

5 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

- この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。
- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。

3. 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
4. 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
6. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第23条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

6 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第7条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に 特約保険金の支払事由（第 2条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払 うべき金額から差し引きます。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

7 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第22条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第22条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を将来に向かって解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第22条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第16条 補足説明

*1 特約保険金

この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 特約保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

8 内容の変更および更新等について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1.の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第16条 補足説明

* 2 特約保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。

第17条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. 一(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。 ③ ①にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条・第6条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－③または本条の4. の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

4. 保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約を保険料の払込方法（回数）の異なる複数の特約に更新することができます。

第18条 養老保険増額特約等への変更

1. 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、払込期月の主契約の契約成立日の応当日*1に、この特約の全部または一部を養老保険増額特約等*2に変更することができます。

- (1) この特約の保険料の払込みが免除（第5条）されていないこと
(2) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
(3) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

第18条 補足説明

* 1 払込期月の主契約の契約成立日の応当日

本条において「特約変更日」といいます。

* 2 養老保険増額特約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 養老保険増額特約
(2) 終身保険増額特約
(3) 介護・特定疾病終身保険特約

2. 養老保険増額特約等*2への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*3の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢および変更後特約*3の特約保険金額によって定めます。
(2) 変更後特約*3の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ② この特約を主契約の保険料払込期間満了後に変更後特約*3に変更するときは、次のとおり取り扱います。 ア. 変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*3の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 (ア) 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 (イ) (ア)にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ③ ①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*3の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとし、 ア. 変更後特約*3の特約保険金の支払事由 イ. 変更後特約*3の保険料の払込免除事由 ウ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとし、
(3) 変更後特約*3の特約保険金額	特約変更日*1の前日の変更前特約の特約保険金額*4を限度とします。

第18条 補足説明

* 3 変更後特約

この特約から変更された場合の養老保険増額特約等*2をいいます。

* 4 変更前特約の特約保険金額

この特約の一部を変更後特約*3に変更するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

項 目	内 容
(4) 変更後特約*3に変更されたとき	① 変更後特約*3の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約*5は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 特約保険金の支払いに関しては、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第18条 補足説明

* 5 変更前特約

この特約の一部を変更後特約*3に変更したときはその部分とします。

第19条 他の保険契約への加入

- 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の1か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

- | |
|------------------------------------|
| (1) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること |
| (2) 被保険者が2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと |

- 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約保険金額*1を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第20条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更

- 保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. または第17条（特約の更新）の1. に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
- 本条の1. および2. によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべきこの特約の保険料を新たに定めます。
- この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第19条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の特約保険金額

この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

第21条 特約保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第23条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

9 復旧について**第22条 特約の復旧**

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）および第5条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) 第3条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
- (3) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

10 解約等について**第23条 特約の解約**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第24条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に年金移行特約等*1が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第24条 補足説明***1 年金移行特約等**

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 年金移行特約
- (2) 夫婦年金移行特約
- (3) 介護保障移行特約
- (4) 個人年金保険介護年金特約

第25条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、こ

の返戻金を保険契約者に支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
 - (2) 解除または解約（第23条）されたとき
 - (3) 第24条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

- 2. 本条の1. の規定にかかわらず、第16条（重大事由による解除）の1. - (4)の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第16条（重大事由による解除）の2. - (1)または(2)の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については本条の1. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
- 3. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
- 4. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第26条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第27条 管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第29条 生存給付金付終身保険契約等に付加する場合の特則

この特約を生存給付金付終身保険契約等*1に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第30条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

第29条 補足説明

* 1 生存給付金付終身保険契約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 生存給付金付終身保険契約
- (2) 有期払込高保障終身保険契約
- (3) 有期払込普通終身保険契約
- (4) 普通終身保険契約
- (5) 有期払込終身保険契約
- (6) 特別終身年金保険契約

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (3) この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金の受取人は次のとおりとします。
 - ① 主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
 - ② 主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第2被保険者
 - ③ 主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第1被保険者
 - ④ 主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第1被保険者
- (4) この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、第1被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (5) 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の受取人は第1被保険者としします。
- (6) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第31条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (4) 第24条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (5) 第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
- (6) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）の規定に準じて、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第25条（返戻金）中、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」と読み替えます。

第32条 変額保険（終身型）契約等に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (2) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (3) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第33条 特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (2) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済特定疾病保障終身保険または延長特定疾病保障保険」と読み替えます。

第34条 長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第4条（特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
- (4) 第24条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき

第35条 介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を介護・特定疾病終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (2) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済介護・特定疾病終身保険または延長介護・特定疾病保険」と読み替えます。

第36条 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第37条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとしします。
- (2) 主契約が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。

第36条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日とします。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条・第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第38条 主契約に年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるとときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
- ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。この場合、第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）の規定を準用して取り扱います。

第39条 普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された普通定期保険契約または長期生活保障保険契約について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による特約保険金額がこの特約による特約保険金額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、特約保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第40条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理

請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 特約介護保険金の受取人が被保険者の場合で、特約介護保険金の受取人が特約介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が特約介護保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている特約死亡保険金の受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する特約死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その特約死亡保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が特約介護保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表5★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) 特約特定疾病保険金の受取人が被保険者の場合で、特約特定疾病保険金の受取人が特約特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特約特定疾病保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (5) (4)の規定により、指定代理請求人が特約特定疾病保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表5★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

- (6) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(4)に規定する者に限ります。
- (7) (6)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (8) 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (9) (1)の規定により会社が特約介護保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその特約介護保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- (10) (4)の規定により会社が特約特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特約特定疾病保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (11) 特約保険金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人または指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。
- (12) 第14条（告知義務違反による解除）の3. 中、「被保険者または特約保険金の受取人」とあるのを「被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (13) 第14条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者または特約保険金の受取人」とあるのを「被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表5（P.475参照）

第40条 補足説明

***1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき**

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表のア. に該当し、かつ、下表のイ. ～オ. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ア. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
 イ. 衣服の着脱が自分ではできない。
 ウ. 入浴が自分ではできない。
 エ. 食物の摂取が自分ではできない。
 オ. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
 - ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
 - ① 「器質性認知症」
 「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

- ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア. 時間の見当識障害	：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ. 場所の見当識障害	：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ. 人物の見当識障害	：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、1. によって定義づけられる疾病で、かつ昭和53年12月15日行政管理局告示第73号に定められた分類項目中2. の基本分類表番号に規定されるものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

1. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
(1) 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、「上皮内癌」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」および「責任開始の日（特約の復活が行われたときは最終の復活の日または特約の復旧が行われたときは最終の復旧の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物」を除く。）
(2) 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（原則として、典型的な胸痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすものをいいます。）
(3) 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

2. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
(1) 悪性新生物	ア. 口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	イ. 消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	ウ. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	エ. 骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）のうち、	
	(ア) 骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	(イ) 結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物	171
	(ウ) 皮膚の悪性黒色腫	172
	(エ) 女性乳房の悪性新生物	174
	(オ) 男性乳房の悪性新生物	175
(1) 悪性新生物	オ. 泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	カ. その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	キ. リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
(2) 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（410～414）のうち、急性心筋梗塞	410
(3) 脳卒中	脳血管疾患（430～438）のうち、	
	ア. くも膜下出血	430
	イ. 脳内出血	431
	ウ. 脳動脈の狭塞	434

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表5 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 特約介護保険金の支払い	(1) 特約介護保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約介護保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 特約特定疾病保険金の支払い	(1) 特約特定疾病保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約特定疾病保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

介護・特定疾病終身保険特約目次

この特約の特色	477	8 保険契約者に対する貸付について	
		第17条 保険契約者に対する貸付	485
1 保障の開始について		9 内容の変更について	
第1条 特約の責任開始の時	477	第18条 特約保険金額の減額	485
2 保険金の支払いについて		10 復旧について	
第2条 特約保険金の支払い	477	第19条 特約の復旧	486
第3条 免責事由	480	11 解約等について	
3 保険金の支払請求手続について		第20条 特約の解約	486
第4条 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続	481	第21条 特約の消滅	486
4 保険料の払込免除について		第22条 返戻金	486
第5条 特約の保険料の払込免除	481	12 その他	
第6条 保険料の払込免除の免責事由	482	第23条 社員配当金の割当ておよび支払い	487
5 保険料払込期間および保険料の払込みにについて		第24条 管轄裁判所	487
第7条 特約の保険料払込期間および保険料の払込み	482	第25条 普通保険約款の規定の準用	487
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	483	13 特則について	
第9条 特約の保険料の振替貸付	483	第26条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	487
6 失効、失効取消および復活について		第27条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則	487
第10条 特約の失効	483	第28条 特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則	488
第11条 特約の失効取消	483	第29条 介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則	488
第12条 特約の復活	483	第30条 主契約に年金移行特約を付加する場合の特則	488
7 告知義務と解除について		第31条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	489
第13条 告知義務	483		
第14条 告知義務違反による解除	484		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	484		
第16条 重大事由による解除	485		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	491		
別表2 要介護状態	492		
別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中	493		
別表4 対象となる不慮の事故	494		
別表5 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求に必要な書類	494		

介護・特定疾病終身保険特約

(実施 2000.4.3 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	死亡、所定の高度障害状態、所定の要介護状態または悪性新生物、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態に対する保障
保険金の種類	(1) 特約死亡保険金 (2) 特約高度障害保険金 (3) 特約介護保険金 (4) 特約特定疾病保険金
配当タイプ	毎年配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第2条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主契約の死亡 保険金受取人
特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		主契約の高度障害 保険金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金等*6については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

特約

介護・特定疾病終身保険特約

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金額	受取人
特約介護保険金	この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により要介護状態（別表2★）に該当したこと (2) (1)の要介護状態（別表2★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと	特約保険金額	主契約の高度障害保険金受取人
特約特定疾病保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1) 悪性新生物 この特約の責任開始の時*1前を含めて初めて悪性新生物（別表3★）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定*3されたとき (2) 急性心筋梗塞 急性心筋梗塞（別表3★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*4が継続したと医師によって診断されたとき (3) 脳卒中 脳卒中（別表3★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、他覚的な神経学的後遺症*5が継続したと医師によって診断されたとき		

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 特約高度障害保険金等*6の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金等*6の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものと取り扱い、特約高度障害保険金等*6は支払いません。
② 特約介護保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるとき	特約介護保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じないで特約高度障害保険金の支払事由が生じたものと取り扱い、特約介護保険金または特約特定疾病保険金は支払いません。
③ 特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約介護保険金の支払請求を受け、特約介護保険金が支払われるとき	特約特定疾病保険金の支払事由が生じないで特約介護保険金の支払事由が生じたものと取り扱い、特約特定疾病保険金は支払いません。
④ 特約高度障害保険金等*6を支払ったとき	ア. この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ. その後に特約高度障害保険金等*6の支払請求を受けても、特約高度障害保険金等*6は支払いません。

第2条 補足説明

* 2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 3 診断確定

病理組織学的所見（生検）が得られないときは、他の所見による診断確定でも取り扱うことがあります。

* 4 労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

* 5 他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

* 6 特約高度障害保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 特約高度障害保険金
- (2) 特約介護保険金
- (3) 特約特定疾病保険金

項 目	内 容
⑤ 特約保険金の支払事由が生じ、支払うべき特約保険金がある場合で、主契約の普通保険約款およびこの特約に規定する保険料の振替貸付（第9条）または保険契約者に対する貸付（第17条）が行われているとき	支払うべき特約保険金から貸付元利金を差し引きします。

(2) 特約高度障害保険金について

項 目	内 容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*7による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
② 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

(3) 特約介護保険金について

項 目	内 容
被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として特約介護保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ① この特約の付加の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 ② その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。

第2条 補足説明

*7 特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

*8 この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第19条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

(4) 特約特定疾病保険金について

項 目	内 容
被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた急性心筋梗塞または脳卒中を原因として特約特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなします。 ① この特約の付加の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。 ② その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。

★別表1（P.491参照）、別表2（P.492参照）、別表3（P.493参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約死亡保険金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
特約介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表2★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約死亡保険金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

項 目	内 容
(2) 「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約死亡保険金等*2の金額の一部または全部を支払います。

★別表1（P.491参照）、別表2（P.492参照）

3 保険金の支払請求手続について

第4条 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続

特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社に提出すべき必要書類は別表5★に定めるものとします。

★別表5（P.494参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第6条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による 保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

- この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) この特約の保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.491参照）、別表4（P.494参照）

第3条 補足説明

*2 特約死亡保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- 特約死亡保険金
- 特約高度障害保険金
- 特約介護保険金

第5条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

第6条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第5条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)	
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 地震、噴火または津波
	(9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.491 参照）

5 保険料払込期間および保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料払込期間および保険料の払込み

1. この特約の保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。
2. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。
3. 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
4. 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
6. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第20条）されたものとします。

第7条 補足説明

- * 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

6 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

7 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第19条）の際に、保険

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第19条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除（この特約の復旧が行われたときは復旧分を解除。以下同じ。）することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第19条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

8 保険契約者に対する貸付について**第17条 保険契約者に対する貸付**

保険契約者は、この特約の返戻金額*1のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。

9 内容の変更について**第18条 特約保険金額の減額**

1. 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただ

第16条 補足説明***1 特約保険金**

この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

***2 特約保険金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。

第17条 補足説明***1 特約の返戻金額**

第9条（特約の保険料の振替貸付）または本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

し、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱い
ません。

2. 特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第22条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

10 復旧について

第19条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）および第5条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
- (2) 第3条（免責事由）の責任開始の日は、復旧分についてその復旧の日とします。
- (3) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第20条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第21条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に年金移行特約等*1が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第22条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 補足説明

* 1 年金移行特約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 年金移行特約
- (2) 夫婦年金移行特約
- (3) 介護保障移行特約
- (4) 個人年金保険介護年金特約

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- (2) 解除または解約（第20条）されたとき
- (3) 第21条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. 本条の1. の規定にかかわらず、第16条（重大事由による解除）の1. ー(4)の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第16条（重大事由による解除）の2. ー(1)または(2)の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については本条の1. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
4. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第23条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第24条 管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第26条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第21条（特約の消滅）および第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (3) この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金の受取人は次のとおりとします。
 - ① 主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
 - ② 主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第2被保険者
 - ③ 主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第1被保険者
 - ④ 主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第1被保険者
- (4) 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の受取人は第1被保険者としします。
- (5) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第27条 個人年金保険契約等に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第21条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
- (5) 主契約の年金の種類は、保証期間付終身年金または終身年金であることを必要とします。
- (6) 主契約の年金の種類のすべてが保証期間付有期年金、有期年金または確定年金に変更されたときは、主契約が消滅したものとみなして取り扱います。

2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第22条（返戻金）中、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」と読み替えます。

第28条 特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険金額が減額されたときは、特約保険金額も同じ割合で減額します。この場合、第18条（特約保険金額の減額）の2. の規定を準用して取り扱います。
- (2) 第21条（特約の消滅）および第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済特定疾病保障終身保険または延長特定疾病保障保険」と読み替えます。

第29条 介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を介護・特定疾病終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険金額が減額されたときは、特約保険金額も同じ割合で減額します。この場合、第18条（特約保険金額の減額）の2. の規定を準用して取り扱います。
- (2) 第21条（特約の消滅）および第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済介護・特定疾病終身保険または延長介護・特定疾病保険」と読み替えます。

第30条 主契約に年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合には、この特約は消滅します。
- (2) (1)の規定によりこの特約が消滅する場合で、保険契約者に支払うべき金額があるときは、年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、主契約が消滅したものとみなして取り扱います。

第31条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約
または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 特約介護保険金の受取人が被保険者の場合で、特約介護保険金の受取人が特約介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が特約介護保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている特約死亡保険金の受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する特約死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その特約死亡保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が特約介護保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表5★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) 特約特定疾病保険金の受取人が被保険者の場合で、特約特定疾病保険金の受取人が特約特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特約特定疾病保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (5) (4)の規定により、指定代理請求人が特約特定疾病保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表5★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

- (6) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(4)に規定する者に限ります。
- (7) (6)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。

- (8) 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (9) (1)の規定により会社が特約介護保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその特約介護保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (10) (4)の規定により会社が特約特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特約特定疾病保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (11) 特約保険金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人または指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。
- (12) 第14条（告知義務違反による解除）の3. 中、「被保険者または特約保険金の受取人」とあるのを「被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (13) 第14条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者または特約保険金の受取人」とあるのを「被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表5（P.494参照）

第31条 補足説明

***1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき**

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表のア．に該当し、かつ、下表のイ．～オ．のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ア． ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
イ． 衣服の着脱が自分ではできない。
ウ． 入浴が自分ではできない。
エ． 食物の摂取が自分ではできない。
オ． 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
 - ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
 - ① 「器質性認知症」
「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

- ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア. 時間の見当識障害	：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ. 場所の見当識障害	：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ. 人物の見当識障害	：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、1. によって定義づけられる疾病で、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中2. の基本分類表番号に規定されるものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

1. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
(1) 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、「上皮内癌」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」および「責任開始の日（特約の復活が行われたときは最終の復活の日または特約の復旧が行われたときは復旧日についてその復旧の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物」を除く。）
(2) 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（原則として、典型的な胸痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすものをいいます。）
(3) 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

2. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
(1) 悪性新生物	ア. 口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	イ. 消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	ウ. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	エ. 骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）のうち、	
	(ア) 骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	(イ) 結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物	171
	(ウ) 皮膚の悪性黒色腫	172
	(エ) 女性乳房の悪性新生物	174
	(オ) 男性乳房の悪性新生物	175
	オ. 泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	カ. その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	キ. リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
(2) 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（410～414）のうち、急性心筋梗塞	410
(3) 脳卒中	脳血管疾患（430～438）のうち、	
	ア. くも膜下出血	430
	イ. 脳内出血	431
	ウ. 脳動脈の狭塞	434

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表5 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 特約介護保険金の支払い	(1) 特約介護保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約介護保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 特約特定疾病保険金の支払い	(1) 特約特定疾病保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約特定疾病保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごとと利差配当付定期保険特約目次

この特約の特色	496	8 復旧について	
1 保障の開始について		第21条 特約の復旧	506
第1条 特約の責任開始の時	496	9 解約等について	
2 保険金の支払いについて		第22条 特約の解約	507
第2条 特約保険金の支払い	496	第23条 特約の消滅	507
第3条 免責事由	497	第24条 返戻金	507
3 保険料の払込免除について		10 被保険者の変更について	
第4条 特約の保険料の払込免除	498	第25条 特約の被保険者の変更	507
第5条 保険料の払込免除の免責事由	499	11 その他	
4 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて		第26条 社員配当金の割当ておよび支払い	508
第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保 険料の払込み	499	第27条 管轄裁判所	508
第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	500	第28条 普通保険約款の規定の準用	508
第8条 特約の保険料の振替貸付	500	12 特則について	
5 失効、失効取消および復活について		第29条 5年ごとと利差配当付長期生活保障保険契約 に付加する場合の特則	508
第9条 特約の失効	500	第30条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	508
第10条 特約の失効取消	500	第31条 主契約が更新または変更される場合の特則	508
第11条 特約の復活	500	第32条 主契約に5年ごとと利差配当付年金移行特約 等を付加する場合の特則	509
6 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	501		
第13条 告知義務違反による解除	501		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	501		
第15条 重大事由による解除	502		
7 内容の変更および更新等について			
第16条 特約の更新	502		
第17条 5年ごとと利差配当付養老保険増額特約等へ の変更	504		
第18条 他の保険契約への加入	505		
第19条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更	506		
第20条 特約保険金額の減額	506		
別表 1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	510		
別表 2 対象となる不慮の事故	511		

5年ごと利差配当付定期保険特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色

目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 特約死亡保険金 (2) 特約高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第2条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金を主契約の保険金とあわせて、その受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由(特約保険金を支払う場合)	金額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主契約の死亡 保険金受取人
特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		主契約の高度障害 保険金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金については、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います

項 目	内 容
(1) この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
(2) 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第16条・第31条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ① この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと ② その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
(4) 特約高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金は支払いません。
(5) 特約高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1（P.510参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約死亡保険金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第11条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

第2条 補足説明

*2 特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

*3 この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第21条）または被保険者の変更（第25条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧または被保険者の変更の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

特約

5年ごと利差配当付定期保険特約

第3条 補足説明

*1 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約死亡保険金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。

★別表1（P.510参照）

3 保険料の払込免除について

第4条 特約の保険料の払込免除

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第5条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとしします。
(2) この特約の保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとしします。 ② この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第4条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

第5条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第4条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じて保険料の払込みを免除しない場合)	
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 地震、噴火または津波
	(9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

4 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1. この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内で定めます。
2. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。
3. 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
4. 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
6. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶

第6条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第8条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

5 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

6 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第21条）または被保険者の変更（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を画面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第21条）または被保険者の変更（第25条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第21条）または被保険者の変更（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がな

第14条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧または被保険者の変更の日とします

かったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

7 内容の変更および更新等について

第16条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

第15条 補足説明

*1 特約保険金

この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

*2 特約保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。

第16条 補足説明

*1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること
- (3) 更新後特約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること
- (4) 更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2. 本条の1.の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第7条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで）に支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第7条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで）に支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㍑ 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㍑ 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

第16条 補足説明

* 2 主契約の保険料払込期間満了日

主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。 ③ ①にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第4条・第5条）および告知義務違反による解除（第13条・第14条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－③または本条の4. の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

4. 保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約を保険料の払込方法（回数）の異なる複数の特約に更新することができます。

第17条 5年ごと利差配当付養老保険増額特約等への変更

1. 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、払込期月の主契約の契約成立日の応当日*1に、この特約の全部または一部を5年ごと利差配当付養老保険増額特約等*2に変更することができます。

- | |
|--|
| <p>(1) この特約の保険料の払込みが免除（第4条）されていないこと</p> <p>(2) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと</p> <p>(3) この特約の最終の保険料が払い込まれていること</p> |
|--|

2. 5年ごと利差配当付養老保険増額特約等*2への変更について、次のとおり取り

第17条 補足説明

* 1 払込期月の主契約の契約成立日の応当日

この特約を5年ごと利差配当付通減定期保険特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に変更するときは、第16条（特約の更新）の規定に基づいてこの特約を更新する場合の特約更新日に限ります。本条において「特約変更日」といいます。

* 2 5年ごと利差配当付養老保険増額特約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
- (2) 5年ごと利差配当付終身保険増額特約
- (3) 5年ごと利差配当付通減定期保険特約
- (4) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約

扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*3の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢および変更後特約*3の特約保険金額*4によって定めます。
(2) 変更後特約*3の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*3の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*3の特約保険金・特約年金の支払事由 イ. 変更後特約*3の保険料の払込免除事由 ウ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。
(3) 変更後特約*3の特約保険金額*4	特約変更日*1の前日の変更前特約の特約保険金額*5を限度とします。
(4) 変更後特約*3に変更されたとき	① 変更後特約*3の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約*6は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 特約保険金・特約年金の支払いに関しては、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第18条 他の保険契約への加入

1. 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の1か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

- | |
|------------------------------------|
| (1) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること |
| (2) 被保険者が2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと |

2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。

第17条 補足説明

* 3 変更後特約

この特約から変更された場合の5年ごと利差配当付養老保険増額特約等*2をいいます。

* 4 変更後特約の特約保険金額

5年ごと利差配当付長期生活保障特約の場合には、特約一時金額とします。

* 5 変更前特約の特約保険金額

この特約の一部を変更後特約*3に変更するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

* 6 変更前特約

この特約の一部を変更後特約*3に変更したときはその部分とします。

特
約

5年ごと利差配当付定期保険特約

項 目	内 容
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約保険金額*1を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第18条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の特約保険金額

この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

第19条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. または第16条（特約の更新）の1. に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3. 本条の1. および2. によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条 特約保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第22条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

8 復旧について

第21条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）および第4条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) 第3条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
- (3) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

9 解約等について

第22条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき

第24条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
 - (2) 解除または解約（第22条）されたとき
 - (3) 第23条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき
2. 本条の1. の規定にかかわらず、第15条（重大事由による解除）の1. ー(4)の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第15条（重大事由による解除）の2. ー(1)または(2)の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については本条の1. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
4. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

10 被保険者の変更について

第25条 特約の被保険者の変更

1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）および第4条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
- (2) 第3条（免責事由）の責任開始の日は、この特約の被保険者の変更の日とします。
- (3) この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第26条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第27条 管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第29条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき

第30条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第31条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとし、
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第30条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更新日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第4条・第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第7条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1.の規定にかかわらず、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部を更新日に5年ごと利差配当付通減定期保険特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に変更することができます。

第32条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則

主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は5年ごと利差配当付年金移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約に定める年金支払日の前日または5年ごと利差配当付介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第32条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約目次

この特約の特色	513	9 内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第17条 特約の更新	519
第1条 特約の責任開始の時	513	第18条 他の保険契約への加入	521
2 被保険者について		第19条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更	522
第2条 特約の被保険者	513	第20条 特約保険金額の減額	522
3 保険金の支払いについて		10 復旧について	
第3条 特約保険金の支払い	513	第21条 特約の復旧	522
第4条 免責事由	515	11 解約等について	
4 保険金の支払請求手続について		第22条 特約の解約	523
第5条 特約保険金の支払請求手続	516	第23条 特約の消滅	523
5 保険料の払込免除について		第24条 返戻金	523
第6条 特約の保険料の払込免除	516	12 その他	
6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて		第25条 社員配当金の割当ておよび支払い	523
第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み	516	第26条 管轄裁判所	523
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	517	第27条 普通保険約款の規定の準用	524
第9条 特約の保険料の振替貸付	517	13 特則について	
7 失効、失効取消および復活について		第28条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	524
第10条 特約の失効	517	第29条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則	524
第11条 特約の失効取消	517	第30条 主契約が更新または変更される場合の特則	524
第12条 特約の復活	517	第31条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則	525
8 告知義務と解除について		第32条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則	525
第13条 告知義務	518	第33条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	525
第14条 告知義務違反による解除	518		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	518		
第16条 重大事由による解除	519		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	526		
別表2 特約保険金の支払請求に必要な書類	527		

5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2023.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 特約死亡保険金 (2) 特約高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約の被保険者は、主たる保険契約の被保険者の戸籍上の配偶者とします。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、この特約の被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者について

第2条 特約の被保険者

1. この特約の被保険者は、この特約の締結の際に主契約の被保険者と同一の戸籍にその夫または妻として記載されている者とします。
2. この特約の締結後、この特約の被保険者が戸籍上の異動により本条の1. の規定に該当しなくなったときは、その日からこの特約の被保険者でなくなります。この場合、保険契約者は、その事実を証明する書類を添えて会社に通知することを必要とします。

3 保険金の支払いについて

第3条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金 額	受取人
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	（主契約の高度障害保険金受取人） （保険契約者が法人の場合には、主契約の被保険者）
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① この特約の被保険者と主契約の被保険者とが死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合で、その死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当した時の先後が明らかでないとき	この特約の被保険者が先に死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当したものとして取り扱います。
② 本条の規定により特約保険金を支払ったとき	特約保険金を支払った旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

(2) 特約死亡保険金について

項 目	内 容
この特約の被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、この特約の被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 特約高度障害保険金について

項 目	内 容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
② この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、この特約の被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

* 3 この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第21条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

項 目	内 容
③ この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第30条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
④ 特約高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金の支払事由が生じないでこの特約の被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金は支払いません。
⑤ 特約高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1（P.526参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約死亡保険金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 主契約の被保険者の故意 (3) この特約の被保険者の故意 (4) この特約の被保険者の自殺行為 (5) この特約の被保険者の犯罪行為 (6) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。
(2) 免責事由に該当して特約死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意にこの特約の被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この特約は、この特約の被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1（P.526参照）

第4条 補足説明***1 特約の責任開始の日**

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

4 保険金の支払請求手続について

第5条 特約保険金の支払請求手続

特約保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社に提出すべき必要書類は別表2★に定めるものとします。

★別表2 (P.527参照)

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
- 第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の4. および5. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の被保険者について普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

- この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内で定めます。
- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。
- 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
- 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
 - (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。
- この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶

第7条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による特約保険金の支払事由（第3条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第3条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第21条）の際に、保険契約者およびこの特約の被保険者に対してこの特約の被保険者に関する告知を画面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者またはこの特約の被保険者は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第21条）にあたって、保険契約者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第21条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がな

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

かったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、この特約の被保険者（特約死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新等について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

第16条 補足説明

*1 特約保険金

この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

第17条 補足説明

*1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること
- (3) 更新後特約の保険期間満了日の翌日のこの特約の被保険者の年齢が80歳以下であること
- (4) 更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2. 本条の1.の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1のこの特約の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㍑ 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㍑ 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

第17条 補足説明

* 2 主契約の保険料払込期間満了日

主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－③の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1のこの特約の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の主契約の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条 他の保険契約への加入

1. この特約の被保険者であった者が、第2条（特約の被保険者）の2. または第23条（特約の消滅）の(1)によりこの特約の被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった者は、会社の取扱いの範囲内で、その者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- | |
|---|
| (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
(2) この特約の被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと
(3) 新たに加入する保険契約の保険金額がこの特約の特約保険金額以下であること |
|---|

2. 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の1か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

- (1) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること
- (2) この特約の被保険者が2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと

3. 本条の2. による他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約保険金額*1を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第18条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の特約保険金額

この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

第19条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. または第17条（特約の更新）の1. に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3. 本条の1. および2. によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条 特約保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第22条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

10 復旧について

第21条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したとき

は、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特約保険金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) 第4条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
- (3) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第22条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約の被保険者が第2条（特約の被保険者）の2. の規定によりこの特約の被保険者でなくなったとき

第24条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者（主契約の保険金を支払うときはその受取人）に支払います。
 - (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
 - (2) 解除または解約（第22条）されたとき
 - (3) 第23条（特約の消滅）の(1)、(2)または(4)の規定により消滅したとき
2. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第25条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第26条 管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第28条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約の特色中、「主たる保険契約の被保険者」とあるのを「主たる保険契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第3条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第5条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
- (5) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (6) 第24条（返戻金）の1. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第29条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第30条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとしします。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日のこの特約の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。

第29条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(3) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第31条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則

主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は5年ごと利差配当付年金移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約に定める年金支払日の前日または5年ごと利差配当付介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第32条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による特約保険金額がこの特約による特約保険金額以下であること

2. 本条の1. の取扱いが行われたときは、特約保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第33条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第3条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (2) 第5条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
- (3) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (4) 第24条（返戻金）の1. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第31条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

第32条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付通減定期保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 特約保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 特約死亡保険金の支払い	(1) 特約死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 特約高度障害保険金の支払い	(1) 特約高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特約

5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約

別表

5年ごと利差配当付こども定期保険特約目次

この特約の特色	529	9 内容の変更および更新について	
1 保障の開始について		第17条 特約の更新	536
第1条 特約の責任開始の時	529	第18条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更	538
2 被保険者について		第19条 特約保険金額の減額	538
第2条 特約の被保険者	529	10 復旧について	
3 保険金の支払いについて		第20条 特約の復旧	539
第3条 特約保険金の支払い	529	11 解約等について	
第4条 免責事由	531	第21条 特約の解約	539
4 保険金の支払請求手続について		第22条 特約の消滅	539
第5条 特約保険金の支払請求手続	532	第23条 返戻金	539
5 保険料の払込免除について		12 その他	
第6条 特約の保険料の払込免除	532	第24条 社員配当金の割当ておよび支払い	540
6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて		第25条 管轄裁判所	540
第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み	532	第26条 普通保険約款の規定の準用	540
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	533	13 特則について	
第9条 特約の保険料の振替貸付	533	第27条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	540
7 失効、失効取消および復活について		第28条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則	540
第10条 特約の失効	533	第29条 主契約が更新または変更される場合の特則	540
第11条 特約の失効取消	533	第30条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則	541
第12条 特約の復活	534	第31条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則	541
8 告知義務と解除について		第32条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	541
第13条 告知義務	534		
第14条 告知義務違反による解除	534		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	535		
第16条 重大事由による解除	535		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	542		
別表2 特約保険金の支払請求に必要な書類	543		

5年ごと利差配当付こども定期保険特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2023.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 特約死亡保険金 (2) 特約高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約の被保険者は、主たる保険契約の被保険者の満20歳未満の戸籍上の子とします。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、この特約の被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者について

第2条 特約の被保険者

1. この特約の被保険者は、この特約の締結の際に主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されており、かつ、満20歳未満の者のうち保険契約者が申し込んだ者としてします。
2. この特約の締結後、この特約の被保険者が戸籍上の異動により本条の1. の規定に該当しなくなったときは、その日からこの特約の被保険者でなくなります。この場合、保険契約者は、その事実を証明する書類を添えて会社に通知することを必要とします。

3 保険金の支払いについて

第3条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金 額	受取人
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、出生の日からその日を含めて29日経過後で、かつ、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	（主契約の高度障害保険金受取人） （保険契約者が法人の場合には、主契約の被保険者）
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によって、出生の日からその日を含めて29日経過後で、かつ、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① この特約の被保険者と主契約の被保険者とが死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合で、その死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当した時の先後が明らかでないとき	この特約の被保険者が先に死亡または特約高度障害保険金の支払事由に該当したものとして取り扱います。
② 本条の規定により特約保険金を支払ったとき	特約保険金を支払った旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

(2) 特約死亡保険金について

項 目	内 容
① この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後、出生の日からその日を含めて29日以内に死亡したとき	会社は、すでに払い込まれた保険料に相当する金額を保険契約者に支払います。ただし、第4条（免責事由）に定める特約死亡保険金の免責事由に該当するときは支払いません。
② この特約の被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、この特約の被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 特約高度障害保険金について

項 目	内 容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

項 目	内 容
② この特約の被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、この特約の被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
③ この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第29条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
④ 特約高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金の支払事由が生じないでこの特約の被保険者が死亡したものとして取り扱い、特約高度障害保険金は支払いません。
⑤ 特約高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1（P.542参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約死亡保険金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

第3条 補足説明

* 3 この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第20条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

第4条 補足説明

* 1 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表 1 ★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 主契約の被保険者の故意 (3) この特約の被保険者の故意 (4) この特約の被保険者の自殺行為 (5) この特約の被保険者の犯罪行為戦争その他の変乱 (6) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。

★別表 1（P.542 参照）

4 保険金の支払請求手続について

第 5 条 特約保険金の支払請求手続

特約保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社に提出すべき必要書類は別表 2 ★に定めるものとします。

★別表 2（P.543 参照）

5 保険料の払込免除について

第 6 条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

- 第 7 条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の 4. および 5. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の被保険者について普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の 2. の規定を準用します。

6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第 7 条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

- この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、この特約の被保険者の年齢が満 20 歳となる日の直後の主契約の契約

成立日の応当日（年単位）の前日までの範囲で定めます。

2. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。
3. 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
4. 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
6. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第3条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。

(2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第7条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に特約保険金の支払事由（第3条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第20条）の際に、保険契約者およびこの特約の被保険者に対してこの特約の被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者またはこの特約の被保険者は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第20条）にあたって、保険契約者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第20条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者またはこの特約の被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. ー(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、この特約の被保険者（特約死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特約保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支

第15条 補足説明*** 1 保険媒介者**

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*** 2 特約の責任開始の日**

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第16条 補足説明*** 1 特約保険金**

この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱いします。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。

(2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱いします。

9 内容の変更および更新について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

(2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること

(3) 更新後特約の保険期間満了日のこの特約の被保険者の年齢が満20歳以下であること

(4) 更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2. 本条の1.の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第17条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険料払込期間満了日

主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
(3) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. ー(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。

項 目	内 容
(5) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1のこの特約の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の主契約の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. または第17条（特約の更新）の1. に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3. 本条の1. および2. によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第19条 特約保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第21条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

10 復旧について

第20条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特約保険金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) 第4条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
- (3) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第21条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第22条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約の被保険者が第2条（特約の被保険者）の2. の規定によりこの特約の被保険者でなくなったとき

第23条 返戻金

この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者（主契約の保険金を支払うときはその受取人）に支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- ② 解除または解約（第21条）されたとき
- ③ 第22条（特約の消滅）の(1)、(2)または(4)の規定により消滅したとき

- (2) 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
- (3) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第24条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第25条 管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第27条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約の特色中、「主たる保険契約の被保険者」とあるのを「主たる保険契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第3条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第5条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
- (5) 第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (6) 第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第28条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第29条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとし、
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。

第28条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第30条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則

主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されたときは、この特約は5年ごと利差配当付年金移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約に定める年金支払日の前日または5年ごと利差配当付介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第31条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による特約保険金額がこの特約による特約保険金額以下であること

2. 本条の1. の取扱いが行われたときは、特約保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第32条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第3条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (2) 第5条（特約保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
- (3) 第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (4) 第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第30条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

第31条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付逡減定期保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
- $$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分でできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 特約保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 特約死亡保険金の支払い	(1) 特約死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 特約高度障害保険金の支払い	(1) 特約高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) この特約の被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特

約

5年ごと利差配当付（ごも定期保険特約

別

表

5年ごと利差配当付長期生活保障特約目次

この特約の特色	545	10 復旧について	
1 保障の開始について		第25条 特約の復旧	558
第1条 特約の責任開始の時	545	11 解約等について	
2 年金支払期間について		第26条 特約の解約	559
第2条 特約の年金支払期間の指定	545	第27条 特約の消滅	559
3 年金の支払いについて		第28条 返戻金	559
第3条 特約年金の支払い	545	12 特約年金の受取人および保険契約者について	
第4条 免責事由	548	第29条 特約に関する権利義務の承継	560
第5条 年金証書の発行	549	第30条 特約年金の受取人の代表者	560
4 年金の支払請求手続について		13 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第6条 特約年金の支払請求手続	549	第31条 社員配当金の割当ておよび支払い	560
5 保険料の払込免除について		14 その他	
第7条 特約の保険料の払込免除	549	第32条 管轄裁判所	561
第8条 保険料の払込免除の免責事由	550	第33条 普通保険約款の規定の準用	561
6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて		15 特則について	
第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み	551	第34条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	561
第10条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	551	第35条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約が付加された主契約にこの特約を付加する場合の特則	561
第11条 特約の保険料の振替貸付	551	第36条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則	561
7 失効、失効取消および復活について		第37条 主契約が更新または変更される場合の特則	561
第12条 特約の失効	551	第38条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則	562
第13条 特約の失効取消	551	第39条 主契約に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加する場合の特則	562
第14条 特約の復活	552	第40条 特約年金の受取人が2人以上いる場合の特則	562
8 告知義務と解除について		第41条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	563
第15条 告知義務	552		
第16条 告知義務違反による解除	552		
第17条 告知義務違反による解除ができないとき	553		
第18条 重大事由による解除	553		
9 内容の変更および更新等について			
第19条 特約の更新	554		
第20条 5年ごと利差配当付定期保険特約等への変更	556		
第21条 他の保険契約への加入	557		
第22条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更	558		
第23条 特約の年金支払期間の変更	558		
第24条 第1回特約年金額の減額	558		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	564		
別表2 対象となる不慮の事故	565		
別表3 特約年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	566		

5年ごと利差配当付長期生活保障特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
年金の種類	特約年金（確定年金）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	年金支払期間は、10年または15年とします。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第15条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 年金支払期間について

第2条 特約の年金支払期間の指定

保険契約者は、この特約の締結の際、この特約の年金支払期間を10年または15年のいずれかから選択することを必要とします。

3 年金の支払いについて

第3条 特約年金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特約年金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約年金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

特約

5年ごと利差配当付長期生活保障特約

特約年金 の 種 類	支払事由（特約年金を支払う場合）	金 額	受取人
特約年金 確定年金	(1) 死亡による特約年金 ① 第1回特約年金 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき ② 第2回以後の特約年金 第1回特約年金の支払後、この特約の年金支払期間（第2条）中の特約年金支払日*2が到来したとき	(1) 第1回特約年金 第1回特約年金額	主契約の死亡保険金受取人
	(2) 高度障害状態（別表1★）による特約年金 ① 第1回特約年金 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき ② 第2回以後の特約年金 第1回特約年金の支払後、この特約の年金支払期間中の特約年金支払日*2が到来したとき	(2) 第2回以後の特約年金 第1回特約年金額と同額	主契約の高度障害保険金受取人

2. 特約年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 第1回特約年金を支払う場合の支払事由発生後のこの特約の保険料	この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、払い込む必要はありません。
② 特約一時金の支払い	ア. 特約年金の受取人は、第1回特約年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、特約年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する特約一時金★（以下「特約一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。 (ア) 第1回特約年金の支払前であること (イ) 特約年金の一部の支払いに代えて特約一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第1回特約年金額が12万円以上となること イ. ア.により、特約年金の全部の支払いに代えて特約一時金を支払ったときは、この特約は消滅します。
③ 第1回特約年金額が12万円未満となる時	ア. 特約一時金を保険契約者に支払います。 イ. この特約は、第1回特約年金の支払事由が生じた時に消滅します。
④ 第1回特約年金を支払ったとき	その後新たに第1回特約年金の支払事由が生じても、これによる特約年金は支払いません。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、「高度障害状態（別表1★）による特約年金」については、この特約の復活（第14条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 特約年金支払日

特約年金支払日は、次のとおりとします。

項 目	内 容
(1) 第1回特約年金の支払日	第1回特約年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の特約年金の支払日	(1)に規定する第1回特約年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

項 目	内 容
⑤ 特約年金の受取人がこの特約の年金支払期間中の最終の特約年金支払日*2前に死亡したとき	ア. 特約年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの特約年金現価★（以下「未払いの特約年金現価」といいます。）を支払い、この特約は消滅します。 イ. 特約年金の受取人の相続人は、ア. による未払いの特約年金現価の支払いに代えて、特約年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。 （ア） この特約はこの特約の年金支払期間が満了するまで消滅せず、この特約の年金支払期間中の特約年金支払日*2に特約年金を継続して支払います。 （イ） 特約年金の継続支払中にこの特約の解約（第26条）の請求があった場合には、この特約はその時に消滅し、返戻金（第28条）を特約年金の受取人の相続人に支払います。

(2) 死亡による特約年金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 高度障害状態（別表1★）による特約年金について

項 目	内 容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*3による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、第1回特約年金の支払事由が生じたものとします。
② 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*4に、会社が、告知（第15条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
③ 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約年金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に第1回特約年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第19条・第37条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

第3条 補足説明

* 3 特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

* 4 この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第25条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

項 目	内 容
④ 「高度障害状態（別表1★）による特約年金」の第1回特約年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に「死亡による特約年金」の第1回特約年金または特約一時金の支払請求を受け、「死亡による特約年金」または特約一時金が支払われるとき	「高度障害状態（別表1★）による特約年金」の第1回特約年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、「高度障害状態（別表1★）による特約年金」は支払いません。

★別表1（P.564参照）

★「会社の定める方法により計算する特約一時金」⇒「金額例表等について（例表1）」（P.1072参照）

★「会社の定める方法により計算する未払いの特約年金現価」⇒「金額例表等について（例表2）」（P.1073参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約年金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
死亡による特約年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約年金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第14条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害状態による特約年金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約年金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって特約年金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約年金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して「死亡による特約年金」を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この特約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1（P.564参照）

第4条 補足説明

*1 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

第5条 年金証書の発行

会社は、第1回特約年金を支払う際に、年金証書を特約年金の受取人に発行します。ただし、この特約を付加した主契約が消滅しないときは、年金証書の発行に代えて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4 年金の支払請求手続について

第6条 特約年金の支払請求手続

1. 特約年金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 特約年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の2.の規定にかかわらず、第2回以後の特約年金について、会社の取扱いの範囲内で、特約年金支払日（第3条）に特約年金の受取人からその支払いの請求があったものとして取り扱います。
4. 本条の3.の取扱いをするときは、会社は、特約年金支払日（第3条）の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で特約年金を支払います。
5. この特約が次の契約形態の場合で、特約年金もしくは特約一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、特約年金の受取人は特約年金または特約一時金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
特約年金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 特約年金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.566参照）

5 保険料の払込免除について

第7条 特約の保険料の払込免除

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の5.において「当該団体」といいます。

特約

5年ごと利差配当付長期生活保障特約

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
(1) この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、この特約の保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) この特約の保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.564参照）、別表2（P.565参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.564参照）

第7条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第14条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1. この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内で定めます。
2. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。
3. 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
4. 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
6. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第26条）されたものとします。

第10条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約年金の支払事由（第3条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第11条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第12条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第13条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込む

第9条 補足説明

- * 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第13条 補足説明

- * 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

- * 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

ことを必要とします。

2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*²が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*¹の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*³中にこの特約による特約年金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*²が延滞保険料払込期間*³中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*²が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*³中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に特約年金の支払事由（第3条）が生じたとき	特約年金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払うべき金額から差し引きます。

第14条 特約の復活

1. 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第15条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第16条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、特約年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約年金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が証明したときは、会社は、特約年金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通

第13条 補足説明

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第14条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約年金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第17条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第16条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第15条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特約年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第18条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除*1することができます。

第17条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第18条 補足説明

*1 解除

特約年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し特約年金を支払わないこととするときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分の解除とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡による特約年金の場合は被保険者を除きます。）または特約年金の受取人が特約年金*2を詐取する目的もしくは他人に特約年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 特約年金*2の請求に関し、特約年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または特約年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特約年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除*1することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約年金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約年金*3の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約年金*3を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除*1の通知については、第16条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新等について

第19条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2前にあること
- (3) 更新後特約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること
- (4) 更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日*2以前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更

第18条 補足説明

* 2 特約年金

この特約の特約年金または保険料の払込免除をいいます。

* 3 特約年金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが特約年金の受取人のみであり、その特約年金の受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、特約年金のうち、その受取人に支払われるべき特約年金をいいます。

第19条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険料払込期間満了日

主契約の保険期間が終身で、主契約の保険料払込期間が終身の場合または保険料払込方法（回数）が一時払の場合には、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

新する旨の申出があったときに限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。
この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第10条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第10条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 (ア) 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 (イ) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
(3) 更新後特約の特約年金額	更新前特約の保険期間満了日の特約年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約年金額を変更して更新することができます。

項 目	内 容
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. ー(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。 ③ ①にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) 更新後特約の年金支払期間	更新前特約の年金支払期間と同一とします。
(6) この特約が更新されたとき	① 特約年金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第16条・第17条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)ー③または本条の4. の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(7) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(8) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(6)ー①に準じて継続したものとして取り扱います。

4. 保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約を保険料の払込方法（回数）の異なる複数の特約に更新することができます。

第20条 5年ごと利差配当付定期保険特約等への変更

1. 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、払込期月の主契約の契約成立日の応当日*1に、この特約の全部または一部を5年ごと利差配当付定期保険特約等*2に変更することができます。

- (1) この特約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと
(2) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
(3) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

2. 5年ごと利差配当付定期保険特約等*2への変更について、次のとおり取り扱います。

第20条 補足説明

* 1 払込期月の主契約の契約成立日の応当日

この特約を5年ごと利差配当付定期保険特約または5年ごと利差配当付逓減定期保険特約に変更するときは、この特約の保険期間満了日の翌日に限ります。本条において「特約変更日」といいます。

* 2 5年ごと利差配当付定期保険特約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付定期保険特約
(2) 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
(3) 5年ごと利差配当付終身保険増額特約
(4) 5年ごと利差配当付逓減定期保険特約

項 目	内 容
(1) 変更後特約*3の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢および変更後特約*3の特約保険金額によって定めます。
(2) 変更後特約*3の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*3の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*3の特約保険金の支払事由 イ. 変更後特約*3の保険料の払込免除事由 ウ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。
(3) 変更後特約*3の特約保険金額	特約変更日*1の前日の変更前特約の特約一時金額*4を限度とします。
(4) 変更後特約*3に変更されたとき	① 変更後特約*3の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約*5は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 特約保険金の支払いに関しては、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものととして取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第20条 補足説明

* 3 変更後特約

この特約から変更された場合の5年ごと利差配当付定期保険特約等*2をいいます。

* 4 変更前特約の特約一時金額

この特約の一部を変更後特約*3に変更するときは、その部分に対応する特約一時金額とします。

* 5 変更前特約

この特約の一部を変更後特約*3に変更したときはその部分とします。

第21条 他の保険契約への加入

1. 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の1か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

- (1) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること
(2) 被保険者が2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと

2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。

項 目	内 容
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約一時金額*1を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第21条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の特約一時金額

この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約一時金額とします。

第22条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更

1. 保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. または第19条（特約の更新）の1. に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
3. 本条の1. および2. によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべきこの特約の保険料を新たに定めます。
4. この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第23条 特約の年金支払期間の変更

第1回特約年金の支払事由（第3条）が生じたときは、特約年金の受取人は、その支払前に限り、会社の取扱いの範囲内で、この特約の年金支払期間の変更を申し込むことができます。

第24条 第1回特約年金額の減額

1. 保険契約者は、第1回特約年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって第1回特約年金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の第1回特約年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 第1回特約年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第26条）されたものとして取り扱います。
- (2) 第1回特約年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

10 復旧について

第25条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特約年金の支払い）および第7条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) 第4条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
- (3) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第26条 特約の解約

1. 保険契約者は、第1回特約年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
3. 本条の1. に定めるほか、第1回特約年金の支払後は、特約年金の受取人は、将来に向かって、この特約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の2. の規定に準じて返戻金を特約年金の受取人に支払います。
4. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第27条 特約の消滅

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、この特約の第1回特約年金が支払われるときは消滅しません。
 - (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
 - (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
2. 本条の1. -(1)の規定によりこの特約が消滅しない場合には、この特約の年金支払期間が満了したときに、この特約は消滅します。

第28条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
 - (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第12条）
 - (2) 解除または解約（第26条）されたとき
 - (3) 第27条（特約の消滅）の1. -(2)の規定により消滅したとき
2. 本条の1. の規定にかかわらず、第18条（重大事由による解除）の1. -(4)の規定によってこの特約を解除*1した場合で、特約年金の一部の受取人に対して第18条（重大事由による解除）の2. -(1)または(2)の規定を適用し特約年金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分については本条の1. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
4. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、第1回特約年金の支払日以後の返戻金額★は、会社の定める方法により計算します。

★「第1回特約年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について（例表3）」（P.1074 参照）

第28条 補足説明

*1 解除

特約年金の一部の受取人に対して第18条（重大事由による解除）の2. -(1)または(2)の規定を適用し特約年金を支払わないこととするときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分の解除とします。

12 特約年金の受取人および保険契約者について

第29条 特約に関する権利義務の承継

第1回特約年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者の保険契約上のすべての権利義務は、特約年金の受取人に承継されます。

第30条 特約年金の受取人の代表者

1. 特約年金の受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の特約年金の受取人を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が特約年金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約年金の受取人に対しても効力を生じます。

13 社員配当金（保険契約者への配当）について

第31条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、第1回特約年金の支払後の保険契約のうち、次の(1)から(4)の特約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する特約については、(3)に該当する特約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる特約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回特約年金の支払日の5年ごとの応当日*1が到来する特約（(2)に該当する場合を除きます。）	① その5年ごと応当日*1から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、特約が消滅（第27条）したとき、または特約年金の受取人から請求があったときに、特約年金の受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に最終の特約年金を支払う特約	最終の特約年金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回特約年金の支払日および直前の5年ごと応当日*1からその日を含めて1年を経過して、特約年金の受取人の死亡により消滅する特約	特約年金の受取人の相続人に支払います。
(4) 次の事業年度中に第1回特約年金の支払日および直前の5年ごと応当日*1からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する特約	特約年金の受取人に支払います。

3. 会社は、本条の2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

第31条 補足説明

*1 第1回特約年金の支払日の5年ごとの応当日

本条において「5年ごと応当日」といいます。

14 その他

第32条 管轄裁判所

この特約における特約年金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第33条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第34条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（特約年金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第3条（特約年金の支払い）の2. -(1)-③および主契約の普通保険約款に定める第1回年金額が12万円未満となる場合の取扱いについての規定の適用にあたっては、この特約の第1回特約年金額と主契約の第1回年金額とをあわせて取り扱います。
- (4) 第5条（年金証書の発行）を次のとおり読み替えます。
第5条（年金証書の発行）
会社は、第1回特約年金を支払う際に、年金証書を特約年金の受取人に発行します。
- (5) 第27条（特約の消滅）の1. -(1)中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。
- (6) 第31条（社員配当金の割当ておよび支払い）の2. 中、「割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。」とあるのを「割り当てた社員配当金は、主契約の社員配当金を支払う場合には、主契約の社員配当金に加えて取り扱い、その他の場合には、次のとおり支払います。」と読み替えます。

第35条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約が付加された主契約にこの特約を付加する場合の特則

5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約が付加された主契約にこの特約を付加する場合で、特約年金が支払われ、かつ、5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の特約死亡年金または特約高度障害年金が支払われるときは、第3条（特約年金の支払い）の2. -(1)-③の適用にあたっては、この特約の第1回特約年金額と5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の第1回特約年金額とをあわせて取り扱います。

第36条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第37条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

第36条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとして扱います。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の特約年金額	更新前特約の保険期間満了日の特約年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約年金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 特約年金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）、告知義務違反による解除（第16条・第17条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までで支払事由が生じた場合の取扱い（第10条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. にかかわらず、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部を更新日に5年ごと利差配当付定期保険特約または5年ごと利差配当付通減定期保険特約に変更することができます。

第38条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等を付加する場合の特則

この特約の保険期間が終身の場合を除き、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等^{*1}が付加されたときは、この特約は5年ごと利差配当付年金移行特約もしくは5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約に定める年金支払日の前日または5年ごと利差配当付介護保障移行特約に定める責任開始の日の前日の終了時に消滅します。

第39条 主契約に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加する場合の特則

主契約に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加して、主契約の一部が夫婦年金支払に移行されるときは、主契約の死亡保険金受取人は、主たる被保険者の配偶者に限ります。

第40条 特約年金の受取人が2人以上いる場合の特則

特約年金の受取人が2人以上いるときは、第3条（特約年金の支払い）の2.－(1)－⑤中、「特約年金の受取人が」とあるのを「特約年金の受取人の代表者が」と、「特約年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「特約年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第38条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

第41条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約
または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 「高度障害状態（別表1★）による特約年金」の受取人が被保険者の場合で、その特約年金の受取人がその特約年金を請求できない特別な事情があるときは、次の者がその特約年金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている「死亡による特約年金」の受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する「死亡による特約年金」の受取人が2人以上いるときは、その特約年金の受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が特約年金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により会社が特約年金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 特約年金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約年金を支払いません。

★別表1（P.564参照）、別表3（P.566参照）

第41条 補足説明

***1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき**

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約年金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 特約年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡による特約年金の支払い	第1回特約年金の場合 (1) 特約年金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の特約年金の場合 (1) 特約年金支払請求書 (2) 特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 特約年金の受取人の印鑑証明書
2. 高度障害状態（別表1）による特約年金の支払い	第1回特約年金の場合 (1) 特約年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の特約年金の場合 (1) 特約年金支払請求書 (2) 特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 特約年金の受取人の印鑑証明書
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 特約年金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付健康支援特約目次

この特約の特色	568	11 復旧について	
1 保障の開始について		第21条 特約の復旧	581
第1条 特約の責任開始の時	568	12 解約等について	
2 指定日について		第22条 特約の解約	581
第2条 指定日	568	第23条 特約の消滅	581
3 保険金等の支払いについて		第24条 返戻金	581
第3条 保険金・給付金の支払い	568	13 指定日の変更について	
4 保険金等の支払請求手続について		第25条 指定日の変更	582
第4条 保険金・給付金の支払請求手続	572	14 その他	
5 健康支援給付金のすえ置き支払について		第26条 社員配当金の割当ておよび支払い	582
第5条 健康支援給付金のすえ置き支払	573	第27条 管轄裁判所	582
6 保険料の払込免除について		第28条 普通保険約款の規定の準用	582
第6条 特約の保険料の払込免除	573	15 特則について	
第7条 保険料の払込免除の免責事由	574	第29条 特別条件を付ける場合の特則	582
7 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて		第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	583
第8条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み	575	第31条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則	584
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	575	第32条 主契約が更新または変更される場合の特則	584
第10条 特約の保険料の振替貸付	575	第33条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則	584
8 失効、失効取消および復活について		第34条 うるう年に関する特則	585
第11条 特約の失効	576	第35条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則	585
第12条 特約の失効取消	576	第36条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	585
第13条 特約の復活	576	第37条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	585
9 告知義務と解除について			
第14条 告知義務	576		
第15条 告知義務違反による解除	577		
第16条 告知義務違反による解除ができないとき	577		
第17条 重大事由による解除	577		
10 内容の変更および更新について			
第18条 特約の更新	578		
第19条 成人病保険金額の増額	580		
第20条 成人病保険金額の減額	580		
別表1 1. 保険金および回復支援給付金の支払対象となる成人病	587		
2. 同一の成人病	587		
別表2 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	587		
別表3 加算額	588		
別表4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類	589		
別表5 対象となる不慮の事故	590		

5年ごと利差配当付健康支援特約

(実施 1999.4.2 / 改正 2023.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	成人病による死亡、所定の高度障害状態または所定の入院後の退院に対する保障および毎年 の指定日の生存に対する保障
保険金等の種類	(1) 成人病死亡保険金 (2) 成人病高度障害保険金 (3) 回復支援給付金 (4) 健康支援給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 指定日について

第2条 指定日

1. 指定日とは、この特約の保険期間中の第2保険年度以降、毎年
の健康支援給付金が支払われる日として保険契約者が指定した月日をいいます。
2. 保険契約者が指定日を指定していないときは、主契約の契約成立日の
応当日（年単位）が指定されたものとして取り扱います。

3 保険金等の支払いについて

第3条 保険金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金または給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（保険金等を支払う場合）	金 額	受取人
成人病死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、成人病（別表1★）（以下「成人病」といいます。）を直接の原因として死亡したとき	成人病保険金額	主契約の死亡保険金受取人
成人病高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に発病した成人病を直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2★）になったとき		主契約の高度障害保険金受取人
回復支援給付金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をした後、生存して退院したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に発病した成人病を直接の原因とする入院 (2) (1)の成人病の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*3への入院 (4) 入院日数が5日以上継続した入院	1回の入院につき、成人病保険金額の2%	主契約の高度障害保険金受取人
健康支援給付金	被保険者が、次のいずれかの時に生存していたとき (1) この特約の保険期間中の第2保険年度以降の毎年指定日*4の前日が終了する時 (2) この特約の保険期間満了の時	成人病保険金額の1% + 加算額（別表3★）	保険契約者

2. 保険金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
成人病死亡保険金等*5の支払事由が生じ、支払うべき成人病死亡保険金等*5がある場合で、主契約の普通保険約款に規定する保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているとき	支払うべき成人病死亡保険金等*5から貸付元利金を差し引きます。

(2) 成人病死亡保険金について

項 目	内 容
被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡し、その後に成人病を直接の原因として死亡したことが医師により診断されたとき	成人病死亡保険金を支払います。

(3) 成人病高度障害保険金について

項 目	内 容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に発病した成人病*6による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2★）になったときは、成人病高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 毎年の指定日

この特約の付加日または更新日からその日を含めて1年を経過した後に到来する毎年の指定日をいいます。

* 5 成人病死亡保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 成人病死亡保険金
- (2) 成人病高度障害保険金
- (3) 健康支援給付金

* 6 この特約の責任開始の時以後に発病した成人病

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

項 目	内 容
② 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた成人病を原因として高度障害状態（別表2★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*7に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなしません。
③ 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表2★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、成人病高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に成人病高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約の保険期間満了の時に支払われる健康支援給付金が支払われた場合には、この取扱いはありません。なお、この特約が更新（第18条・第32条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
④ 成人病高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に成人病死亡保険金の支払請求を受け、成人病死亡保険金が支払われるとき	成人病高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、成人病高度障害保険金は支払いません。
⑤ 成人病高度障害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

第3条 補足説明

* 7 この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第21条）または成人病保険金額の増額（第19条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧または成人病保険金額の増額の際とします（復旧が行われたときは復旧分または成人病保険金額の増額が行われたときは増額分とします）。

(4) 回復支援給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた成人病を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の付加の際*7に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の成人病によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に回復支援給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ア. この特約の保険期間が満了したとき イ. 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第23条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき ウ. (3)－⑤の規定により、この特約が消滅したとき	その継続した入院およびその入院に対する退院について、その事由が生じた日以後も、この特約の保険期間中の入院および退院とみなします。
③ 被保険者が、同一の成人病（別表1★）を直接の原因として、回復支援給付金の支払事由に定める5日以上入院を2回以上したとき	「回復支援給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「回復支援給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。

第3条 補足説明

* 8 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

項 目	内 容
④ 被保険者が、同一の成人病（別表1★）を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. この特約の保険期間満了*9後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 回復支援給付金の支払限度	ア. 1回の入院について1回とします。 イ. 通算して20回とします。
⑥ 被保険者が、異なる成人病を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。
⑦ 被保険者が、回復支援給付金の支払事由に定める入院の開始時に、異なる成人病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなします。
⑧ 被保険者が、回復支援給付金の支払事由に定める入院中に、異なる成人病を併発したとき	
⑨ 成人病以外の事由を直接の原因とする入院中に、成人病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって成人病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
⑩ 継続した入院中に、成人病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その成人病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑪ 回復支援給付金の支払事由が生じ、支払うべき回復支援給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき回復支援給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

第3条 補足説明

*** 9 この特約の保険期間満了**
被保険者が高度障害状態（別表2★）になったことによるこの特約の消滅を含みます。

★別表1（P.587参照）、別表2（P.587参照）、別表3（P.588参照）

4 保険金等の支払請求手続について

第4条 保険金・給付金の支払請求手続

1. 保険金または回復支援給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、それぞれの保険金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

- (1) 成人病死亡保険金の支払事由が生じ、かつ、主契約の死亡保険金の請求があったとき
- (2) 成人病高度障害保険金の支払事由が生じ、かつ、主契約の高度障害保険金の請求があったとき

4. この特約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、成人病死亡保険金または成人病高度障害保険金の受取人は、保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
成人病死亡保険金または成人病高度障害保険金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表4★）	
(2) 次のいずれかの書類	
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書	
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類	
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類	

★別表4（P.589参照）

5 健康支援給付金のすえ置き支払について

第5条 健康支援給付金のすえ置き支払

1. 健康支援給付金の支払事由（第3条）が生じた日以後、会社は、健康支援給付金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
2. すえ置いた健康支援給付金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) 主契約の保険金を支払うとき	保険金の受取人に支払います。
(2) 主契約の保険金の支払以外により主契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
(3) 保険契約者から請求があったとき	

6 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第7条）に該当するときは免除しません。

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の4. において「当該団体」といいます。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表2★）になったとき

2. この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
(1) この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表2★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) この特約の保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.587参照）、別表5（P.590参照）

第7条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第6条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表2★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表2（P.587参照）

第6条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

7 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第8条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1. この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
2. この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。
3. 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
4. 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料は、この特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
6. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金または回復支援給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
- (2) 健康支援給付金を支払うときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

第8条 補足説明

*1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

8 失効、失効取消および復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料*2を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*3中に保険金または回復支援給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	保険金または回復支援給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 延滞保険料払込期間*1中に健康支援給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）または成人病保険金額の増額（第19条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を画面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金もしくは回復支援給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第12条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期間が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第15条 告知義務違反による解除

- この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）または成人病保険金額の増額（第19条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（成人病保険金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
- 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- 保険金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2.の規定にかかわらず、保険金もしくは回復支援給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金もしくは回復支援給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

- 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）または成人病保険金額の増額（第19条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金もしくは回復支援給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

- 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第16条 補足説明***1 保険媒介者**

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

***2 特約の責任開始の日**

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧または成人病保険金額の増額の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧または成人病保険金額の増額の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（成人病死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金*2または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*2または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新について

第18条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) 主契約およびこの特約の保険料の払込みが免除（第6条）されていないこと
- (2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (3) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第17条 補足説明

* 1 保険金

この特約の保険金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第18条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）は年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア） 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ） （ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ③ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
(3) 更新後特約の成人病保険金額	更新前特約の保険期間満了日の成人病保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の成人病保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. ー(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。

項 目	内 容
(5) この特約が更新されたとき	① 保険金・回復支援給付金の支払い（第3条）、保険料の払込免除（第6条・第7条）および告知義務違反による解除（第15条・第16条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新後特約の指定日（第2条）は、この特約の指定日と同一とします。 ③ 特約更新日*1の特約が適用されます。 ④ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条 成人病保険金額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て成人病保険金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の成人病保険金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 成人病保険金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）および第6条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 成人病保険金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条 成人病保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって成人病保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の成人病保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 成人病保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第22条）されたものとして取り扱います。
- (2) 成人病保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

11 復旧について

第21条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）および第6条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第22条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ってこの特約の成人病高度障害保険金を支払わないときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第24条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
- (2) 解除または解約（第22条）されたとき
- (3) 第23条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. 本条の1.の規定にかかわらず、第17条（重大事由による解除）の1.-(4)の規定によってこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第17条（重大事由による解除）の2.-(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の1.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。

第23条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

4. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 指定日の変更について

第25条 指定日の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、指定日（第2条）を指定し、または変更することができます。
2. 本条の1. の変更を会社が承諾したときは、将来の健康支援給付金の支払日を変更後の指定日とし、加算額（別表3★）を変更後の健康支援給付金の支払日*1に基づき改めます。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、次の健康支援給付金については、変更の効力は生じません。

- (1) 変更日*2からその日を含めて6か月以内に、変更前の指定日に基づく支払日が到来する健康支援給付金
 - (2) 変更日*2からその日を含めて6か月以内に、変更後支払日*1が到来する健康支援給付金*3

4. 指定日が指定または変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表3（P.588参照）

14 その他

第26条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第27条 管轄裁判所

この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第29条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つの特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 成人病死亡保険金等*2の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が成人病死亡保険金等*2の支払事由（第3条）に該当し、成人病死亡保険金等*2を支払うべきときは、成人病死亡保険金等*2の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

第25条 補足説明

*1 変更後の健康支援給付金の支払日

本条において「変更後支払日」といいます。

*2 変更日

会社が指定日の変更を承諾した日をいいます。

*3 変更日からその日を含めて6か月以内に、変更後支払日が到来する健康支援給付金

変更後支払日*1が変更日*2より前となる健康支援給付金を含みます。

第29条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 成人病死亡保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 成人病死亡保険金
- (2) 成人病高度障害保険金
- (3) 回復支援給付金

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

(1) この特約が効力を失ったとき（第11条）は、第13条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

(2) この特約の更新（第18条・第32条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第18条（特約の更新）の1. および第32条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 成人病死亡保険金等*2の削減支払	ア. 削減期間中は、第18条（特約の更新）の1. および第32条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた成人病死亡保険金等*2の削減支払の条件は適用されません。

(3) 第19条（成人病保険金額の増額）の規定にかかわらず、成人病保険金額の増額は取り扱いません。ただし、成人病死亡保険金等*2の削減期間経過後は取り扱います。

(4) 第21条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後は、この特約の復旧は取り扱いません。

(5) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、成人病死亡保険金等*2の削減期間経過後は取り扱います。

第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(4)-⑪中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第4条（保険金・給付金の支払請求手続）中、「それぞれの保険金」とあるのを「それぞれの年金」と、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と、「主契約の高度障害保険金」とあるのを「主契約の高度障害年金」とそれぞれ読み替えます。
- (5) 第5条（健康支援給付金のすえ置き支払）中、「保険金」とあるのをすべて「第1回年金または一時金」と読み替えます。
- (6) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (7) 第24条（返戻金）の1. 中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第31条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第32条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとして扱います。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の成人病保険金額	更新前特約の保険期間満了日の成人病保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の成人病保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 保険金・回復支援給付金の支払い（第3条）、保険料の払込免除（第6条・第7条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第33条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定

第31条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第34条 うるう年に関する特則

1. 指定日（第2条）が2月29日である特約については、2月29日がない保険年度における指定日は2月28日として取り扱います。
2. 主契約の契約成立日が2月29日である特約については、第2条（指定日）の規定にかかわらず、指定日を2月28日または2月29日とする取扱いはいりません。
3. 主契約の契約成立日が2月29日である特約については、第25条（指定日の変更）の1.にかかわらず、指定日を2月28日または2月29日とする変更は取り扱いません。

第35条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による成人病保険金額がこの特約による成人病保険金額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、保険金および回復支援給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

（注）付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第36条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1.中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2.-(4)-⑪中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第4条（保険金・給付金の支払請求手続）中、「それぞれの保険金」とあるのを「それぞれの年金」と、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と、「主契約の高度障害保険金」とあるのを「主契約の高度障害年金」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第5条（健康支援給付金のすえ置き支払）中、「保険金」とあるのをすべて「第1回年金または一時金」と読み替えます。
- (5) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (6) 第24条（返戻金）の1.中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第37条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)

第35条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付逓減定期保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約

特

約

5年ごと利差配当付健康支援特約

から(5)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 成人病高度障害保険金の受取人が被保険者の場合で、成人病高度障害保険金の受取人が成人病高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が成人病高度障害保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。

② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている成人病死亡保険金の受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する成人病死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その成人病死亡保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が成人病高度障害保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本

② (1)に定める代理人の印鑑証明書

③ (1)に定める代理人の住民票

④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により会社が成人病高度障害保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその成人病高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 保険金または給付金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

★別表4（P.589参照）

第37条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表1

1. 保険金および回復支援給付金の支払対象となる成人病

保険金および回復支援給付金の支払対象となる成人病の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

成人病の種類	分類項目	基本分類表番号
(1) 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物	170～175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	上皮内癌	230～234
(2) 糖尿病	その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の糖尿病	250
(3) 心疾患	慢性リウマチ性心疾患	393～398
	虚血性心疾患	410～414
	肺循環疾患	415～417
	その他の型の心疾患	420～429
(4) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	401～405
(5) 脳血管疾患	脳血管疾患	430～438

2. 同一の成人病

1. の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)に属する疾病は、それぞれ病名が異なる場合であってもこれを同一の成人病として取り扱います。また、異なる分類項目に属する疾病であっても医学上密接な関係にある一連の疾病は、これを同一の成人病として取り扱います。例えば、高血圧性疾患とこれに起因する脳血管疾患等をいいます。

別表2 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

成人病高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

(4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表3 加算額

次の算式によって計算される金額とします。

$\begin{aligned} & (\text{成人病保険金額の1\%}) \\ & \times \\ & (\text{会社の定める適用率}\star) \\ & \times \\ & \left(\frac{\text{その健康支援給付金の支払日の直前の主契約の} \\ & \text{契約成立日の応当日（年単位）からその日を含めて} \\ & \text{その健康支援給付金の支払日の前日までの日数}}{365} \right) \end{aligned}$

（注）主契約の契約成立日の応当日（年単位）と健康支援給付金の支払日が同一であるときは、加算額は0円とします。

★「会社の定める適用率」⇒「金額例表等について（例表）」（P.1075参照）。

別表4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 成人病死亡保険金の支払い	(1) 成人病死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 成人病死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 成人病死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 成人病高度障害保険金の支払い	(1) 成人病高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 成人病高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 成人病高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 回復支援給付金の支払い	(1) 回復支援給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 回復支援給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 回復支援給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 健康支援給付金の支払い	(1) 健康支援給付金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 健康支援給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 健康支援給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金・給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. および4. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

特
約

5年ごと利差配当付健康支援特約

別
表

別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

5 年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約目次

この特約の特色	592	9 復旧について	
1 保障の開始について		第22条 特約の復旧	606
第1条 特約の責任開始の時	592	10 解約等について	
2 保険金の支払いについて		第23条 特約の解約	606
第2条 特約保険金の支払い	592	第24条 特約の消滅	606
第3条 免責事由	595	第25条 返戻金	606
3 保険金の支払請求手続について		11 その他	
第4条 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続	596	第26条 社員配当金の割当ておよび支払い	607
4 保険料の払込免除について		第27条 管轄裁判所	607
第5条 特約の保険料の払込免除	596	第28条 普通保険約款の規定の準用	607
第6条 保険料の払込免除の免責事由	597	12 特則について	
5 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて		第29条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約に付加する場合の特則	607
第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み	597	第30条 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則	607
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	598	第31条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	607
第9条 特約の保険料の振替貸付	598	第32条 5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則	608
6 失効、失効取消および復活について		第33条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	608
第10条 特約の失効	598	第34条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則	608
第11条 特約の失効取消	598	第35条 主契約が更新または変更される場合の特則	608
第12条 特約の復活	599	第36条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則	609
7 告知義務と解除について		第37条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則	609
第13条 告知義務	599	第38条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	610
第14条 告知義務違反による解除	599		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	599		
第16条 重大事由による解除	600		
8 内容の変更および更新等について			
第17条 特約の更新	601		
第18条 5年ごと利差配当付養老保険増額特約等への変更	603		
第19条 他の保険契約への加入	605		
第20条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更	605		
第21条 特約保険金額の減額	606		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	612		
別表2 要介護状態	613		
別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中	614		
別表4 対象となる不慮の事故	615		
別表5 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求に必要な書類	615		

5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約

(実施 2000.4.3 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	死亡、所定の高度障害状態、所定の要介護状態または悪性新生物、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態に対する保障
保険金の種類	(1) 特約死亡保険金 (2) 特約高度障害保険金 (3) 特約介護保険金 (4) 特約特定疾病保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第2条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金 額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主契約の死亡 保険金受取人
特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		主契約の高度障害 保険金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金等*6については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金 額	受取人
特約介護保険金	この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により要介護状態（別表2★）に該当したこと (2) (1)の要介護状態（別表2★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと	特約保険金額	主契約の高度障害保険金受取人
特約特定疾病保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1) 悪性新生物 この特約の責任開始の時*1前を含めて初めて悪性新生物（別表3★）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定*3されたとき (2) 急性心筋梗塞 急性心筋梗塞（別表3★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*4が継続したと医師によって診断されたとき (3) 脳卒中 脳卒中（別表3★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、他覚的な神経学的後遺症*5が継続したと医師によって診断されたとき		

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 特約高度障害保険金等*6の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金等*6の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものと取り扱い、特約高度障害保険金等*6は支払いません。
② 特約介護保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるとき	特約介護保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じないで特約高度障害保険金の支払事由が生じたものと取り扱い、特約介護保険金または特約特定疾病保険金は支払いません。
③ 特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約介護保険金の支払請求を受け、特約介護保険金が支払われるとき	特約特定疾病保険金の支払事由が生じないで特約介護保険金の支払事由が生じたものと取り扱い、特約特定疾病保険金は支払いません。
④ 特約高度障害保険金等*6を支払ったとき	ア. この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ. その後に特約高度障害保険金等*6の支払請求を受けても、特約高度障害保険金等*6は支払いません。

第2条 補足説明

* 2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 3 診断確定

病理組織学的所見（生検）が得られないときは、他の所見による診断確定でも取り扱うことがあります。

* 4 労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

* 5 他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

* 6 特約高度障害保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 特約高度障害保険金
- (2) 特約介護保険金
- (3) 特約特定疾病保険金

(2) 特約高度障害保険金について

項 目	内 容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*7による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
② 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
③ 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第35条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

(3) 特約介護保険金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として特約介護保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に要介護状態（別表2★）に該当した場合で、その状態が180日継続する前にこの特約の保険期間が満了したとき	この特約の保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したと医師によって診断確定されたときは、この特約の保険期間満了日に特約介護保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新されたときは、更新後特約の規定を適用します。

第2条 補足説明

* 7 特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

* 8 この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第22条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

(4) 特約特定疾病保険金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた急性心筋梗塞または脳卒中を原因として特約特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病した場合で、特約特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態がその疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日継続する前にこの特約の保険期間が満了したとき	この特約の保険期間満了日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞または脳卒中による特約特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約特定疾病保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新されたときは、更新後特約の規定を適用します。

★別表1（P.612参照）、別表2（P.613参照）、別表3（P.614参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約死亡保険金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
特約高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

第3条 補足説明

*1 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表2★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約死亡保険金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約死亡保険金等*2の金額の一部または全部を支払います。

★別表1（P.612参照）、別表2（P.613参照）

3 保険金の支払請求手続について

第4条 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続

特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社に提出すべき必要書類は別表5★に定めるものとします。

★別表5（P.615参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第6条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

第3条 補足説明

*2 特約死亡保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- 特約死亡保険金
- 特約高度障害保険金
- 特約介護保険金

第5条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) この特約の保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.612参照）、別表4（P.615参照）

第6条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第5条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)	
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 地震、噴火または津波
	(9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.612参照）

5 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1. この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。
2. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。

3. 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
4. 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
6. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第23条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
 - (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

6 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第7条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に 特約保険金の支払事由（第 2条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払 うべき金額から差し引きます。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

7 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第22条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第22条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第22条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第16条 補足説明

* 1 特約保険金

この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 特約保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

8 内容の変更および更新等について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1.の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第16条 補足説明

*2 特約保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。

第17条 補足説明

*1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

*2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. 一(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。 ③ ①にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条・第6条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－③または本条の4. の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

4. 保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約を保険料の払込方法（回数）の異なる複数の特約に更新することができます。

第18条 5年ごと利差配当付養老保険増額特約等への変更

1. 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、払込期月の主契約の契約成立日の応当日*1に、この特約の全部または一部を5年ごと利差配当付養老保険増額特約等*2に変更することができます。

- | |
|--|
| <p>(1) この特約の保険料の払込みが免除（第5条）されていないこと</p> <p>(2) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと</p> <p>(3) この特約の最終の保険料が払い込まれていること</p> |
|--|

2. 5年ごと利差配当付養老保険増額特約等*2への変更について、次のとおり取り

第18条 補足説明

* 1 払込期月の主契約の契約成立日の応当日

本条において「特約変更日」といいます。

* 2 5年ごと利差配当付養老保険増額特約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
- (2) 5年ごと利差配当付終身保険増額特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約

扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*3の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢および変更後特約*3の特約保険金額によって定めます。
(2) 変更後特約*3の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ② この特約を主契約の保険料払込期間満了後に変更後特約*3に変更するときは、次のとおり取り扱います。 ア. 変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*3の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア） 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ） （ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ③ ①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*3の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*3の特約保険金の支払事由 イ. 変更後特約*3の保険料の払込免除事由 ウ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。
(3) 変更後特約*3の特約保険金額	特約変更日*1の前日の変更前特約の特約保険金額*4を限度とします。

第18条 補足説明

* 3 変更後特約

この特約から変更された場合の5年ごと利差配当付養老保険増額特約等*2をいいます。

* 4 変更前特約の特約保険金額

この特約の一部を変更後特約*3に変更するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

項 目	内 容
(4) 変更後特約* ³ に変更されたとき	① 変更後特約* ³ の責任は特約変更日* ¹ から開始します。 ② 変更前特約* ⁵ は特約変更日* ¹ の前日の満了時に消滅します。 ③ 特約保険金の支払いに関しては、変更後特約* ³ の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 特約変更日* ¹ の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約* ³ に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第19条 他の保険契約への加入

- 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の1か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

- (1) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること
- (2) 被保険者が2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと

- 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約保険金額* ¹ を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第20条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更

- 保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. または第17条（特約の更新）の1. に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
- 本条の1. および2. によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべきこの特約の保険料を新たに定めます。
- この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第18条 補足説明

* 5 変更前特約

この特約の一部を変更後特約*³に変更したときはその部分とします。

第19条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の特約保険金額

この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約保険金額とします。

第21条 特約保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第23条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

9 復旧について

第22条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）および第5条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) 第3条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
- (3) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

10 解約等について

第23条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第24条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第25条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、こ

第24条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

の返戻金を保険契約者に支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- (2) 解除または解約（第23条）されたとき
- (3) 第24条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. 本条の1. の規定にかかわらず、第16条（重大事由による解除）の1. ー(4)の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第16条（重大事由による解除）の2. ー(1)または(2)の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については本条の1. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
4. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第26条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第27条 管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第29条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険契約に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第30条 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (2) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済特定疾病保障終身保険または延長特定疾病保障保険」と読み替えます。

第31条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第4条（特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
- (4) 第24条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき

第32条 5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (2) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済介護・特定疾病終身保険または延長介護・特定疾病保険」と読み替えます。

第33条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第4条（特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続）中、「普通保険約款の保険金の支払請求手続」とあるのを「普通保険約款の年金の支払請求手続」と読み替えます。
- (3) 第24条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき

第34条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第35条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとしします。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。

第34条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の特約保険金額	更新前特約の保険期間満了日の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 特約保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条・第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第36条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
- ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。この場合、第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）の規定を準用して取り扱います。

第37条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による特約保険金額がこの特約による特約保険金額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、特約保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第37条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約

第38条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約
または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 特約介護保険金の受取人が被保険者の場合で、特約介護保険金の受取人が特約介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が特約介護保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- | |
|---|
| ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。 |
| ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている特約死亡保険金の受取人 |

- (2) (1)の場合、②に該当する特約死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その特約死亡保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が特約介護保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表5★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|----------------------------------|
| ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 |
| ② (1)に定める代理人の印鑑証明書 |
| ③ (1)に定める代理人の住民票 |
| ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し |

- (4) 特約特定疾病保険金の受取人が被保険者の場合で、特約特定疾病保険金の受取人が特約特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特約特定疾病保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- | |
|--|
| ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者 |
| ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 |

- (5) (4)の規定により、指定代理請求人が特約特定疾病保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表5★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|-------------------------------|
| ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 |
| ② 指定代理請求人の印鑑証明書 |
| ③ 指定代理請求人の住民票 |
| ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し |

- (6) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(4)に規定する者に限ります。
- (7) (6)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。

- (8) 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (9) (1)の規定により会社が特約介護保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその特約介護保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (10) (4)の規定により会社が特約特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特約特定疾病保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (11) 特約保険金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人または指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。
- (12) 第14条（告知義務違反による解除）の3. 中、「被保険者または特約保険金の受取人」とあるのを「被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (13) 第14条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者または特約保険金の受取人」とあるのを「被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表5（P.615参照）

第38条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表のア. に該当し、かつ、下表のイ. ～オ. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ア. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
イ. 衣服の着脱が自分ではできない。
ウ. 入浴が自分ではできない。
エ. 食物の摂取が自分ではできない。
オ. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
 - ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
 - ① 「器質性認知症」
「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

- ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア. 時間の見当識障害	：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ. 場所の見当識障害	：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ. 人物の見当識障害	：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、1. によって定義づけられる疾病で、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中2. の基本分類番号に規定されるものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

1. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
(1) 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、「上皮内癌」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」および「責任開始の日（特約の復活が行われたときは最終の復活の日または特約の復旧が行われたときは最終の復旧の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物」を除く。）
(2) 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（原則として、典型的な胸痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすものをいいます。）
(3) 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

2. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
(1) 悪性新生物	ア. 口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	イ. 消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	ウ. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	エ. 骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）のうち、	
	(ア) 骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	(イ) 結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物	171
	(ウ) 皮膚の悪性黒色腫	172
	(エ) 女性乳房の悪性新生物	174
	(オ) 男性乳房の悪性新生物	175
(1) 悪性新生物	オ. 泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	カ. その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	キ. リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
(2) 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（410～414）のうち、急性心筋梗塞	410
(3) 脳卒中	脳血管疾患（430～438）のうち、	
	ア. くも膜下出血	430
	イ. 脳内出血	431
	ウ. 脳動脈の狭塞	434

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表5 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 特約介護保険金の支払い	(1) 特約介護保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約介護保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 特約特定疾病保険金の支払い	(1) 特約特定疾病保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約特定疾病保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約目次

この特約の特色	617	8 保険契約者に対する貸付について	
		第17条 保険契約者に対する貸付	626
1 保障の開始について		9 内容の変更について	
第1条 特約の責任開始の時	617	第18条 特約保険金額の減額	626
2 保険金の支払いについて		10 復旧について	
第2条 特約保険金の支払い	617	第19条 特約の復旧	626
第3条 免責事由	620	11 解約等について	
3 保険金の支払請求手続について		第20条 特約の解約	626
第4条 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続	621	第21条 特約の消滅	627
4 保険料の払込免除について		第22条 返戻金	627
第5条 特約の保険料の払込免除	621	12 その他	
第6条 保険料の払込免除の免責事由	622	第23条 社員配当金の割当ておよび支払い	627
5 保険料払込期間および保険料の払込みにについて		第24条 管轄裁判所	627
第7条 特約の保険料払込期間および保険料の払込み	622	第25条 普通保険約款の規定の準用	627
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	623	13 特則について	
第9条 特約の保険料の振替貸付	623	第26条 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則	627
6 失効、失効取消および復活について		第27条 5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則	628
第10条 特約の失効	623	第28条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則	628
第11条 特約の失効取消	623	第29条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	628
第12条 特約の復活	624		
7 告知義務と解除について			
第13条 告知義務	624		
第14条 告知義務違反による解除	624		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	624		
第16条 重大事由による解除	625		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	630		
別表2 要介護状態	631		
別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中	632		
別表4 対象となる不慮の事故	633		
別表5 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求に必要な書類	633		

5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約

(実施 2000.4.3 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	死亡、所定の高度障害状態、所定の要介護状態または悪性新生物、急性心筋梗塞もしくは脳卒中による所定の状態に対する保障
保険金の種類	(1) 特約死亡保険金 (2) 特約高度障害保険金 (3) 特約介護保険金 (4) 特約特定疾病保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第2条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

特
約

5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約

	支払事由（特約保険金を支払う場合）	金 額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき		主 保 契 險 約 金 の 死 受 亡 取 人
特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		
特約介護保険金	この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により要介護状態（別表2★）に該当したこと (2) (1)の要介護状態（別表2★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと	特約保険金額	主契約の高度障害保険金受取人
特約特定疾病保険金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1) 悪性新生物 この特約の責任開始の時*1前を含めて初めて悪性新生物（別表3★）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定*3されたとき (2) 急性心筋梗塞 急性心筋梗塞（別表3★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*4が継続したと医師によって診断されたとき (3) 脳卒中 脳卒中（別表3★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、他覚的な神経学的後遺症*5が継続したと医師によって診断されたとき		

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 特約高度障害保険金等*6の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるとき	特約高度障害保険金等*6の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものと取り扱い、特約高度障害保険金等*6は支払いません。
② 特約介護保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるとき	特約介護保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じないで特約高度障害保険金の支払事由が生じたものと取り扱い、特約介護保険金または特約特定疾病保険金は支払いません。

第2条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害保険金等*6については、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 3 診断確定

病理組織学的所見（生検）が得られないときは、他の所見による診断確定でも取り扱うことがあります。

* 4 労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

* 5 他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

* 6 特約高度障害保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 特約高度障害保険金
- (2) 特約介護保険金
- (3) 特約特定疾病保険金

項 目	内 容
③ 特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約介護保険金の支払請求を受け、特約介護保険金が支払われるとき	特約特定疾病保険金の支払事由が生じないで特約介護保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約特定疾病保険金は支払いません。
④ 特約高度障害保険金等*6を支払ったとき	ア. この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ. その後に特約高度障害保険金等*6の支払請求を受けても、特約高度障害保険金等*6は支払いません。
⑤ 特約保険金の支払事由が生じ、支払うべき特約保険金がある場合で、主契約の普通保険約款およびこの特約に規定する保険料の振替貸付（第9条）または保険契約者に対する貸付（第17条）が行われているとき	支払うべき特約保険金から貸付元利金を差し引きします。

(2) 特約高度障害保険金について

項 目	内 容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*7による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
② 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第2条 補足説明

*7 特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

*8 この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第19条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

(3) 特約介護保険金について

項 目	内 容
被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として特約介護保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ① この特約の付加の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 ② その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。

(4) 特約特定疾病保険金について

項 目	内 容
被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた急性心筋梗塞または脳卒中を原因として特約特定疾病保険金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなします。 ① この特約の付加の際*8に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。 ② その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の急性心筋梗塞または脳卒中によるものとみなしません。

★別表1（P.630参照）、別表2（P.631参照）、別表3（P.632参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約死亡保険金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第12条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

第3条 補足説明

*1 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）	
特約高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
特約介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表2★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約死亡保険金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって特約死亡保険金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約死亡保険金等*2の金額の一部または全部を支払います。

★別表1（P.630参照）、別表2（P.631参照）

3 保険金の支払請求手続について

第4条 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続

特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求手続については、主契約の普通保険約款の保険金の支払請求手続に関する規定を準用します。この場合、会社提出すべき必要書類は別表5★に定めるものとします。

★別表5（P.633参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第6条）に該当するときは免除しません。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	
身体障害の状況による保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

第3条 補足説明

*2 特約死亡保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- 特約死亡保険金
- 特約高度障害保険金
- 特約介護保険金

第5条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) この特約の保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.630参照）、別表4（P.633参照）

第6条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第5条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)	
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 地震、噴火または津波
	(9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.630参照）

5 保険料払込期間および保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料払込期間および保険料の払込み

- この特約の保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。
- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。
- 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納

または予納するものとします。

4. 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
6. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第20条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。

(2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

6 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第7条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に 特約保険金の支払事由（第 2条）が生じたとき	特約保険金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払 うべき金額から差し引きます。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

7 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第19条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じ。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第19条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除（この特約の復旧が行われたときは復旧分を解除。以下同じ。）することはできません。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）または復旧（第19条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または特約保険金の受取人が特約保険金*1を詐取する目的もしくは他人に特約保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 特約保険金*1の請求に関し、特約保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特約保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第16条 補足説明

* 1 特約保険金

この特約の特約保険金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 特約保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

8 保険契約者に対する貸付について

第17条 保険契約者に対する貸付

保険契約者は、この特約の返戻金額*1のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。

9 内容の変更について

第18条 特約保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特約保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特約保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第22条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 特約保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

10 復旧について

第19条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）および第5条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
- (2) 第3条（免責事由）の責任開始の日は、復旧分についてその復旧の日とします。
- (3) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第20条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。

第16条 補足説明

* 2 特約保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。

第17条 補足説明

* 1 特約の返戻金額

第9条（特約の保険料の振替貸付）または本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第21条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第22条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- (2) 解除または解約（第20条）されたとき
- (3) 第21条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. 本条の1. の規定にかかわらず、第16条（重大事由による解除）の1. - (4) の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第16条（重大事由による解除）の2. - (1) または(2) の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については本条の1. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
3. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
4. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第23条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第24条 管轄裁判所

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第26条 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

第21条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

- (1) 主契約の保険金額が減額されたときは、特約保険金額も同じ割合で減額します。この場合、第18条（特約保険金額の減額）の2.の規定を準用して取り扱います。
- (2) 第21条（特約の消滅）および第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済特定疾病保障終身保険または延長特定疾病保障保険」と読み替えます。

第27条 5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険金額が減額されたときは、特約保険金額も同じ割合で減額します。この場合、第18条（特約保険金額の減額）の2.の規定を準用して取り扱います。
- (2) 第21条（特約の消滅）および第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済介護・特定疾病終身保険または延長介護・特定疾病保険」と読み替えます。

第28条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合には、この特約は消滅します。
- (2) (1)の規定によりこの特約が消滅する場合で、保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、主契約が消滅したものとみなして取り扱います。

第29条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 特約介護保険金の受取人が被保険者の場合で、特約介護保険金の受取人が特約介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が特約介護保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている特約死亡保険金の受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する特約死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その特約死亡保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が特約介護保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表5★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、

会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) 特約特定疾病保険金の受取人が被保険者の場合で、特約特定疾病保険金の受取人が特約特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特約特定疾病保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (5) (4)の規定により、指定代理請求人が特約特定疾病保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表5★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

- (6) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(4)に規定する者に限ります。
- (7) (6)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (8) 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (9) (1)の規定により会社が特約介護保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその特約介護保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (10) (4)の規定により会社が特約特定疾病保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特約特定疾病保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (11) 特約保険金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人または指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。
- (12) 第14条（告知義務違反による解除）の3. 中、「被保険者または特約保険金の受取人」とあるのを「被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (13) 第14条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者または特約保険金の受取人」とあるのを「被保険者、特約保険金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

第29条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

★別表5（P.633参照）

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
- $$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分でできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表のア. に該当し、かつ、下表のイ. ～オ. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ア. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- イ. 衣服の着脱が自分ではできない。
- ウ. 入浴が自分ではできない。
- エ. 食物の摂取が自分ではできない。
- オ. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
- ① 「器質性認知症」
- 「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

- ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応

性を失った状態)にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア. 時間の見当識障害	：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ. 場所の見当識障害	：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ. 人物の見当識障害	：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、1. によって定義づけられる疾病で、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中2. の基本分類表番号に規定されるものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

1. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
(1) 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、「上皮内癌」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」および「責任開始の日（特約の復活が行われたときは最終の復活の日または特約の復旧が行われたときは最終の復旧の日）からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物」を除く。）
(2) 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（原則として、典型的な胸痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすものをいいます。）
(3) 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

2. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
(1) 悪性新生物	ア. 口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	イ. 消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	ウ. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	エ. 骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）のうち、	
	(ア) 骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	(イ) 結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物	171
	(ウ) 皮膚の悪性黒色腫	172
	(エ) 女性乳房の悪性新生物	174
	(オ) 男性乳房の悪性新生物	175
	オ. 泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	カ. その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	キ. リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
(2) 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（410～414）のうち、急性心筋梗塞	410
(3) 脳卒中	脳血管疾患（430～438）のうち、	
	ア. くも膜下出血	430
	イ. 脳内出血	431
	ウ. 脳動脈の狭塞	434

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表5 特約介護保険金および特約特定疾病保険金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 特約介護保険金の支払い	(1) 特約介護保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約介護保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 特約特定疾病保険金の支払い	(1) 特約特定疾病保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約特定疾病保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 特約保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	
(3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごとと利差配当付介護・長期生活保障特約目次

この特約の特色	635	10 復旧について	
1 保障の開始について		第25条 特約の復旧	651
第1条 特約の責任開始の時	635	11 解約等について	
2 年金支払期間について		第26条 特約の解約	651
第2条 特約の年金支払期間の指定	635	第27条 特約の消滅	652
3 年金の支払いについて		第28条 返戻金	652
第3条 特約年金の支払い	635	12 特約年金の受取人および保険契約者について	
第4条 免責事由	639	第29条 特約に関する権利義務の承継	652
第5条 年金証書の発行	640	第30条 特約年金の受取人の代表者	652
4 年金の支払請求手続について		13 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第6条 特約年金の支払請求手続	640	第31条 社員配当金の割当ておよび支払い	652
5 保険料の払込免除について		14 その他	
第7条 特約の保険料の払込免除	640	第32条 管轄裁判所	653
第8条 保険料の払込免除の免責事由	641	第33条 普通保険約款の規定の準用	653
6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みにについて		15 特則について	
第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み	642	第34条 5年ごとと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	653
第10条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	642	第35条 5年ごとと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	654
第11条 特約の保険料の振替貸付	642	第36条 5年ごとと利差配当付長期生活保障特約が付加された主契約にこの特約を付加する場合の特則	654
7 失効、失効取消および復活について		第37条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則	654
第12条 特約の失効	642	第38条 主契約が更新または変更される場合の特則	654
第13条 特約の失効取消	642	第39条 主契約に5年ごとと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則	655
第14条 特約の復活	643	第40条 主契約に5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加する場合の特則	655
8 告知義務と解除について		第41条 特約年金の受取人が2人以上いる場合の特則	656
第15条 告知義務	643	第42条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	656
第16条 告知義務違反による解除	643		
第17条 告知義務違反による解除ができないとき	644		
第18条 重大事由による解除	644		
9 内容の変更および更新等について			
第19条 特約の更新	645		
第20条 5年ごとと利差配当付養老保険増額特約等への変更	648		
第21条 他の保険契約への加入	650		
第22条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更	650		
第23条 特約の年金支払期間の変更	651		
第24条 第1回特約年金額の減額	651		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	657		
別表2 対象となる不慮の事故	658		
別表3 要介護状態	659		
別表4 特約年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	660		

5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

(実施 2000.10.2 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	死亡、所定の高度障害状態または所定の要介護状態に対する保障
年金の種類	(1) 特約死亡年金（確定年金） (2) 特約高度障害年金（確定年金） (3) 特約介護年金（確定年金）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	年金支払期間は、10年または15年とします。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第15条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 年金支払期間について

第2条 特約の年金支払期間の指定

保険契約者は、この特約の締結の際、この特約の年金支払期間を10年または15年のいずれかから選択することを必要とします。

3 年金の支払いについて

第3条 特約年金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、特約年金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特約年金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

		特約年金の種類	支払事由（特約年金を支払う場合）	金 額	受取人
特約年金	特約死亡年金		(1) 第1回特約年金 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき (2) 第2回以後の特約年金 第1回特約年金の支払後、この特約の年金支払期間（第2条）中の特約年金支払日*2が到来したとき		主契約の死亡保険金受取人*4
	特約高度障害年金		(1) 第1回特約年金 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後の原因によってこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき (2) 第2回以後の特約年金 第1回特約年金の支払後、この特約の年金支払期間中の特約年金支払日*2が到来したとき	(1) 第1回特約年金 第1回特約年金額 (2) 第2回以後の特約年金 第1回特約年金額と同額	主契約の高度障害保険金受取人*5
	特約介護年金	確定年金	(1) 第1回特約年金 この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たすことが、医師によって診断確定されたとき ① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*3により要介護状態（別表3★）に該当したこと ② ①の要介護状態（別表3★）がその該当した日からその日を含めて180日継続したこと (2) 第2回以後の特約年金 第1回特約年金の支払後、この特約の年金支払期間中の特約年金支払日*2が到来したとき		

2. 特約年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 第1回特約年金を支払う場合の支払事由発生後のこの特約の保険料	この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、払い込む必要はありません。
② 特約一時金の支払い	ア. 特約年金の受取人は、第1回特約年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、特約年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する特約一時金★（以下「特約一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。 (ア) 第1回特約年金の支払前であること (イ) 特約年金の一部の支払いに代えて特約一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第1回特約年金額が12万円以上となること イ. ア.により、特約年金の全部の支払いに代えて特約一時金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第3条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、特約高度障害年金および特約介護年金については、この特約の復活（第14条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 特約年金支払日

特約年金支払日は、次のとおりとします。

項 目	内 容
(1) 第1回特約年金の支払日	第1回特約年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の特約年金の支払日	(1)に規定する第1回特約年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

*3 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*4 主契約の死亡保険金受取人

第2回以後の特約年金の受取人は第1回特約年金の受取人と同一人となります。

*5 主契約の高度障害保険金受取人

第2回以後の特約年金の受取人は第1回特約年金の受取人と同一人となります。

項 目	内 容
③ 第1回特約年金額が12万円未満となるとき	ア. 特約一時金を保険契約者に支払います。 イ. この特約は、第1回特約年金の支払事由が生じた時に消滅します。
④ 第1回特約高度障害年金または第1回特約介護年金を支払ったとき	ア. その後新たに第1回特約年金の支払事由が生じて、これによる特約死亡年金、特約高度障害年金および特約介護年金は支払いません。 イ. その後に第1回特約高度障害年金または第1回特約介護年金の支払請求を受けても、これによる特約高度障害年金または特約介護年金は支払いません。
⑤ 特約年金の受取人がこの特約の年金支払期間中の最終の特約年金支払日*2前に死亡したとき	ア. 特約年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの特約年金現価*（以下「未払いの特約年金現価」といいます。）を支払い、この特約は消滅します。 イ. 特約年金の受取人の相続人は、ア. による未払いの特約年金現価の支払いに代えて、特約年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。 （ア） この特約はこの特約の年金支払期間が満了するまで消滅せず、この特約の年金支払期間中の特約年金支払日*2に特約年金を継続して支払います。 （イ） 特約年金の継続支払中にこの特約の解約（第26条）の請求があった場合には、この特約はその時に消滅し、返戻金（第28条）を特約年金の受取人の相続人に支払います。
⑥ 特約高度障害年金または特約介護年金の第1回特約年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約死亡年金の第1回特約年金または特約一時金の支払請求を受け、特約死亡年金または特約一時金が支払われるとき	特約高度障害年金または特約介護年金の第1回特約年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものととして取り扱い、特約高度障害年金または特約介護年金は支払いません。
⑦ 特約介護年金の第1回特約年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に特約高度障害年金の第1回特約年金または特約一時金の支払請求を受け、特約高度障害年金または特約一時金が支払われるとき	特約介護年金の第1回特約年金の支払事由が生じないで被保険者が特約高度障害年金の第1回特約年金の支払事由に該当したものととして取り扱い、特約介護年金は支払いません。

(2) 特約死亡年金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 特約高度障害年金について

項 目	内 容
① この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後の原因*6による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、特約高度障害年金の第1回特約年金の支払事由が生じたものとします。
② 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*7に、会社が、告知（第15条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
③ 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、特約高度障害年金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に特約高度障害年金の第1回特約年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第19条・第38条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

(4) 特約介護年金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*3を原因として特約介護年金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. この特約の付加の際*7に、会社が、告知等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 イ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。

第3条 補足説明

* 6 特約の責任開始の時以後の原因

この特約の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

* 7 この特約の付加の際

この特約の復活または復旧（第25条）が行われたときは、それぞれ最終の復活または復旧の際とします（復旧が行われたときは復旧分とします）。

項 目	内 容
② 被保険者が、この特約の保険期間中に要介護状態（別表3★）に該当した場合、その状態が180日継続する前にこの特約の保険期間が満了したとき	この特約の保険期間満了日からその日を含めて180日以内に、その状態が、その該当した日からその日を含めて180日継続したと医師によって診断確定されたときは、この特約の保険期間満了日に特約介護年金の第1回特約年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新されたときは、更新後特約の規定を適用します。

★別表1（P.657参照）、別表3（P.659参照）

★「会社の定める方法により計算する特約一時金」⇒「金額例表等について（例表1）」（P.1072参照）

★「会社の定める方法により計算する未払いの特約年金現価」⇒「金額例表等について（例表2）」（P.1073参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約年金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約年金を支払わない場合）
特約死亡年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 特約年金の受取人の故意 (3) この特約の責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この特約の復活（第14条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
特約高度障害年金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
特約介護年金	被保険者が、次のいずれかによって要介護状態（別表3★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約死亡年金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって特約死亡年金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約死亡年金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して特約死亡年金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この特約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1（P.657参照）、別表3（P.659参照）

第4条 補足説明

*1 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。

*2 特約死亡年金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 特約死亡年金
- (2) 特約高度障害年金
- (3) 特約介護年金

第5条 年金証書の発行

会社は、第1回特約年金を支払う際に、年金証書を特約年金の受取人に発行します。

4 年金の支払請求手続について

第6条 特約年金の支払請求手続

1. 特約年金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 特約年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の2.の規定にかかわらず、第2回以後の特約年金について、会社の取扱いの範囲内で、特約年金支払日（第3条）に特約年金の受取人からその支払いの請求があったものとして取り扱います。
4. 本条の3.の取扱いをするときは、会社は、特約年金支払日（第3条）の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金を支払います。
5. この特約が次の契約形態の場合で、特約年金もしくは特約一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、特約死亡年金または特約高度障害年金の受取人は特約年金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
特約死亡年金または特約高度障害年金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 特約年金の支払請求に必要な書類（別表4★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表4（P.660参照）

5 保険料の払込免除について

第7条 特約の保険料の払込免除

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、この特約の保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の5.において「当該団体」といいます。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. この特約の保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
(1) この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、この特約の保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) この特約の保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後のこの特約の保険料について、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② この特約の保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.657参照）、別表2（P.658参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、この特約の保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、この特約の保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.657参照）

第7条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第14条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

6 保険期間、保険料払込期間および保険料の払込みについて

第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み

1. この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内で定めます。
2. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。ただし、主契約の保険料が払込免除となり、この特約の保険料は払込免除とならなかった場合を除きます。
3. 主契約の保険料を前納または予納するときは、この特約の保険料もあわせて前納または予納するものとします。
4. 本条の2. および3. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

5. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
6. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の4. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第26条）されたものとします。

第10条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約年金の支払事由（第3条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第11条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第12条 特約の失効

第1回特約年金の支払事由が生じる前に、主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第13条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞

第9条 補足説明

*1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の4. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第13条 補足説明

*1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。

2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特約年金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に特約年金の支払事由（第3条）が生じたとき	特約年金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。

第14条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしてします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第15条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特約年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第16条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、特約年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約年金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が証明したときは、会社は、特約年金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第13条 補足説明

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第14条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特約年金の受取人に通知します。

- | |
|--|
| (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合 |
|--|

第17条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第16条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- | |
|--|
| (1) この特約の締結、復活（第14条）または復旧（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
(2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
(3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第15条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
(5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特約年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき |
|--|

2. 本条の1. ー(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第18条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除*1することができます。

第17条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活または復旧の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活または復旧の日とします。

第18条 補足説明

*1 解除

特約年金の一部の受取人に対して本条の2. ー(1)または(2)の規定を適用し特約年金を支払わないこととするときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分の解除とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（特約死亡年金の場合は被保険者を除きます。）または特約年金の受取人が特約年金*2を詐取する目的もしくは他人に特約年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 特約年金*2の請求に関し、特約年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または特約年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または特約年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特約年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除*1することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特約年金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特約年金*3の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特約年金*3を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除*1の通知については、第16条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新等について

第19条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること
- (3) 更新後特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2以前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があったときに限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

第18条 補足説明

* 2 特約年金

この特約の特約年金または保険料の払込免除をいいます。

* 3 特約年金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが特約年金の受取人のみであり、その特約年金の受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、特約年金のうち、その受取人に支払われるべき特約年金をいいます。

第19条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に主契約の被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*¹の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*¹の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第10条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第10条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)～③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の特約年金額	更新前特約の保険期間満了日の特約年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約年金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. 一(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。 ③ ①にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) 更新後特約の年金支払期間	更新前特約の年金支払期間と同一とします。
(6) この特約が更新されたとき	① 特約年金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第16条・第17条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－③または本条の4. の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(7) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(8) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(6)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

4. 保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出るにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約を保険料の払込方法（回数）の異なる複数の特約に更新することができます。

第20条 5年ごと利差配当付養老保険増額特約等への変更

1. 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、払込期月の主契約の契約成立日の応当日*1に、この特約の全部または一部を5年ごと利差配当付養老保険増額特約または5年ごと利差配当付終身保険増額特約に変更することができます。

第20条 補足説明

* 1 払込期月の主契約の契約成立日の応当日

本条において「特約変更日」といいます。

- (1) この特約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと
- (2) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
- (3) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

2. 5年ごと利差配当付養老保険増額特約または5年ごと利差配当付終身保険増額特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢および変更後特約*3の特約保険金額によって定めます。
(2) 変更後特約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ② この特約を主契約の保険料払込期間満了後に変更後特約*2に変更するときは、次のとおり取り扱います。 ア. 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*2の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 (ア) 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 (イ) (ア)にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ③ ①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*2の特約保険金の支払事由 イ. 変更後特約*2の保険料の払込免除事由 ウ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後特約*2の特約保険金額	特約変更日*1の前日の変更前特約の特約一時金額*3を限度とします。

第20条 補足説明

*2 変更後特約

この特約から変更された場合の5年ごと利差配当付養老保険増額特約または5年ごと利差配当付終身保険増額特約をいいます。

*3 変更前特約の特約一時金額

この特約の一部を変更後特約*2に変更するときは、その部分に対応する特約一時金額とします。

項 目	内 容
(4) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約*4は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 特約保険金の支払いに関しては、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第20条 補足説明

* 4 変更前特約

この特約の一部を変更後特約*2に変更したときはその部分とします。

第21条 他の保険契約への加入

- 次のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の1か月前までに申し込むことにより、会社の取扱いの範囲内で、この特約の全部または一部について、この特約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。

- (1) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日前にあること
- (2) 被保険者が2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと

2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この特約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この特約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この特約の保険期間満了日の特約一時金額*1を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第22条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更

- 保険契約者は、主契約の保険期間または保険料払込期間の延長時に、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を延長することができます。ただし、会社の定める限度を超えることはできません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間の短縮によって、この特約の保険期間または保険料払込期間が第9条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の1. または第19条（特約の更新）の1. に定める限度を超えることとなるときは、会社は、短縮された主契約の保険期間または保険料払込期間満了日を限度として、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間または保険料払込期間を短縮します。
- 本条の1. および2. によりこの特約の保険期間または保険料払込期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべきこの特約の保険料を新たに定めます。
- この特約の保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第21条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の特約一時金額

この特約の一部について他の保険契約に加入するときは、その部分に対応する特約一時金額とします。

第23条 特約の年金支払期間の変更

第1回特約年金の支払事由（第3条）が生じたときは、特約年金の受取人は、その支払前に限り、会社の取扱いの範囲内で、この特約の年金支払期間の変更を申し込むことができます。

第24条 第1回特約年金額の減額

1. 保険契約者は、第1回特約年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって第1回特約年金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の第1回特約年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 第1回特約年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第26条）されたものとして取り扱います。
- (2) 第1回年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71参照）。

10 復旧について**第25条 特約の復旧**

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特約年金の支払い）および第7条（特約の保険料の払込免除）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) 第4条（免責事由）の責任開始の日は、最終の復旧の日とします。
- (3) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について**第26条 特約の解約**

1. 保険契約者は、第1回特約年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
3. 本条の1.に定めるほか、第1回特約年金の支払後は、特約年金の受取人は、将来に向かって、この特約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の2.の規定に準じて返戻金を特約年金の受取人に支払います。
4. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71参照）。

第27条 特約の消滅

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき

2. 本条の1.の規定にかかわらず、この特約の第1回特約年金が支払われる場合または年金支払開始日以後の場合には、この特約の年金支払期間が満了するまで、この特約は消滅しません。

第28条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当した場合で、返戻金があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第12条）
- (2) 解除または解約（第26条）されたとき
- (3) 第27条（特約の消滅）の1. -(2)の規定により消滅したとき

2. 本条の1.の規定にかかわらず、第18条（重大事由による解除）の1. -(4)の規定によってこの特約を解除*1した場合で、特約年金の一部の受取人に対して第18条（重大事由による解除）の2. -(1)または(2)の規定を適用し特約年金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分については本条の1.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

3. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。

4. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、第1回特約年金の支払日以後の返戻金額*は、会社の定める方法により計算します。

★「第1回特約年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について（例表3）」（P.1074参照）

12 特約年金の受取人および保険契約者について

第29条 特約に関する権利義務の承継

第1回特約死亡年金または第1回特約高度障害年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、特約年金の受取人に承継されます。

第30条 特約年金の受取人の代表者

1. 特約年金の受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の特約年金の受取人を代理するものとします。

2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が特約年金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約年金の受取人に対しても効力を生じます。

13 社員配当金（保険契約者への配当）について

第31条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

2. 本条の1.の規定にかかわらず、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、第1回特約年金の支払後の保険契約のうち、次の(1)から(4)の特約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する特約については、

第28条 補足説明

*1 解除

特約年金の一部の受取人に対して第18条（重大事由による解除）の2. -(1)または(2)の規定を適用し特約年金を支払わないこととするときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分の解除とします。

(3)に該当する特約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる特約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回特約年金の支払日の5年ごとの応当日*1が到来する特約（(2)に該当する場合を除きます。）	① その5年ごと応当日*1から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、特約が消滅（第27条）したとき、または特約年金の受取人から請求があったときに、特約年金の受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に最終の特約年金を支払う特約	最終の特約年金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回特約年金の支払日および直前の5年ごと応当日*1からその日を含めて1年を経過して、特約年金の受取人の死亡により消滅する特約	特約年金の受取人の相続人に支払います。
(4) 次の事業年度中に第1回特約年金の支払日および直前の5年ごと応当日*1からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する特約	特約年金の受取人に支払います。

3. 会社は、本条の2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

14 その他

第32条 管轄裁判所

この特約における特約年金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第33条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第34条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

第31条 補足説明

*1 第1回特約年金の支払日の5年ごとの応当日

本条において「5年ごと応当日」といいます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（特約年金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第3条（特約年金の支払い）の2. -(1)-③および主契約の普通保険約款に定める第1回年金額が12万円未満となる場合の取扱いについての規定の適用にあたっては、この特約の第1回特約年金額と主契約の第1回年金額とを合わせて取り扱います。
- (4) 第27条（特約の消滅）の1. -(1)中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。
- (5) 第31条（社員配当金の割当ておよび支払い）の2. 中、「割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。」とあるのを「割り当てた社員配当金は、第1回特約死亡年金または第1回特約高度障害年金の支払後の保険契約で、かつ主契約の社員配当金を支払う場合には、主契約の社員配当金に加えて取り扱い、その他の場合には、次のとおり支払います。」と読み替えます。

第35条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特約年金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第3条（特約年金の支払い）の2. -(1)-③および主契約の普通保険約款に定める第1回年金額が12万円未満となる場合の取扱いについての規定の適用にあたっては、この特約の第1回特約年金額と主契約の第1回年金額とを合わせて取り扱います。
- (3) 第27条（特約の消滅）の1. -(1)中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。
- (4) 第31条（社員配当金の割当ておよび支払い）の2. 中、「割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。」とあるのを「割り当てた社員配当金は、第1回特約死亡年金、第1回特約高度障害年金または第1回特約介護年金の支払後の保険契約で、かつ主契約の社員配当金を支払う場合には、主契約の社員配当金に加えて取り扱い、その他の場合には、次のとおり支払います。」と読み替えます。

第36条 5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加された主契約にこの特約を付加する場合の特則

5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加された主契約にこの特約を付加する場合で、特約死亡年金または特約高度障害年金が支払われ、かつ、5年ごと利差配当付長期生活保障特約の特約年金が支払われるときは、第3条（特約年金の支払い）の2. -(1)-③の適用にあたっては、この特約の第1回特約年金額と5年ごと利差配当付長期生活保障特約の第1回特約年金額とを合わせて取り扱います。

第37条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第38条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

第37条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとして扱います。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の特約年金額	更新前特約の保険期間満了日の特約年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約年金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 特約年金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）、告知義務違反による解除（第16条・第17条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までで支払事由が生じた場合の取扱い（第10条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第39条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。この場合、第22条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）の規定を準用して取り扱います。

第40条 主契約に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加する場合の特則

主契約に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加して、主契約の一部が夫婦年金支払に移行されるときは、主契約の死亡保険金受取人は、主たる被保険者の配偶者に限ります。

第41条 特約年金の受取人が2人以上いる場合の特則

特約年金の受取人が2人以上いるときは、第3条（特約年金の支払い）の2.（1）～⑤中、「特約年金の受取人が」とあるのを「特約年金の受取人の代表者が」と、「特約年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「特約年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第42条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の（1）から（5）のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- （1）特約高度障害年金または特約介護年金の受取人が被保険者の場合で、特約高度障害年金または特約介護年金の受取人がその特約年金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が特約高度障害年金または特約介護年金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。

② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている特約死亡年金の受取人

- （2）（1）の場合、②に該当する特約死亡年金の受取人が2人以上いるときは、その特約死亡年金の受取人は共同して請求することを必要とします。
- （3）（1）の規定により、（1）に定める代理人が特約高度障害年金または特約介護年金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と（1）に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本

② （1）に定める代理人の印鑑証明書

③ （1）に定める代理人の住民票

④ 被保険者または（1）に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- （4）（1）の規定により会社が特約高度障害年金または特約介護年金を（1）に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその特約高度障害年金または特約介護年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- （5）特約年金を支払うための確認に際し、（1）に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約年金を支払いません。

★別表4（P.660参照）

第42条 補足説明

- *1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

特約高度障害年金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 要介護状態

要介護状態とは次のいずれかに該当した状態をいいます。
(1) 常時寝たきり状態で、下表のア. に該当し、かつ、下表のイ. ～オ. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
(2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

ア. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
イ. 衣服の着脱が自分ではできない。
ウ. 入浴が自分ではできない。
エ. 食物の摂取が自分ではできない。
オ. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

注

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
- ① 「器質性認知症」
「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

- ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」
「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

特

約

5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

別

表

ア. 時間の見当識障害	：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ. 場所の見当識障害	：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ. 人物の見当識障害	：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表4 特約年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 特約死亡年金の支払い	第1回特約年金の場合 (1) 特約死亡年金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約死亡年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約死亡年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類 第2回以後の特約年金の場合 (1) 特約年金支払請求書 (2) 特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 特約年金の受取人の印鑑証明書
2. 特約高度障害年金の支払い	第1回特約高度障害年金の場合 (1) 特約高度障害年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約高度障害年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約高度障害年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類 第2回以後の特約年金の場合 (1) 特約年金支払請求書 (2) 特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 特約年金の受取人の印鑑証明書
3. 特約介護年金の支払い	第1回特約年金の場合 (1) 特約介護年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約介護年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類 第2回以後の特約年金の場合 (1) 特約年金支払請求書 (2) 特約年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 特約年金の受取人の印鑑証明書
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 特約年金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うことがあります。 (3) 2. および3. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付初期介護一時金特約（返戻金なし型）目次

この特約の特色	662	9 内容の変更について	667
1 保障の開始について		第16条 初期介護一時金額の減額	667
第1条 特約の責任開始の時	662	10 解約等について	
2 一時金の支払いについて		第17条 特約の解約	668
第2条 初期介護一時金の支払い	662	第18条 特約の消滅	668
第3条 免責事由	663	第19条 返戻金	668
3 一時金の支払請求手続について		11 その他	
第4条 初期介護一時金の支払請求手続	664	第20条 社員配当金の割当ておよび支払い	668
4 保険料の払込免除について		第21条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	668
第5条 特約の保険料の払込免除	664	第22条 管轄裁判所	668
5 保険期間および保険料払込期間について		第23条 普通保険約款の規定の準用	669
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	664	12 特則について	
6 保険料の払込みについて		第24条 特別条件を付ける場合の特則	669
第7条 特約の保険料の払込み	664	第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	670
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	664	第26条 主契約が更新される場合の特則	670
7 失効、失効取消および復活について		第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	670
第9条 特約の失効	665	第28条 主契約に被指定契約がある場合の特則	671
第10条 特約の失効取消	665		
第11条 特約の復活	665		
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	665		
第13条 告知義務違反による解除	665		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	666		
第15条 重大事由による解除	666		
別表1 公的介護保険制度	672		
別表2 要介護1以上の状態	672		
別表3 初期介護一時金の支払請求に必要な書類	672		
別表4 感染症	672		

5年ごと利差配当付初期介護一時金特約（返戻金なし型）

（実施 2024.4.2）

この特約の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
一時金の種類	初期介護一時金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）契約または5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には、返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 一時金の支払いについて

第2条 初期介護一時金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、初期介護一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して初期介護一時金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（初期介護一時金を支払う場合）	金 額	受取人
初期介護一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表1★）に基づく要介護1以上の状態（別表2★）（以下「要介護1以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき	初期介護一時金額	主契約の介護年金受取人 または介護一時金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

2. 初期介護一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時* ¹ 前に生じた傷害または疾病* ² を原因として要介護1以上の状態に該当したとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時* ¹ 以後の疾病* ² によるものとみなします。 ① この特約の付加の際* ³ に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時* ¹ 以後の疾病* ² によるものとみなしません。 ② その原因について、この特約の責任開始の時* ¹ 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時* ¹ 以後の疾病* ² によるものとみなしません。
(2) 初期介護一時金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
(3) 初期介護一時金の支払事由が生じ、支払うべき初期介護一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の介護年金受取人または介護一時金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき初期介護一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.672参照）、別表2（P.672参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、初期介護一時金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても初期介護一時金を支払わない場合）
初期介護一時金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 初期介護一時金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要介護1以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要介護1以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって初期介護一時金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、初期介護一時金の金額の一部または全部を支払います。

第2条 補足説明

* 3 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

3 一時金の支払請求手続について

第4条 初期介護一時金の支払請求手続

1. 初期介護一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 初期介護一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表3（P.672参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による初期介護一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期介護一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による初期介護一時金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に初期介護一時金の支払事由（第2条）が生じたとき	初期介護一時金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、初期介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、初期介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期日が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

5条)が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。
この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期介護一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに初期介護一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 3. 本条の2.の規定にかかわらず、初期介護一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、初期介護一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

- 1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日*1からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に初期介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

- 1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第14条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

* 1 一時金

この特約の一時金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる一時金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、初期介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、初期介護一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その初期介護一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期介護一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに初期介護一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第16条 初期介護一時金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、初期介護一時金額を減額★することができません。ただし、会社は、減額後の初期介護一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 初期介護一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 初期介護一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約の初期介護一時金を支払ったとき

第19条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第20条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第21条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の初期介護一時金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
- (2) 介護に関する技術または環境の変化*2

2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの特約を解約（第17条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第22条 管轄裁判所

この特約における初期介護一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第24条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つの特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 初期介護一時金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が初期介護一時金の支払事由（第2条）に該当し、初期介護一時金を支払うべきときは、初期介護一時金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、初期介護一時金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 初期介護一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた初期介護一時金の削減支払の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 初期介護一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた初期介護一時金の削減支払の条件は適用されません。

第24条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の5年ごと利差配当付初期介護一時金特約（返戻金なし型）をいいます。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表4 (P.672参照)

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の初期介護一時金額	更新前特約の保険期間満了日の初期介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の初期介護一時金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 一時金の支払い(第2条・第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第13条・第14条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の初期介護一時金額について、更新前特約の保険期間満了日の初期介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の5年ごと利差配当付初期介護一時金特約(返戻金なし型)に変更されます。
- 保険期間が終身の5年ごと利差配当付初期介護一時金特約(返戻金なし型)への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。

第25条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第27条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の5年ごと利差配当付初期介護一時金特約(返戻金なし型)をいいます。

項 目	内 容
(2) 変更後特約* ² の初期介護一時金額	変更前特約の保険期間満了日* ³ の初期介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日* ³ の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約* ² の初期介護一時金額を変更することができます。
(3) 変更後特約* ² に変更されたとき	① 変更後特約* ² の責任は変更日* ¹ から開始します。 ② 変更前特約は、変更日* ¹ の前日の満了時に消滅します。 ③ 一時金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、変更後特約* ² の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日* ¹ の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約* ² に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日* ¹ に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*¹に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の初期介護一時金額について、変更前特約の保険期間満了日*³の初期介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第28条 主契約に被指定契約がある場合の特則

主契約に被指定契約*¹がある場合で、主契約と被指定契約*¹の被保険者が同一のとき、かつ、初期介護一時金が支払われるべきときは、第2条（初期介護一時金の支払い）の2. ー(3)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(3) 初期介護一時金の支払事由が生じ、支払うべき初期介護一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の介護年金受取人または介護一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべき初期介護一時金を被指定契約* ¹ の死亡給付金受取人に支払います。

第27条 補足説明

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*¹として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*¹の前日とします。

第28条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要介護1以上の状態

要介護1以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表3 初期介護一時金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
初期介護一時金の支払い	(1) 初期介護一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度（別表1）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 初期介護一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 初期介護一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りです。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りです。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当傷害特約目次

この特約の特色	674	11 復旧について	
1 保障の開始について		第21条 特約の復旧	684
第1条 特約の責任開始の時	674	12 解約等について	
2 被保険者および特約の型について		第22条 特約の解約	684
第2条 この特約の被保険者および特約の型	674	第23条 特約の消滅	684
3 保険金等の支払いについて		第24条 返戻金	684
第3条 保険金・給付金の支払い	674	13 被保険者の変更について	
第4条 免責事由	676	第25条 特約の被保険者の変更	685
4 保険金等の支払請求手続について		14 その他	
第5条 保険金・給付金の支払請求手続	676	第26条 社員配当金	685
5 保険料の払込免除について		第27条 管轄裁判所	685
第6条 特約の保険料の払込免除	677	第28条 普通保険約款の規定の準用	685
6 保険期間および保険料払込期間について		15 特則について	
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	677	第29条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に 付加する場合の特則	686
7 保険料の払込みについて		第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	686
第8条 特約の保険料の払込み	677	第31条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	686
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	678	第32条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	687
第10条 特約の保険料の振替貸付	678	第33条 変額保険（終身型）契約または変額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	688
8 失効、失効取消および復活について		第34条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	688
第11条 特約の失効	678	第35条 主契約が更新または変更される場合の特則	688
第12条 特約の失効取消	678	第36条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	689
第13条 特約の復活	679	第37条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	689
9 告知義務と解除について		第38条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契 約に付加する場合の特則	689
第14条 告知義務	679	第39条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契 約に指定代理請求特約または指定代理請求 特約（2016）が付加されていない場合の 特則	689
第15条 告知義務違反による解除	679	第40条 更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、 「本人・妻型」または「本人・子型」の場 合の特則	690
第16条 告知義務違反による解除ができないとき	680		
第17条 重大事由による解除	680		
10 内容の変更および更新について			
第18条 特約の更新	681		
第19条 災害保険金額の増額	683		
第20条 災害保険金額の減額	683		
別表 1 対象となる不慮の事故	693		
別表 2 給付割合表	694		
別表 3 身体の同一部位	696		
別表 4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類	696		
別表 5 感染症	697		

無配当傷害特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故もしくは所定の感染症による死亡または不慮の事故による所定の身体障害の状態に対する保障
保険金等の種類	(1) 災害保険金 (2) 障害給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 保険金等の支払いについて

第3条 保険金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金等を支払う場合）	金 額	受取人
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表5★）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人
障害給付金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に給付割合表（別表2★）に定めるいずれかの身体障害の状態になったとき	(1) 身体障害の状態が給付割合表（別表2★）の1種目のみに該当するとき 災害保険金額に給付割合表（別表2★）のその該当する種目に対応する給付割合を乗じた金額 (2) 身体障害の状態が給付割合表（別表2★）の2種目以上に該当するとき その該当する各種目*2ごとに(1)の規定を適用して得られる金額の合計額	主契約の高度障害保険金受取人

2. 保険金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 災害保険金について

項 目	内 容
災害保険金を支払う場合で、その災害保険金と同一の不慮の事故（別表1★）による障害給付金をすでに支払っているか、または支払請求があるもまだ支払っていないとき	災害保険金額にその該当する給付割合（別表2★）を乗じた金額の合計額を災害保険金から差し引きします。

(2) 障害給付金について

項 目	内 容
① すでに給付割合表（別表2★）に該当する身体障害が生じていた場合で、それと同一部位（別表3★）に新たに身体障害が生じたとき	次のア. の給付割合からイ. の給付割合を差し引いた割合を給付割合として、障害給付金の金額を算定します。 ア. すでにあった身体障害*3を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合 イ. すでにあった身体障害*3の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合
② 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「給付割合表（別表2★）に定める身体障害の状態のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、障害給付金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に障害給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第18条・第35条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと。ただし、その原因となった不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 その該当する各種目

身体の同一部位（別表3★）に生じた2種目以上の障害については、その最も上位の種目のみとします。

* 3 すでにあった身体障害

「この特約の責任開始の時*1前に生じていた身体障害」および「この特約の責任開始の時*1前の原因によりこの特約の責任開始の時*1以後に生じた身体障害」を含みます。

項 目	内 容
③ 障害給付金の支払限度	給付割合を通算して10割とします。
④ 災害保険金を支払ったとき	その後に災害保険金と同一の不慮の事故（別表1★）による障害給付金の支払請求を受けても、その障害給付金は支払いません。
⑤ 障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき障害給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表1（P.693参照）、別表2（P.694参照）、別表3（P.696参照）、別表5（P.697参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金または給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても保険金等を支払わない場合）	
災害保険金・障害給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失
	(4) 被保険者の犯罪行為
	(5) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 災害保険金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害保険金または障害給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害保険金または障害給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 保険金等の支払請求手続について

第5条 保険金・給付金の支払請求手続

1. 保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表

- 4★) をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この特約が次の契約形態の場合で、保険金もしくは給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、災害保険金または障害給付金の受取人は、保険金または給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
災害保険金または障害給付金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 保険金または給付金の支払請求に必要な書類（別表4★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表4（P.696参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
- 第8条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。

7 保険料の払込みにについて

第8条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約の保険料

第5条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3. において「当該団体」といいます。

は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金または給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

8 失効、失効取消および復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。

第8条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第12条 補足説明

* 1 失効取消

特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。なお、延滞保険料とともに払い込むべき保険料があるときはこれを含みます。

3. 延滞保険料払込期間*³中にこの特約による保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*²が延滞保険料払込期間*³中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*²が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*³中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	保険金または給付金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 特約の復活

1. 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）、災害保険金額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）、災害保険金額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）にあたって保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（災害保険金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第12条 補足説明

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または災害保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）、災害保険金額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
(2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
(3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
(5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. ー(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第16条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（災害保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金*2または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*2または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新について

第18条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があったときに限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

第17条 補足説明

* 1 保険金

この特約の保険金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第18条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)－②にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. -(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 保険金・給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）および告知義務違反による解除（第15条・第16条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条 災害保険金額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て災害保険金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の災害保険金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 災害保険金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 災害保険金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条 災害保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額★することができます。ただし、

会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2. 災害保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第22条）されたものとして取り扱います。
- (2) 災害保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

11 復旧について

第21条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第22条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ってこの特約の障害給付金を支払わないときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約による障害給付金の支払割合が通算して10割となったとき
- (5) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第24条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約

第23条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- | |
|-------------------------------------|
| ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条） |
| ② 解除または解約（第22条）されたとき |
| ③ 第23条（特約の消滅）の(2)または(4)の規定により消滅したとき |

- (2) 本条の(1)の規定にかかわらず、第17条（重大事由による解除）の1. - (4)の規定によってこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第17条（重大事由による解除）の2. - (1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の(1)の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
- (3) 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
- (4) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について

第25条 特約の被保険者の変更

1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者に変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者に変更されたものとします。
2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|--|
| (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。 |
| (2) この特約の被保険者に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。 |

14 その他

第26条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第27条 管轄裁判所

この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第29条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則

- この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険契約等*1に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第6条（特約の保険料の払込免除）の3.の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- 第3条（保険金・給付金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-⑤中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- 第24条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第31条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の(1)から(8)のとおり取り扱います。

- この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。ただし、第40条（更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあつては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- 第3条（保険金・給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-⑤を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
⑤ 障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に第1被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき障害給付金をそれぞれ第2被保険者または死亡保険金受取人に支払います。

- この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、第1被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第29条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等

次の(1)から(8)をいいます。

- 5年ごと利差配当付普通終身保険契約
- 5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約
- 生存給付金付終身保険契約
- 有期払込高保障終身保険契約
- 有期払込普通終身保険契約
- 普通終身保険契約
- 有期払込終身保険契約
- 特別終身年金保険契約

- (5) 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (6) 第40条（更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第2被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第14条（告知義務）の1.の規定にかかわらず、妻に関する告知は第2被保険者が行うことを必要とします。この場合、第15条（告知義務違反による解除）および第16条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
- (7) 第1被保険者についてこの特約の災害保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の災害保険金の受取人は次のとおりとします。

- ① 主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
 ② 主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第2被保険者
 ③ 主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第1被保険者
 ④ 主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第1被保険者

- (8) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第32条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の(1)から(7)のとおり取り扱います。
- (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
- (2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-⑤を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
⑤ 障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき障害給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- (4) この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (5) 第23条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 第24条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。
2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第24条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第33条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

- この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
 - この特約については特別勘定による運用は行いません。
- この特約を変額保険（終身型）契約に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第34条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第35条 主契約が更新または変更される場合の特則

- 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとして扱います。
 - 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
(2) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 保険金・給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第34条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第36条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
- ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第37条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による災害保険金額がこの特約による災害保険金額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、保険金および給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
- (注) 付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第38条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1.中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2.-(2)-⑤中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
- (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (4) 第24条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第39条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理

第37条 補足説明***1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等**

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付遞減定期保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約
- (5) 普通定期保険契約
- (6) 長期生活保障保険契約

請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 被保険者が給付割合表（別表2★）に定める第1級の身体障害の状態に該当したことにより障害給付金を請求する際に、障害給付金の受取人が被保険者の場合で、障害給付金の受取人が障害給付金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が障害給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する主契約の死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人が2人以上いるときは、その死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が障害給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（受取人の戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により会社が障害給付金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 保険金または給付金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

★別表2（P.694参照）、別表4（P.696参照）

第40条 更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1. この特約が更新後特約の場合で、更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
- (1) この特約の被保険者となることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

- (2) この特約の型および被保険者の範囲は、第2条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

- (3) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当し

第39条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第40条 補足説明

*1 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

た者はその日から、被保険者になります。

- (4) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。

2. 本条の1. の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の保険金または給付金の支払いに関して、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「責任開始の時」とあるのをすべて「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
- ② 「災害保険金額」とあるのをすべて「災害保険金額×0.6」と読み替えます。
- ③ 「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害保険金受取人」と読み替えます。ただし、主契約が個人年金保険契約または新個人年金保険契約の場合には、「主契約の死亡給付金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と、主契約が5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約の場合には、「主契約の死亡年金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。

- (2) 第4条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
- ② (4)から(8)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

3. 本条の1. の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)および(2)のとおり変更を取り扱います。

- (1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。

- (2) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- ① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
- ② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
- ③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、この特約が次のいずれかに該当するときは、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- ア. この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるとき
- イ. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- ④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4. この特約が5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の1. -(1)の条件を満たさなくなったことまたは主契約の被保険者が死亡したことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けなくて、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) この特約による保険金および給付金の支払事由（本条の2.）が生じていないこと
- (3) この特約の被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと
- (4) 付加後の特約の災害保険金額がこの特約の災害保険金額の6割以下であること

5. 更新前特約の規定によるこの特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。
6. 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-⑤、第6条（特約の保険料の払込免除）および第23条（特約の消滅）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条（保険金・給付金の支払請求手続）の2. および3. については、必要書類（別表4★）を次の(1)および(2)のとおり読み替えて準用します。
- (1) 「1. 災害保険金の支払い」の必要書類を次のとおり読み替えます。

- (1) 災害保険金支払請求書
- (2) 不慮の事故（別表1★）であることを証明する書類
- (3) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書
- (4) 主契約の被保険者の戸籍謄本および災害保険金の受取人の戸籍抄本
- (5) 災害保険金の受取人の印鑑証明書
- (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

- (2) 「2. 障害給付金の支払い」の必要書類中、「(4)障害給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(4)主契約の被保険者の戸籍謄本および障害給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えます。

★別表1（P.693参照）、別表4（P.696参照）

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注3） 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注4） 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注1） 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注7(1)）	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの（注9） 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注5）	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注3） 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注7） 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注7） 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（注9(1)(2)） 16. 10足指を失ったもの（注10(1)） 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注8(1)(2)）	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの（注3(3)） 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの（注4(2)(4)） 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの（注2） 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの（注7(2)） 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの（注7(2)） 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの（注9(1)(2)） 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの（注10(2)） 27. 1足の5足指を失ったもの（注10(1)）	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの（注9(1)(2)） 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの（注10(2)） 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの（注5(1)(3)） 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの（注5(1)(2)） 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの（注6） 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの（注8(3)）	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの（注9(1)(2)） 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの（注10(1)） 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの（注10(2)）	1割

注

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込みがない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込みがない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込みのない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、関節に付随した筋力に障害がある場合には、関節の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

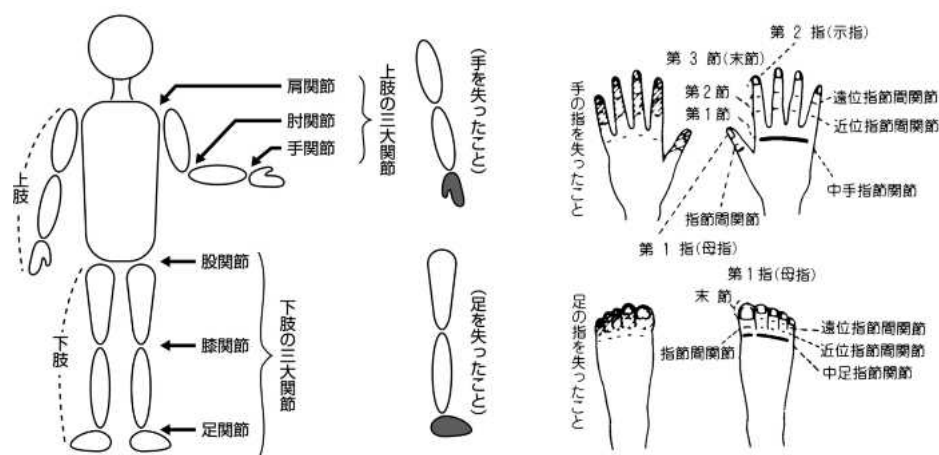
9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

傷害の図解



別表3 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 〔別表2〕の第1級の4.、5.、6. もしくは7.、第2級の8.、9. もしくは10.、第3級の16. または第4級の26. の障害に該当するときは、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 災害保険金の支払い	死亡保険金、死亡年金または死亡給付金の支払請求に必要とする書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 (1) 災害保険金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類
2. 障害給付金の支払い	(1) 障害給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 障害給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 障害給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金・給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表5 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特

約

無
配
当
傷
害
特
約

別

表

無配当災害入院特約目次

この特約の特色	699	11 復旧について	
1 保障の開始について		第22条 特約の復旧	712
第1条 特約の責任開始の時	699	12 解約等について	
2 被保険者および特約の型について		第23条 特約の解約	712
第2条 この特約の被保険者および特約の型	699	第24条 特約の消滅	712
3 給付金の支払いについて		第25条 返戻金	712
第3条 災害入院給付金の支払い	699	13 被保険者の変更について	
第4条 免責事由	702	第26条 特約の被保険者の変更	713
4 給付金の支払請求手続について		14 その他	
第5条 災害入院給付金の支払請求手続	702	第27条 社員配当金	713
5 保険料の払込免除について		第28条 管轄裁判所	713
第6条 特約の保険料の払込免除	702	第29条 普通保険約款の規定の準用	713
6 保険期間および保険料払込期間について		15 特則について	
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	703	第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	713
7 保険料の払込みについて		第31条 5年ごと利差配当付逡減定期保険契約に付 加する場合の特則	714
第8条 特約の保険料の払込み	703	第32条 有期払込高保障終身保険契約に付加する場 合の特則	714
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	703	第33条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則	714
第10条 特約の保険料の振替貸付	703	第34条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	714
8 失効、失効取消および復活について		第35条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	715
第11条 特約の失効	704	第36条 変額保険（終身型）契約または変額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	716
第12条 特約の失効取消	704	第37条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	716
第13条 特約の復活	704	第38条 主契約が更新または変更される場合の特則	716
9 告知義務と解除について		第39条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	717
第14条 告知義務	704	第40条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	717
第15条 告知義務違反による解除	704	第41条 災害入院特約等からこの特約に変更する場 合の特則	718
第16条 告知義務違反による解除ができないとき	705	第42条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、 「本人・妻型」または「本人・子型」の場合 の特則	718
第17条 重大事由による解除	705		
10 内容の変更および更新等について			
第18条 特約の更新	706		
第19条 保険期間が終身の特約への変更	709		
第20条 災害入院給付金日額の増額	711		
第21条 災害入院給付金日額の減額	711		
別表1 対象となる不慮の事故	721		
別表2 災害入院給付金の支払請求に必要な書類	721		

無配当災害入院特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故による所定の入院に対する保障
給付金の種類	災害入院給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 給付金の支払いについて

第3条 災害入院給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、災害入院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して災害入院給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由 (災害入院給付金を支払う場合)	金 額	受取人
災害入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故(別表1★)による傷害の治療を直接の目的とする入院 (2) (1)の不慮の事故(別表1★)の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 (3) 病院または診療所*3への入院 (4) 入院日数が5日以上継続した入院	同一の不慮の事故(別表1★)による1回の入院につき、 (災害入院給付金日額) × (入院日数－入院開始日 からその日を含めての4日)	主契約の高度障害保険金受取人

2. 災害入院給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の保険期間中に災害入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき	その継続した入院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
① この特約の保険期間が満了したとき ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条(特約の消滅)の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき	
(2) 被保険者が、同一の不慮の事故(別表1★)による傷害を直接の原因として、災害入院給付金の支払事由に該当する5日以上入院を2回以上したとき	1回の入院とみなします。ただし、その原因となった不慮の事故(別表1★)の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
(3) 被保険者が、同一の不慮の事故(別表1★)による傷害を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ① この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 ② この特約の保険期間満了*4後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。
(4) 災害入院給付金の支払限度日数	① 同一の不慮の事故(別表1★)による1回の入院について120日とします。 ② 通算して700日とします。

第3条 補足説明

*1 入院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

*2 特約の責任開始の時

第1条(特約の責任開始の時)の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活(第13条)が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所^A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に收容されたときは、その施術所を含みます。

*4 この特約の保険期間満了

被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによるこの特約の消滅を含みます。

項 目	内 容
(5) 被保険者が、2 以上の不慮の事故（別表 1★）による傷害により入院したとき	「入院開始の直接の原因となった不慮の事故*5（別表 1★）」による傷害に対する災害入院給付金を支払い、「主たる不慮の事故*5以外の不慮の事故*6（別表 1★）」による傷害に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に「主たる不慮の事故*5（別表 1★）」による傷害に対する災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、次のとおり取り扱います。 ① 「異なる不慮の事故*6（別表 1★）」による傷害に対する災害入院給付金を支払います。 ② ①の場合、「異なる不慮の事故*6（別表 1★）」による傷害に対する災害入院給付金の支払金額は、本条の 1. の支払金額に関する規定にかかわらず、「主たる不慮の事故*5（別表 1★）」による傷害に対する災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額とします。
(6) 主契約に無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）が付加されている場合で、無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）により疾病入院給付金が支払われる入院中に、不慮の事故（別表 1★）による傷害の治療を開始したとき	災害入院給付金の支払金額は、本条の 1. の支払金額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。 ① 無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）に規定する疾病*7の治療のために入院を開始した日からその日を含めて 4 日以上経過した日に不慮の事故（別表 1★）による傷害の治療を開始したとき 不慮の事故（別表 1★）による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額 ② 疾病*7の治療のために入院を開始した日からその日を含めて 4 日以内に不慮の事故（別表 1★）による傷害の治療を開始したとき 疾病*7の治療のために入院を開始した日からその日を含めて 4 日経過した日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額
(7) 災害入院給付金が支払われるべき入院中に、災害入院給付金日額が減額（第 21 条）されたとき	災害入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する災害入院給付金の支払金額は、減額後の災害入院給付金日額に基づいて計算します。
(8) 災害入院給付金が支払われるべき入院中に、災害入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する災害入院給付金は、変更後の受取人に支払います。
(9) 災害入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき災害入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき災害入院給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

第 3 条 補足説明

* 5 入院開始の直接の原因となった不慮の事故

本条の 2. -(5)において「主たる不慮の事故」といいます。

* 6 主たる不慮の事故以外の不慮の事故

本条の 2. -(5)において「異なる不慮の事故」といいます。

* 7 無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）に規定する疾病

本条の 2. -(6)において「疾病」といいます。

★別表 1（P.721 参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、災害入院給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
災害入院給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害入院給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害入院給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 災害入院給付金の支払請求手続

1. 災害入院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 災害入院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.721参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3. 第8条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

第4条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第23条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による災害入院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 災害入院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

第8条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

8 失効、失効取消および復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による災害入院給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に災害入院給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	災害入院給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、災害入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、災害入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、災害入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）にあたって保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないこと

第12条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期日が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

を告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または災害入院給付金日額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。

2. 会社は、災害入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 災害入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに災害入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、災害入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、災害入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に災害入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第16条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、災害入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、災害入院給付金日額の増額または被保険者の変更の日とします。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、災害入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その災害入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 災害入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに災害入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新等について

第18条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第17条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

第18条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

特

約

無配当災害入院特約

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)－②にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の災害入院給付金日額	① 更新前特約の保険期間満了日の災害入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害入院給付金日額を変更して更新することができます。 ② この特約の更新の際に主契約に付加された5年ごと利差配当付定期保険特約等*3が更新されないときまたは5年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは逓減定期保険特約の更新もしくは5年ごと利差配当付定期保険特約もしくは定期保険特約への変更が行われないときは、第21条（災害入院給付金日額の減額）の2.の規定を準用して取り扱います。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. - (2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条 保険期間が終身の特約への変更

- 第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当災害入院特約に変更することができます。

第18条 補足説明

* 3 5年ごと利差配当付定期保険特約等

次の(1)から(13)をいいます。

- 5年ごと利差配当付定期保険特約
- 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
- 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
- 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
- 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
- 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
- 定期保険特約
- 生存給付金付定期保険特約
- 養老保険増額特約
- 長期生活保障特約
- 特定疾病保障定期保険特約
- 介護・特定疾病定期保険特約

第19条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

- 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

- (1) この特約の保険料の払込みが免除（第6条）されていないこと
- (2) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
- (3) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

2. 保険期間が終身の無配当災害入院特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	特約変更日*1の保険料率が適用されます。
(2) 変更後特約*2の第1回保険料の払込み	① 特約変更日*1が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱います。 ア. 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*2の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア） 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ） （ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ② 特約変更日*1が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*2の給付金の支払事由（第3条・第4条） イ. 変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第6条） ウ. 主契約の保険金・給付金の支払事由 エ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。

第19条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当災害入院特約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2の災害入院給付金日額	主契約の保険料払込期間満了日*3の変更前特約の災害入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の災害入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第20条 災害入院給付金日額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て災害入院給付金日額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の災害入院給付金日額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 災害入院給付金日額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（災害入院給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 災害入院給付金日額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第21条 災害入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって災害入院給付金日額を減額*1することができます。ただし、会社は、減額後の災害入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約の保険金額*1の減額または主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の短縮による主契約の保険金額*1の減額により減額後の主契約の保険金額*1に対する災害入院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで災害入院給付金日額を減額します。
3. 災害入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第19条 補足説明

* 3 主契約の保険料払込期間満了日

次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

- (1) 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- (2) 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- (3) 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

第21条 補足説明

* 1 主契約の保険金額

社員配当金により増額された保険金額は含みません。また、被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第25条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 災害入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

11 復旧について

第22条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（災害入院給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第23条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第24条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき
- (5) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第25条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

第24条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
- ② 解除または解約（第23条）されたとき
- ③ 第24条（特約の消滅）の(2)または(4)の規定により消滅したとき

- (2) 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
- (3) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について

第26条 特約の被保険者の変更

1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者の変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者の変更されたものとします。
2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（災害入院給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
- (2) この特約の被保険者の変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 その他

第27条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第28条 管轄裁判所

この特約における災害入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第29条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（災害入院給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第3条（災害入院給付金の支払い）の2. ー(9)中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第21条（災害入院給付金日額の減額）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 主契約の年金額*1の減額または主契約の年金の種類、年金支払期間もしくは保険期間の変更による主契約の年金額*1の減額により災害入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで災害入院給付金日額を減額します。
- (5) 第24条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
(1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (6) 第25条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。
- (7) 第42条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の4. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第30条 補足説明

* 1 主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第31条 5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加するときは、第21条（災害入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第32条 有期払込高保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を有期払込高保障終身保険契約に付加するときは、第21条（災害入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基準保険金額」と読み替えます。

第33条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第6条（特約の保険料の払込免除）の3. の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第34条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
ただし、第42条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあつては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（災害入院給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第3条（災害入院給付金の支払い）の2. ー(1)ー②を次のとおり読み替えます。

- ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)もしくは(2)または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(9)の規定により、この特約が消滅したとき

- (4) 第3条（災害入院給付金の支払い）の2. ー(9)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(9) 災害入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき災害入院給付金がある場合で、その支払前に第1被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき災害入院給付金をそれぞれ第2被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

- (5) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (6) 第42条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の2. -(2)-②を次のとおり読み替えます。

② 主契約の被保険者が死亡したまたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)、(2)もしくは(5)または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(9)の規定により、この特約が消滅したとき

- (7) 第42条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の4. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金もしくは見舞金」と読み替えます。
- (8) 第42条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第2被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第14条（告知義務）の1. の規定にかかわらず、妻に関する告知は第2被保険者が行うことを必要とします。この場合、第14条（告知義務違反による解除）および第16条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
- (9) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第35条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の(1)から(7)のとおり取り扱います。
- (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
- (2) 第3条（災害入院給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第3条（災害入院給付金の支払い）の2. -(9)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(9) 災害入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき災害入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき災害入院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- (4) 第21条（災害入院給付金日額の減額）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 主契約の年金額*1の減額または主契約の年金支払開始日の前日の年金の種類、年金の型、年金支払開始日、年金支払期間もしくは保険料払込期間の変更による主契約の年金額*1の減額により災害入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで災害入院給付金日額を減額します。
- (5) 第24条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主

第35条 補足説明

* 1 主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

- (6) 第25条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第25条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第36条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第21条（災害入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (3) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第37条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第38条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとして扱います。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
(2) 更新後特約の災害入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の災害入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害入院給付金日額を変更して更新することができます。

第37条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第39条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
- ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第40条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による災害入院給付金日額がこの特約による災害入院給付金日額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
- （注）付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第40条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 普通定期保険契約
- (4) 長期生活保障保険契約

第41条 災害入院特約等からこの特約に変更する場合の特則

1. 会社が保険契約者の請求による災害入院特約等*1からこの特約への変更を承諾した場合には、会社は、次のいずれか遅い時からこの特約上の責任を開始します。

- (1) 被保険者に関する告知を受けた時
- (2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った時

2. 変更前特約*1により支払われた災害入院給付金の支払日数は、この特約の災害入院給付金の支払限度日数の計算に算入します。
3. この特約について、次のいずれかの事由が生じた場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の1. の変更は行われなかったものとし、変更前特約*1とこの特約の保険料の差額その他について精算します。

- (1) 変更の際の告知義務違反によりこの特約が解除される場合
- (2) この特約の責任開始の時*2前に原因が生じていたことにより、この特約による災害入院給付金が支払われない場合またはこの特約の保険料の払込みが免除されない場合

4. 変更前特約*1に生じた解除の原因は、この特約にも同一の状態で引き継がれるものとし、ます。

第42条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1. この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された変更後特約（以下「更新後特約等」といいます。）の場合で、更新前特約または変更前特約（以下「更新前特約等」といいます。）の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の被保険者となることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

- (2) この特約の型および被保険者の範囲は、第2条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

- (3) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。
 - (4) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。
2. 本条の1. の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の災害入院給付金の支払いに関して、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
 - (1) 第3条（災害入院給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「責任開始の時」とあるのを「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
- ② 「災害入院給付金日額」とあるのをすべて「災害入院給付金日額×0.6」と読み替えます。

- (2) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に災害入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院について、その事由の生じた日以後

第41条 補足説明

*1 災害入院特約等

次の(1)から(6)をいいます。本条において「変更前特約」といいます。

- (1) 災害入院特約
- (2) 災害入院特約 (52)
- (3) 災害入院特約 (56)
- (4) 災害入院特約 (60)
- (5) 災害入院特約 (62)
- (6) 災害入院特約 (05)

*2 この特約の責任開始の時

本条の1. の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

第42条 補足説明

*1 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

も、この特約の保険期間中の入院とみなします。

- ① この特約の保険期間が満了したとき
- ② 主契約の被保険者が死亡または普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)、(2)または(5)の規定により、この特約が消滅したとき
- ③ この特約による主契約の被保険者の災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の(4)の規定によりこの特約が消滅したとき
- ④ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなったとき

(3) 第4条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
- ② (3)から(7)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

3. 本条の1. の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)および(2)のとおり変更を取り扱います。

(1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。

(2) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- ① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
- ② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
- ③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるときまたはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払のときは、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- ④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4. この特約が5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の1. -(1)の条件を満たさなくなったことまたは主契約の保険金が支払われたことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けず、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) この特約による災害入院給付金の支払事由（本条の2.）が生じていないこと
- (3) この特約の被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと
- (4) 付加後の特約の災害入院給付金日額がこの特約の災害入院給付金日額の6割以下であること

5. 更新前特約等の規定によるこの特約の復活、復旧、災害入院給付金日額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。

6. 第3条（災害入院給付金の支払い）の2. -(1)および(9)、第6条（特約の保険料

の払込免除)ならびに第24条(特約の消滅)の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条(災害入院給付金の支払請求手続)の2.については、必要書類(別表2★)中、「(5) 災害入院給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(5) 主契約の被保険者の戸籍謄本および災害入院給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えて準用します。

★別表2 (P.721 参照)

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 災害入院給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
災害入院給付金の支払い	(1) 災害入院給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 災害入院給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 災害入院給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当手術給付金付疾病入院特約目次

この特約の特色	723	11 復旧について	
1 保障の開始について		第22条 特約の復旧	738
第1条 特約の責任開始の時	723	12 解約等について	
2 被保険者および特約の型について		第23条 特約の解約	738
第2条 この特約の被保険者および特約の型	723	第24条 特約の消滅	738
3 給付金の支払いについて		第25条 返戻金	738
第3条 給付金の支払い	723	13 被保険者の変更について	
第4条 免責事由	727	第26条 特約の被保険者の変更	739
4 給付金の支払請求手続について		14 その他	
第5条 給付金の支払請求手続	728	第27条 社員配当金	739
5 保険料の払込免除について		第28条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	739
第6条 特約の保険料の払込免除	728	第29条 管轄裁判所	739
6 保険期間および保険料払込期間について		第30条 普通保険約款の規定の準用	740
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	729	15 特則について	
7 保険料の払込みについて		第31条 特別条件を付ける場合の特則	740
第8条 特約の保険料の払込み	729	第32条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	741
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	729	第33条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則	742
第10条 特約の保険料の振替貸付	729	第34条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	742
8 失効、失効取消および復活について		第35条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	743
第11条 特約の失効	730	第36条 変額保険（終身型）契約または変額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	743
第12条 特約の失効取消	730	第37条 災害入院特約（62）等が付加されている主 契約に付加する場合の特則	744
第13条 特約の復活	730	第38条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	744
9 告知義務と解除について		第39条 主契約が更新または変更される場合の特則	744
第14条 告知義務	730	第40条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	744
第15条 告知義務違反による解除	730	第41条 手術給付金付疾病入院特約等からこの特約 に変更する場合の特則	745
第16条 告知義務違反による解除ができないとき	731	第42条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	745
第17条 重大事由による解除	731	第43条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、 「本人・妻型」または「本人・子型」の場 合の特則	745
10 内容の変更および更新等について			
第18条 特約の更新	732		
第19条 保険期間が終身の特約への変更	735		
第20条 疾病入院給付金日額の増額	737		
第21条 疾病入院給付金日額の減額	737		
別表1 手術給付倍率表	748		
別表2 給付金の支払請求に必要な書類	750		
別表3 特定部位および指定疾病一覧表	751		
別表4 感染症	752		

無配当手術給付金付疾病入院特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	病気による所定の入院や、病気・けがによる所定の手術に対する保障
給付金の種類	(1) 疾病入院給付金 (2) 手術給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、無配当災害入院特約または災害入院特約（06）が付加された主たる保険契約に限って付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 給付金の支払いについて

第3条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
疾病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院 ① 疾病*3 ② 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院に限ります。） ③ 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害 (2) (1)の疾病*3または傷害の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*4への入院 (4) 入院日数が5日以上継続した入院	1回の入院につき、 （疾病入院給付金日額） × （入院日数－入院開始日） からその日を含めての4日）	主契約の高度障害保険金受取人
手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術 ① 疾病*3 ② 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害 ③ 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害 (2) (1)の疾病*3または傷害の治療を直接の目的とする手術 (3) 病院または診療所*4における手術 (4) 別表1★に定める手術	手術1回につき、 （疾病入院給付金日額） × 手術の種類に応じた給付倍率 （10・20・40倍）（別表1★）	

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

第3条 補足説明

* 1 入院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限りします。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する

(2) 疾病入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時* ² 前に生じた「疾病* ³ 」、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害」または「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害」を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病* ³ によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日* ⁵ からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の付加の際* ⁶ に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病* ³ によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時* ² 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病* ³ によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間中に疾病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ア. この特約の保険期間が満了したとき イ. 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき ウ. 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき	その継続した入院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。

診療所^A

(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 5 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 6 この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第22条）、疾病入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、疾病入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際とします（復旧が行われたときは復旧分または疾病入院給付金日額の増額が行われたときは増額分とします）。

項 目	内 容
③ 被保険者が、「同一の疾病*7」、「同一の無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害」または「同一の無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害」を直接の原因として、疾病入院給付金の支払事由に該当する5日以上入院を2回以上したとき	「疾病入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「疾病入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、「同一の疾病*7」、「同一の無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害」または「同一の無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害」を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. この特約の保険期間満了*8後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 疾病入院給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について120日とします。 イ. 通算して700日とします。
⑥ 被保険者が、異なる疾病*3を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。
⑦ 被保険者が、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる疾病*3を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった疾病*3により継続して入院したものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第31条）が適用される入院の開始時に異なる疾病*3を併発していたとき、または入院中に異なる疾病*3を併発したときは、併発した疾病*3の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その疾病*3の治療を目的とする入院を開始したものととして取り扱います。
⑧ 被保険者が、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる疾病*3を併発したとき	
⑨ 疾病入院給付金の支払事由が生じた場合で、無配当災害入院特約または災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われるとき	無配当災害入院特約または災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われる入院の部分に対しては疾病入院給付金は支払いません。

第3条 補足説明

* 7 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

* 8 この特約の保険期間満了

被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによるこの特約の消滅および無配当災害入院特約または災害入院特約（06）による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことによるこの特約の消滅を含みます。

項 目	内 容
⑩ 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われる入院中に疾病* ³ の治療を開始した場合で、無配当災害入院特約または災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われる期間が終了したとき	疾病入院給付金の支払金額は、本条の1. の支払金額に関する規定にかかわらず、無配当災害入院特約または災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に疾病入院給付金日額を乗じた金額とします。
⑪ 疾病入院給付金が支払われるべき入院中に、疾病入院給付金日額が減額（第21条）されたとき	疾病入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する疾病入院給付金の支払金額は、減額後の疾病入院給付金日額に基づいて計算します。
⑫ 疾病入院給付金が支払われるべき入院中に、疾病入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する疾病入院給付金は、変更後の受取人に支払います。

(3) 手術給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時* ² 前に生じた「疾病* ³ 」、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害」または「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害」を原因とする手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病* ³ によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日* ⁵ からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この特約の付加の際* ⁶ に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病* ³ によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時* ² 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病* ³ によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術の種類に応じた給付倍率（別表1★）のうち、もっとも高い給付倍率によって計算した金額を支払います。

★別表1（P.748参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
疾病入院給付金・手術給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、疾病入院給付金または手術給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 給付金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.750参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

- 第8条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

第4条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第23条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

第8条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

8 失効、失効取消および復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、疾病入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、疾病入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）にあたって告知（第14条）を行う際に、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、

第12条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または疾病入院給付金日額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。

2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、疾病入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1.-(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1.は適用しません。

第17条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第16条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、疾病入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、疾病入院給付金日額の増額または被保険者の変更の日とします。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新等について

第18条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。ただし、主契約に付加された無配当災害入院特約または災害入院特約(06)が更新されないときは、この特約の更新の取扱いをしません。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第17条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

第18条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

特

約

無配当手術給付金付疾病入院特約

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の疾病入院給付金日額	① 更新前特約の保険期間満了日の疾病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の疾病入院給付金日額を変更して更新することができます。 ② この特約の更新の際に主契約に付加された5年ごと利差配当付定期保険特約等*3が更新されないときまたは5年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは逓減定期保険特約の更新もしくは5年ごと利差配当付定期保険特約もしくは定期保険特約への変更が行われなときは、第21条（疾病入院給付金日額の減額）の2.の規定を準用して取り扱います。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1.-(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－③の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条 保険期間が終身の特約への変更

- 第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当手術給付金付疾病入院特約に変更することができます。ただし、主契約に付加された無配当災害入院特約または災害入院特約（06）が保険期間が終身の無配当災害入院特約へ変

第18条 補足説明

* 3 5年ごと利差配当付定期保険特約等

次の(1)から(13)をいいます。

- 5年ごと利差配当付定期保険特約
- 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
- 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
- 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
- 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
- 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
- 定期保険特約
- 生存給付金付定期保険特約
- 養老保険増額特約
- 長期生活保障特約
- 特定疾病保障定期保険特約
- 介護・特定疾病定期保険特約

第19条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

- 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

更されないときは、この特約の保険期間が終身の無配当手術給付金付疾病入院特約への変更は取り扱いません。

- | |
|---|
| (1) この特約の保険料の払込みが免除（第6条）されていないこと
(2) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
(3) この特約の最終の保険料が払い込まれていること |
|---|

2. 保険期間が終身の無配当手術給付金付疾病入院特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の第1回保険料の払込み	① 特約変更日*1が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱います。 ア. 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*2の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 (ア) 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 (イ) (ア)にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ② 特約変更日*1が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*2の給付金の支払事由（第3条・第4条） イ. 変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第6条） ウ. 主契約の保険金・給付金の支払事由 エ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。

第19条 補足説明

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当手術給付金付疾病入院特約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2の疾病入院給付金日額	主契約の保険料払込期間満了日*3の変更前特約の疾病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の疾病入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条 補足説明

* 3 主契約の保険料払込期間満了日

次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

- (1) 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- (2) 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- (3) 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

第20条 疾病入院給付金日額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て疾病入院給付金日額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の疾病入院給付金日額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 疾病入院給付金日額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 疾病入院給付金日額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第21条 疾病入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって疾病入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の疾病入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約に付加された無配当災害入院特約または災害入院特約（06）の災害入院給付金日額が減額されたことにより減額後の災害入院給付金日額に対する疾病入院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで疾病入院給付金日額を減額します。
3. 疾病入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第25条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 疾病入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

11 復旧について

第22条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第23条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第24条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 無配当災害入院特約または災害入院特約(06)が(1)または(2)以外の事由によって消滅したとき
- (4) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (5) この特約による疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき
- (6) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第25条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支

第24条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
- (2) 解除または解約（第23条）されたとき
- (3) 第24条（特約の消滅）の(2)、(3)または(5)の規定により消滅したとき

2. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について

第26条 特約の被保険者の変更

1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者の変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者の変更されたものとします。
2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
- (2) この特約の被保険者の変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 その他

第27条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第28条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の給付金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化*2

2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの特約を解約（第23条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第29条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

*2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第30条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第31条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 給付金の削減支払

- ① この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第3条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。

ア. 疾病入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について疾病入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。

イ. 手術給付金を支払うべきときは、手術給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

- ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表3★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する疾病入院給付金または手術給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第11条）は、第13条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新（第18条・第39条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第18条（特約の更新）の1. および第39条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第18条（特約の更新）の1. および第39条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。

第31条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第19条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第19条（保険期間が終身の特約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第19条（保険期間が終身の特約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約* ² には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約* ² には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約* ² には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 第20条（疾病入院給付金日額の増額）の規定にかかわらず、疾病入院給付金日額の増額は取り扱いません。ただし、給付金の削減期間または特定部位または指定疾病についての不担保期間経過後は取り扱います。
- (5) 第22条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後または主契約の保険金額*³の減額後2年を経過した後は、この特約の復旧は取り扱いません。
- (6) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表3（P.751参照）、別表4（P.752参照）

第32条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

第31条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当手術給付金付疾病入院特約をいいます。

*3 主契約の保険金額

生存給付金付終身保険契約については基準保険金額、個人年金保険契約または新個人年金保険契約については年金額とします。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第3条（給付金の支払い）の2. ー(1)中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第24条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
(1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (5) 第25条（返戻金）の1. 中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。
- (6) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の4. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第33条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第6条（特約の保険料の払込免除）の3. の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第34条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
ただし、第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあつては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第3条（給付金の支払い）の2. ー(2)ー②ーイ. を次のとおり読み替えます。

イ. 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)もしくは(2)または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(9)の規定により、この特約が消滅したとき

- (4) 第3条（給付金の支払い）の2. ー(1)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
疾病入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金がある場合で、その支払前に第1被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金をそれぞれ第2被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

- (5) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (6) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の2. ー(2)ー②を次のとおり読み替えます。

② 主契約の被保険者が死亡したまたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)、(2)もしくは(6)または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(9)の規定により、この特約が消滅したとき

- (7) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の4. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金もしくは見舞金」と読み替えます。
- (8) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第2被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第14条（告知義務）の1. の規定にかかわらず、妻に関する告知は第2被保険者が行うことを必要とします。この場合、第15条（告知義務違反による解除）および第16条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
- (9) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第35条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。
- (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
- (2) 第3条（給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第3条（給付金の支払い）の2. ー(1)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- (4) 第24条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (5) 第25条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。
2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第25条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第36条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (2) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第37条 災害入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則

この特約を災害入院特約（62）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「災害入院特約（06）」とあるのをすべて「災害入院特約（62）」と、この特約を災害入院特約（05）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「災害入院特約（06）」とあるのをすべて「災害入院特約（05）」とそれぞれ読み替えます。

第38条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第39条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の申出による更新の際に無配当災害入院特約または災害入院特約（06）が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとしします。
- (2) 主契約の更新または変更の際に無配当災害入院特約または災害入院特約（06）が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の疾病入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の疾病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の疾病入院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第40条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

第38条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第41条 手術給付金付疾病入院特約等からこの特約に変更する場合の特則

1. 会社が保険契約者の請求による手術給付金付疾病入院特約等*1からこの特約への変更を承諾した場合には、会社は、次のいずれか遅い時からこの特約上の責任を開始します。

- (1) 被保険者に関する告知を受けた時
- (2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った時

2. 変更前特約*1により支払われた疾病入院給付金の支払日数は、この特約の疾病入院給付金の支払限度日数の計算に算入します。
3. この特約について、次のいずれかの事由が生じた場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の1.の変更は行われなかったものとし、変更前特約*1とこの特約の保険料の差額その他について精算します。

- (1) 変更の際の告知義務違反によりこの特約が解除される場合
- (2) この特約の責任開始の時*2前に原因が生じていたことにより、この特約による疾病入院給付金もしくは手術給付金が支払われない場合またはこの特約の保険料の払込みが免除されない場合

4. 変更前特約*1に生じた解除の原因は、この特約にも同一の状態で引き継がれるものとします。

第42条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による疾病入院給付金日額がこの特約による疾病入院給付金日額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
(注) 付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第43条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1. この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された更新後特約（以下「更新後特約等」といいます。）の場合で、更新前特約または変更前特約（以下「更新前特約等」といいます。）の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

第41条 補足説明

*1 手術給付金付疾病入院特約等

次の(1)から(6)をいいます。本条において「変更前特約」といいます。

- (1) 手術給付金付疾病入院特約
- (2) 手術給付金付疾病入院特約(52)
- (3) 手術給付金付疾病入院特約(56)
- (4) 手術給付金付疾病入院特約(60)
- (5) 手術給付金付疾病入院特約(62)
- (6) 手術給付金付疾病入院特約(05)

*2 この特約の責任開始の時

本条の1.の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

第42条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 普通定期保険契約
- (4) 長期生活保障保険契約

- (1) この特約の被保険者とすることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

- (2) この特約の型および被保険者の範囲は、第2条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

- (3) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。
- (4) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。

2. 本条の1. の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の給付金の支払いに関して、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 「責任開始の時」とあるのをすべて「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
② 「疾病入院給付金日額」とあるのをすべて「疾病入院給付金日額×0.6」と読み替えます。

- (2) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に疾病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院について、その事由の生じた日以後も、この特約の保険期間中の入院とみなします。

① この特約の保険期間が満了したとき
② 主契約の被保険者が死亡したまたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)、(2)または(6)の規定により、この特約が消滅したとき
③ 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）による主契約の被保険者の災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき
④ この特約による主契約の被保険者の疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の(5)の規定によりこの特約が消滅したとき
⑤ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなったとき

- (3) 第4条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
② (3)から(7)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

3. 本条の1. の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)から(3)のとおり変更を取り扱います。

- (1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。

第43条 補足説明

- *1 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

- (2) 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）の型の変更により、この特約の型が会社の取扱いの範囲外となった場合には、この特約の型は、無配当災害入院特約または災害入院特約（06）の型の変更の時に会社の取扱いの範囲内で変更されたものとします。
- (3) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- ① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
- ② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
- ③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- ④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4. この特約が5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の1. -(1)の条件を満たさなくなったことまたは主契約の保険金が支払われたことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けず、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) この特約による給付金の支払事由（本条の2.）が生じていないこと
- (3) この特約の被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと
- (4) 付加後の特約の疾病入院給付金日額がこの特約の疾病入院給付金日額の6割以下であること

5. 更新前特約等の規定によるこの特約の復活、復旧、疾病入院給付金日額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。
6. 第3条（給付金の支払い）の2. -(1)および(2)-②、第6条（特約の保険料の払込免除）、第24条（特約の消滅）ならびに第31条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条（給付金の支払請求手続）の2. については、必要書類（別表2★）中、「(3) 疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(3) 主契約の被保険者の戸籍謄本および疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本」と、「(3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(3) 主契約の被保険者の戸籍謄本および手術給付金の受取人の戸籍抄本」とそれぞれ読み替えて準用します。

★別表2（P.750参照）

別表1 手術給付倍率表

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術（放射線照射および温熱療法を含みます。）をいい、次の表の手術番号1～88を指します。なお、次の(1)から(6)などは、手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 吸引、穿刺などの処置 |
| (2) 神経ブロック |
| (3) 人間ドックなどの検査 |
| (4) 診断のための手術（ただし、開頭生検術、穿頭生検術、開胸生検術、開腹生検術または脊髓生検術は、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。） |
| (5) 美容整形上の手術 |
| (6) 疾病を直接の原因としない不妊手術 |

手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）		20
2. 乳房切断術		20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3. 骨移植術		20
4. 骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）		20
5. 頭蓋骨親血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）		20
6. 鼻骨親血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）		10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節親血手術（歯科治療に伴う歯科手術を除く。）		20
8. 脊椎・骨盤親血手術		20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨親血手術		10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）		20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）		20
12. 四肢骨・四肢関節親血手術（手指・足指を除く。）		10
13. 筋・腱・靱帯親血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）		10
§ 呼吸器・胸部の手術		
14. 慢性副鼻腔炎根本手術		10
15. 喉頭全摘除術		20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）		20
17. 胸郭形成術		20
18. 縦隔腫瘍摘出術		40
§ 循環器・脾の手術		
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術および血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）		20
20. 静脈瘤根本手術		10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		40
22. 心膜切開・縫合術		20
23. 直視下心臓内手術		40
24. 体内用ペースメーカー埋込術		20
25. 脾摘除術		20
§ 消化器の手術		
26. 耳下腺腫瘍摘出術		20
27. 顎下腺腫瘍摘出術		10
28. 食道離断術		40
29. 胃切除術		40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		20
31. 腹膜炎手術		20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓親血手術（開腹術を伴うもの。）		20
33. ヘルニア根本手術		10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術		10
35. 直腸脱根本手術		20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）		20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）		10
§ 尿・性器の手術		
38. 腎移植手術（受容者に限る。）		40

手術番号	手術の種類	給付倍率
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿嚢閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経腔的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術を除く。）		
80.	悪性新生物根治手術	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術	20
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20

特

約

無配当手術給付金付疾病入院特約

別

表

手術番号	手術の種類	給付倍率
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
§ 新生物根治放射線照射		
88. 新生物根治放射線照射（50 グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10

備考

- ① 開胸術
胸腔鏡下手術を含みます。
- ② 開腹術
腹腔鏡下手術を含みます。
- ③ 悪性新生物根治手術
悪性新生物（上皮内がんを含みます。）の根治を目的とした原発病巣に対する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術は、悪性新生物根治手術には該当しません。なお、原発病巣か再発・転移病巣かの診断は、病理組織学的所見による必要があります。

別表2 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 疾病入院給付金の支払い	(1) 疾病入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 疾病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表3 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

特約

無配当手術給付金付疾病入院特約

別表

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当成人病入院特約目次

この特約の特色	754	11 解約等について	766
1 保障の開始について		第21条 特約の解約	766
第1条 特約の責任開始の時	754	第22条 特約の消滅	766
2 給付金の支払いについて		第23条 返戻金	766
第2条 成人病入院給付金の支払い	754	12 被保険者の変更について	767
3 給付金の支払請求手続について		第24条 特約の被保険者の変更	767
第3条 成人病入院給付金の支払請求手続	756	13 その他	
4 保険料の払込免除について		第25条 社員配当金	767
第4条 特約の保険料の払込免除	757	第26条 管轄裁判所	767
5 保険期間および保険料払込期間について		第27条 普通保険約款の規定の準用	767
第5条 特約の保険期間および保険料払込期間	757	14 特則について	
6 保険料の払込みにについて		第28条 特別条件を付ける場合の特則	767
第6条 特約の保険料の払込み	757	第29条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	768
第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	757	第30条 5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付 加する場合の特則	769
第8条 特約の保険料の振替貸付	758	第31条 有期払込高保障終身保険契約に付加する場 合の特則	769
7 失効、失効取消および復活について		第32条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則	769
第9条 特約の失効	758	第33条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	769
第10条 特約の失効取消	758	第34条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	770
第11条 特約の復活	758	第35条 変額保険（終身型）契約または変額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	771
8 告知義務と解除について		第36条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	771
第12条 告知義務	759	第37条 主契約が更新または変更される場合の特則	771
第13条 告知義務違反による解除	759	第38条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	772
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	759	第39条 成人病入院特約等からこの特約に変更する 場合の特則	772
第15条 重大事由による解除	760	第40条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	772
9 内容の変更および更新等について			
第16条 特約の更新	761		
第17条 保険期間が終身の特約への変更	763		
第18条 成人病入院給付金日額の増額	765		
第19条 成人病入院給付金日額の減額	765		
10 復旧について			
第20条 特約の復旧	766		
別表 1 1. 成人病入院給付金の支払対象となる成人病	773		
2. 同一の成人病	773		
別表 2 成人病入院給付金の支払請求に必要な書類	773		

特

約

無配当成人病入院特約

無配当成人病入院特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色

目的・内容	成人病による所定の入院に対する保障
給付金の種類	成人病入院給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 成人病入院給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、成人病入院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して成人病入院給付金をその受取人に支払います。

	支払事由 (成人病入院給付金を支払う場合)	金 額	受取人
成人病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に発病した成人病（別表1★）（以下「成人病」といいます。）を直接の原因とする入院 (2) (1)の成人病の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*3への入院 (4) 入院日数が5日以上継続した入院	1回の入院につき、 (成人病入院給付金日額) × (入院日数－入院開始日) (からその日を含めての4日)	主契約の高度障害保険金受取人

2. 成人病入院給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

*1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

*2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時* ² 前に生じた成人病を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の成人病によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日* ⁴ からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際* ⁵ に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の成人病によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時* ² 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の成人病によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、この特約の保険期間中に成人病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ① この特約の保険期間が満了したとき ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第22条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき	その継続した入院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
(3) 被保険者が、同一の成人病（別表1★）を直接の原因として、成人病入院給付金の支払事由に該当する5日以上入院を2回以上したとき	「成人病入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ① 180日以下 「成人病入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 ② 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
(4) 被保険者が、同一の成人病（別表1★）を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ① この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 ② この特約の保険期間満了* ⁶ 後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。

第2条 補足説明

* 4 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 5 この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第20条）、成人病入院給付金日額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、成人病入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際とします（復旧が行われたときは復旧分または成人病入院給付金日額の増額が行われたときは増額分とします）。

* 6 この特約の保険期間満了

被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによるこの特約の消滅を含みます。

項 目	内 容
(5) 成人病入院給付金の支払限度日数	① 1回の入院について120日とします。 ② 通算して700日とします。
(6) 被保険者が、異なる成人病を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1.の規定を適用します。
(7) 被保険者が、成人病入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる成人病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなします。
(8) 被保険者が、成人病入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる成人病を併発したとき	
(9) 成人病以外の事由を直接の原因とする入院中に、成人病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって成人病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
(10) 継続した入院中に、成人病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その成人病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
(11) 成人病入院給付金が支払われるべき入院中に、成人病入院給付金日額が減額（第19条）されたとき	成人病入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する成人病入院給付金の支払金額は、減額後の成人病入院給付金日額に基づいて計算します。
(12) 成人病入院給付金が支払われるべき入院中に、成人病入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する成人病入院給付金は、変更後の受取人に支払います。
(13) 成人病入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき成人病入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき成人病入院給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表1（P.773参照）

3 給付金の支払請求手続について

第3条 成人病入院給付金の支払請求手続

1. 成人病入院給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 成人病入院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.773参照）

4 保険料の払込免除について

第4条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
- 第6条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第5条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

6 保険料の払込みについて

第6条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第5条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
- 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
 - (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。
- この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当

第6条 補足説明

- * 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料
- 本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

日以後猶予期間満了日までに、この特約による成人病入院給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 成人病入院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第8条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による成人病入院給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に成人病入院給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	成人病入院給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第20条）、成人病入院給付金日額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、成人病入院給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第20条）、成人病入院給付金日額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除（復旧が行われたときは復旧分または成人病入院給付金日額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、成人病入院給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 成人病入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに成人病入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、成人病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、成人病入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第20条）、成人病入院給付金日額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に成人病入院給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、成人病入院給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、成人病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その成人病入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 成人病入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに成人病入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

第14条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、成人病入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、成人病入院給付金日額の増額または被保険者の変更の日とします。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新等について

第16条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

(2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1.の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3.-(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第16条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

特

約

無配当成人病人院特約

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第7条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第7条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の成人病入院給付金日額	① 更新前特約の保険期間満了日の成人病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の成人病入院給付金日額を変更して更新することができます。 ② この特約の更新の際に主契約に付加された5年ごと利差配当付定期保険特約等*3が更新されないときまたは5年ごと利差配当付逓減定期保険特約の更新もしくは5年ごと利差配当付定期保険特約への変更が行われないときは、第19条（成人病入院給付金日額の減額）の2.の規定を準用して取り扱います。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. - (2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第2条）、保険料の払込免除（第4条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および特約の消滅（第22条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－③の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第17条 保険期間が終身の特約への変更

- 第5条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当成人病入院特約に変更することができます。

第16条 補足説明

* 3 5年ごと利差配当付定期保険特約等

次の(1)から(13)をいいます。

- 5年ごと利差配当付定期保険特約
- 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
- 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
- 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
- 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
- 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
- 定期保険特約
- 生存給付金付定期保険特約
- 養老保険増額特約
- 長期生活保障特約
- 特定疾病保障定期保険特約
- 介護・特定疾病定期保険特約

第17条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

- 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

- (1) この特約の保険料の払込みが免除（第4条）されていないこと
- (2) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
- (3) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

2. 保険期間が終身の無配当成人病入院特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の第1回保険料の払込み	① 特約変更日*1が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱います。 ア. 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*2の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㍑ 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 ㍒ ㍑にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ② 特約変更日*1が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*2の給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第4条） ウ. 主契約の保険金・給付金の支払事由 エ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。

第17条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当成人病入院特約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2の成人病入院給付金日額	主契約の保険料払込期間満了日*3の変更前特約の成人病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の成人病入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第2条)、保険料の払込免除(第4条)、告知義務違反による解除(第13条・第14条)および特約の消滅(第22条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条 成人病入院給付金日額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て成人病入院給付金日額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の成人病入院給付金日額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 成人病入院給付金日額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(成人病入院給付金の支払い)の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 成人病入院給付金日額が増額された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

第19条 成人病入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって成人病入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の成人病入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約の保険金額*1の減額または主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の短縮による主契約の保険金額*1の減額により減額後の主契約の保険金額*1に対する成人病入院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで成人病入院給付金日額を減額します。
3. 成人病入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第17条 補足説明

* 3 主契約の保険料払込期間満了日

次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日(年単位)の前日とします。

- (1) 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- (2) 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- (3) 主契約の保険料払込方法(回数)が一時払のとき

第19条 補足説明

* 1 主契約の保険金額

社員配当金により増額された保険金額は含みません。また、被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第23条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 成人病入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

10 復旧について

第20条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（成人病入院給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第21条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第22条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約による成人病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき
- (5) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第23条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

第22条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第21条）されたとき
- (3) 第22条（特約の消滅）の(2)または(4)の規定により消滅したとき

2. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 被保険者の変更について

第24条 特約の被保険者の変更

1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者の変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者の変更されたものとします。
2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（成人病入院給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
- (2) この特約の被保険者の変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 その他

第25条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第26条 管轄裁判所

この特約における成人病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第28条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つの特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 成人病入院給付金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が成人病入院給付金の支払事由（第2条）に該当し、成人病入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について成人病入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。

第28条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新（第16条・第37条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第16条（特約の更新）の1. および第37条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 成人病入院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第16条（特約の更新）の1. および第37条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた成人病入院給付金の削減支払の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第17条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第17条（保険期間が終身の特約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 成人病入院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第17条（保険期間が終身の特約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた成人病入院給付金の削減支払の条件は適用されません。

- (4) 第18条（成人病入院給付金日額の増額）の規定にかかわらず、成人病入院給付金日額の増額は取り扱いません。ただし、成人病入院給付金の削減期間経過後は取り扱います。
- (5) 第20条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後または主契約の保険金額*3の減額後2年を経過した後は、この特約の復旧は取り扱いません。
- (6) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、成人病入院給付金の削減期間経過後は取り扱います。

第29条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

第28条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当成人病入院特約をいいます。

*3 主契約の保険金額

生存給付金付終身保険契約については基準保険金額、個人年金保険契約または新個人年金保険契約については年金額とします。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（成人病入院給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（成人病入院給付金の支払い）の2. ー(3)中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第19条（成人病入院給付金日額の減額）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 主契約の年金額*1の減額または主契約の年金の種類、年金支払期間もしくは保険期間の変更による主契約の年金額*1の減額により成人病入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで成人病入院給付金日額を減額します。
- (5) 第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
(1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (6) 第23条（返戻金）の1. 中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第29条 補足説明***1 主契約の年金額**

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第30条 5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加するときは、第19条（成人病入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第31条 有期払込高保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を有期払込高保障終身保険契約に付加するときは、第19条（成人病入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基準保険金額」と読み替えます。

第32条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第4条（特約の保険料の払込免除）の3. の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第33条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（成人病入院給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第2条（成人病入院給付金の支払い）の2. ー(2)ー②を次のとおり読み替えます。

- ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第22条（特約の消滅）の(1)もしくは(2)または第33条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(6)の規定により、この特約が消滅したとき

- (4) 第2条（成人病入院給付金の支払い）の2. ー(3)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(13) 成人病入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき成人病入院給付金がある場合で、その支払前に第1被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき成人病入院給付金をそれぞれ第2被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

- (5) 第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (6) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第34条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の(1)から(7)のとおり取り扱います。
- (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
- (2) 第2条（成人病入院給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（成人病入院給付金の支払い）の2. -(13)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(13) 成人病入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき成人病入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき成人病入院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- (4) 第19条（成人病入院給付金日額の減額）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 主契約の年金額*1の減額または主契約の年金支払開始日の前日の年金の種類、年金の型、年金支払開始日、年金支払期間もしくは保険料払込期間の変更による主契約の年金額*1の減額により成人病入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで成人病入院給付金日額を減額します。
- (5) 第22条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 第23条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。
2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第23条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」と読み替えます。

第34条 補足説明

* 1 主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第35条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第19条（成人病入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (3) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第36条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第37条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとして扱います。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の成人病入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の成人病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の成人病入院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第2条)、保険料の払込免除(第4条)、告知義務違反による解除(第13条・第14条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第7条)および特約の消滅(第22条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第36条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第38条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するとき、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第39条 成人病入院特約等からこの特約に変更する場合の特則

1. 会社が保険契約者の請求による成人病入院特約等*1からこの特約への変更を承諾した場合には、会社は、次のいずれか遅い時からこの特約上の責任を開始します。

- (1) 被保険者に関する告知を受けた時
- (2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った時

2. 変更前特約*1により支払われた成人病入院給付金の支払日数は、この特約の成人病入院給付金の支払限度日数の計算に算入します。
3. この特約について、次のいずれかの事由が生じた場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の1.の変更は行われなかったものとし、変更前特約*1とこの特約の保険料の差額その他について精算します。

- (1) 変更の際の告知義務違反によりこの特約が解除される場合
- (2) この特約の責任開始の時*2前に原因が生じていたことにより、この特約による成人病入院給付金が支払われない場合またはこの特約の保険料の払込みが免除されない場合

4. 変更前特約*1に生じた解除の原因は、この特約にも同一の状態を引き継がれるものとし、

第40条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による成人病入院給付金日額がこの特約による成人病入院給付金日額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

(注) 付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第39条 補足説明

*1 成人病入院特約等

次の(1)から(5)をいいます。本条において「変更前特約」といいます。

- (1) 成人病入院特約
- (2) 成人病入院特約 (52)
- (3) 成人病入院特約 (56)
- (4) 成人病入院特約 (62)
- (5) 成人病入院特約 (05)

*2 この特約の責任開始の時

本条の1.の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

第40条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 普通定期保険契約
- (4) 長期生活保障保険契約

別表 1

1. 成人病入院給付金の支払対象となる成人病

成人病入院給付金の支払対象となる成人病の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

成人病の種類	分類項目	基本分類表番号
(1) 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物	170～175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	上皮内癌	230～234
(2) 糖尿病	その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の糖尿病	250
(3) 心疾患	慢性リウマチ性心疾患	393～398
	虚血性心疾患	410～414
	肺循環疾患	415～417
	その他の型の心疾患	420～429
(4) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	401～405
(5) 脳血管疾患	脳血管疾患	430～438

2. 同一の成人病

1. の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)に属する疾病は、それぞれ病名が異なる場合であってもこれを同一の成人病として取り扱います。また、異なる分類項目に属する疾病であっても医学上密接な関係にある一連の疾病は、これを同一の成人病として取り扱います。例えば、高血圧性疾患とこれに起因する脳血管疾患等をいいます。

別表 2 成人病入院給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
成人病入院給付金の支払い	(1) 成人病入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 成人病入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 成人病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当災害割増特約目次

この特約の特色	775	11 解約等について	
1 保障の開始について		第21条 特約の解約	785
第1条 特約の責任開始の時	775	第22条 特約の消滅	785
2 保険金の支払いについて		第23条 返戻金	785
第2条 災害保険金の支払い	775	12 被保険者の変更について	
第3条 免責事由	776	第24条 特約の被保険者の変更	786
3 保険金の支払請求手続について		13 その他	
第4条 災害保険金の支払請求手続	777	第25条 社員配当金	786
4 保険料の払込免除について		第26条 管轄裁判所	786
第5条 特約の保険料の払込免除	777	第27条 普通保険約款の規定の準用	786
5 保険期間および保険料払込期間について		14 特則について	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	778	第28条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に 付加する場合の特則	786
6 保険料の払込みについて		第29条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	787
第7条 特約の保険料の払込み	778	第30条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	787
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	778	第31条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	787
第9条 特約の保険料の振替貸付	778	第32条 変額保険（終身型）契約または変額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	788
7 失効、失効取消および復活について		第33条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	788
第10条 特約の失効	779	第34条 主契約が更新または変更される場合の特則	788
第11条 特約の失効取消	779	第35条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	789
第12条 特約の復活	779	第36条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	789
8 告知義務と解除について		第37条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契 約に付加する場合の特則	790
第13条 告知義務	779	第38条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契 約に指定代理請求特約または指定代理請求 特約（2016）が付加されていない場合の 特則	790
第14条 告知義務違反による解除	780		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	780		
第16条 重大事由による解除	780		
9 内容の変更および更新について			
第17条 特約の更新	781		
第18条 災害保険金額の増額	784		
第19条 災害保険金額の減額	784		
10 復旧について			
第20条 特約の復旧	785		
別表 1 対象となる不慮の事故	791		
別表 2 対象となる高度障害状態	792		
別表 3 災害保険金の支払請求に必要な書類	792		
別表 4 感染症	793		

無配当災害割増特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故もしくは所定の感染症による死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	災害保険金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第2条 災害保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、災害保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して災害保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（災害保険金を支払う場合）	金 額	受取人
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表4★）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人
	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表2★）になったとき (2) この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表4★）を直接の原因として高度障害状態（別表2★）になったとき		主契約の高度障害保険金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. 災害保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、災害保険金の支払事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表2★）になったとき ② その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表4★）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態（別表2★）になったとき
(2) 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表2★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、災害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に災害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第34条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ① この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと ② その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと。ただし、不慮の事故（別表1★）による傷害を原因とするときは、その事故の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。
(3) 「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」の支払事由が生じた場合で、その支払前に「死亡による災害保険金」の支払請求を受け、「死亡による災害保険金」が支払われるとき	「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものと取り扱い、「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」は支払いません。
(4) 災害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1（P.791参照）、別表2（P.792参照）、別表4（P.793参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、災害保険金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても災害保険金を支払わない場合）	
災害保険金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 災害保険金の受取人の故意または重大な過失
	(4) 被保険者の犯罪行為
	(5) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 災害保険金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害保険金の金額の一部または全部を支払います。

3 保険金の支払請求手続について

第4条 災害保険金の支払請求手続

1. 災害保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 災害保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この特約が次の契約形態の場合で、災害保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、災害保険金の受取人は、災害保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
災害保険金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 災害保険金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類 ① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 ② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.792参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

特

約

無配当災害割増特約

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3. 第7条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による災害保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

第7条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消^{*1}の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料^{*2}を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料^{*2}が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消^{*1}の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間^{*3}中にこの特約による災害保険金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料^{*2}が延滞保険料払込期間^{*3}中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料^{*2}が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間^{*3}中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間 ^{*3} 中に災害保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	災害保険金を支払うときは、延滞保険料 ^{*2} を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料 ^{*2} に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活^{*1}の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活^{*1}の申込みがあったものとしてします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活^{*1}を承諾したときは、普通保険約款の復活^{*1}の規定を準用して、この特約の復活^{*1}の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（災害保険金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 災害保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに災害保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、災害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人が証明したときは、会社は、災害保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または災害保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡による災害保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、災害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その災害保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱いします。

- (1) 災害保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに災害保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱いします。

9 内容の変更および更新について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱いします。

第16条 補足説明

* 1 保険金

この特約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 災害保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが災害保険金の受取人のみであり、その災害保険金の受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害保険金をいいます。

第17条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)－②にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. 一(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条 災害保険金額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て災害保険金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の災害保険金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 災害保険金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 災害保険金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第19条 災害保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 災害保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第21条）されたものとして取り扱います。
- (2) 災害保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

10 復旧について

第20条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第21条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第22条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ってこの特約の災害保険金を支払わないときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第23条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支

第22条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- ② 解除または解約（第21条）されたとき
- ③ 第22条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

- (2) 本条の(1)の規定にかかわらず、第16条（重大事由による解除）の1. - (4)の規定によってこの特約を解除した場合で、災害保険金の一部の受取人に対して第16条（重大事由による解除）の2. - (1)または(2)の規定を適用し災害保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害保険金に対応する部分については本条の(1)の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
- (3) 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
- (4) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 被保険者の変更について

第24条 特約の被保険者の変更

- 1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者の変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者の変更されたものとします。
- 2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
- (2) この特約の被保険者の変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 その他

第25条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第26条 管轄裁判所

この特約における災害保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第28条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則

- 1. この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険契約等*1に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- 2. この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満

第28条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等

次の(1)から(8)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通終身保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約
- (3) 生存給付金付終身保険契約
- (4) 有期払込高保障終身保険契約
- (5) 有期払込普通終身保険契約
- (6) 普通終身保険契約
- (7) 有期払込終身保険契約
- (8) 特別終身年金保険契約

了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第5条（特約の保険料の払込免除）の3.の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第29条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（災害保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (4) 第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第30条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（災害保険金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- (3) この特約の保険期間の終期は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、第1被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (4) 第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (5) この特約の災害保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の災害保険金の受取人は次のとおりとします。
 - ① 主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
 - ② 主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第2被保険者
 - ③ 主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第1被保険者
 - ④ 主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第1被保険者
- (6) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第31条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
- (2) 第2条（災害保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) この特約の保険期間の終期は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (4) 第22条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (5) 第23条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第23条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第32条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

1. この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (2) この特約については特別勘定による運用は行いません。

2. この特約を変額保険（終身型）契約に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第33条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第34条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとしします。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。

第33条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第35条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
- ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第36条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による災害保険金額がこの特約による災害保険金額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、災害保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第36条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付逡減定期保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約
- (5) 普通定期保険契約
- (6) 長期生活保障保険契約

第37条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（災害保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (3) 第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第38条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」の受取人が被保険者の場合で、その災害保険金の受取人がその災害保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者がその災害保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている「死亡による災害保険金」の受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する「死亡による災害保険金」の受取人が2人以上いるときは、その災害保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が災害保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により、会社が災害保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその災害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 災害保険金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害保険金を支払いません。

★別表2（P.792参照）、別表3（P.792参照）

第38条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 対象となる高度障害状態

災害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。
	(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1）
	(2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2）
	(3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注3）
	(4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注4）
	(5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注4）
	(6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注4）
	(7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注4）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

別表3 災害保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
災害保険金の支払い	死亡保険金、高度障害保険金、死亡年金、高度障害年金、死亡給付金または高度障害給付金の支払請求に必要とする書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 (1) 災害保険金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特
約
無
配
当
災
害
割
増
特
約

別
表

無配当通院特約目次

この特約の特色	795	11 復旧について	
1 保障の開始について		第22条 特約の復旧	810
第1条 特約の責任開始の時	795	12 解約等について	
2 被保険者および特約の型について		第23条 特約の解約	810
第2条 この特約の被保険者および特約の型	795	第24条 特約の消滅	810
3 給付金の支払いについて		第25条 返戻金	811
第3条 通院給付金の支払い	795	13 被保険者の変更について	
第4条 免責事由	799	第26条 特約の被保険者の変更	811
4 給付金の支払請求手続について		14 その他	
第5条 通院給付金の支払請求手続	800	第27条 社員配当金	811
5 保険料の払込免除について		第28条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	811
第6条 特約の保険料の払込免除	800	第29条 管轄裁判所	811
6 保険期間および保険料払込期間について		第30条 普通保険約款の規定の準用	812
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	801	15 特則について	
7 保険料の払込みについて		第31条 特別条件を付ける場合の特則	812
第8条 特約の保険料の払込み	801	第32条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	813
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	801	第33条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則	814
第10条 特約の保険料の振替貸付	801	第34条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	814
8 失効、失効取消および復活について		第35条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	815
第11条 特約の失効	802	第36条 変額保険（終身型）契約または変額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	815
第12条 特約の失効取消	802	第37条 災害入院特約（62）等が付加されている主 契約に付加する場合の特則	816
第13条 特約の復活	802	第38条 手術給付金付疾病入院特約（62）等が付加 されている主契約に付加する場合の特則	816
9 告知義務と解除について		第39条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	816
第14条 告知義務	802	第40条 主契約が更新または変更される場合の特則	816
第15条 告知義務違反による解除	802	第41条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	817
第16条 告知義務違反による解除ができないとき	803	第42条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	817
第17条 重大事由による解除	803	第43条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、 「本人・妻型」または「本人・子型」の場 合の特則	818
10 内容の変更および更新等について			
第18条 特約の更新	804		
第19条 保険期間が終身の特約への変更	807		
第20条 通院給付金日額の増額	809		
第21条 通院給付金日額の減額	809		
別表1 通院給付金の支払請求に必要な書類	821		
別表2 特定部位および指定疾病一覧表	821		
別表3 感染症	822		

無配当通院特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2023.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の通院に対する保障
給付金の種類	通院給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が付加された主たる保険契約に限って付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 給付金の支払いについて

第3条 通院給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、通院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して通院給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

特

約

無配当通院特約

	支払事由(通院給付金を支払う場合)	金 額	受取人
通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす通院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害または疾病*3を直接の原因として「無配当災害入院特約または災害入院特約(06)」による災害入院給付金または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約(06)」による疾病入院給付金が支払われる入院をし、その入院の直接の原因となった傷害または疾病*3の治療を直接の目的とする通院 (2) 病院または診療所*4への通院 (3) (1)に定める入院の退院日*5の翌日からその日を含めて120日の期間(以下「通院期間*6」といいます。)内における通院	1回の入院の 退院後の通院につき、 (通院給付金日額) × (通院日数)	主契約の高度障害保険金受取人

2. 通院給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた傷害または疾病*3を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日*7からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際*8に、会社が、告知(第14条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。

第3条 補足説明

* 1 通院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*4において、医師^Aによる治療^Bを入院によらないで受けることをいいます(往診を含みます)。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 2 特約の責任開始の時

第1条(特約の責任開始の時)の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活(第13条)が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所^A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術

項 目	内 容
(2) 被保険者が、次のいずれかの事由が生じた日を含む通院期間中に通院をしたとき ① この特約の保険期間が満了したとき ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき ③ 「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」による災害入院給付金の支払日数または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」による疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき	その通院期間中の通院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。

を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 5 退院日

被保険者が、本条の1. ー(1)に規定する入院を2回以上した場合で、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」の規定により1回の入院とみなされるときは、最終の入院^Aの退院日を本条の1. ー(3)の退院日とみなします。

A：災害入院給付金または疾病入院給付金の支払日数が120日に達したときは、その支払日数が120日に達した日を含んだ入院をいいます。

* 6 通院期間

被保険者が、本条の1. ー(1)に規定する入院を2回以上した場合で、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」の規定により1回の入院とみなされるときは、最初の入院の退院日後、最終の入院^Aの入院日までの期間についても通院期間とみなします。

A：災害入院給付金または疾病入院給付金の支払日数が120日に達したときは、その支払日数が120日に達した日を含んだ入院をいいます。

* 7 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 8 この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第22条）、通院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、通院給付金日額の増額または被保険者の変更の際とします（復旧が行われたときは復旧分または

項 目	内 容
(3) 被保険者が、この特約の保険期間中に本条の1. -(1)に規定する入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ① 「無配当災害入院特約または災害入院特約 (06)」、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約 (06)」またはこの特約の保険期間が満了したとき ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、「無配当災害入院特約または災害入院特約 (06)」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約 (06)」が消滅したとき ③ 「無配当災害入院特約または災害入院特約 (06)」による災害入院給付金の支払日数または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約 (06)」による疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、「無配当災害入院特約または災害入院特約 (06)」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約 (06)」が消滅したとき	その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
(4) 通院給付金の支払限度日数	① 1回の入院の退院後の通院* ⁹ について30日とします。 ② 通算して700日とします。

通院給付金日額の増額が行われたときは増額分とします)。

*** 9 1回の入院の退院後の通院**

「無配当災害入院特約または災害入院特約 (06)」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約 (06)」の規定により1回の入院とみなされる入院の退院後の通院を含みます。

項 目	内 容
(5) 被保険者が、本条の1. ー(1)に規定する入院の 開始時に、異なる傷害 または疾病*3を併発し ていたとき	その異なる傷害または疾病*3について、入院の必要性がある場合*10には、その異なる傷害または疾病*3の治療を直接の目的とする通院も通院給付金の支払事由に定める通院に含めます。
(6) 被保険者が、本条の1. ー(1)に規定する入院中 に、異なる傷害または 疾病*3を併発したとき	
(7) 被保険者が、「無配当災 害入院特約または災害 入院特約（06）」によ る災害入院給付金また は「無配当手術給付金 付疾病入院特約または 手術給付金付疾病入院 特約（06）」による疾 病入院給付金が支払わ れる入院日に通院給付 金の支払事由に該当す る通院をしたとき	その入院日の通院に対する通院給付金は支払いません。
(8) 被保険者が、同一の日 に2回以上の通院をし たとき	1回の通院をしたものとみなします。
(9) 被保険者が、2つ以上 の事由の治療を目的と する1回の通院をした とき	
(10) 通院給付金が支払われ るべき通院期間中に、 通院給付金日額が減額 （第21条）されたとき	通院給付金日額が減額された日以後の通院日に対する通院給付金の支払金額は、減額後の通院給付金日額に基づいて計算します。
(11) 通院給付金が支払われ るべき通院期間中に、 通院給付金の受取人が 変更されたとき	変更日以後の通院日に対する通院給付金は、変更後の受取人に支払います。
(12) 通院給付金の支払事由 が生じ、支払うべき通 院給付金がある場合で、 その支払前に被保険者 の死亡による主契約の 死亡保険金の支払請求 があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき通院給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

第3条 補足説明

* 10 入院の必要性がある場合

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所^{*4}に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念する場合があります。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な場合に限りま

す。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

第4条 免責事由

- 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、通院給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても通院給付金を支払わない場合）	
通院給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって通院給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、通院給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 通院給付金の支払請求手続

1. 通院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 通院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表1★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表1（P.821参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
3. 第8条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

第4条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第23条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による通院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 通院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

第8条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

8 失効、失効取消および復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による通院給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に通院給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	通院給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、通院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、通院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを

第12条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

告げるときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または通院給付金日額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。

2. 会社は、通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 通院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、通院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、通院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第16条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、通院給付金日額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、通院給付金日額の増額または被保険者の変更の日とします。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、通院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その通院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 通院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新等について

第18条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。ただし、主契約に付加された「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が更新されないときは、この特約の更新の取扱いをしません。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第17条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

第18条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日* ¹ の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日* ¹ の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

特

約

無配当通院特約

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の通院給付金日額	① 更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の通院給付金日額を変更して更新することができます。 ② この特約の更新の際に主契約に付加された5年ごと利差配当付定期保険特約等*3が更新されないときまたは5年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは逓減定期保険特約の更新もしくは5年ごと利差配当付定期保険特約もしくは定期保険特約への変更が行われないときは、第21条（通院給付金日額の減額）の2.の規定を準用して取り扱います。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1.-(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－③の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条 保険期間が終身の特約への変更

- 第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当通院特約に変更することができます。ただし、主契約に付加された「無配当災害入院特約または災

第18条 補足説明

* 3 5年ごと利差配当付定期保険特約等

次の(1)から(13)をいいます。

- 5年ごと利差配当付定期保険特約
- 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
- 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
- 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
- 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
- 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
- 定期保険特約
- 生存給付金付定期保険特約
- 養老保険増額特約
- 長期生活保障特約
- 特定疾病保障定期保険特約
- 介護・特定疾病定期保険特約

第19条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

- 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

害入院特約（06）」が保険期間が終身の無配当災害入院特約へ、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が保険期間が終身の無配当手術給付金付疾病入院特約へそれぞれ変更されないときは、この特約の保険期間が終身の無配当通院特約への変更は取り扱いません。

- | |
|---|
| (1) この特約の保険料の払込みが免除（第6条）されていないこと
(2) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
(3) この特約の最終の保険料が払い込まれていること |
|---|

2. 保険期間が終身の無配当通院特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の第1回保険料の払込み	① 特約変更日*1が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱います。 ア. 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*2の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 (ア) 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 (イ) (ア)にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ② 特約変更日*1が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*2の給付金の支払事由（第3条・第4条） イ. 変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第6条） ウ. 主契約の保険金・給付金の支払事由 エ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。

第19条 補足説明

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当通院特約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2の通院給付金日額	主契約の保険料払込期間満了日*3の変更前特約の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の通院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条 補足説明

* 3 主契約の保険料払込期間満了日

次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

- (1) 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- (2) 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- (3) 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

第20条 通院給付金日額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て通院給付金日額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の通院給付金日額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 通院給付金日額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（通院給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 通院給付金日額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第21条 通院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって通院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の通院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約に付加された無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）の疾病入院給付金日額が減額されたことにより減額後の疾病入院給付金日額に対する通院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで通院給付金日額を減額します。
3. 通院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第25条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 通院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

11 復旧について

第22条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（通院給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第23条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第24条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が(1)または(2)以外の事由によって消滅したとき
- (4) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (5) この特約による通院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき
- (6) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第24条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

第25条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
- (2) 解除または解約（第23条）されたとき
- (3) 第24条（特約の消滅）の(2)、(3)または(5)の規定により消滅したとき

2. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について**第26条 特約の被保険者の変更**

1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者の変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者の変更されたものとします。
2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（通院給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
- (2) この特約の被保険者の変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 その他**第27条 社員配当金**

この特約に対する社員配当金はありません。

第28条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の通院給付金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化*2

2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの特約を解約（第23条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第29条 管轄裁判所

この特約における通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟につい

第28条 補足説明***1 変更日**

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

***2 医療技術または医療環境の変化**

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

ては、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第30条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第31条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 通院給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が通院給付金の支払事由（第3条）に該当し、通院給付金を支払うべきときは、通院日各日について通院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表3★）によって支払事由に該当したときは、通院給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表2★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が通院したときは、これに対応する通院給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表3★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。

(1) この特約が効力を失ったとき（第11条）は、第13条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

(2) この特約の更新（第18条・第40条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第18条（特約の更新）の1. および第40条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 通院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第18条（特約の更新）の1. および第40条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた通院給付金の削減支払の条件は適用されません。

第31条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第19条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第19条（保険期間が終身の特約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 通院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第19条（保険期間が終身の特約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約* ² には変更前特約に適用されていた通院給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約* ² には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約* ² には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 第20条（通院給付金日額の増額）の規定にかかわらず、通院給付金日額の増額は取り扱いません。ただし、通院給付金の削減期間または特定部位または指定疾病についての不担保期間経過後は取り扱います。
- (5) 第22条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後または主契約の保険金額*³の減額後2年を経過した後は、この特約の復旧は取り扱いません。
- (6) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、通院給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表2（P.821参照）、別表3（P.822参照）

第32条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

第31条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当通院特約をいいます。

*3 主契約の保険金額

生存給付金付終身保険契約については基準保険金額、個人年金保険契約または新個人年金保険契約については年金額とします。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（通院給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第3条（通院給付金の支払い）の2. ー(12)中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第24条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
(1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (5) 第25条（返戻金）の1. 中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。
- (6) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の4. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第33条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第6条（特約の保険料の払込免除）の3. の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第34条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
ただし、第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあつては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（通院給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第3条（通院給付金の支払い）の2. ー(2)ー②を次のとおり読み替えます。

② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)もしくは(2)または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(9)の規定により、この特約が消滅したとき

- (4) 第3条（通院給付金の支払い）の2. ー(12)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(12) 通院給付金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に第1被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき通院給付金をそれぞれ第2被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

- (5) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (6) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の2. ー(2)ー②を次のとおり読み替えます。

② 主契約の被保険者が死亡したまたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)、(2)もしくは(6)または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(9)の規定により、この特約が消滅したとき

- (7) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の4. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金もしくは見舞金」と読み替えます。
- (8) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第2被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第14条（告知義務）の1. の規定にかかわらず、妻に関する告知は第2被保険者が行うことを必要とします。この場合、第15条（告知義務違反による解除）および第16条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
- (9) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第35条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。
 - (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
 - (2) 第3条（通院給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
 - (3) 第3条（通院給付金の支払い）の2. ー(12)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(12) 通院給付金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- (4) 第24条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
 - (5) 第25条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
 - (6) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。
2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第25条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第36条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (2) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第37条 災害入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則

この特約を災害入院特約（62）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「災害入院特約（06）」とあるのをすべて「災害入院特約（62）」と、この特約を災害入院特約（05）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「災害入院特約（06）」とあるのをすべて「災害入院特約（05）」とそれぞれ読み替えます。

第38条 手術給付金付疾病入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則

この特約を手術給付金付疾病入院特約（62）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「手術給付金付疾病入院特約（62）」と、この特約を手術給付金付疾病入院特約（05）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「手術給付金付疾病入院特約（05）」とそれぞれ読み替えます。

第39条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第40条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の申出による更新の際に「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
- (2) 主契約の更新または変更の際に「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の通院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の通院給付金日額を変更して更新することができます。

第39条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第41条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
- ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第42条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による通院給付金日額がこの特約による通院給付金日額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
- （注）付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第42条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 普通定期保険契約
- (4) 長期生活保障保険契約

第43条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1. この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された変更後特約（以下「更新後特約等」といいます。）の場合で、更新前特約または変更前特約（以下「更新前特約等」といいます。）の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約の被保険者としてすることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

- (2) この特約の型および被保険者の範囲は、第2条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

- (3) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。

- (4) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。

2. 本条の1. の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の通院給付金の支払いに関して、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（通院給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「責任開始の時」とあるのを「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
- ② 「通院給付金日額」とあるのを「通院給付金日額×0.6」と読み替えます。

- (2) 会社は、被保険者が次のいずれかの事由の生じた日を含む通院期間中に通院をしたときは、その通院期間中の通院について、その事由の生じた日以後も、この特約の保険期間中の通院とみなします。

- ① この特約の保険期間が満了したとき
- ② 主契約の被保険者が死亡し、または普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)、(2)または(6)の規定により、この特約が消滅したとき
- ③ 「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」による主契約の被保険者の災害入院給付金の支払日数または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」による主契約の被保険者の疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき
- ④ この特約による主契約の被保険者の通院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の(5)の規定によりこの特約が消滅したとき
- ⑤ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、この特約の被保険者でなくなったとき

- (3) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に(1)に規定する入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、その事由の生じた日以後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。

第43条 補足説明

- * 1 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

- ① 「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」またはこの特約の保険期間が満了したとき
- ② 主契約の被保険者が死亡し、または普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が消滅したとき
- ③ 「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」による主契約の被保険者の災害入院給付金の支払日数、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」による主契約の被保険者の疾病入院給付金の支払日数またはこの特約による主契約の被保険者の通院給付金の支払日数が通算して700日に達して、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」またはこの特約が消滅したとき
- ④ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」の被保険者でなくなったとき

(4) 第4条（免責事由）の1.の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
- ② (3)から(7)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

3. 本条の1.の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)から(3)のとおり変更を取り扱います。

- (1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。
- (2) 無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）の型の変更により、この特約の型が会社の取扱いの範囲外となった場合には、この特約の型は、無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）の型の変更の時に会社の取扱いの範囲内で変更されたものとします。
- (3) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- ① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
- ② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
- ③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- ④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4. この特約が5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の1. -(1)の条件を満たさなくなったことまたは主契約の保険金が支払われたことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けず、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

- | |
|--|
| (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
(2) この特約による通院給付金の支払事由（本条の2.）が生じていないこと
(3) この特約の被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと
(4) 付加後の特約の通院給付金日額がこの特約の通院給付金日額の6割以下であること |
|--|

5. 更新前特約等の規定によるこの特約の復活、復旧、通院給付金日額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。
6. 第3条（通院給付金の支払い）の2. 一(2)、(3)および(2)、第6条（特約の保険料の払込免除）、第24条（特約の消滅）ならびに第31条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条（通院給付金の支払請求手続）の2. については、必要書類（別表1★）中、「(3) 通院給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(3) 主契約の被保険者の戸籍謄本および通院給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えて準用します。

★別表1（P.821参照）

別表1 通院給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
通院給付金の支払い	(1) 通院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (3) 通院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 通院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表2 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）

特
約無
配
当
通
院
特
約別
表

特定部位および指定疾病
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

別表3 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当長期入院特約目次

この特約の特色	824	12 解約等について	
1 保障の開始について		第23条 特約の解約	837
第1条 特約の責任開始の時	824	第24条 特約の消滅	837
2 被保険者および特約の型について		第25条 返戻金	837
第2条 この特約の被保険者および特約の型	824	13 被保険者の変更について	
3 給付金の支払いについて		第26条 特約の被保険者の変更	838
第3条 長期入院給付金の支払い	824	14 その他	
第4条 免責事由	827	第27条 社員配当金	838
4 給付金の支払請求手続について		第28条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	838
第5条 長期入院給付金の支払請求手続	827	第29条 管轄裁判所	838
5 保険料の払込免除について		第30条 普通保険約款の規定の準用	838
第6条 特約の保険料の払込免除	828	15 特則について	
6 保険期間および保険料払込期間について		第31条 特別条件を付ける場合の特則	839
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	828	第32条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	840
7 保険料の払込みにについて		第33条 5年ごと利差配当付通減定期保険契約に付 加する場合の特則	841
第8条 特約の保険料の払込み	828	第34条 有期払込高保障終身保険契約に付加する場 合の特則	841
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	828	第35条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則	841
第10条 特約の保険料の振替貸付	829	第36条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	841
8 失効、失効取消および復活について		第37条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	842
第11条 特約の失効	829	第38条 変額保険（終身型）契約または変額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	843
第12条 特約の失効取消	829	第39条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	843
第13条 特約の復活	829	第40条 主契約が更新または変更される場合の特則	843
9 告知義務と解除について		第41条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	844
第14条 告知義務	830	第42条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	844
第15条 告知義務違反による解除	830	第43条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、 「本人・妻型」または「本人・子型」の場 合の特則	845
第16条 告知義務違反による解除ができないとき	830		
第17条 重大事由による解除	831		
10 内容の変更および更新等について			
第18条 特約の更新	832		
第19条 保険期間が終身の特約への変更	834		
第20条 長期入院給付金日額の増額	836		
第21条 長期入院給付金日額の減額	836		
11 復旧について			
第22条 特約の復旧	837		
別表1 対象となる不慮の事故	847		
別表2 長期入院給付金の支払請求に必要な書類	847		
別表3 特定部位および指定疾病一覧表	848		
別表4 感染症	849		

無配当長期入院特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の長期入院に対する保障
給付金の種類	長期入院給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 給付金の支払いについて

第3条 長期入院給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、長期入院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して長期入院給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由 (長期入院給付金を支払う場合)	金 額	受取人
長期入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院 ① 不慮の事故（別表1★）による傷害 ② 不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害 ③ 疾病*3 (2) (1)の傷害または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*4への入院 (4) 入院日数が125日以上継続した入院	1回の入院につき、 (長期入院給付金日額) × (入院日数－入院開始日から その日を含めての124日)	主契約の高度障害保険金受取人

2. 長期入院給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日*5からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際*6に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、この特約の保険期間中に長期入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき	その継続した入院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
① この特約の保険期間が満了したとき	
② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき	

第3条 補足説明

* 1 入院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念することを行います。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限りま

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する

特
約

無
配
当
長
期
入
院
特
約

項 目	内 容
(3) 被保険者が、「同一の不慮の事故（別表1★）による傷害」、「同一の不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「同一の疾病*7」を直接の原因として、5日以上継続した入院を2回以上したとき	「最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ① 180日以下 「最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 ② 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
(4) 被保険者が、「同一の不慮の事故（別表1★）による傷害」、「同一の不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「同一の疾病*7」を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ① この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 ② この特約の保険期間満了*8後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。
(5) 長期入院給付金の支払限度日数	① 1回の入院について240日とします。 ② 通算して700日とします。
(6) 長期入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」以外に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」により継続して入院したものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第31条）が適用される入院の開始時に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」を併発していたとき、または入院中に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」を併発したときは、併発した「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
(7) 長期入院給付金の支払事由に該当する入院中に、入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」以外に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」が生じたとき	
(8) 長期入院給付金が支払われるべき入院中に、長期入院給付金日額が減額（第21条）されたとき	長期入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する長期入院給付金の支払金額は、減額後の長期入院給付金日額に基づいて計算します。

診療所^A

(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 5 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 6 この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第22条）、長期入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、長期入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際とします（復旧が行われたときは復旧分または長期入院給付金日額の増額が行われたときは増額分とします）。

* 7 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

* 8 この特約の保険期間満了

被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによるこの特約の消滅を含みます。

項 目	内 容
(9) 長期入院給付金が支払われるべき入院中に、長期入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する長期入院給付金は、変更後の受取人に支払います。
(10) 長期入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき長期入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき長期入院給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表1 (P.847参照)

第4条 免責事由

- 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、長期入院給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても長期入院給付金を支払わない場合）
長期入院給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

- 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって長期入院給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、長期入院給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 長期入院給付金の支払請求手続

- 長期入院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 長期入院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.847参照)

第4条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

特

約

無配当長期入院特約

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
3. 第8条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。
3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第23条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当

第8条 補足説明

- * 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料
- 本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

日以後猶予期間満了日までに、この特約による長期入院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 長期入院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

8 失効、失効取消および復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による長期入院給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に長期入院給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	長期入院給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第12条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、長期入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、長期入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、長期入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または長期入院給付金日額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、長期入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 長期入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに長期入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、長期入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、長期入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、長期入院給付金日額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に長期入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、長期入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、長期入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その長期入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 長期入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに長期入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

第16条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、長期入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、長期入院給付金日額の増額または被保険者の変更の日とします。

第17条 補足説明

*1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新等について

第18条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

(2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1.の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3.-(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第18条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の長期入院給付金日額	① 更新前特約の保険期間満了日の長期入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の長期入院給付金日額を変更して更新することができます。 ② この特約の更新の際に主契約に付加された5年ごと利差配当付定期保険特約等*3が更新されないときまたは5年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは逓減定期保険特約の更新もしくは5年ごと利差配当付定期保険特約もしくは定期保険特約への変更が行われなときは、第21条（長期入院給付金日額の減額）の2.の規定を準用して取り扱います。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1.-(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－③の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条 保険期間が終身の特約への変更

- 第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当長期入院特約に変更することができます。

第18条 補足説明

* 3 5年ごと利差配当付定期保険特約等

次の(1)から(13)をいいます。

- 5年ごと利差配当付定期保険特約
- 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
- 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
- 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
- 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
- 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
- 定期保険特約
- 生存給付金付定期保険特約
- 養老保険増額特約
- 長期生活保障特約
- 特定疾病保障定期保険特約
- 介護・特定疾病定期保険特約

第19条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

- 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

- (1) この特約の保険料の払込みが免除（第6条）されていないこと
- (2) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
- (3) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

2. 保険期間が終身の無配当長期入院特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の第1回保険料の払込み	① 特約変更日*1が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱います。 ア. 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*2の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㍑ 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 ㍒ ㍑にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ② 特約変更日*1が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*2の給付金の支払事由（第3条・第4条） イ. 変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第6条） ウ. 主契約の保険金・給付金の支払事由 エ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。

第19条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当長期入院特約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2の長期入院給付金日額	主契約の保険料払込期間満了日*3の変更前特約の長期入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の長期入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第20条 長期入院給付金日額の増額

- 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て長期入院給付金日額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の長期入院給付金日額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
- 長期入院給付金日額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（長期入院給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 長期入院給付金日額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第21条 長期入院給付金日額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって長期入院給付金日額を減額*1することができます。ただし、会社は、減額後の長期入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 主契約の保険金額*1の減額または主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の短縮による主契約の保険金額*1の減額により減額後の主契約の保険金額*1に対する長期入院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで長期入院給付金日額を減額します。
- 長期入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第19条 補足説明

* 3 主契約の保険料払込期間満了日

次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

- (1) 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- (2) 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- (3) 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

第21条 補足説明

* 1 主契約の保険金額

社員配当金により増額された保険金額は含みません。また、被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第25条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 長期入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

11 復旧について

第22条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（長期入院給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第23条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第24条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約による長期入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき
- (5) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第25条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

第24条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
- (2) 解除または解約（第23条）されたとき
- (3) 第24条（特約の消滅）の(2)または(4)の規定により消滅したとき

2. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について

第26条 特約の被保険者の変更

1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者の変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者の変更されたものとします。
2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（長期入院給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
- (2) この特約の被保険者の変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 その他

第27条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第28条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の長期入院給付金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化*2

2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの特約を解約（第23条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第29条 管轄裁判所

この特約における長期入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第30条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第28条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

15 特則について

第31条 特別条件を付ける場合の特則

- この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 長期入院給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が長期入院給付金の支払事由（第3条）に該当し、長期入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について長期入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、長期入院給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表3★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときは、これに対応する長期入院給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

- 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。

- この特約が効力を失ったとき（第11条）は、第13条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- この特約の更新（第18条・第40条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第18条（特約の更新）の1. および第40条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 長期入院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第18条（特約の更新）の1. および第40条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた長期入院給付金の削減支払の条件は適用されません。

第31条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第19条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第19条（保険期間が終身の特約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 長期入院給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第19条（保険期間が終身の特約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約* ² には変更前特約に適用されていた長期入院給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約* ² には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約* ² には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 第20条（長期入院給付金日額の増額）の規定にかかわらず、長期入院給付金日額の増額は取り扱いません。ただし、長期入院給付金の削減期間または特定部位または指定疾病についての不担保期間経過後は取り扱います。
- (5) 第22条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後または主契約の保険金額*³の減額後2年を経過した後は、この特約の復旧は取り扱いません。
- (6) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、長期入院給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表3（P.848参照）、別表4（P.849参照）

第32条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

第31条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当長期入院特約をいいます。

*3 主契約の保険金額

生存給付金付終身保険契約については基準保険金額、個人年金保険契約または新個人年金保険契約については年金額とします。

第32条 補足説明*** 1 主契約の年金額**

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（長期入院給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第3条（長期入院給付金の支払い）の2. ー(10)中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第21条（長期入院給付金日額の減額）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 主契約の年金額*1の減額または主契約の年金の種類、年金支払期間もしくは保険期間の変更による主契約の年金額*1の減額により長期入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで長期入院給付金日額を減額します。
- (5) 第24条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
(1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (6) 第25条（返戻金）の1. 中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。
- (7) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の4. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第33条 5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加するときは、第21条（長期入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第34条 有期払込高保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を有期払込高保障終身保険契約に付加するときは、第21条（長期入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのを「主契約の基準保険金額」と読み替えます。

第35条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第6条（特約の保険料の払込免除）の3. の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第36条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
ただし、第42条（5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則）にあつては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（長期入院給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第3条（長期入院給付金の支払い）の2. ー(2)ー②を次のとおり読み替えます。

- ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)もしくは(2)または第36条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(9)の規定により、この特約が消滅したとき

- (4) 第3条（長期入院給付金の支払い）の2. ー(10)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(10) 長期入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき長期入院給付金がある場合で、その支払前に第1被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき長期入院給付金をそれぞれ第2被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

- (5) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (6) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の2. -(2)-②を次のとおり読み替えます。

② 主契約の被保険者が死亡しまたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)、(2)もしくは(5)または第36条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(9)の規定により、この特約が消滅したとき

- (7) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の4. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金もしくは見舞金」と読み替えます。
- (8) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第2被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第14条（告知義務）の1. の規定にかかわらず、妻に関する告知は第2被保険者が行うことを必要とします。この場合、第15条（告知義務違反による解除）および第16条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
- (9) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第37条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の(1)から(7)のとおり取り扱います。
- (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
- (2) 第3条（長期入院給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第3条（長期入院給付金の支払い）の2. -(10)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(10) 長期入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき長期入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき長期入院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- (4) 第21条（長期入院給付金日額の減額）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 主契約の年金額*1の減額または主契約の年金支払開始日の前日の年金の種類、年金の型、年金支払開始日、年金支払期間もしくは保険料払込期間の変更による主契約の年金額*1の減額により長期入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで長期入院給付金日額を減額します。
- (5) 第24条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主

第37条 補足説明

* 1 主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

- (6) 第25条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
 - (7) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。
2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第25条（返戻金）中、「責任準備金支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第38条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第21条（長期入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (3) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第39条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第40条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとして扱います。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の長期入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の長期入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の長期入院給付金日額を変更して更新することができます。

第39条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第41条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
- ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第42条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による長期入院給付金日額がこの特約による長期入院給付金日額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

（注）付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第42条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 普通定期保険契約
- (4) 長期生活保障保険契約

第43条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1. この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された変更後特約（以下「更新後特約等」といいます。）の場合で、更新前特約または変更前特約（以下「更新前特約等」といいます。）の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約の被保険者としてすることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

- (2) この特約の型および被保険者の範囲は、第2条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

- (3) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。

- (4) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。

2. 本条の1. の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の給付金の支払いに関して、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（長期入院給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- | |
|---|
| ① 「責任開始の時」とあるのを「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。 |
| ② 「長期入院給付金日額」とあるのを「長期入院給付金日額×0.6」と読み替えます。 |

- (2) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に長期入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院について、その事由の生じた日以後も、この特約の保険期間中の入院とみなします。

- | |
|--|
| ① この特約の保険期間が満了したとき |
| ② 主契約の被保険者が死亡したまたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)、(2)または(5)の規定により、この特約が消滅したとき |
| ③ この特約による主契約の被保険者の長期入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の(4)の規定によりこの特約が消滅したとき |
| ④ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなったとき |

- (3) 第4条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- | |
|--|
| ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。 |
| ② (3)から(7)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。 |

3. 本条の1. の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)および(2)のとおり変更を取り扱います。

- (1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、

第43条 補足説明

- *1 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。

(2) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。 |
|---|

4. この特約が5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の1. -(1)の条件を満たさなくなったことまたは主契約の保険金が支払われたことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けなくて、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと(2) この特約による長期入院給付金の支払事由（本条の2.）が生じていないこと(3) この特約の被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと(4) 付加後の特約の長期入院給付金日額がこの特約の長期入院給付金日額の6割以下であること |
|---|

5. 更新前特約等の規定によるこの特約の復活、復旧、長期入院給付金日額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。
6. 第3条（長期入院給付金の支払い）の2. -(2)および(10)、第6条（特約の保険料の払込免除）、第24条（特約の消滅）ならびに第31条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条（長期入院給付金の支払請求手続）の2. については、必要書類（別表2★）中、「(3) 長期入院給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(3) 主契約の被保険者の戸籍謄本および長期入院給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えて準用します。

★別表2（P.847参照）

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 長期入院給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
長期入院給付金の支払い	(1) 長期入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 長期入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 長期入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表3 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特
約

無
配
当
長
期
入
院
特
約

別
表

無配当特定損傷特約目次

この特約の特色	851	9 内容の変更および更新について	
1 保障の開始について		第17条 特約の更新	856
第1条 特約の責任開始の時	851	第18条 特定損傷給付金額の増額	859
2 給付金の支払いについて		第19条 特定損傷給付金額の減額	860
第2条 特定損傷給付金の支払い	851	10 復旧について	
第3条 免責事由	852	第20条 特約の復旧	860
3 給付金の支払請求手続について		11 解約等について	
第4条 特定損傷給付金の支払請求手続	852	第21条 特約の解約	860
4 保険料の払込免除について		第22条 特約の消滅	861
第5条 特約の保険料の払込免除	852	第23条 返戻金	861
5 保険期間および保険料払込期間について		12 被保険者の変更について	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	853	第24条 特約の被保険者の変更	861
6 保険料の払込みについて		13 その他	
第7条 特約の保険料の払込み	853	第25条 社員配当金	861
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	853	第26条 管轄裁判所	861
第9条 特約の保険料の振替貸付	854	第27条 普通保険約款の規定の準用	862
7 失効、失効取消および復活について		14 特則について	
第10条 特約の失効	854	第28条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	862
第11条 特約の失効取消	854	第29条 5年ごと利差配当付通減定期保険契約に付加する場合の特則	862
第12条 特約の復活	854	第30条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則	862
8 告知義務と解除について		第31条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則	863
第13条 告知義務	854	第32条 主契約が更新または変更される場合の特則	863
第14条 告知義務違反による解除	855	第33条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則	864
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	855	第34条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則	864
第16条 重大事由による解除	855		
別表1 対象となる不慮の事故	865		
別表2 特定損傷給付金の支払請求に必要な書類	865		

無配当特定損傷特約

(実施 1997.1.10 / 改正 2023.4.1)

この特約の特色

目的・内容	不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂の治療に対する保障
給付金の種類	特定損傷給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 特定損傷給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特定損傷給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特定損傷給付金を支払う場合）	金 額	受取人
特定損傷給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす治療 ^{*1} を受けたとき (1) この特約の責任開始の時 ^{*2} 以後に生じた不慮の事故（別表1★）による特定損傷 ^{*3} に対して受けた治療 (2) (1)に定める不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内に受けた治療 (3) 病院または診療所 ^{*4} における治療	特定損傷給付金額	主契約の高度障害 保険金受取人

2. 特定損傷給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特定損傷給付金の支払限度	① 同一の不慮の事故（別表1★）について1回とします。 ② 通算して10回とします。

第2条 補足説明

* 1 治療

医師^Aによる治療^Bをいいます。

A：四肢における骨折または脱臼に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 特定損傷

特定損傷とは、次の(1)から(3)のいずれかをいいます。

(1) 骨折

骨の構造上の連続性が完全また

項 目	内 容
(2) 特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき特定損傷給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表1 (P.865参照)

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、特定損傷給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて特定損傷給付金を支払わない場合）
特定損傷給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって特定損傷給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特定損傷給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 特定損傷給付金の支払請求手続

1. 特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.865参照)

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

は不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

(2) 関節脱臼

関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

(3) 腱の断裂

腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所^A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折または脱臼に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3. 第7条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が60歳となるときは、60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えてときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定損傷給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第7条 補足説明

- *1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第9条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	特定損傷給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、特定損傷給付金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、特定損傷給付金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または特定損傷給付金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定損傷給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、特定損傷給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、特定損傷給付金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、特定損傷給付金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、特定損傷給付金額の増額または被保険者の変更の日とします。

除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特定損傷給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定損傷給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1.の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

第17条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が60歳となるときは、60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

特

約

無配当特定損傷特約

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)－②にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の特定損傷給付金額	① 更新前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特定損傷給付金額を変更して更新することができます。 ② この特約の更新の際に主契約に付加された5年ごと利差配当付定期保険特約等*3が更新されないときまたは5年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは逓減定期保険特約の更新もしくは5年ごと利差配当付定期保険特約もしくは定期保険特約への変更が行われなときは、第19条（特定損傷給付金額の減額）の2.の規定を準用して取り扱います。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1.-(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および特約の消滅（第22条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第17条 補足説明

* 3 5年ごと利差配当付定期保険特約等

次の(1)から(13)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付定期保険特約
- (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
- (3) 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
- (4) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- (5) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
- (6) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
- (7) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
- (8) 定期保険特約
- (9) 生存給付金付定期保険特約
- (10) 養老保険増額特約
- (11) 長期生活保障特約
- (12) 特定疾病保障定期保険特約
- (13) 介護・特定疾病定期保険特約

特
約

無
配
当
特
定
損
傷
特
約

第18条 特定損傷給付金額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て特定損傷給付金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の特定損傷給付金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 特定損傷給付金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定損傷給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 特定損傷給付金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第19条 特定損傷給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特定損傷給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特定損傷給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約の保険金額*1の減額または主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の短縮による主契約の保険金額*1の減額により減額後の主契約の保険金額*1に対する特定損傷給付金額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで特定損傷給付金額を減額します。
3. 特定損傷給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第23条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 特定損傷給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

10 復旧について

第20条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定損傷給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第21条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第19条 補足説明

* 1 主契約の保険金額

社員配当金により増額された保険金額は含みません。また、被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第22条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約による特定損傷給付金の支払回数が通算して10回に達したとき
- (5) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第23条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- ② 解除または解約（第21条）されたとき
- ③ 第22条（特約の消滅）の(2)または(4)の規定により消滅したとき

- (2) 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
- (3) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 被保険者の変更について

第24条 特約の被保険者の変更

1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定損傷給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
- (2) この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 その他

第25条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第26条 管轄裁判所

この特約における特定損傷給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟に

第22条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

特約

無配当特定損傷特約

については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第28条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（特定損傷給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（特定損傷給付金の支払い）の2. -(2)中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第19条（特定損傷給付金額の減額）の2. を次のとおり読み替えます。
 2. 主契約の年金額*1の減額または主契約の年金の種類、年金支払期間もしくは保険期間の変更による主契約の年金額*1の減額により特定損傷給付金額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで特定損傷給付金額を減額します。
- (5) 第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (6) 第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第29条 5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加するときは、第19条（特定損傷給付金額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第30条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の(1)から(7)のとおり取り扱います。
 - (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
 - (2) 第2条（特定損傷給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
 - (3) 第2条（特定損傷給付金の支払い）の2. -(2)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(2) 特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき特定損傷給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第28条 補足説明

* 1 主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

- (4) 第19条（特定損傷給付金額の減額）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 主契約の年金額*1の減額または主契約の年金支払開始日の前日の年金の種類、年金の型、年金支払開始日、年金支払期間または保険料払込期間の変更による主契約の年金額*1の減額により特定損傷給付金額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで特定損傷給付金額を減額します。
- (5) 第22条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 第23条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。
2. この特約を新個人年金保険契約に付加する場合には、本条の1. に規定するほか、第23条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第31条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第32条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとして扱います。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
(2) 更新後特約の特定損傷給付金額	更新前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特定損傷給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第22条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。

第30条 補足説明

* 1 主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第31条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第33条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
- ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
- ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第34条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による特定損傷給付金額がこの特約による特定損傷給付金額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

(注) 付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第34条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 普通定期保険契約
- (4) 長期生活保障保険契約

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 特定損傷給付金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
特定損傷給付金の支払い	(1) 特定損傷給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特

約

無
配
当
特
定
損
傷
特
約

別

表

無配当重度疾病保障特約目次

この特約の特色	867	10 復旧について	
1 保障の開始について		第19条 特約の復旧	876
第1条 特約の責任開始の時	867	11 解約等について	
2 給付金の支払いについて		第20条 特約の解約	876
第2条 重度疾病給付金の支払い	867	第21条 特約の消滅	877
3 給付金の支払請求手続について		第22条 返戻金	877
第3条 重度疾病給付金の支払請求手続	869	12 その他	
4 保険料の払込免除について		第23条 社員配当金	877
第4条 特約の保険料の払込免除	869	第24条 管轄裁判所	877
5 保険期間および保険料払込期間について		第25条 普通保険約款の規定の準用	877
第5条 特約の保険期間および保険料払込期間	869	13 特則について	
6 保険料の払込みにについて		第26条 特別条件を付ける場合の特則	877
第6条 特約の保険料の払込み	869	第27条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	878
第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	870	第28条 5年ごと利差配当付通減定期保険契約に付 加する場合の特則	879
第8条 特約の保険料の振替貸付	870	第29条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	879
7 失効、失効取消および復活について		第30条 変額保険（終身型）契約または変額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	879
第9条 特約の失効	870	第31条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	880
第10条 特約の失効取消	870	第32条 主契約が更新または変更される場合の特則	880
第11条 特約の復活	871	第33条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	880
8 告知義務と解除について		第34条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	881
第12条 告知義務	871	第35条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契 約に指定代理請求特約または指定代理請求 特約（2016）が付加されていない場合の 特則	881
第13条 告知義務違反による解除	871		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	871		
第15条 重大事由による解除	872		
9 内容の変更および更新について			
第16条 特約の更新	873		
第17条 重度疾病給付金額の増額	875		
第18条 重度疾病給付金額の減額	876		
別表1 重度疾病給付金の支払対象となる疾病	883		
別表2 特定障害状態	884		
別表3 精神作用物質の有害な使用および依存症候群	888		
別表4 重度疾病給付金の支払請求に必要な書類	888		

無配当重度疾病保障特約

(実施 1997.6.13 / 改正 2023.4.1)

この特約の特色

目的・内容	慢性的な疾患等による所定の状態に対する保障
給付金の種類	重度疾病給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 重度疾病給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、重度疾病給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して重度疾病給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（重度疾病給付金を支払う場合）	金 額	受取人
重度疾病給付金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に発病した別表1★に定める疾病*2を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ① 特定障害状態（別表2★）のうち、(ア)から(イ)までのいずれかに該当したとき ② 特定障害状態（別表2★）のうち、(ロ)から(イ)までのいずれかに該当し、その特定障害状態（別表2★）がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断確定されたとき (2) この特約の責任開始の時*1以後に発病した疾病*2を原因として、この特約の保険期間中に永続的な人工透析療法を開始したとき	重度疾病給付金額	主契約の高度障害保険金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

精神作用物質（別表3★）の有害な使用および依存症候群を原因としたものを除きます。

特約

無配当重度疾病保障特約

2. 重度疾病給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の保険期間中に別表1★に定める疾病*2を発病した場合、重度疾病給付金の支払事由中、(1)－②に規定する被保険者の状態がその該当した日からその日を含めて180日継続する前に次のいずれかの事由が生じたとき ① この特約の保険期間が満了したとき ② 主契約の高度障害保険金を支払ったことによりこの特約が消滅したとき	その事由が生じた日からその日を含めて180日以内に重度疾病給付金の支払事由中、(1)－②に規定する被保険者の状態に該当したときは、その事由が生じた日に重度疾病給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第16条・第32条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。
(2) 被保険者が、同時に重度疾病給付金の支払事由に複数該当したとき	重度疾病給付金を重複しては支払いません。
(3) 重度疾病給付金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
(4) 被保険者が、次のいずれかに該当したとき ① この特約の責任開始の時*1前に発病した別表1★に定める疾病*2を原因として、重度疾病給付金の支払事由中、(1)に規定する被保険者の状態に該当したとき ② この特約の責任開始の時*1前に発病した疾病*2を原因として、重度疾病給付金の支払事由中、(2)に規定する被保険者の状態に該当したとき	この特約の締結の際に会社の承諾した範囲内で重度疾病給付金を支払います。ただし、告知義務違反（第13条）があったときは、この限りではありません。
(5) 重度疾病給付金の支払事由が生じ、支払うべき重度疾病給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき重度疾病給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表1（P.883参照）、別表2（P.884参照）、別表3（P.888参照）

3 給付金の支払請求手続について

第3条 重度疾病給付金の支払請求手続

1. 重度疾病給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 重度疾病給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.888参照）

4 保険料の払込免除について

第4条 特約の保険料の払込免除

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
3. 第6条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第5条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に主契約の被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

6 保険料の払込みについて

第6条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第5条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えてときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

第6条 補足説明

*1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第20条）されたものとします。

第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による重度疾病給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。

第8条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による重度疾病給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に重度疾病給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	重度疾病給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きします。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第11条 補足説明

*1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第19条）または重度疾病給付金額の増額（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、重度疾病給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第19条）または重度疾病給付金額の増額（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または重度疾病給付金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、重度疾病給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 重度疾病給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません
- (2) すでに重度疾病給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、重度疾病給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生在解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、重度疾病給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第19条）または重度疾病給付金額の増額（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に重度疾病給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、重度疾病給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、重度疾病給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その重度疾病給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 重度疾病給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに重度疾病給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

第14条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧または重度疾病給付金額の増額の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧または重度疾病給付金額の増額の日とします。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新について

第16条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

(2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1.の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3.-(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第16条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第7条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第7条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の重度疾病給付金額	① 更新前特約の保険期間満了日の重度疾病給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の重度疾病給付金額を変更して更新することができます。 ② この特約の更新の際に主契約に付加された5年ごと利差配当付定期保険特約等*³が更新されないときまたは5年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは逓減定期保険特約の更新もしくは5年ごと利差配当付定期保険特約もしくは定期保険特約への変更が行われないときは、第18条（重度疾病給付金額の減額）の2.の規定を準用して取り扱います。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1.-(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第2条)、保険料の払込免除(第4条)および告知義務違反による解除(第13条・第14条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、(1)～③の規定により更新後特約の保険料の払込方法(回数)が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*¹の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日* ¹ の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日* ¹ に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*¹に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)～①に準じて継続したものとして取り扱います。

第16条 補足説明

* 3 5年ごと利差配当付定期保険特約等

次の(1)から(13)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付定期保険特約
- (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
- (3) 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
- (4) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- (5) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
- (6) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
- (7) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
- (8) 定期保険特約
- (9) 生存給付金付定期保険特約
- (10) 養老保険増額特約
- (11) 長期生活保障特約
- (12) 特定疾病保障定期保険特約
- (13) 介護・特定疾病定期保険特約

特
約

無
配
当
重
度
疾
病
保
障
特
約

第17条 重度疾病給付金額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て重度疾病給付金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の重度疾病給付金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 重度疾病給付金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（重度疾病給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 重度疾病給付金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第18条 重度疾病給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって重度疾病給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の重度疾病給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約の保険金額*1の減額または主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の短縮による主契約の保険金額*1の減額により、減額後の主契約の保険金額*1に対する重度疾病給付金額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで重度疾病給付金額を減額します。
3. 重度疾病給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第22条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 重度疾病給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

10 復旧について

第19条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（重度疾病給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第20条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第18条 補足説明

* 1 主契約の保険金額

社員配当金により増額された保険金額は含みません。また、被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第21条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第22条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第20条）されたとき
- (3) 第21条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

2. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他**第23条 社員配当金**

この特約に対する社員配当金はありません。

第24条 管轄裁判所

この特約における重度疾病給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について**第26条 特別条件を付ける場合の特則**

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つの特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 重度疾病給付金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が重度疾病給付金の支払事由（第2条）に該当し、重度疾病給付金を支払うべきときは、重度疾病給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

第21条 補足説明*** 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等**

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

第26条 補足説明*** 1 会社の定める基準に適合しない場合**

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新（第16条・第32条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第16条（特約の更新）の1. および第32条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 重度疾病給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第16条（特約の更新）の1. および第32条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた重度疾病給付金の削減支払の条件は適用されません。

- (3) 第17条（重度疾病給付金額の増額）の規定にかかわらず、重度疾病給付金額の増額は取り扱いません。ただし、重度疾病給付金の削減期間経過後は取り扱います。
- (4) 第19条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後または主契約の保険金額の減額後2年を経過した後は、この特約の復旧は取り扱いません。
- (5) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、重度疾病給付金の削減期間経過後は取り扱います。

第27条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（重度疾病給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（重度疾病給付金の支払い）の2. ー(5)中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第18条（重度疾病給付金額の減額）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 主契約の年金額*1の減額または主契約の年金の種類、年金支払期間もしくは保険期間の変更による主契約の年金額*1の減額により重度疾病給付金額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで重度疾病給付金額を減額します。
- (5) 第21条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
(1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (6) 第22条（返戻金）の1. 中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第27条 補足説明

* 1 主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第28条 5年ごと利差配当付逡減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付逡減定期保険契約に付加するときは、第18条（重度疾病給付金額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第29条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

- この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の(1)から(7)のとおり取り扱います。
 - 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
 - 第2条（重度疾病給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
 - 第2条（重度疾病給付金の支払い）の2. -(5)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(5) 重度疾病給付金の支払事由が生じ、支払うべき重度疾病給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき重度疾病給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- 第18条（重度疾病給付金額の減額）の2. を次のとおり読み替えます。
 - 主契約の年金額*1の減額または主契約の年金支払開始日の前日の年金の種類、年金の型、年金支払開始日、年金支払期間もしくは保険料払込期間の変更による主契約の年金額*1の減額により重度疾病給付金額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで重度疾病給付金額を減額します。
 - 第21条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
 - 第22条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
 - 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。
- この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第22条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第30条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

第29条 補足説明

* 1 主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

- (1) 第18条（重度疾病給付金額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第21条（特約の消滅）および第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (3) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第31条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第32条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとして扱います。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の重度疾病給付金額	更新前特約の保険期間満了日の重度疾病給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の重度疾病給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第2条)、保険料の払込免除(第4条)、告知義務違反による解除(第13条・第14条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第7条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第33条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

第31条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるとときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第34条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による重度疾病給付金額がこの特約による重度疾病給付金額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第35条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 重度疾病給付金の受取人が被保険者の場合で、重度疾病給付金の受取人が重度疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が重度疾病給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人が重度疾病給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

第34条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 普通定期保険契約
- (4) 長期生活保障保険契約

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限りません。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (5) 指定代理請求人は、付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (6) (1)の規定により会社が重度疾病給付金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその重度疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (7) 重度疾病給付金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は重度疾病給付金を支払いません。
- (8) 第13条（告知義務違反による解除）の3. 中、「保険契約者または被保険者」とあるのを「保険契約者、被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。
- (9) 第13条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者」とあるのを「被保険者または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表4（P.888参照）

第35条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表1 重度疾病給付金の支払対象となる疾病

重度疾病給付金の支払対象となる疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ＩＣＤ－１０準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1) 脳血管疾患	脳血管疾患	I 60 ～ I 69
(2) 心疾患	慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺性心疾患および肺循環疾患 その他の型の心疾患	I 05 ～ I 09 I 20 ～ I 25 I 26 ～ I 28 I 30 ～ I 52
(3) 腎疾患	糸球体疾患 腎尿管間質性疾患 腎不全 尿路結石症 腎および尿管のその他の障害	N 00 ～ N 08 N 10 ～ N 16 N 17 ～ N 19 N 20 ～ N 23 N 25 ～ N 29
(4) 肝疾患	ウイルス肝炎 肝疾患	B 15 ～ B 19 K 70 ～ K 77
(5) 糖尿病	糖尿病	E 10 ～ E 14
(6) 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 消化器の悪性新生物 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 骨および関節軟骨の悪性新生物 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 中皮および軟部組織の悪性新生物 乳房の悪性新生物 女性性器の悪性新生物 男性性器の悪性新生物 尿路の悪性新生物 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 00 ～ C 14 C 15 ～ C 26 C 30 ～ C 39 C 40 ～ C 41 C 43 ～ C 44 C 45 ～ C 49 C 50 C 51 ～ C 58 C 60 ～ C 63 C 64 ～ C 68 C 69 ～ C 72 C 73 ～ C 75 C 76 ～ C 80 C 81 ～ C 96 C 97
(7) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10 ～ I 15

特
約

無
配
当
重
度
疾
病
保
障
特
約

別
表

別表2 特定障害状態

特定障害状態とは、別表1に掲げる疾病を原因として、国民年金法施行令第4条の7（昭和61年3月28日政令第53号）別表の障害等級1級または2級に定める程度の障害の状態（下表）をいいます。

- (ア) 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
- (イ) 一上肢のすべての指を欠くもの
- (ウ) 両下肢のすべての指を欠くもの
- (エ) 一下肢を足関節以上で欠くもの
- (オ) 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- (カ) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- (キ) 平衡機能に著しい障害を有するもの
- (ク) そしゃくの機能を欠くもの
- (ケ) 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
- (コ) 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
- (ク) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (シ) 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (ス) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (セ) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- (ソ) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- (タ) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (チ) 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「両眼の視力の和」とは、それぞれの視力を別々に測定した数値を合算したものをいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 聴力の障害

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 聴力レベルのデシベル値は、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値をいいます。

3. 平衡機能の障害

「平衡機能に著しい障害を有するもの」とは、四肢体幹に器質的異常がない場合に、閉眼で起立不能、または、開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない程度のものをいいます。

4. そしゃく機能（嚥下機能を含む）の障害

「そしゃくの機能を欠くもの」とは、口腔内で食物をかみくだくことが不可能であるため、流動食以外は摂取できないもの、食餌が口からこぼれ出るため常に手、器物等でそれを防がなければならないもの、または、そしゃく機能の障害もしくは嚥下困難のため、一日の大半を食事に費やさなければならない程度のものをいいます。

5. 言語機能の障害

「音声または言語機能に著しい障害を有するもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

- ① 音声または言語を喪失するか、または音声もしくは言語機能障害のため意思を伝達するために身ぶりや書字等の補助動作を必要とするもの。
- ② 口唇音、歯音、口蓋音、舌音の4種のうち3種以上が発音不能、または極めて不明瞭なため、日常会話が誰が聞いても理解できないもの。

6. 上肢の障害

- (1) 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいいます。
- (2) 「両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの」とは、両上肢のおや指に加え、両上肢のひとさし指または中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいいます。
- (3) 「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一上肢の3大関節中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。
 - ① 関節の最大他動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの。
 - ② 筋力が著減、または消失しているもの。
- (4) 「上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力等により、指があってもそれができないのほとんど同程度の機能障害があるものをいいます。

7. 下肢の障害

- (1) 「両下肢のすべての指を欠くもの」とは、両下肢の10趾を中足趾関節以上で欠くものをいいます。
- (2) 「一下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一下肢の3大関節中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。
- ① 関節の最大他動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの。
 - ② 筋力が著減、または消失しているもの。
- (3) 「一下肢を足関節以上で欠くもの」とは、リスフラン関節以上で欠くものをいいます。

8. 体幹の障害

「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内においては杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、屋外ではこれらに補助用具の助けをかりる必要がある程度の障害をいいます。

9. 日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の身体の機能の障害

「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

- ① 両耳の平均聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、次の式により算出した語音明瞭度の最も高い値（最良語音明瞭度）が30%以下のもの。

$$\text{語音明瞭度} = \frac{\text{正答語音数}}{\text{検査語数}} \times 100 (\%)$$

- ② 両上肢または両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの、または、一上肢および一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの。「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常動作のほとんどが一人で全くできない場合、または、一人でできてもうまくできない場合の状態をいいます。
- ③ 四肢の機能に障害を残すもの。「機能に障害を残すもの」とは、日常動作の一部が一人で全くできない場合、または、一人でできてもうまくできない場合の状態をいいます。
- ④ 人工肛門を造設し、かつ、人工膀胱の造設または尿路変更術を行ったもの、または、人工肛門を造設し、かつ、完全尿失禁状態にあるものまたはカテーテル留置もしくは自己導尿の常時施行を必要とするもの。

10. 日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の病状

「長期にわたる安静が必要な症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、以下に疾患別に例示する程度のものをいいます。なお、以下の「(2)腎疾患、(3)肝疾患、(4)悪性新生物、(5)高血圧性疾患」における「一般状態区分」とは、次のものをいいます。

一般状態区分

- a. 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえる
- b. 軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできる。例えば、軽い家事、事務など
- c. 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもある。軽労働はできないが、日中の50%以上は起居している
- d. 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床している
- e. 身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としている

(1) 心疾患

浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、下記のA. 心臓疾患重症度区分のc、dまたはeに該当し、かつ、下記のB. 心臓疾患検査所見区分等のうち、いずれか1つ以上の所見等があるもの。

A. 心臓疾患重症度区分

- a. 心臓病はあるが、身体活動を制限する必要のないもの。日常生活における普通の活動では、心不全症状または狭心症症状がおこらないもの
- b. 身体活動をいくらか制限する必要のある心臓病患者。家庭内の普通の活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
- c. 身体活動を制限する必要のある心臓病患者。家庭内の極めて温かな活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
- d. 身体活動を極度に制限する必要のある心臓病患者。身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
- e. 安静時にも心不全症状または狭心症症状がおこり、安静からはずすと訴えが増強するもの

B. 心臓疾患検査所見区分等

- 明らかな器質的雑音が認められるもの
- X線フィルムによる計測（心胸廓係数）で60%以上のもの
- 胸部X線所見で、肺野に高度うっ血所見のあるもの
- 心電図で、陳旧性心筋梗塞所見のあるもの
- 心電図で、脚ブロック所見のあるもの
- 心電図で、完全房室ブロック所見のあるもの
- 心電図で、第2度以上の不完全房室ブロック所見のあるもの
- 心電図で、心房細動または粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
- 心電図で、S Tの低下が0.2m V以上の所見があるもの
- 心電図で、第Ⅲ誘導およびV₁以外の誘導のTが逆転した所見があるもの
- 心臓ペースメーカーを装着したもの
- 人工弁を装着したもの

(2) 腎疾患

下記のA. 腎疾患臨床所見区分のうち、いずれか2つ以上の所見があり、かつ、下記のB. 腎疾患検査所見区分のうち、いずれか1つ以上に該当し、かつ、一般状態区分のc、dまたはeに該当するもの。

A. 腎疾患臨床所見区分

- 腎不全に基づく末梢神経症
- 腎不全に基づく消化器症状
- 水分電解質異常
- 腎不全に基づく精神異常
- X線上的における骨異栄養症
- 腎性貧血
- 代謝性アシドーシス
- 重篤な高血圧性疾患
- 腎疾患に直接関連するその他の症状

B. 腎疾患検査所見区分

- 内因性クレアチンクリアランス値 20 (ml / 分) 未満
- 血清クレアチニン濃度 5 (mg / dl) 以上
- 血液尿素窒素 40 (mg / dl) 以上

(注) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績によります。

(3) 肝疾患

- 下記のA. 肝疾患臨床所見区分のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記のB. 肝機能異常度指表のうち、いずれか1系列以上の検査成績が異常を示し、かつ、一般状態区分のc、dまたはeに該当するもの。
- 下記のB. 肝機能異常度指表のうち、いずれか1系列以上の検査成績が高度異常を示し、安静を必要とし、かつ一般状態区分のc、dまたはeに該当するもの。

A. 肝疾患臨床所見区分

- 腹水が1ヵ月以上存続するもの
- 明らかな食道静脈瘤が証明されるもの
- 高度の腹壁静脈怒張のあるもの

B. 肝機能異常度指表

系列	検査項目	単位	異常		高度異常
ア	アルブミン（電気泳動法）	g/dl	2.8以上	3.8未満	2.8未満
	γ-グロブリン（電気泳動法）	g/dl	1.8以上	2.5未満	2.5以上
	Z T T（Kunkel法）	単位	14以上	20未満	20以上
イ	I C G（15分値）	%	10以上	30未満	30以上
	血清総ビリルビン	mg / dl	1.0以上	5.0未満	5.0以上
	黄疸指数（Meulengracht法）	—	10以上	30未満	30以上
ウ	G O T（Karmen法）	単位	50以上	200未満	200以上
	G P T（Karmen法）	単位	50以上	200未満	200以上
エ	アルカリフォスファターゼ（Bessey法）	単位	3.5以上	10未満	10以上
	アルカリフォスファターゼ（Kind - King法）	単位	12以上	30未満	30以上

(4) 悪性新生物

- ① 悪性新生物による消化吸収機能障害、局所臓器の機能障害または悪液質のため体重が健康時の70%未満になり、かつ、下記のA. 悪性新生物検査区分のすべてに該当するもの。
- ② 下記のB. 造血器腫瘍群臨床所見区分のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、C. 造血器腫瘍群検査所見区分のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、一般状態区分のc、dまたはeに該当するもの。

A. 悪性新生物検査区分

a. 赤血球数	350 (万 / mm ³)	未満
b. 血色素量	10 (g / dl)	未満
c. ヘマトクリット	25 (%)	未満
d. 総蛋白	5 (g / dl)	未満

B. 造血器腫瘍群臨床所見区分

a. 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫張、易感染性、肝脾腫等のあるもの
b. 輸血を時々必要とするもの
c. 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの

C. 造血器腫瘍群検査所見区分

a. 病的細胞が出現しているもの
b. 白血球数が正常化し難いもの
c. 末梢血液中の赤血球数が300万 / mm ³ 未満のもの
d. 末梢血液中の血小板数が5万 / mm ³ 未満のもの
e. 末梢血液中の正常顆粒球数が1,000 / mm ³ 未満のもの
f. 末梢血液中の正常リンパ球数が600 / mm ³ 未満のもの

(5) 高血圧性疾患

- 1年内の一過性脳虚血発作、動脈硬化の所見のほかに出血、白斑を伴う高血圧性網膜症を有し、かつ、一般状態区分のc、dまたはeに該当するもの。(単に高血圧のみでは障害の状態とは評価しません。)

11. 精神の障害

「精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」とは、器質精神病または症状精神病で、認知症、人格崩壊、その他の精神神経症状がある程度のものをいいます。

別表3 精神作用物質の有害な使用および依存症候群

精神作用物質の有害な使用および依存症候群とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、I C D - 10 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
(1) アヘン類使用による精神および行動の障害（F 11）中の ・有害な使用 ・依存症候群	F 1 1 .1 F 1 1 .2
(2) 大麻類使用による精神および行動の障害（F 12）中の ・有害な使用 ・依存症候群	F 1 2 .1 F 1 2 .2
(3) 鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害（F 13）中の ・有害な使用 ・依存症候群	F 1 3 .1 F 1 3 .2
(4) コカイン使用による精神および行動の障害（F 14）中の ・有害な使用 ・依存症候群	F 1 4 .1 F 1 4 .2
(5) カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害（F 15）中の ・有害な使用 ・依存症候群	F 1 5 .1 F 1 5 .2
(6) 幻覚薬使用による精神および行動の障害（F 16）中の ・有害な使用 ・依存症候群	F 1 6 .1 F 1 6 .2
(7) 揮発性溶剤使用による精神および行動の障害（F 18）中の ・有害な使用 ・依存症候群	F 1 8 .1 F 1 8 .2
(8) 多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害（F 19）中の ・有害な使用 ・依存症候群	F 1 9 .1 F 1 9 .2

別表4 重度疾病給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
重度疾病給付金の支払い	(1) 重度疾病給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 重度疾病給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 重度疾病給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

無配当新女性医療特約目次

この特約の特色	890	10 解約等について	
1 保障の開始について		第22条 特約の解約	904
第1条 特約の責任開始の時	890	第23条 特約の消滅	904
2 給付金の支払いについて		第24条 返戻金	904
第2条 給付金の支払い	890	11 その他	
第3条 免責事由	894	第25条 社員配当金	905
3 給付金の支払請求手続について		第26条 管轄裁判所	905
第4条 給付金の支払請求手続	895	第27条 普通保険約款の規定の準用	905
4 保険料の払込免除について		12 特則について	
第5条 特約の保険料の払込免除	895	第28条 特別条件を付ける場合の特則	905
5 保険期間および保険料払込期間について		第29条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	906
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	895	第30条 5年ごと利差配当付通減定期保険契約に付 加する場合の特則	907
6 保険料の払込みについて		第31条 有期払込高保障終身保険契約に付加する場 合の特則	907
第7条 特約の保険料の払込み	896	第32条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特 則	907
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	896	第33条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	907
第9条 特約の保険料の振替貸付	896	第34条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	908
7 失効、失効取消および復活について		第35条 変額保険（終身型）契約または変額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	909
第10条 特約の失効	896	第36条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	909
第11条 特約の失効取消	897	第37条 主契約が更新または変更される場合の特則	909
第12条 特約の復活	897	第38条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	910
8 告知義務と解除について		第39条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	910
第13条 告知義務	897		
第14条 告知義務違反による解除	897		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	898		
第16条 重大事由による解除	898		
9 内容の変更および更新等について			
第17条 特約の更新	899		
第18条 保険期間が終身の特約への変更	901		
第19条 女性入院給付金日額の増額	903		
第20条 女性入院給付金日額の減額	903		
第21条 特約の復旧	904		
別表1 女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病	911		
別表2 1. 癰疽	913		
2. 足ゆびの後天性変形	913		
別表3 形成治療給付金の支払対象となる手術	914		
別表4 給付金の支払請求に必要な書類	914		
別表5 特定部位および指定疾病一覧表	915		
別表6 感染症	916		

無配当新女性医療特約

(実施 1998.6.2 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	女性特定疾病による所定の入院や、所定の手術に対する保障
給付金の種類	(1) 女性入院給付金 (2) 形成治療給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする主たる保険契約に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
女性入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に発病した女性特定疾病（別表1★）（以下「女性特定疾病」といいます。）を直接の原因とする入院 (2) (1)の女性特定疾病の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*3への入院 (4) 入院日数が5日以上継続した入院	1回の入院につき、 （女性入院給付金日額） × （入院日数－入院開始日から その日を含めての4日）	主契約の高度障害保険金受取人
形成治療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の(1)および(2)を満たす(3)の手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき (1) 治療を直接の目的とする手術 (2) 病院または診療所*3における手術 (3) 次のいずれかの手術 ① この特約の責任開始の時*2以後に生じた原因による瘢痕（別表2★）に対する植皮術（別表3★）または瘢痕形成術（別表3★） ② この特約の責任開始の時*2以後に初めて診断された足ゆびの後天性変形（別表2★）に対する形成術（別表3★） ③ この特約の責任開始の時*2以後に生じた原因による乳房切除術（別表3★）	手術1回につき、 （女性入院給付金日額） × 20	

第2条 補足説明

* 1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
女性入院給付金または形成治療給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

(2) 女性入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた女性特定疾病を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の女性特定疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*4からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の付加の際*5に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の女性特定疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の女性特定疾病によるものとみなしません
② 被保険者が、この特約の保険期間中に女性入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ア. この特約の保険期間が満了したとき イ. 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって第23条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき	その継続した入院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
③ 被保険者が、同一の女性特定疾病*6を直接の原因として、女性入院給付金の支払事由に該当する5日以上入院を2回以上したとき	「女性入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「女性入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の女性特定疾病*6を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. この特約の保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。

第2条 補足説明

* 4 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 5 この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第21条）または女性入院給付金日額の増額（第19条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧または女性入院給付金日額の増額の際とします（復旧が行われたときは復旧分または女性入院給付金日額の増額が行われたときは増額分とします）。

* 6 同一の女性特定疾病

医学上密接な関係にある女性特定疾病を含みます。

項 目	内 容
⑤ 女性入院給付金の支払 限度日数	ア. 1回の入院について120日とします。 イ. 通算して700日とします。
⑥ 被保険者が、異なる女 性特定疾病を直接の原 因として2回以上入院 をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規 定を適用します。
⑦ 被保険者が、女性入院 給付金の支払事由に該 当する入院の開始時に、 異なる女性特定疾病を 併発していたとき	入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により 継続して入院したものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾病についての不担保の特別 条件(第28条)が適用される入院の開始時 に異なる女性特定疾病を併発していたとき、 または入院中に異なる女性特定疾病を併発し たときは、併発した女性特定疾病の治療を目的 とする入院の期間が開始した日をもって、 その女性特定疾病の治療を目的とする入院を 開始したものと取り扱います。
⑧ 被保険者が、女性入院 給付金の支払事由に該 当する入院中に、異な る女性特定疾病を併発 したとき	
⑨ 女性特定疾病以外の事 由を直接の原因とする 入院中に、女性特定疾 病の治療を目的とする 入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって女性特定疾病の治療 を目的とする入院を開始したものと取り扱いま す。
⑩ 継続した入院中に、女 性特定疾病の治療を目的 とする入院の期間が 断続してあるとき	その女性特定疾病の治療を目的とする断続した入院 は、継続した入院とみなします。
⑪ 女性入院給付金が支払 われるべき入院中に、 女性入院給付金日額が 減額(第20条)された とき	女性入院給付金日額が減額された日以後の入院日 に対する女性入院給付金の支払金額は、減額後の女性 入院給付金日額に基づいて計算します。
⑫ 女性入院給付金が支払 われるべき入院中に、 女性入院給付金の受取 人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する女性入院給付金は、変 更後の受取人に支払います。

(3) 形成治療給付金について

項 目	内 容
① 手術の原因が疾病に対 する治療であるとき	その疾病がこの特約の責任開始の時*2以後に発病 した場合に限り形成治療給付金を支払います。

項 目	内 容
② 被保険者が、次のいずれかの手術を受けたとき ア. この特約の責任開始の時* ² 前に生じた原因に対する手術 イ. この特約の責任開始の時* ² 前に初めて診断された「足ゆびの後天性変形（別表2★）」に対する手術	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日* ⁴ からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この特約の付加の際* ⁵ に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因または「足ゆびの後天性変形（別表2★）」に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因または「足ゆびの後天性変形（別表2★）」に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因または「足ゆびの後天性変形（別表2★）」について、この特約の責任開始の時* ² 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因または「足ゆびの後天性変形（別表2★）」による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後の疾病によるものとみなしません。
③ 被保険者が、同時期に2種類以上の形成治療給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	いずれか1種類の手術についてのみ形成治療給付金を支払います。
④ 被保険者が、形成治療給付金の支払事由に定める「足ゆびの後天性変形（別表2★）」に対する形成術（別表3★）を受けたのち、同一の足ゆびについて「足ゆびの後天性変形（別表2★）」と診断されたとき	この特約の責任開始の時* ² 以後に初めて診断されたものとして取り扱います。
⑤ 被保険者が、形成治療給付金の支払事由に定める「足ゆびの後天性変形（別表2★）」と診断されたのち、異なる足ゆびについて初めて「足ゆびの後天性変形（別表2★）」と診断されたとき	

★別表1（P.911参照）、別表2（P.913参照）、別表3（P.914参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、形成治療給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても形成治療給付金を支払わない場合）	
形成治療給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 地震、噴火または津波
	(9) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって形成治療給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、形成治療給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.914参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
3. 第7条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を

限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料は、この特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第9条 特約の保険料の振替貸付

主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条 補足説明

*** 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料**

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料*2を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしてします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第21条）または女性入院給付金日額の増額（第19条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第21条）または女性入院給付金日額の増額（第19条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または女性入院給付金日額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第21条）または女性入院給付金日額の増額（第19条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧または女性入院給付金日額の増額の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧または女性入院給付金日額の増額の日とします。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新等について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。

第17条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）は年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア） 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ） （ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ③ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
(3) 更新後特約の女性入院給付金日額	① 更新前特約の保険期間満了日の女性入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の女性入院給付金日額を変更して更新することができます。 ② この特約の更新の際に主契約に付加された5年ごと利差配当付定期保険特約等*3が更新されないときまたは5年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは逓減定期保険特約の更新もしくは5年ごと利差配当付定期保険特約もしくは定期保険特約への変更が行われなときは、第20条（女性入院給付金日額の減額）の2.の規定を準用して取り扱います。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. -(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。

第17条 補足説明

* 3 5年ごと利差配当付定期保険特約等

次の(1)から(13)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付定期保険特約
- (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
- (3) 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
- (4) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- (5) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
- (6) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
- (7) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
- (8) 定期保険特約
- (9) 生存給付金付定期保険特約
- (10) 養老保険増額特約
- (11) 長期生活保障特約
- (12) 特定疾病保障定期保険特約
- (13) 介護・特定疾病定期保険特約

項 目	内 容
(5) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条 保険期間が終身の特約への変更

1. 第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当新女性医療特約に変更することができます。

- | |
|---|
| <p>(1) この特約の保険料の払込みが免除（第5条）されていないこと</p> <p>(2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること</p> |
|---|

2. 保険期間が終身の無配当新女性医療特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。

第18条 補足説明

*1 主契約の保険料払込期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

- 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当新女性医療特約をいいます。

項 目	内 容
(2) 変更後特約*2の第1回 保険料の払込み	① 特約変更日*1が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱います。 ア. 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は年払とし、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 変更後特約*2の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ② 特約変更日*1が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*2の給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第5条） ウ. 主契約の保険金・給付金の支払事由 エ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後特約*2の女性入院給付金日額	主契約の保険料払込期間満了日*3の変更前特約の女性入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の女性入院給付金日額を変更することができます。

第18条 補足説明

* 3 主契約の保険料払込期間満了日

次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

- (1) 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- (2) 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- (3) 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

項 目	内 容
(4) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第14条、第15条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条 女性入院給付金日額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て女性入院給付金日額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の女性入院給付金日額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 女性入院給付金日額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 女性入院給付金日額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条 女性入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって女性入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の女性入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約の保険金額*1の減額または主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の短縮による主契約の保険金額*1の減額により減額後の主契約の保険金額*1に対する女性入院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで女性入院給付金日額を減額します。
3. 女性入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第24条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 女性入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条 補足説明

* 1 主契約の保険金額

社員配当金により増額された保険金額は含みません。また、被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第21条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

10 解約等について

第22条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約による女性入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき
- (5) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき
- (6) 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約の場合で、被保険者が変更されたとき

第24条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- (2) 解除または解約（第22条）されたとき
- (3) 第23条（特約の消滅）の(2)、(4)または(6)の規定により消滅したとき

2. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第23条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

11 その他

第25条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第26条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第28条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 給付金の削減支払
 - ① この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第2条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
 - ア. 女性入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について女性入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
 - イ. 形成治療給付金を支払うべきときは、形成治療給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
 - ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定部位および指定疾病（別表5★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する女性入院給付金または形成治療給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。
2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(6)のとおりに取り扱います。
 - (1) この特約が効力を失ったとき（第10条）は、第12条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
 - (2) この特約の更新（第17条・第37条）について、次のとおり取り扱います。

第28条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第17条（特約の更新）の1. および第37条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第17条（特約の更新）の1. および第37条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の特約への変更（第18条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第18条（保険期間が終身の特約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第18条（保険期間が終身の特約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 第19条（女性入院給付金日額の増額）の規定にかかわらず、女性入院給付金日額の増額は取り扱いません。ただし、給付金の削減期間または特定部位または指定疾病についての不担保期間経過後は取り扱います。
- (5) 第21条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後または主契約の保険金額*3の減額後2年を経過した後は、この特約の復旧は取り扱いません。
- (6) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表5（P.915参照）、別表6（P.916参照）

第28条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当新女性医療特約をいいます。

*3 主契約の保険金額

生存給付金付終身保険契約については基準保険金額、個人年金保険契約または新個人年金保険契約については年金額とします。

第29条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契

約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（給付金の支払い）の2. ー(1)中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第20条（女性入院給付金日額の減額）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 主契約の年金額*1の減額または主契約の年金の種類、年金支払期間もしくは保険期間の変更による主契約の年金額*1の減額により女性入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで女性入院給付金日額を減額します。
- (5) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
(1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (6) 第24条（返戻金）の1. 中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第29条 補足説明

*1 主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第30条 5年ごと利差配当付減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付減定期保険契約に付加するときは、第20条（女性入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第31条 有期払込高保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を有期払込高保障終身保険契約に付加するときは、第20条（女性入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基準保険金額」と読み替えます。

第32条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第5条（特約の保険料の払込免除）の3. の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第33条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第2条（給付金の支払い）の2. ー(2)ー②ーイ. を次のとおり読み替えます。

イ. 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第23条（特約の消滅）の(1)もしくは(2)または第33条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(6)の規定により、この特約が消滅したとき

- (4) 第2条（給付金の支払い）の2. ー(1)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
女性入院給付金または形成治療給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金がある場合で、その支払前に第1被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金をそれぞれ第2被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

- (5) 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (6) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第34条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の(1)から(7)のとおり取り扱います。
- (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
- (2) 第2条（給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（給付金の支払い）の2. ー(1)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
女性入院給付金または形成治療給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき女性入院給付金または形成治療給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- (4) 第20条（女性入院給付金日額の減額）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 主契約の年金額*1の減額または主契約の年金支払開始日の前日の年金の種類、年金の型、年金支払開始日、年金支払期間もしくは保険料払込期間の変更による主契約の年金額*1の減額により女性入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで女性入院給付金日額を減額します。
- (5) 第23条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 第24条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。
2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第24条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第34条 補足説明

* 1 主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第35条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第20条（女性入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (3) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第36条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第37条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとしします。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の女性入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の女性入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の女性入院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第36条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第38条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
- ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するとき、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第39条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による女性入院給付金日額がこの特約による女性入院給付金日額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

(注) 付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第39条 補足説明

***1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等**

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 普通定期保険契約
- (4) 長期生活保障保険契約

別表1 女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病

女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番 号
新生物	◎口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	◎消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	◎呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	◎骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）中の	
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	○結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物	171
	○皮膚の悪性黒色腫	172
	○皮膚のその他の悪性新生物	173
	○女性乳房の悪性新生物	174
	◎泌尿生殖器の悪性新生物（179～189）中の	
	○子宮の悪性新生物、部位不明	179
	○子宮頸の悪性新生物	180
	○胎盤の悪性新生物	181
	○子宮体の悪性新生物	182
	○卵巣およびその他の子宮付属器の悪性新生物	183
	○その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	184
	○膀胱の悪性新生物	188
	○腎ならびにその他および部位不明の泌尿器の悪性新生物	189
	◎その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	◎リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	◎良性新生物（210～229）中の	
	○乳房の良性新生物	217
	○子宮平滑筋腫	218
	○子宮のその他の良性新生物	219
	○卵巣の良性新生物	220
	○その他の女性生殖器の良性新生物	221
	○腎およびその他の泌尿器の良性新生物（223）中の	
	・腎、腎盂を除く	223.0
	・腎盂	223.1
	・尿管	223.2
	・膀胱	223.3
	・その他の明示された部位	223.8
	○甲状腺の良性新生物	226
	◎上皮内癌（230～234）中の	
	○消化器の上皮内癌	230
	○呼吸系の上皮内癌	231
	○皮膚の上皮内癌	232
	○乳房および泌尿生殖系の上皮内癌（233）中の	
	・乳房	233.0
	・子宮頸	233.1
	・その他および部位不明の子宮	233.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	233.3
	・膀胱	233.7
	・その他および部位不明の泌尿器	233.9
	○その他および部位不明の上皮内癌	234

特
約

無
配
当
新
女
性
医
療
特
約

別

表

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番 号
新生物	◎性状不詳の新生物（235 ～ 238）中の ○泌尿生殖器の性状不詳の新生物（236）中の ・子宮 ・胎盤 ・卵巢 ・その他および部位不明の女性生殖器 ・膀胱 ・その他および部位不明の泌尿器 ○その他の部位・組織および部位・組織不明の性状不詳の新生物（238）中の ・乳房 ◎性質の明示されない新生物（239）中の ○乳房 ○膀胱 ○その他の泌尿生殖器	236.0 236.1 236.2 236.3 236.7 236.9 238.3 239.3 239.4 239.5
内分泌、栄養および代謝疾患ならびに免疫障害	◎甲状腺の障害（240 ～ 246）中の ○単純性および詳細不明の甲状腺腫 ○非中毒性結節性甲状腺腫 ○甲状腺腫を伴うまたは伴わない甲状腺中毒症 ○後天性甲状腺機能低下（症） ○甲状腺炎 ○甲状腺のその他の障害 ◎その他の内分泌腺の疾患（250 ～ 259）中の ○副腎の障害（255）中の ・クッシング〈Cushing〉症候群 ○卵巢機能障害	240 241 242 244 245 246 255.0 256
血液および造血器の疾患	◎血液および造血器の疾患（280 ～ 289）中の ○鉄欠乏性貧血 ○その他の欠乏性貧血 ○後天性溶血性貧血 ○再生不良〈無形成〉性貧血 ○その他および詳細不明の貧血 ○紫斑病およびその他の出血病態（287）中の ・アレルギー性紫斑病 ・血小板〈栓球〉機能障害 ・その他の血小板〈栓球〉非減少性紫斑病 ・原発性〈一次性〉血小板〈栓球〉減少症 ・続発性〈二次性〉血小板〈栓球〉減少症 ・詳細不明の血小板〈栓球〉減少症	280 281 283 284 285 287.0 287.1 287.2 287.3 287.4 287.5
循環系の疾患	◎慢性リウマチ性心疾患 ◎動脈、細動脈および毛細（血）管の疾患（440 ～ 448）中の ○結節性多発（性）動脈炎および類似疾患（446）中の ・大動脈炎症候群 ◎静脈およびリンパ管の疾患、ならびに循環系のその他の疾患（451 ～ 459）中の ○その他の部位の静脈瘤（456）中の ・外陰静脈瘤 ○リンパ管の非感染性障害（457）中の ・乳房切除後リンパ浮腫症候群 ○低血圧（症）	393 ～ 398 446.7 456.6 457.0 458
消化系の疾患	◎消化系のその他の疾患（570 ～ 579）中の ○胆石症 ○胆のう〈嚢〉のその他の障害 ○その他の胆道の障害	574 575 576

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番 号
泌尿生殖系の疾患	◎腎炎、ネフローゼ症候群およびネフローゼ（580～589）中の	
	○急性糸球体腎炎	580
	○ネフローゼ症候群	581
	○慢性糸球体腎炎	582
	○腎炎および腎症〈ネフロパシー〉〈腎障害〉、急性または慢性と明示されないもの	583
	○慢性腎不全	585
	◎泌尿系のその他の疾患（590～599）中の	
	○腎の感染（症）	590
	○水腎症	591
	○腎および尿管の結石	592
	○腎および尿管のその他の障害	593
	○下部尿路の結石	594
	○膀胱炎	595
	○膀胱のその他の障害	596
	○非性交感染性尿道炎および尿道症候群	597
	○尿道狭窄	598
	○尿道および尿路のその他の障害	599
	◎乳房の障害	610～611
	◎女性骨盤臓器の炎症性疾患	614～616
	◎女性生殖路のその他の障害	617～629
妊娠、分娩および 産じょく〈褥〉の 合併症	◎妊娠、流産に終わったもの	630～639
	◎主として妊娠に関連した合併症	640～648
	◎正常分娩、および妊娠・分娩における治療のその他の適応症〈完全に正常な状態における分娩（650）は除く〉	651～659
	◎分娩の経過に主として発生する合併症	660～669
	◎産じょく〈褥〉の合併症	670～676
筋骨格系および結 合組織の疾患	◎関節症〈疾患〉および関連障害（710～719）中の	
	○結合組織のびまん性疾患	710
	○慢性関節リウマチおよびその他の炎症性の多発（性）関節症〈疾患〉	714
	◎リウマチ、背部を除く（725～729）中の	
	○リウマチ性多発筋痛	725

別表2

1. 瘢痕

「瘢痕」とは、皮膚組織が損傷を受け、その真皮乳頭層より深部まで障害されたことにより生じた欠損部分が結合組織で置換された状態をいいます。

2. 足ゆびの後天性変形

「足ゆびの後天性変形」は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年度版」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
外反母趾（後天性）	735.0
内反母趾（後天性）	735.1
剛＜強＞直母趾	735.2
つち＜槌＞母趾	735.3
その他のつち＜槌＞趾（後天性）	735.4
わし＜鷲＞（爪）趾（後天性）	735.5
その他	735.8
詳細不明	735.9

別表3 形成治療給付金の支払対象となる手術

手術の種類
植皮術 1. 顔面部に対する植皮術 2. その他の部位に対する植皮術（直径2cm未満は除く。） 瘢痕形成術（非観血手術を除く。） 3. 顔面部に対する瘢痕形成術 4. その他の部位に対する瘢痕形成術（瘢痕の長さが3cm未満は除く。） 足ゆびの後天性変形に対する形成術（非観血手術を除く。） 5. 足趾骨の切除あるいは切断を伴う矯正術または関節の形成術 乳房切除術（生検を除く。） 6. 乳房の皮膚全層および皮下組織をあわせて切除する手術

注

1. 「顔面部」とは、いわゆる顔といわれている部分で、その範囲は、下顎の骨の稜線と通常髪の毛の生えている部分の生えぎわ（上縁は眉毛の上5cm程度とします。）で囲まれた部分をいいます。
2. 顔面部およびその他の部位にまたがる植皮術・瘢痕形成術は、顔面部における植皮術・瘢痕形成術とみなします。

別表4 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 女性入院給付金の支払い	(1) 女性入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 女性入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 女性入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 形成治療給付金の支払い	(1) 形成治療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 形成治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 形成治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表5 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

特約

無配当新女性医療特約

別表

別表6 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当入院初期給付特約目次

この特約の特色	918	12 解約等について	
1 保障の開始について		第23条 特約の解約	932
第1条 特約の責任開始の時	918	第24条 特約の消滅	932
2 被保険者および特約の型について		第25条 返戻金	932
第2条 この特約の被保険者および特約の型	918	13 被保険者の変更について	
3 給付金の支払いについて		第26条 特約の被保険者の変更	933
第3条 入院初期給付金の支払い	918	14 その他	
第4条 免責事由	921	第27条 社員配当金	933
4 給付金の支払請求手続について		第28条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	933
第5条 入院初期給付金の支払請求手続	922	第29条 管轄裁判所	933
5 保険料の払込免除について		第30条 普通保険約款の規定の準用	933
第6条 特約の保険料の払込免除	922	15 特則について	
6 保険期間および保険料払込期間について		第31条 特別条件を付ける場合の特則	934
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	923	第32条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	935
7 保険料の払込みにについて		第33条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則	936
第8条 特約の保険料の払込み	923	第34条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	936
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	923	第35条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	937
第10条 特約の保険料の振替貸付	923	第36条 変額保険（終身型）契約または変額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	937
8 失効、失効取消および復活について		第37条 災害入院特約（62）等が付加されている主 契約に付加する場合の特則	938
第11条 特約の失効	924	第38条 手術給付金付疾病入院特約（62）等が付加 されている主契約に付加する場合の特則	938
第12条 特約の失効取消	924	第39条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	938
第13条 特約の復活	924	第40条 主契約が更新または変更される場合の特則	938
9 告知義務と解除について		第41条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	939
第14条 告知義務	924	第42条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	939
第15条 告知義務違反による解除	924	第43条 無配当手術給付金付疾病入院特約または手 術給付金付疾病入院特約（06）による疾病 入院給付金の支払日数が通算して700日に 達したことにより無配当手術給付金付疾病 入院特約または手術給付金付疾病入院特約 （06）が消滅した場合の特則	940
第16条 告知義務違反による解除ができないとき	925	第44条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、 「本人・妻型」または「本人・子型」の場 合の特則	940
第17条 重大事由による解除	925		
10 内容の変更および更新等について			
第18条 特約の更新	926		
第19条 保険期間が終身の特約への変更	929		
第20条 入院初期給付金額の増額	931		
第21条 入院初期給付金額の減額	931		
11 復旧について			
第22条 特約の復旧	932		
別表1 対象となる不慮の事故	943		
別表2 入院初期給付金の支払請求に必要な書類	943		
別表3 特定部位および指定疾病一覧表	944		
別表4 感染症	945		

無配当入院初期給付特約

(実施 2000.10.2 / 改正 2023.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院に対する保障
給付金の種類	入院初期給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が付加された主たる保険契約に限って付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 給付金の支払いについて

第3条 入院初期給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、入院初期給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して入院初期給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（入院初期給付金を支払う場合）	金 額	受取人
入院初期給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院 ① 不慮の事故（別表1★）による傷害 ② 不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害 ③ 疾病*3 (2) 「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」による災害入院給付金または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」による疾病入院給付金が支払われる入院 (3) (1)の傷害または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (4) 病院または診療所*4への入院 (5) 入院日数が5日以上継続した入院	1回の入院につき、入院初期給付金額	主契約の高度障害保険金受取人

2. 入院初期給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日*5からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際*6に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。

第3条 補足説明

* 1 入院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条（特約の復活））が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する

項 目	内 容
(2) 被保険者が、この特約の保険期間中に入院初期給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ① この特約の保険期間が満了したとき ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき ③ 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき	その継続した入院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
(3) 被保険者が、入院初期給付金の支払事由に該当する5日以上入院を2回以上したとき	「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」の規定により1回の入院とみなされるときは、1回の入院とみなします。
(4) 被保険者が、「同一の不慮の事故（別表1★）による傷害」、「同一の不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「同一の疾病*7」を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ① この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 ② この特約の保険期間満了*8後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。
(5) 入院初期給付金の支払限度	通算して40回とします。

診療所^A

- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 5 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 6 この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第22条）、入院初期給付金額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、入院初期給付金額の増額または被保険者の変更の際とします（復旧が行われたときは復旧分または入院初期給付金額の増額が行われたときは増額分とします）。

* 7 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

* 8 この特約の保険期間満了

被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによるこの特約の消滅および「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことによるこの特約の消滅を含みます。

項 目	内 容
(6) 入院初期給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」により継続して1回の入院をしたものとみなします。	入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」により継続して1回の入院をしたものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第31条）が適用される入院の開始時に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」を併発していたとき、または入院中に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」を併発したときは、併発した「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
(7) 入院初期給付金の支払事由に該当する入院中に、入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」以外に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病*3」が生じたとき	
(8) 入院初期給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院初期給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき入院初期給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表1（P.943参照）

第4条 免責事由

- 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、入院初期給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても入院初期給付金を支払わない場合）
入院初期給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院初期給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院初期給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 入院初期給付金の支払請求手続

1. 入院初期給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 入院初期給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.943参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。 (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
3. 第8条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

第4条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第23条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による入院初期給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 入院初期給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

第8条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

特

約

無配当入院初期給付特約

8 失効、失効取消および復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による入院初期給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に入院初期給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	入院初期給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、入院初期給付金額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、入院初期給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、入院初期給付金額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを

第12条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

告げるときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または入院初期給付金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。

2. 会社は、入院初期給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 入院初期給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに入院初期給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、入院初期給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、入院初期給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第22条）、入院初期給付金額の増額（第20条）または被保険者の変更（第26条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に入院初期給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第16条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、入院初期給付金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、入院初期給付金額の増額または被保険者の変更の日とします。

第17条 補足説明

*1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、入院初期給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、入院初期給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その入院初期給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 入院初期給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに入院初期給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新等について

第18条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。ただし、主契約に付加された「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が更新されないときは、この特約の更新の取扱いをしません。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第18条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

特

約

無
配
当
入
院
初
期
給
付
特
約

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)－③にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の入院初期給付金額	更新前特約の保険期間満了日の入院初期給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の入院初期給付金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. 一(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－③の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条 保険期間が終身の特約への変更

1. 第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当入院初期給付特約に変更することができます。ただし、主契約に付加された「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」が保険期間が終身の無配当災害入院特約へ、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が保険期間が終身の無配当手術給付金付疾病入院特約へそれぞれ変更されないときは、この特約の保険期間が終身の無配当入院初期給付特約への変更は取り扱いません。

- (1) この特約の保険料の払込みが免除（第6条）されていないこと
- (2) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
- (3) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

第19条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

- (1) 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- (2) 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- (3) 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

2. 保険期間が終身の無配当入院初期給付特約への変更について、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の第1回保険料の払込み	① 特約変更日*1が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱いします。 ア. 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約*2の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱いします。 (ア) 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 (イ) (ア)にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ② 特約変更日*1が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ ①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*2の給付金の支払事由（第3条・第4条） イ. 変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第6条） ウ. 主契約の保険金・給付金の支払事由 エ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 ④ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後特約*2の入院初期給付金額	主契約の保険料払込期間満了日*3の変更前特約の入院初期給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の入院初期給付金額を変更することができます。

第19条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当入院初期給付特約をいいます。

*3 主契約の保険料払込期間満了日

次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

- (1) 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- (2) 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- (3) 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

項 目	内 容
(4) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第20条 入院初期給付金額の増額

- 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て入院初期給付金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の入院初期給付金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
- 入院初期給付金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（入院初期給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 入院初期給付金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第21条 入院初期給付金額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって入院初期給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院初期給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 主契約に付加された無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）の疾病入院給付金日額が減額されたことにより入院初期給付金額と減額後の疾病入院給付金日額との割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで入院初期給付金額を減額します。
- 入院初期給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第25条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 入院初期給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

11 復旧について

第22条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（入院初期給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第23条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第24条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が(1)または(2)以外の事由によって消滅したとき。ただし、無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）による疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことにより、無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）が消滅したときを除きます。
- (4) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (5) この特約による入院初期給付金の支払回数が通算して40回に達したとき
- (6) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第25条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
- (2) 解除または解約（第23条）されたとき
- (3) 第24条（特約の消滅）の(2)、(3)または(5)の規定により消滅したとき

第24条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

2. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について

第26条 特約の被保険者の変更

1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者に変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者に変更されたものとします。
2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第3条（入院初期給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
 - (2) この特約の被保険者に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 その他

第27条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第28条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の入院初期給付金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。
 - (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
 - (2) 医療技術または医療環境の変化*2
2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。
 - (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 変更日*1の前日にこの特約を解約（第23条）する方法
4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第28条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

*2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第29条 管轄裁判所

この特約における入院初期給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第30条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第31条 特別条件を付ける場合の特則

- この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 入院初期給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が入院初期給付金の支払事由（第3条）に該当し、入院初期給付金を支払うべきときは、入院初期給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、入院初期給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表3★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときは、これに対応する入院初期給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

- 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。

- この特約が効力を失ったとき（第11条）は、第13条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- この特約の更新（第18条・第40条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第18条（特約の更新）の1. および第40条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 入院初期給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第18条（特約の更新）の1. および第40条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた入院初期給付金の削減支払の条件は適用されません。

第31条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第19条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第19条（保険期間が終身の特約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 入院初期給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第19条（保険期間が終身の特約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約* ² には変更前特約に適用されていた入院初期給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約* ² には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約* ² には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 第20条（入院初期給付金額の増額）の規定にかかわらず、入院初期給付金額の増額は取り扱いません。ただし、入院初期給付金の削減期間または特定部位または指定疾病についての不担保期間経過後は取り扱います。
- (5) 第22条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後または主契約の保険金額*³の減額後2年を経過した後は、この特約の復旧は取り扱いません。
- (6) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、入院初期給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表3（P.944参照）、別表4（P.945参照）

第32条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

第31条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当入院初期給付特約をいいます。

*3 主契約の保険金額

生存給付金付終身保険契約については基準保険金額、個人年金保険契約または新個人年金保険契約については年金額とします。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（入院初期給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第3条（入院初期給付金の支払い）の2. ー(8)中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第24条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
(1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (5) 第25条（返戻金）の1. 中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。
- (6) 第44条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の4. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第33条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第6条（特約の保険料の払込免除）の3. の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第34条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
ただし、第44条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあつては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（入院初期給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第3条（入院初期給付金の支払い）の2. ー(2)ー②を次のとおり読み替えます。

- ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)もしくは(2)または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(9)の規定により、この特約が消滅したとき

- (4) 第3条（入院初期給付金の支払い）の2. ー(8)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(8) 入院初期給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院初期給付金がある場合で、その支払前に第1被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき入院初期給付金をそれぞれ第2被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

- (5) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (6) 第44条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の2. ー(2)ー②を次のとおり読み替えます。

② 主契約の被保険者が死亡したまたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第24条（特約の消滅）の(1)、(2)もしくは(6)または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(9)の規定により、この特約が消滅したとき

- (7) 第44条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の4. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金もしくは見舞金」と読み替えます。
- (8) 第44条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第2被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第14条（告知義務）の1. の規定にかかわらず、妻に関する告知は第2被保険者が行うことを必要とします。この場合、第15条（告知義務違反による解除）および第16条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
- (9) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第35条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。
- (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
- (2) 第3条（入院初期給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第3条（入院初期給付金の支払い）の2. -(8)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(8) 入院初期給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院初期給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院初期給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- (4) 第24条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (5) 第25条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。
2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第25条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第36条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第24条（特約の消滅）および第25条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (2) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第37条 災害入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則

この特約を災害入院特約（62）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「災害入院特約（06）」とあるのをすべて「災害入院特約（62）」と、この特約を災害入院特約（05）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「災害入院特約（06）」とあるのをすべて「災害入院特約（05）」とそれぞれ読み替えます。

第38条 手術給付金付疾病入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則

この特約を手術給付金付疾病入院特約（62）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「手術給付金付疾病入院特約（62）」と、この特約を手術給付金付疾病入院特約（05）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「手術給付金付疾病入院特約（05）」とそれぞれ読み替えます。

第39条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第40条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の申出による更新の際に「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとしします。
- (2) 主契約の更新または変更の際に「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の入院初期給付金額	更新前特約の保険期間満了日の入院初期給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の入院初期給付金額を変更して更新することができます。

第39条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第24条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第41条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
- ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第42条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による入院初期給付金額がこの特約による入院初期給付金額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

（注）付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第42条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 普通定期保険契約
- (4) 長期生活保障保険契約

第43条 無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）による疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことにより無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）が消滅した場合の特則

1. 無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）による疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことにより無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）が消滅したときは、第3条（入院初期給付金の支払い）の1. -(1)から(3)を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害の治療を直接の目的とする入院
(2) (1)の不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内に開始した入院
(3) 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）による災害入院給付金が支払われる入院

2. 本条の1. の場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の特色中、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのを「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」と読み替えます。
(2) 第3条（入院初期給付金の支払い）の2. -(3)中、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのを「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」と読み替えます。
(3) 第18条（特約の更新）の1. および第19条（保険期間が終身の特約への変更）の1. 中、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」と読み替えます。
(4) 第21条（入院初期給付金額の減額）の2. 中、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのを「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」と、「疾病入院給付金日額」とあるのをすべて「災害入院給付金日額」とそれぞれ読み替えます。
(5) 第24条（特約の消滅）の(3)を次のとおり読み替えます。
(3) 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）が(1)または(2)以外の事由によって消滅したとき
(6) 第40条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. 中、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」と読み替えます。
(7) 第44条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の3. 中、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」と読み替えます。
(8) 将来に向かってこの特約の保険料を変更します。
(9) 会社は、本条の特則を適用前の返戻金額（第25条）から本条の特則を適用後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。

★別表1（P.943参照）

第44条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1. この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された変更後特約（以下「更新後特約等」といいます。）の場合で、更新前特約または変更前特約（以下「更新前特約等」といいます。）の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
(1) この特約の被保険者としてすることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

第43条 補足説明

***1 特約の責任開始の時**

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

- (2) この特約の型および被保険者の範囲は、第2条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

- (3) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。
- (4) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。
2. 本条の1. の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の給付金の支払いに関して、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
- (1) 第3条（入院初期給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「責任開始の時」とあるのを「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
- ② 「入院初期給付金額」とあるのを「入院初期給付金額×0.6」と読み替えます。

- (2) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に入院初期給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院について、その事由の生じた日以後も、この特約の保険期間中の入院とみなします。

- ① この特約の保険期間が満了したとき
- ② 主契約の被保険者が死亡または普通保険約款に定める高度障害状態に該当したことによって、第24条（特約の消滅）の(1)、(2)または(6)の規定により、この特約が消滅したとき
- ③ 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）による主契約の被保険者の災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第24条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき
- ④ この特約による主契約の被保険者の入院初期給付金の支払回数が通算して40回に達して、第24条（特約の消滅）の(5)の規定によりこの特約が消滅したとき
- ⑤ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなったとき

- (3) 第4条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
- ② (3)から(7)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

3. 本条の1. の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)から(3)のとおり変更を取り扱います。
- (1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。
- (2) 無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）の型の変更により、この特約の型が会社の取扱いの範囲外となった場合には、

第44条 補足説明

- *1 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

この特約の型は、無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）の型の変更の時に会社の取扱いの範囲内で変更されたものとします。

(3) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。 |
|---|

4. この特約が5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の1. -(1)の条件を満たさなくなったことまたは主契約の保険金が支払われたことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと(2) この特約による入院初期給付金の支払事由（本条の2.）が生じていないこと(3) この特約の被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと(4) 付加後の特約の入院初期給付金額がこの特約の入院初期給付金額の6割以下であること |
|---|

5. 更新前特約等の規定によるこの特約の復活、復旧、入院初期給付金額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。
6. 第3条（入院初期給付金の支払い）の2. -(2)および(8)、第6条（特約の保険料の払込免除）、第24条（特約の消滅）ならびに第31条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条（入院初期給付金の支払請求手続）の2. については、必要書類（別表2★）中、「(3) 入院初期給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(3) 主契約の被保険者の戸籍謄本および入院初期給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えて準用します。

[★別表2（P.943参照）]

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 入院初期給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
入院初期給付金の支払い	(1) 入院初期給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院初期給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院初期給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表3 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特
約
無
配
当
入
院
初
期
給
付
特
約

別
表

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型） 目次

この特約の特色	947	9 内容の変更について	
1 保障の開始について		第15条 初期生活習慣病入院一時金額の減額	952
第1条 特約の責任開始の時	947	10 解約等について	
2 一時金の支払いについて		第16条 特約の解約	953
第2条 初期生活習慣病入院一時金の支払い	947	第17条 特約の消滅	953
3 一時金の支払請求手続について		第18条 返戻金	953
第3条 初期生活習慣病入院一時金の支払請求手続	949	11 その他	
4 保険料の払込免除について		第19条 社員配当金	953
第4条 特約の保険料の払込免除	949	第20条 管轄裁判所	953
5 保険期間および保険料払込期間について		第21条 普通保険約款の規定の準用	953
第5条 特約の保険期間および保険料払込期間	949	12 特則について	
6 保険料の払込みにについて		第22条 特別条件を付ける場合の特則	953
第6条 特約の保険料の払込み	949	第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	955
第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	950	第24条 主契約が更新される場合の特則	955
7 失効、失効取消および復活について		第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	956
第8条 特約の失効	950	第26条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則	956
第9条 特約の失効取消	950		
第10条 特約の復活	950		
8 告知義務と解除について			
第11条 告知義務	950		
第12条 告知義務違反による解除	951		
第13条 告知義務違反による解除ができないとき	951		
第14条 重大事由による解除	951		
別表 1 初期生活習慣病入院一時金の支払対象となる「初期生活習慣病」	958		
別表 2 初期生活習慣病入院一時金の支払請求に必要な書類	959		
別表 3 特定部位および指定疾病一覧表	959		

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2014.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	初期生活習慣病による所定の入院に対する保障
給付金の種類	初期生活習慣病入院一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第11条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 一時金の支払いについて

第2条 初期生活習慣病入院一時金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して初期生活習慣病入院一時金をその受取人に支払います。

	支払事由 (初期生活習慣病入院一時金を支払う場合)	金 額	受取人
初期生活習慣病入院一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす入院*1を開始したとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に発病した初期生活習慣病（別表1★）（以下「初期生活習慣病」といいます。）を直接の原因とする入院 (2) (1)の初期生活習慣病の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*3への入院 (4) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、初期生活習慣病入院一時金額	主契約の入院給付金受取人

2. 初期生活習慣病入院一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

* 1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

特約

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因による入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日*5からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際*6に、会社が、告知（第11条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、同一の初期生活習慣病*7を直接の原因として、初期生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「初期生活習慣病入院一時金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ① 180日以下 「初期生活習慣病入院一時金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 ② 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
(3) 初期生活習慣病入院一時金の支払限度	① 1回の入院について1回とします。 ② 通算して30回とします。
(4) 被保険者が、異なる初期生活習慣病を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。
(5) 被保険者が、初期生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる初期生活習慣病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった初期生活習慣病により継続して入院したものとみなします。 （注） 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第22条）が適用されたことによって初期生活習慣病入院一時金が支払われない入院の開始時に異なる初期生活習慣病を併発していたとき、または入院中に異なる初期生活習慣病を併発したときは、併発した初期生活習慣病の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その初期生活習慣病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
(6) 被保険者が、初期生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院中に、異なる初期生活習慣病を併発したとき	
(7) 初期生活習慣病以外の事由を直接の原因とする入院中に、初期生活習慣病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって初期生活習慣病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
(8) 継続した入院中に、初期生活習慣病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その初期生活習慣病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。

第2条 補足説明

* 5 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 6 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 7 同一の初期生活習慣病

医学上密接な関係にある一連の初期生活習慣病をいいます。「胆石性膵炎と胆石症」、「腎結石と尿管結石」または「胃潰瘍と十二指腸潰瘍」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の初期生活習慣病として取り扱います。

項 目	内 容
(9) 初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じ、支払うべき初期生活習慣病入院一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき初期生活習慣病入院一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1 (P.958 参照)

3 一時金の支払請求手続について

第3条 初期生活習慣病入院一時金の支払請求手続

1. 初期生活習慣病入院一時金の支払事由(第2条)が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類(別表2★)をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.959 参照)

4 保険料の払込免除について

第4条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第5条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第6条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第5条(特約の保険期間および保険料払込期間)の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約(第16条)されたものとします。

第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期生活習慣病入院一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第8条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第9条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）が生じたとき	初期生活習慣病入院一時金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第11条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の

第9条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第10条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第12条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期生活習慣病入院一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - (2) すでに初期生活習慣病入院一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、初期生活習慣病入院一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、初期生活習慣病入院一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第13条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第12条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第14条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第13条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第14条 補足説明

* 1 一時金

この特約の一時金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、初期生活習慣病入院一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その初期生活習慣病入院一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期生活習慣病入院一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに初期生活習慣病入院一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第12条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第15条 初期生活習慣病入院一時金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって初期生活習慣病入院一時金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の初期生活習慣病入院一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 初期生活習慣病入院一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第16条）されたものとして取り扱います。
- (2) 初期生活習慣病入院一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

10 解約等について

第16条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第17条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による初期生活習慣病入院一時金の支払回数が通算して30回に達したとき

第18条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第19条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第20条 管轄裁判所

この特約における初期生活習慣病入院一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第22条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 初期生活習慣病入院一時金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）に該当し、初期生活習慣病入院一時金を支払うべきときは、初期生活習慣病入院一時金額に次の表の割合を乗じた金額

第22条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表3★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときは、これに対応する初期生活習慣病入院一時金は支払いません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第8条）は、第10条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 初期生活習慣病入院一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第24条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた初期生活習慣病入院一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 初期生活習慣病入院一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた初期生活習慣病入院一時金の削減支払の条件は適用されません。

第22条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表3 (P.959参照)

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の初期生活習慣病入院一時金額	更新前特約の保険期間満了日の初期生活習慣病入院一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の初期生活習慣病入院一時金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 初期生活習慣病入院一時金の支払い(第2条)、保険料の払込免除(第4条)、告知義務違反による解除(第12条・第13条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第7条)および特約の消滅(第17条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の初期生活習慣病入院

第23条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

特

約

無配当初期生活習慣病入院一時金特約(医療保険)(返戻金なし型)

一時金額について、更新前特約の保険期間満了日の初期生活習慣病入院一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の初期生活習慣病入院一時金額	変更前特約の保険期間満了日*3の初期生活習慣病入院一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の初期生活習慣病入院一時金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第2条)、保険料の払込免除(第4条)、告知義務違反による解除(第12条・第13条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第7条)および特約の消滅(第17条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の初期生活習慣病入院一時金額について、変更前特約の保険期間満了日*3の初期生活習慣病入院一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の

第25条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

*3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に初期生活習慣病入院一時金が支払われるべきときは、第2条（初期生活習慣病入院一時金の支払い）の2. - (9)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(9) 初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じ、支払うべき初期生活習慣病入院一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき初期生活習慣病入院一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第26条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 初期生活習慣病入院一時金の支払対象となる「初期生活習慣病」

初期生活習慣病入院一時金の支払対象となる「初期生活習慣病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

傷病名		分類項目	基本分類コード
(1)	膵疾患	急性膵炎 その他の膵疾患 他に分類される疾患における胆のう〈嚢〉、胆道および膵の障害（K87）のうち、 他に分類される疾患における膵の障害	K85 K86 K87.1
		胆石症 胆のう〈嚢〉炎 胆のう〈嚢〉のその他の疾患 胆道のその他の疾患 他に分類される疾患における胆のう〈嚢〉、胆道および膵の障害（K87）のうち、 他に分類される疾患における胆のう〈嚢〉および胆道の障害 消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K91）のうち、 胆のう〈嚢〉摘出〈除〉後症候群	K80 K81 K82 K83 K87.0 K91.5
(3)	脾疾患	脾疾患	D73
(4)	消化管潰瘍	食道のその他の疾患（K22）のうち、 食道潰瘍 胃潰瘍 十二指腸潰瘍 部位不明の消化性潰瘍 胃空腸潰瘍 クローン＜Crohn＞病〔限局性腸炎〕 潰瘍性大腸炎 肛門および直腸のその他の疾患（K62）のうち、 肛門および直腸の潰瘍（ただし、肛門は除く。） 腸のその他の疾患（K63）のうち、 腸潰瘍	K22.1 K25 K26 K27 K28 K50 K51 K62.6 K63.3
		痛風 他に分類されるその他の疾患における関節障害（M14）のうち、 酵素欠損およびその他の遺伝性障害による痛風性関節障害 プリンおよびピリミジン代謝障害	M10 M14.0 E79
(6)	尿路結石	腎結石および尿管結石 下部尿路結石 他に分類される疾患における尿路結石	N20 N21 N22
		一過性脳虚血発作 一過性脳虚血発作および関連症候群	G45
(7)	特定動脈疾患	末梢動脈疾患	
		アテローム〈じゅく〈粥〉状〉硬化（症）（I 70）のうち、 （四）肢の動脈のアテローム〈じゅく〈粥〉状〉硬化（症）（閉塞性動脈硬化症に限る。） 全身性および詳細不明のアテローム〈じゅく〈粥〉状〉硬化（症）（閉塞性動脈硬化症に限る。） 大動脈瘤および解離 その他の動脈瘤 その他の末梢血管疾患（I 73）のうち、 閉塞性血栓血管炎〔ビュルガー＜バージャー＞＜Buerger＞病〕 動脈の塞栓症および血栓症 動脈および細動脈のその他の障害 腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの（N28）のうち、 腎虚血および腎梗塞 腸の血行障害（K55）のうち、 腸の急性血行障害 腸の慢性血行障害	 I 70.2 I 70.9 I 71 I 72 I 73.1 I 74 I 77 N28.0 K55.0 K55.1

別表2 初期生活習慣病入院一時金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
初期生活習慣病入院一時金の支払い	(1) 初期生活習慣病入院一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 初期生活習慣病入院一時金の受取人の戸籍抄本 (4) 初期生活習慣病入院一時金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表3 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病

特定部位および指定疾病

- 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
- 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
- 56. 脊椎部（当該神経を含む。）
- 57. 上肢（肩関節部を含む。）
- 58. 下肢（股関節部を含む。）
- 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
- 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
- 61. 末梢動脈疾患

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	962	9 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第14条 告知義務	969
第1条 特約の保険期間開始の時	962	第15条 告知義務違反による解除	969
第2条 特約の責任開始の時	962	第16条 告知義務違反による解除ができないとき	970
2 一時金の支払いについて		第17条 重大事由による解除	970
第3条 7大疾病一時金の支払い	962	10 内容の変更について	
3 7大疾病一時金の支払請求手続について		第18条 7大疾病一時金額の減額	971
第4条 7大疾病一時金の支払請求手続	966	11 解約等について	
4 保険料の払込免除について		第19条 特約の解約	971
第5条 特約の保険料の払込免除	966	第20条 特約の消滅	971
5 保険期間および保険料払込期間について		第21条 返戻金	971
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	966	12 その他	
6 保険料の払込みにについて		第22条 社員配当金	972
第7条 特約の保険料の払込み	966	第23条 管轄裁判所	972
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	967	第24条 普通保険約款の規定の準用	972
7 失効、失効取消および復活について		13 特則について	
第9条 特約の失効	967	第25条 特別条件を付ける場合の特則	972
第10条 特約の失効取消	967	第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	973
第11条 特約の復活	967	第27条 主契約が更新される場合の特則	973
8 無効について		第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	974
第12条 この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効	968	第29条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則	974
第13条 この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い	968	第30条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則	975
別表1		1. 7大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物	976
		2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義	976
		3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定	976
		4. 新生物の形態の性状コード	976
別表2		1. 7大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」	977
		2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義	978
別表3		入院日数が1日以上入院	978
別表4		1. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、狭心症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤等、大動脈瘤等についての7大疾病一時金の支払対象となる手術	978
		2. 糖尿病性網膜症についての7大疾病一時金の支払対象となる手術	978
		3. 糖尿病性壊疽についての7大疾病一時金の支払対象となる切断術	978
別表5		7大疾病一時金の支払請求に必要な書類	978
別表6		同一種類の臓器	979

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2019.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	7大疾病による所定の入院・状態・手術に対する保障
給付金の種類	7大疾病一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約、5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約または無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の保険期間開始の時

1. この特約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日をこの特約の保険期間開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第2条 特約の責任開始の時

この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) 別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とする7大疾病一時金（以下「がん給付」といいます。）	保険期間開始の日（第1条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 別表2★に定めるがん以外の7大疾病（以下「がん以外の7大疾病」といいます。）を直接の原因とする7大疾病一時金（以下「がん給付以外の給付」といいます。）	保険期間開始の時*2（第1条）

★別表1（P.976参照）、別表2（P.977参照）

2 一時金の支払いについて

第3条 7大疾病一時金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、7大疾病一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して7大疾病一時金をその受取人に支払います。

第2条 補足説明

- *1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。
- *2 保険期間開始の時
「がん給付以外の給付の責任開始の時」といいます。

	支払事由（7大疾病一時金を支払う場合）	金 額	受取人
7大疾病一時金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき		
	(1) がん この特約の「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定（別表1★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、この特約の「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき		
	(2) 急性心筋梗塞、拡張型心筋症または狭心症 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 急性心筋梗塞（別表2★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき ② 拡張型心筋症（別表2★）（以下「拡張型心筋症」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき ③ 狭心症（別表2★）（以下「狭心症」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき	7大疾病一時金額	主契約の入院給付金受取人
	(3) 脳卒中または脳動脈瘤 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 脳卒中（別表2★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき ② 脳動脈瘤（別表2★）（以下「脳動脈瘤」といいます。）が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき		
	(4) 慢性腎不全 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、慢性腎不全（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 慢性腎臓病のステージ4またはステージ5（別表2★）（以下「慢性腎臓病」といいます。）と医師によって診断されたとき ② その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき		

第3条 補足説明

*1 この特約の「がん給付」の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

*2 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

特
約

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

	支払事由（7大疾病一時金を支払う場合）	金 額	受取人
7大疾病一時金	(5) 肝硬変 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、肝硬変（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 肝硬変（別表2★）と医師によって診断されたとき ② その疾病により生じた食道静脈瘤もしくは胃静脈瘤（別表2★）（以下「食道静脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた食道静脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ③ その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき	7大疾病一時金額	主契約の入院給付金受取人
	(6) 糖尿病 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、糖尿病（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 糖尿病性網膜症（別表2★）と医師によって診断されたとき ② その疾病により糖尿病性網膜症または糖尿病性壊疽（別表2★）（以下「糖尿病合併症」といいます。）を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき		
	(7) 高血圧性疾患 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により生じた大動脈瘤（別表2★）もしくは解離性大動脈瘤（別表2★）（以下、「大動脈瘤等」といいます。）と医師によって診断されたとき ② その疾病により生じた大動脈瘤等が破裂したと医師によって診断されたとき ③ その疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき		

2. 7大疾病一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
① 被保険者が、その他の疾病または傷害の治療を直接の原因とする入院中に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を開始したとき	急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を開始した日に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
② 被保険者が、同時に7大疾病一時金の支払事由に複数該当したとき	7大疾病一時金を重複しては支払いません。

項 目	内 容
③ 被保険者が、7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該日からその日を含めて1年以内に新たに7大疾病一時金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病一時金は支払いません。
④ 被保険者が、7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たに7大疾病一時金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病一時金を支払います。ただし、次のいずれかの場合には、それぞれ次の要件を満たすことを必要とします。 ア. がんの場合 新たながん*3の診断確定であること イ. 急性心筋梗塞、狭心症または脳卒中の場合 それぞれ急性心筋梗塞、狭心症または脳卒中を新たに発病していること ウ. 脳動脈瘤、食道静脈瘤等、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等の場合 それぞれ脳動脈瘤、食道静脈瘤等、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等が新たに生じていること
⑤ 以下の支払事由に該当した場合の7大疾病一時金の支払限度 ア. 医師の診断による慢性腎臓病 イ. 医師の診断による肝硬変 ウ. 医師の診断による糖尿病性網膜症 エ. 医師の診断による大動脈瘤等 オ. 拡張型心筋症	保険期間を通じてそれぞれ1回とします。
⑥ 被保険者が、7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき	その日に新たながん*3と診断確定されたものとみなして、7大疾病一時金を支払います。
⑦ 被保険者が、7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき	新たながん*3の診断確定がない場合でも、その入院の開始日に新たながん*3と診断確定されたものとみなして、7大疾病一時金を支払います。
⑧ 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2前に発病した「がん以外の7大疾病」を原因として、7大疾病一時金の支払事由に該当したとき	この特約の付加の際*4に会社の承諾した範囲内で7大疾病一時金を支払います。ただし、告知義務違反(第15条)があったときは、この限りではありません。

第3条 補足説明

* 3 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

* 4 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
⑨ 7 大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき7 大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき7 大疾病一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表 1（P.976 参照）、別表 2（P.977 参照）、別表 3（P.978 参照）、別表 4（P.978 参照）

3 7 大疾病一時金の支払請求手続について

第4条 7 大疾病一時金の支払請求手続

1. 7 大疾病一時金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 7 大疾病一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表 5 ★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の 2. の規定にかかわらず、7 大疾病一時金の支払事由が生じ、かつ、主契約の入院給付金の請求があったときは、7 大疾病一時金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

★別表 5（P.978 参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第19条）されたものとして扱います。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による7大疾病一時金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 7大疾病一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

- 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
- 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
- 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による7大疾病一時金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
- 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項目	内容
延滞保険料払込期間*3中に7大疾病一時金の支払事由（第3条）が生じたとき	7大疾病一時金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

- 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
- 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条 補足説明

*1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

*2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

*3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

*1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 無効について

第12条 この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第14条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前のがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時前のがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の「がん給付」の責任開始の時*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第19条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第15条（告知義務違反による解除）または第17条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6. 本条の適用があるときは、第20条（特約の消滅）の規定は適用しません。

第13条 この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い

1. 第12条（この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の規定にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の2. に規定する特別取扱いを適用し、この特約を無効としません。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者が、この特約の締結の際の告知（第14条）の時前または告知の時からこの特約の「がん給付」の責任開始の時*1前のがんと診断確定されていたとき (2) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき |
|---|

2. 特別取扱いの内容は、次のとおりとします。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 第3条（7大疾病一時金の支払い）に規定する7大疾病一時金の支払事由中、「がん給付の責任開始の時前のがんと診断確定されることがないこと」を必要とする旨の規定は適用しません。 (2) 第3条（7大疾病一時金の支払い）の規定にかかわらず、がん不担保期間*2中に診断確定されたがんについては、7大疾病一時金を支払いません。 (3) 第3条（7大疾病一時金の支払い）の規定にかかわらず、この特約の締結の際の告知の時前または告知の時からこの特約の「がん給付」の責任開始の時*1前に診断確定されていたがんが生じた臓器と同一種類の臓器（別表6★）に生じたがんについては、がん不担保期間*2経過後でも7大疾病一時金を支払いません。 |
|--|

第12条 補足説明

*1 この特約の「がん給付」の責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

*2 その復活の時から無効とする時までの保険料

その復活の延滞保険料を含みません。

第13条 補足説明

*1 この特約の「がん給付」の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

*2 がん不担保期間

この特約の保険期間開始の日からその日を含めて5年を経過する日までの期間をいいます。

3. 本条の2. に規定する特別取扱いが適用されたこの特約が更新（第27条）されるとき、または保険期間が終身の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更（第28条）されるときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
本条の2. - (2)の特別取扱い	① 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間 ^{*2} が満了しているとき 更新後特約または変更後特約 ^{*3} には本条の2. - (2)の特別取扱いは適用されません。 ② 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間 ^{*2} が満了していないとき 更新後特約または変更後特約 ^{*3} に残余のがん不担保期間 ^{*2} が引き継がれ、本条の2. - (2)の特別取扱いが引き続き適用されます。
本条の2. - (3)の特別取扱い	更新後特約または変更後特約 ^{*3} には本条の2. - (3)の特別取扱いが引き続き適用されます。

4. 本条の1. から3. の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。
5. 保険契約者から主契約の「がん給付」の責任開始の時^{*4}前のがん診断確定の場合の特別取扱いの請求があったときは、この特約の「がん給付」の責任開始の時^{*1}前のがん診断確定の場合の特別取扱いの請求があったものとみなします。

★別表6（P.979参照）

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、7大疾病一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、7大疾病一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 7大疾病一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに7大疾病一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、7大疾病一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、7大疾病一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

第13条 補足説明

* 3 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 4 主契約の「がん給付」の責任開始の時

普通保険約款の規定により、「がん給付」について会社がこの主契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) この特約の保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内に7大疾病一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 会社は、7大疾病一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、7大疾病一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その7大

第16条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の保険期間開始の日

第1条（特約の保険期間開始の時）に規定するこの特約の保険期間開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第17条 補足説明

* 1 一時金

この特約の7大疾病一時金または保険料の払込免除をいいます。

疾病一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 7大疾病一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに7大疾病一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条(告知義務違反による解除)の4.の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第18条 7大疾病一時金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって7大疾病一時金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の7大疾病一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 7大疾病一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約(第19条)されたものとして取り扱います。
- (2) 7大疾病一時金額が減額された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.71参照)。

11 解約等について

第19条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新(変更)のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.71参照)。

第20条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 次の①および②のうち1つ以上に該当した場合で、この特約の保険期間満了日の1年以内に7大疾病一時金が支払われたとき
 - ① 普通保険約款に定める主契約の更新または終身変更が取扱われない場合
 - ② 第25条(特別条件を付ける場合の特則)の2.(2)および(3)に定めるこの特約の更新または終身変更が取扱われない場合

第21条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第22条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第23条 管轄裁判所

この特約における7大疾病一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第25条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 7大疾病一時金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が7大疾病一時金の支払事由（第3条）に該当し、7大疾病一時金を支払うべきときは、7大疾病一時金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 7大疾病一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた7大疾病一時金の削減支払の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第28条）について、次のとおり取り扱います。

第25条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 7大疾病一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた7大疾病一時金の削減支払の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

第1条（特約の保険期間開始の時）および第2条（特約の責任開始の時）の規定を準用します。

第27条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の7大疾病一時金額	更新前特約の保険期間満了日の7大疾病一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の7大疾病一時金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 7大疾病一時金の支払い（第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第20条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の7大疾病一時金額について、更新前特約の保険期間満了日の7大疾病一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 補足説明

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
2. 保険期間が終身の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の7大疾病一時金額	変更前特約の保険期間満了日*3の7大疾病一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の7大疾病一時金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 7大疾病一時金の支払い（第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第20条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の7大疾病一時金額について、変更前特約の保険期間満了日*3の7大疾病一時金額と同額とした場合には、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第29条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等*1に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第1条の1. ー(1)中、「主契約の保険期間開始の時」とあるのを「主契約の責任開始の時」と読み替えます。
- (2) 被指定契約*2がある場合で、主契約と被指定契約*2の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に7大疾病一時金が支払われるべきときは、第3条（7大疾病一時金の支払い）の2. ⑨を次のとおり読み替えま

第28条 補足説明*** 1 主契約の変更日**

本条において「変更日」といいます。

*** 2 変更後特約**

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

*** 3 保険期間満了日**

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第29条 補足説明*** 1 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等**

次の(1)または(2)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約
- (2) 5年ごと利差配当付医療保険 L（返戻金なし型）（2011）契約

*** 2 被指定契約**

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

す。

項 目	内 容
⑨ 7 大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき7大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき7大疾病一時金を被指定契約*2の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

第30条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の(1)から(2)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に7大疾病一時金が支払われるべきときは、第3条（7大疾病一時金の支払い）の2. ⑨を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
⑨ 7 大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき7大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき7大疾病一時金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第30条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

特
約

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

別表1

1. 7大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

7大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明の その他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- | |
|---|
| (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定 |
|---|

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2

1. 7大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」

7大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。ただし、「(1) 急性心筋梗塞、拡張型心筋症」および「(2) 脳卒中、脳動脈瘤」については、2. によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1)	狭心症 虚血性心疾患（I 20- I 25）のうち、 狭心症 アテローム硬化性心血管疾患と記載されたもの アテローム硬化性心疾患 陳旧性心筋梗塞 無痛性心筋虚血 その他の型の慢性虚血性心疾患 慢性虚血性心疾患、詳細不明	I 20 I 25.0 I 25.1 I 25.2 I 25.6 I 25.8 I 25.9
	急性心筋梗塞 虚血性心疾患（I 20- I 25）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I 21 I 22
	拡張型心筋症 心筋症（I 42）のうち、 拡張型心筋症	I 42.0
(2)	脳卒中 脳血管疾患（I 60- I 69）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I 60 I 61 I 63
	脳動脈瘤 その他の脳血管疾患（I 67）のうち、 脳動脈壁の解離、非＜未＞破裂性 脳動脈瘤、非＜未＞破裂性 頸動脈瘤および解離（頭蓋内に限る。） その他の脳実質外動脈（脳底動脈、頸動脈、椎骨動脈）の動脈瘤および解離（頭蓋内に限る。） 椎骨動脈の動脈瘤および解離（頭蓋内に限る。）	I 67.0 I 67.1 I 72.0 I 72.5 I 72.6
(3)	慢性腎不全 高血圧性腎疾患（I 12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎臓病	I 12.0 N18
	慢性腎臓病 慢性腎臓病、ステージ4 慢性腎臓病、ステージ5	N18.4 N18.5
(4)	肝硬変 アルコール性肝疾患（K70）のうち、 アルコール性肝硬変 肝線維症および肝硬変（K74）のうち、 原発性胆汁性肝硬変 続発性胆汁性肝硬変 胆汁性肝硬変、詳細不明 その他および詳細不明の肝硬変	K70.3 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6
	食道静脈瘤 食道静脈瘤	I 85
	胃静脈瘤 その他の部位の静脈瘤（I 86）のうち、 胃静脈瘤	I 86.4
(5)	糖尿病 糖尿病	E10-E14
	糖尿病性網膜症 糖尿病（E10-E14）のうち、 眼合併症を伴うもの（網膜または硝子体に限る。）	E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、 E14.3
	糖尿病性壊疽 糖尿病（E10-E14）のうち、 末梢循環合併症を伴うもの	E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、 E14.5
(6)	高血圧性疾患 高血圧性疾患	I 10- I 15
	大動脈瘤、 解離性大動脈瘤 大動脈瘤および解離	I 71

特約

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

別表

2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
拡張型心筋症	心臓の内腔が著しく大きくなり、心臓の収縮力が低下し、重症のうっ血性心不全や治療に抵抗性の不整脈が起こる疾病（他の心疾患との鑑別のために冠動脈造影および心筋生検が施行されていることを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）
脳動脈瘤	脳の血管壁の一部に欠損、断裂もしくは解離が生じ、脳動脈が瘤状、嚢状または紡錘状に拡張した疾病（画像診断所見により、器質的な病変が認められることを必要とします。）

別表3 入院日数が1日以上入院

次の1. から3. のすべてを満たすことを必要とします。

1. 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3－2.）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

2. 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

3. 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

別表4

1. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、狭心症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤等、大動脈瘤等についての7大疾病一時金の支払対象となる手術
開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
2. 糖尿病性網膜症についての7大疾病一時金の支払対象となる手術
網膜または硝子体に対する手術をいいます。
3. 糖尿病性壊疽についての7大疾病一時金の支払対象となる切断術
手指については、末節の2分の1以上の切断術、足指については、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表5 7大疾病一時金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
7大疾病一時金の支払い	(1) 7大疾病一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 7大疾病一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 7大疾病一時金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表6 同一種類の臓器

下表の1. ～ 19.、29. および32. ～ 41. に属する臓器は、それぞれ臓器名が異なる場合または臓器が複数ある場合であっても、これを同一種類の臓器として取り扱います。

同一種類の臓器
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮（胎盤を含む。）・卵巣・卵管 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 32. 食道 33. 胸腺・心臓・縦隔 34. 骨・関節・関節軟骨 35. 造血組織・リンパ組織（血液・骨髄・脾臓・リンパ節を含む。） 36. 末梢神経・自律神経系 37. 後腹膜・腹膜 38. 結合組織・皮下組織・軟部組織（血管・軟骨・筋・リンパ管を含む。） 39. 髄膜・脳・脳神経・脊髄 40. 副腎 41. 1. ～ 19.、29. および32. ～ 40. 以外の臓器（ただし、臓器名が同一のものに限る。）

特
約

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

別
表

団体特約

(実施 1981.4.2 / 改正 2026.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と団体協約を締結した官公署・会社・工場等の団体に所属し、その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払いを受ける者であること
- (2) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること。ただし、保険契約者の人数の計算にあたっては、その団体との間に事業保険特約付保険契約があるときは、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

1. この特約による取扱いを行う半年払契約および月払契約の保険料率は、次のとおりとします。

- (1) 団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名以上の場合には、団体保険料率A
- (2) 団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名未満の場合には、普通保険料率。ただし、月払契約*1の保険料率については団体保険料率Bとします。

2. 団体との間に事業保険特約付保険契約があるときは、本条の1. に規定する保険契約者の人数の計算にあたっては、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。
3. 本条の1. -(1)の団体保険料率Aの適用を受けている場合でも、本条の1. に規定する保険契約者の人数が20名未満となり、その後6か月を経過しても20名以上にならないときは、本条の1. -(2)の保険料率を適用します。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第5条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(9)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (9) 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑨の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。
 - ① 無配当がん医療保険契約
 - ② 無配当新がん医療保険契約
 - ③ 無配当生活習慣病保険契約
 - ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
 - ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
 - ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
 - ⑨ 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返

第6条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、それぞれの保険料率に応じて会社の定める率により割り引きます。

第7条 保険料の前納および保険料の振替貸付

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納および保険料の振替貸付に関する規定は適用しません。

第8条 社員配当金の支払い

1. 保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、その事業年度の終わりに一括して団体代表者を通じて保険契約者に支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりにまでに保険契約が消滅した場合には、その保険契約が消滅したときに、保険金または給付金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、特に団体との取決めがあるときは、その方法によります。

第9条 特約の失効

次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 会社と団体代表者との間に締結された団体協約が解除されたとき
- (3) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (5) 第1条（特約の付加）の2. -(2)に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第10条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第11条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、第1条（特約の付加）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第12条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

戻金なし型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

第3条 補足説明

* 1 月払契約

普通保険約款の規定により保険料の予納が行われる場合を除きます。

第8条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の1. および3. の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第14条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第8条（社員配当金の支払い）の1. 中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と、「保険金または給付金」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金」とそれぞれ読み替えます。

第15条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、第1条（特約の付加）、第3条（保険料率）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第8条（社員配当金の支払い）の1. ー(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりまでに第1回年金の支払事由が生じた場合または保険契約が消滅した場合には、第1回年金の支払事由が生じたときまたは保険契約が消滅したときに、年金または一時金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

第16条 第1回保険料から団体代表者を經由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から団体代表者を經由して払い込むときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

- (1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*1は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。この場合、団体代表者が、団体に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第1回保険料*1に相当する金額を受け取った時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
2. 第2回以後の保険料は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。
3. 本条の2. に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

- (2) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第16条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

第17条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の1. および3. の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第9条（特約の失効）の(1)の規定は適用しません。

4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いを行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第9条（特約の失効）の(4)を次のとおり読み替えます。
 - (4) 第2保険期間が開始するとき

第18条 家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第1条（特約の付加）、第3条（保険料率）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第19条 退職者に関する特則

保険契約者が、団体を退職した場合で、会社の定める条件を満たしているときは、第1条（特約の付加）および第9条（特約の失効）の(3)の規定にかかわらず、この退職者を保険契約者とする保険契約について、団体特約を付加することができます。

第18条 補足説明

*1 無配当総合医療保険契約等
次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 無配当総合医療保険契約
- (2) 無配当新総合医療保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

集 団 特 約

(実施 1981.4.2 / 改正 2026.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と集団協約を締結した組合・連合会・同業団体等、その集団において保険料の一括集金のできる集団の構成員であること
- (2) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、集団保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第5条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第6条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割引きます。

第7条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(9)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (9) 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑨の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- ⑨ 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返

- (1) この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 会社と集団代表者との間に締結された集団協約が解除されたとき
- (3) 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき
- (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (5) 第1条（特約の付加）の2. - (2)に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2. 本条の1. - (1)から(5)までの規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第8条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第9条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第10条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第11条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合で、年金の種類が保証期間付終身年金のときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第13条 第1回保険料から集団代表者を經由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から集団代表者を經由して払い込むときは、次のとおり読み替えます。

(1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*1は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。この場合、集団代表者が、集団に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第1回保険料*1に相当する金額を受け取った時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
2. 第2回以後の保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
3. 本条の2. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

(2) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収

戻金なし型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

第13条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

第14条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の1. - (1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いを行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の1. - (4)を次のとおり読み替えます。
(4) 第2保険期間が開始するとき

第15条 家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第16条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。
第2条（契約成立日）
 1. この特約による取扱いを行う月払契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
 2. 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。
第4条（保険料の払込み）
 1. 保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
 2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。
- (3) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。
第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。
- (4) 第13条（第1回保険料から集団代表者を經由して払い込む場合の特則）は適用しません。

第15条 補足説明

* 1 無配当総合医療保険契約等
次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 無配当総合医療保険契約
- (2) 無配当新総合医療保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

第16条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(6)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (6) 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

次の(1)から(6)の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (6) 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

第17条 責任開始に関する特約とあわせて積立保険に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて積立保険に付加する場合には、第14条（利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則）の1. および第16条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）の(1)は適用せず、第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

事業保険特約

(実施 1981.4.2 / 改正 2026.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と事業保険協約を締結した事業団体であること
- (2) 被保険者は、その団体に所属する者であること
- (3) 被保険者の数が20名以上あること。ただし、被保険者の人数の計算にあたっては、その団体に所属する者との間に団体特約付保険契約があるときは、同一事業所に所属する事業保険の被保険者と団体特約付保険契約の保険契約者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、被保険者別に個々の保険料領収証を発行せず、一括領収証を発行します。

第4条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割り引きます。

第5条 保険料の前納および保険料の振替貸付

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納および保険料の振替貸付に関する規定は適用しません。

第6条 社員配当金の支払い

1. 保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(9)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (9) 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑨の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- ⑨ 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、その事業年度の終わりに保険契約者に支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりにまでに保険契約が消滅した場合には、その保険契約が消滅したときに、保険金または給付金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、特に保険契約者との取決めがあるときは、その方法によります。

第7条 特約の失効

この特約が付加された保険契約が次のいずれかに該当したときは、その保険契約については、この特約は効力を失います。

- (1) 保険料が猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 被保険者が団体を脱退したとき
- (3) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (4) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第8条 特約の解除

この特約を解除して、引き続き保険契約を継続させようとするときは、会社の承諾を得て団体特約の取扱いを受けるか、または第7条（特約の失効）に準じて個々の年払、半年払または月払契約とすることができます。

第9条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第10条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第11条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第6条（社員配当金の支払い）の1. 中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と、「保険金または給付金」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金」とそれぞれ読み替えます。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、第1条（特約の付加）、第3条（保険料領収証）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第6条（社員配当金の支払い）の1. ー(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりにまでに第1回年金の支払事由が生じた場合または保険契約が消滅した場合には、第1回年金の支払事由が生じたときまたは保険契約が消滅したときに、年金または一時金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

戻金なし型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

第6条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の(1)の規定は適用しません。
3. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いを行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
4. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の(3)を次のとおり読み替えます。
(3) 第2保険期間が開始するとき

第14条 家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第1条（特約の付加）、第3条（保険料領収証）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第14条 補足説明

* 1 無配当総合医療保険契約等
次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 無配当総合医療保険契約
- (2) 無配当新総合医療保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

保険料口座振替特約

(実施 1983.4.2 / 改正 2026.4.2)

第1条 特約の付加

- この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
- この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社の指定する金融機関等（以下「取扱金融機関」といいます。）に設置してあること
- 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条 契約成立日

- この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

- 第2回以後の保険料は、払込期月中の会社の定めの日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とし、以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
- 本条の1.に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第5条 保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

- 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1.の規定による保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

- 年払契約および半年払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- 月払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

- 本条の1.の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(9)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- 無配当がん医療保険契約
- 無配当新がん医療保険契約
- 無配当生活習慣病保険契約
- 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- 次の①から⑨の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- ⑨ 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返

特約

保険料口座振替特約

の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第6条 指定口座の変更

1. 保険契約者が指定口座を同一の取扱金融機関の他の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社およびその取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
2. 保険契約者が指定口座を他の取扱金融機関の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社および変更後の取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
3. 取扱金融機関が保険料の口座振替を停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の取扱金融機関に変更することを必要とします。

第7条 振替日の変更

会社および取扱金融機関の事情により、会社は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第8条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割引きます。

第9条 保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第10条 社員配当金の支払い

保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第7月目の保険料と社員配当金の全額を相殺します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、支払うべき社員配当額がその保険年度の第7月目の保険料の額を超えるときは、その差額を指定口座に振り込むことにより支払います。

第11条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) この特約による保険契約が月払の場合で、保険料の振替貸付が行われたとき
- (2) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
- (3) 第6条（指定口座の変更）に規定する諸変更の際し、その変更手続が行われないまま保険料の口座振替が不能となったとき
- (4) 保険契約者が、第7条（振替日の変更）の振替日の変更を承諾しないとき
- (5) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2. 本条の1. -(1)から(5)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

戻金なし型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第12条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第13条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第14条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第15条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第10条（社員配当金の支払い）中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と読み替えます。

第16条 第1回保険料から口座振替を行う場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から口座振替を行うときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

(1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*1および第2回以後の保険料は、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替える日として会社の定めた日（第2回以後の保険料については、払込期月中の会社の定めた日とし、その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の場合、会社は、第1回保険料*1の振替日をあらかじめ保険契約者に通知します。
3. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料*1の振替日が3月1日となる月払契約の場合で、かつ、その振替日が責任開始の日*2となる場合には、第2条（契約成立日）の1. の規定にかかわらず、その日を契約成立日とします。
5. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
6. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

(2) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

1. 振替日に第1回保険料*1の口座振替が不能のときは、保険契約者は、振替日を含む月の末日までに第1回保険料*1を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。この場合、第4条（保険料の払込み）の3. の規定にかかわらず、保険契約者が第1回保険料*1を払い込んだ時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1. の規定による第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明***1 第1回保険料**

第1回保険料相当額を含みます。

***2 責任開始の日**

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の日とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (7) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (8) 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

- (1) 年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

3. 本条の2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。
4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料*1の振替日が3月1日となる保険契約の場合には、本条の1. の規定は適用しません。

第17条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の1. ー(1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いを行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の1. ー(5)を次のとおり読み替えます。
 - (5) 第2保険期間が開始するとき

第18条 利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則

1. この特約を複数の指定契約*1に同時に付加する場合で、次のすべての要件を満たすときは、会社は、各指定契約*1の保険料のうち同一の払込期月の保険料について、指定口座から各指定契約*1の保険料相当額の合計を振り替える取扱いを行います。

- (1) 各指定契約*1に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約*2が同一であること
- (2) (1)の被指定契約*2の第1保険期間満了に伴いこの特約を各指定契約*1に付加すること
- (3) 各指定契約*1の保険料払込方法（回数）が月払であること
- (4) 各指定契約*1の保険契約者が同一であること
- (5) 各指定契約*1の指定口座が同一であること

第18条 補足説明

* 1 複数の指定契約

保険契約指定特約が付加された主たる保険契約をいい、本条において、それぞれの指定契約を「各指定契約」といいます。

* 2 保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約

本条の1. において「被指定契約」といいます。

2. 本条の1. の取扱いを行うときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込方法（回数）が年払または半年払に変更された各指定契約*1については、以後、本条の1. の取扱いは行いません。
- (2) 各指定契約*1について保険契約者の権利義務の承継または指定口座の変更があったときは、以後、本条の1. -(4)および(5)の要件を満たす範囲内で本条の1. の取扱いを継続します。
- (3) 第4条（保険料の払込み）の3. を次のとおり読み替えます。
 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約*3の保険料相当額を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- (4) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）の1. -(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に各指定契約*1の2か月分の保険料の合計の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が各指定契約*1の2か月分の保険料の合計額未満で、かつ、各指定契約*1の1か月分の保険料の合計保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた各指定契約*1の1か月分の保険料の合計の口座振替を行います。

第19条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

1. この特約による取扱いを行う保険契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
 2. 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*3および第2回以後の保険料は、払込期間中または払込期月中の会社の定めの日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
 2. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
 4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
- (3) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

1. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第1回保険料*3の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

第18条 補足説明

* 3 2件以上の保険契約

第18条（利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則）の1. の取扱いを行う各指定契約*1については、合わせて1件の保険契約とみなします。

第19条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(6)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (6) 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

次の(1)から(6)の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (6) 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

* 3 第1回保険料

利率変動型積立保険約款に基づき、第1回保険料とともに払込

特

約

保
険
料
口
座
振
替
特
約

- (1) 年払契約および半年払契約にあつては、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料*3の猶予期間中の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあつては、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料*3の猶予期間中の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた第1回保険料*3の口座振替を行います。

2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年払契約および半年払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

3. 本条の1. または2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、責任開始に関する特約または普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

(4) 第16条（第1回保険料から口座振替を行う場合の特則）は適用しません。

第20条 責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合には、第17条（利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則）の1. および第19条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）の(1)は適用せず、第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

むべき不定期払保険料があるときは、これを含みます。

普通定期保険集団扱特約

(実施 1975.2.27 / 改正 2023.4.1)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と集団扱協約を締結した官公署・会社・工場等その団体において保険料の一括集金のできる団体もしくはその団体に所属している者、または会社と集団扱協約を締結した組合・連合会・同業団体等その集団において保険料の一括集金のできる集団もしくはその集団の構成員であること
 - (2) 被保険者は、その団体の所属者もしくは集団の構成員またはその同居の家族もしくは使用人であること
 - (3) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う保険契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時からその月の末日までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合には、普通保険約款に規定する責任開始の時を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う保険契約の保険料率は、集団扱の保険料率とします。

第4条 保険料の払込方法（回数）

保険料の払込方法（回数）は、年払、半年払または月払のいずれかとします。ただし、集団を通じて同一であることを必要とします。

第5条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第6条 保険契約の失効

保険料が払い込まれずに、普通保険約款に規定する保険料払込猶予期間が過ぎたときは、この特約を付加した保険契約は効力を失います。

第7条 保険契約の失効取消

1. 第6条（保険契約の失効）の規定によってこの特約を付加した保険契約が効力を失った場合で、普通保険約款に規定する延滞保険料払込期間中に、普通保険約款に規定する延滞保険料の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が普通保険約款に規定する延滞保険料の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。

第8条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第6条（保険契約の失効）の規定によってこの特約を付加した保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*¹からその日を含めて3か月以内であれば、必要書類★を提出して保険契約の復活*²の申込みをすることができます。
2. 会社が保険契約の復活*²の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社が保険契約の復活*²の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3. 第1条（特約の付加）の規定ならびに普通保険約款に定める会社の責任開始の時、詐欺による取消し、不法取得目的による無効および告知義務に関する規定は、本条の場合に準用します。

★「必要書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第9条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第10条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 普通保険約款の社員配当金の割当ておよび支払いの規定にかかわらず、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、その事業年度末に有効に継続している保険契約に対して、会社の定める方法により、社員配当金を割り当てることがあります。割り当てた社員配当金は、普通保険約款の社員配当金の割当ておよび支払いの規定にかかわらず、次のとおり支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の保険料と次の金額を相殺します。
 - ① 年払契約の場合
社員配当金の全額
 - ② 半年払契約の場合
社員配当金の半額
(注) 1年（半年払保険料2回分）で社員配当金の全額と相殺します。
 - ③ 月払契約の場合
社員配当金の12分の1
(注) 1年（月払保険料12回分）で社員配当金の全額と相殺します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払い込むべき保険料がないときは、次のとおり取り扱います。
 - ① 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。
 - A. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。
 - I. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。

2. 本条の1. の規定による社員配当金の支払いを行う前に保険契約が消滅するときは、割り当てた社員配当金は、次のとおり取り扱います。

第8条 補足説明

* 1 効力を失った日

普通保険約款に規定する猶予期間満了日の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

項 目	内 容
(1) 保険期間が満了するとき	保険契約者に支払います。ただし、本条の1. による社員配当金の支払いを行う前に保険契約が更新されるときは、次のとおり取り扱います。 ① その更新日を含む保険年度の保険料を払い込むときに、本条の1. -(1)の規定に準じて保険料と相殺します。 ② ①の場合、更新日以後に更新後の保険契約が消滅した場合で、未払分があるときは、次のとおり支払います。 ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。
(2) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日以後に保険契約が消滅するとき	① 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。
(3) (1)および(2)以外の事由により保険契約が消滅するとき	社員配当準備金に繰り入れます。

3. 本条の1. および2. の規定にかかわらず、特に集団代表者との取決めがあるときは、その取決めによります。

第11条 特約の失効

次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 会社と集団代表者との間に締結された集団扱協約が解除されたとき
(2) 保険契約者または被保険者が集団を脱退したとき

第12条 特約の失効後の保険料の払込み

第11条(特約の失効)の規定によりこの特約が効力を失った保険契約に対しては、保険契約者から特に申出がない限り、年払契約として普通保険約款を適用します。

第13条 保険期間

1. 集団扱協約締結の際に、この特約による保険契約の保険期間満了日を集団を通じて同一とすることができます。
2. 本条の1. の規定により保険期間満了日を集団を通じて同一としたときは、普通保険約款に定める更新後契約の保険期間に関する規定にかかわらず、更新する保険契約の更新後の保険期間は、集団扱協約締結の際に定めた保険期間と同一とします。

第14条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

特別条件特約目次

第1条	特約の付加……………	1001	第10条	指定契約にこの特約を付加する場合の特則……	1005
第2条	特別条件……………	1001	第11条	5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契 約に付加する場合の特則……………	1005
第3条	この特約を付加した保険契約および特約の 取扱い……………	1001	第12条	5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険 契約または5年ごと利差配当付特定生活障 害年金保険（10年確定年金）契約に付加す る場合の特則……………	1005
第4条	この特約を付加した保険契約の失効・復活……	1003	第13条	無配当普通定期保険（低解約返戻金型）契 約、5年ごと利差配当付普通終身保険（低 解約返戻金型）契約または5年ごと利差配 当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型） 契約に付加する場合の特則……………	1006
第5条	この特約を付加した保険契約の減額……………	1003			
第6条	長期生活保障保険契約または5年ごと利差 配当付長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則……………	1003			
第7条	5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保 険契約に付加する場合の特則……………	1004			
第8条	長期生活保障特約または5年ごと利差配当 付長期生活保障特約に付加する場合の特則……	1004			
第9条	5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特 約に付加する場合の特則……………	1004			

別表	感染症……………	1007

特別条件特約

(実施 1956.4.1 /改正 2022.4.4)

第1条 特約の付加

保険契約申込みの際の被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、保険契約締結の際にこの特約を主たる保険契約または特約に付加することがあります。

第2条 特別条件

この特約により付加する特別条件は、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の併用とします。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 保険金の削減支払

契約成立日から会社の定める削減期間中に、被保険者が死亡したとき、普通保険約款に定める高度障害状態になったとき、または介護保険金、特定疾病保険金、7大疾病保険金もしくは軽度介護保険金の支払事由に該当したときは、その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表★）によって、死亡したとき、普通保険約款に定める高度障害状態になったとき、または介護保険金もしくは軽度介護保険金の支払事由に該当したときは、保険金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態（普通保険約款に定める高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。以下同じ。）になったときは、高度障害保険金を支払いません。ただし、感染症（別表★）によって、特定高度障害状態になったときは、高度障害保険金を支払います。

★別表（P.1007参照）

第3条 この特約を付加した保険契約および特約の取扱い

1. この特約を付加した保険契約および特約については、次の(1)から(6)の取扱いは行いません。

(1) 保険契約の更新または5年ごと利差配当付逓減定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款もしくは5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険普通保険約款に定める5年ごと利差配当付普通定期保険契約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

(2) 定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、逓減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付逓減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の更新。た

第1条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

特

約

特別条件特約

だし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

- (3) 定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約、逓減定期保険特約もしくは長期生活保障特約への変更または5年ごと利差配当付定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約、5年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは5年ごと利差配当付長期生活保障特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (4) 逓減定期保険特約から定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは長期生活保障特約への変更または5年ごと利差配当付逓減定期保険特約から5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付長期生活保障特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (5) 長期生活保障特約から定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは逓減定期保険特約への変更または5年ごと利差配当付長期生活保障特約から5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付逓減定期保険特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (6) 特定疾病保障定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは特定疾病保障終身保険増額特約への変更または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (7) 介護・特定疾病定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは介護・特定疾病終身保険特約への変更または5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (8) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約または5年ごと利差配当付終身保険増額特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (9) 保険契約の契約成立日後の定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約、連生終身保険増額特約、特定疾病保障終身保険増額特約、逓減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、介護・特定疾病終身保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約、5年ごと利差配当付逓減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の付加。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保期間経過後は取り扱いません。
- (10) 普通定期保険普通保険約款、特定疾病保障定期保険普通保険約款、長期生活保障保険普通保険約款、介護・特定疾病定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険普通保険約款、5年ごと利差配当付逓減定期保険

普通保険約款、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款、5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険普通保険約款、5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）普通保険約款、定期保険特約、逓減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付逓減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約および5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に定める他の保険契約への加入。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

- (11) 5年ごと利差配当付軽度介護定期保険普通保険約款に定める5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱いません。
 - (12) 普通終身保険普通保険約款または5年ごと利差配当付普通終身保険普通保険約款に定める保険料をステップ払込方式で払い込む方式への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (13) 延長保険、延長特定疾病保障保険、延長介護・特定疾病保険、払済保険、払済養老保険、払済終身保険、払済介護定期保険（名称の如何を問いません。）への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (14) 保険期間または保険料払込期間の延長。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (15) 年金支払期間の延長。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (16) 介護保障移行特約または5年ごと利差配当付介護保障移行特約の付加。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
2. 本条の1. -(1)の場合、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた保険金の削減支払の条件は適用されません。また、保険期間満了の時までに特定高度障害状態についての不担保期間が満了しているときは、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた特定高度障害状態についての不担保の条件は適用されず、不担保期間が満了していないときは、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた特定高度障害状態についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
3. 本条の1. -(2)から(8)および(10)の場合、本条の2. の規定を準用します。

第4条 この特約を付加した保険契約の失効・復活

1. この特約を付加した保険契約が効力を失ったときは、失効後2年以内に限り復活の申込みができます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾したときは、この特約は、契約成立日にさかのぼって適用されます。

第5条 この特約を付加した保険契約の減額

この特約を付加した保険契約の保険金額が減額されたときは、その減額後2年以内に限り、会社は、第4条（この特約を付加した保険契約の失効・復活）に準じて、保険契約の復旧を取り扱います。

第6条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第7条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「介護保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第8条 長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回特約年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回特約年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「特約年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回特約年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回特約年金の削減期間」と読み替えます。

第9条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減」と、「介護保険金」とあるのをすべて「第1回特約介護年金」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回特約年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回特約年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「特約高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回特約年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回特約年金の削減期間」と読み替えます。

第10条 指定契約にこの特約を付加する場合の特則

保険契約指定特約に定める指定契約にこの特約を付加するときは、保険契約者は、保険契約指定特約に定める被指定契約の第2保険期間が開始する場合の無選択限度額に加える保険金額としてその指定契約を指定することはできません。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保（被指定契約に特定高度障害状態についての不担保の条件が付加されている場合に限ります。）のときは、保険契約者は、その指定契約を指定することができます。

第11条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第12条 5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加する場合の特則

1. この特約を5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「介護保険金もしくは特定疾病保険金」とあるのを「第1回特定生活障害年金」と、「介護保険金の支払事由」とあるのを「第1回特定生活障害年金の支払事由」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第13条 無配当普通定期保険（低解約返戻金型）契約、5年ごと利差配当付普通
終身保険（低解約返戻金型）契約または5年ごと利差配当付7大疾病終
身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

低解約返戻金期間中、割増保険料については、返戻金の払戻しはありません。

別表 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特
約
特別
条件
特約

別
表

リビング・ニーズ特約目次

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時	1009

2 保険金の支払いについて

第2条 特約保険金の支払い	1009
第3条 免責事由	1010

3 保険料の払込みについて

第4条 特約の保険料の払込み	1011
第5条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1011

4 失効、失効取消および復活について

第6条 特約の失効	1011
第7条 特約の失効取消	1011
第8条 特約の復活	1011

5 復旧について

第9条 特約の復旧	1011

6 解約等について

第10条 特約の解約	1012
第11条 特約の消滅	1012
第12条 返戻金	1012

7 特約保険金受取人について

第13条 会社への通知による特約保険金受取人の変更	1012
第14条 遺言による特約保険金受取人の変更	1012
第15条 特約保険金受取人の死亡	1013

8 社員配当金について

第16条 社員配当金の特別取扱い	1013

9 その他

第17条 管轄裁判所	1013
第18条 普通保険約款の規定の準用	1013

10 特則について

第19条 主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則	1013
第20条 保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則	1013
第21条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則	1014
第22条 主契約に災害入院特約（06）等が付加されている場合の特則	1014
第23条 保険契約の保険料が前納または予納されている場合の特則	1014
第24条 主契約が更新または変更される場合の特則	1014
第25条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	1014
第26条 特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則	1015
第27条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則	1015
第28条 就業不能保障保険に付加する場合の特則	1015
第29条 主契約に中途一時払特約が付加されている場合の特則	1016
第30条 長期生活保障保険契約等に付加する場合の特則	1016
第31条 介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則	1016
第32条 5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則	1017
第33条 5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合の特則	1017
第34条 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合の特則	1017
第35条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	1018
第36条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則	1019
第37条 5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加する場合の特則	1020
第38条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則	1021

別表 特約保険金の支払請求に必要な書類	1022

リビング・ニーズ特約

(実施 1994.4.2 / 改正 2023.4.1)

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	会社が承諾した日

2. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第2条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じ、その支払請求があったときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由 (特約保険金を支払う場合)	金 額	受取人
特約保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき*1	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める特約保険金額の限度内で特約保険金受取人が特約保険金の請求時に指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により計算する次の金額を差し引いた金額 (1) 必要書類（別表★）が会社 に到着した日（以下「特約 保険金の請求日」といいま す。）から6か月間の指定 保険金額に対応する利息 (2) 特約保険金の請求日から6 か月間の指定保険金額に対 応する保険料相当額	特約保 険金 受取 人

第2条 補足説明

* 1 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき

この判断は、医師の診断に基づき、特約保険金の請求時における被保険者の状態について会社が判断するものとします。また、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

- (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、特約保険金の請求時には余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
- (2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、特約保険金の請求日の前に被保険者が死亡した場合

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が主契約の保険期間満了の時*2前1年以内であるときは、特約保険金を支払いません。
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者とし、主契約の高度障害保険金受取人と同一とします。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

★別表（P.1022参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて特約保険金を支払わない場合）
特約保険金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 指定代理請求人の故意 (4) 被保険者の自殺行為 (5) 被保険者の犯罪行為 (6) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

*2 主契約の保険期間満了の時
次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款の規定により更新される場合には、更新後契約の保険期間満了の時とします。
- (2) 普通保険約款の規定により変更される場合には、変更後契約の保険期間満了の時とします。

項 目	内 容
「戦争その他の変乱」によって特約保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。

3 保険料の払込みについて

第4条 特約の保険料の払込み

この特約は、保険料の払込みを必要としません。

第5条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

主契約および主契約に付加されている特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から主契約および主契約に付加されている特約の未払込保険料を差し引きます。

4 失効、失効取消および復活について

第6条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条 特約の失効取消

1. 普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約が効力を失わなかったものとして取り扱われるときは、この特約についても効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 主契約の延滞保険料払込期間中にこの特約による保険金の支払事由（第2条）が生じた場合で、主契約の延滞保険料が主契約の延滞保険料払込期間中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第8条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

5 復旧について

第9条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第7条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

第8条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

6 解約等について

第10条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第11条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に年金移行特約等*1が付加されている場合で、主契約の全部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されたとき
- (5) 主契約の高度障害保険金受取人が特約保険金受取人以外の者に変更されたとき

第12条 返戻金

この特約には返戻金はありません。

7 特約保険金受取人について

第13条 会社への通知による特約保険金受取人の変更

1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人と主契約の高度障害保険金受取人は同一とします。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の特約保険金受取人に特約保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の特約保険金受取人から、特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71 参照）。

第14条 遺言による特約保険金受取人の変更

1. 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人と主契約の高度障害保険金受取人は同一とします。
2. 本条の1. の特約保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による特約保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第11条 補足説明

* 1 年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 年金移行特約
- (2) 夫婦年金移行特約
- (3) 介護保障移行特約
- (4) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (5) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (6) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

第15条 特約保険金受取人の死亡

1. 特約保険金受取人が特約保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約保険金受取人とします。
2. 本条の1. の規定により特約保険金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により特約保険金受取人となった者のうち生存している他の特約保険金受取人を特約保険金受取人とします。
3. 本条の1. および2. により特約保険金受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

8 社員配当金について**第16条 社員配当金の特別取扱い**

1. 会社は、特約保険金を支払うときは、普通保険約款および主契約に付加されている特約の社員配当金の支払いに関する規定により、指定保険金額の部分に対応する社員配当金を支払います。この場合、支払うべき社員配当金は、特約保険金とともにその受取人に支払います。
2. 会社は、特約保険金を支払うときは、社員配当金を一時払保険料とする生存保険について、次のとおり取り扱います。

- (1) 生存保険は、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合で消滅するものとします。この場合、会社は、消滅した部分に対応する返戻金を支払いません。
- (2) (1)の場合、特約保険金の支払後における主契約の社員配当金は、利息をつけて積み立てる方法により取り扱います。

3. 会社は、特約保険金を支払うときは、社員配当金により増額された保険金額のうち、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合に相当する金額を、特約保険金の請求日から6か月間のその部分に対応する利息を差し引いて、特約保険金とともにその受取人に支払います。

9 その他**第17条 管轄裁判所**

この特約における特約保険金の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第18条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

10 特則について**第19条 主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則**

主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合で、その保険期間中に特約保険金を支払うときは、買増保険の死亡保険金額のうち、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合に相当する金額を、特約保険金とともにその受取人に支払います。

第20条 保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された保険契約に特別条件特約が付加され、保険金の削減支払の条件が適用されている場合で、保険金の削減期間中に特約保険金の請求があったときは、会社は、第2条（特約保険金の支払い）の1. の保険金額に特約保険金の請求日における特別条件特約に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。

第21条 補足説明*** 1 定期保険特約等**

次の(1)から(21)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 終身保険増額特約
- (5) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (6) 通減定期保険特約
- (7) 長期生活保障特約
- (8) 特定疾病保障定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病定期保険特約
- (10) 介護・特定疾病終身保険特約
- (11) 5年ごと利差配当付定期保険特約
- (12) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
- (13) 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
- (14) 5年ごと利差配当付終身保険増額特約
- (15) 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約
- (16) 5年ごと利差配当付通減定期保険特約
- (17) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- (18) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
- (19) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
- (20) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約
- (21) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

*** 2 各特約の保険期間満了の時**

次の(1)および(2)のとおり取り扱

第21条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則

主契約に定期保険特約等*1が付加されているときは、次のとおり取り扱います。
ただし、付加された定期保険特約等*1について各特約の保険期間満了の時*2前1年間は、この特則を適用しません。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の1.、2. - (3)、第16条（社員配当金の特別取扱い）の2. - (1)、3. および第19条（主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則）の主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3を加えた額とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. の指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3のそれぞれの割合に応じて、主契約の死亡保険金額および定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3から指定されたものとします。
- (3) この特則による特約保険金の支払いについては、第2条（特約保険金の支払い）の規定を準用して取り扱います。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (3)の規定によって遡減定期保険特約等*4の全部または一部が消滅するときは、遡減定期保険特約等*4は、指定保険金額の(1)に定める主契約の死亡保険金額に対する割合で消滅します。

第22条 主契約に災害入院特約（06）等が付加されている場合の特則

1. 主契約に付加されている災害入院特約（06）等*1にあっては、各特約の被保険者が、各特約の保険期間中に各特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の入院とみなします。
2. 主契約に付加されている通院特約（06）または無配当通院特約にあっては、各特約の被保険者が、主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含む通院期間中に通院をしたときは、その通院期間中の通院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の通院とみなします。また、各特約の被保険者が、各特約の保険期間中に各特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の通院とみなします。
3. 主契約に付加されている5年ごと利差配当付健康支援特約にあっては、その特約の被保険者が、その特約の保険期間中にその特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことによりその特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院およびその入院に対する退院について、その特約の消滅後もその特約の保険期間中の入院および退院とみなします。
4. 本条の1. から3. に定める特約のほか、会社の定める他の特約についても、本条の1. から3. の規定を準用します。

第23条 保険契約の保険料が前納または予納されている場合の特則

この特約が付加された保険契約の保険料が前納または予納されている場合で、特約保険金を支払うときは、消滅した部分について保険料の前納金または予納保険料の残額があれば、特約保険金とともにその受取人に支払います。

第24条 主契約が更新または変更される場合の特則

主契約が更新または変更されるときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は、引き続きその主契約に付加されます。

第25条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

います。

- (1) 特約の規定により更新される場合には、更新後特約の保険期間満了の時とします。
- (2) 特約の規定により変更される場合には、変更後特約の保険期間満了の時とします。

* 3 定期保険特約等の特約死亡保険金額

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 遡減定期保険特約または5年ごと利差配当付遡減定期保険特約については、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の特約死亡保険金額とします。
- (2) 長期生活保障特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約については、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の特約一時金額とします。

* 4 遡減定期保険特約等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 遡減定期保険特約
- (2) 長期生活保障特約
- (3) 5年ごと利差配当付遡減定期保険特約
- (4) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- (5) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

第22条 補足説明

* 1 災害入院特約（06）等

次の(1)から(14)をいいます。

- (1) 災害入院特約（06）
- (2) 手術給付金付疾病入院特約（06）
- (3) 成人病入院特約（06）
- (4) 女性入院特約（06）
- (5) 長期入院特約（07）
- (6) 新女性医療特約
- (7) 入院初期給付特約
- (8) 無配当災害入院特約
- (9) 無配当手術給付金付疾病入院特約
- (10) 無配当成人病入院特約
- (11) 無配当女性入院特約
- (12) 無配当長期入院特約
- (13) 無配当新女性医療特約
- (14) 無配当入院初期給付特約

- (1) 主契約に定期保険特約等*1を付加することを必要とします。ただし、この特約の責任開始の日において、第1被保険者もしくは第2被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていた場合を除きます。
- (2) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者（この特約の責任開始の日において、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていたときは第2被保険者）」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. ー(2)の規定にかかわらず、特約保険金受取人は被保険者に限るものとし、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）、第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）および第15条（特約保険金受取人の死亡）の規定は適用しません。
- (4) 第1被保険者もしくは第2被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていた場合に限り、主契約の死亡保険金額を指定保険金額の対象とし、第21条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）の適用にあたって連生終身保険増額特約を含んで取り扱います。
- (5) 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ① 主契約の第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったとき
 - ② (1)により付加を必要とする定期保険特約等*1のすべてが消滅したとき

第26条 特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「延長特定疾病保障保険」と読み替えます。

第27条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に定期保険特約等*1を付加することを必要とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の2. ー(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第11条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
- (4) 第21条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）の適用にあたって、主契約の死亡給付金額は指定保険金額の対象とはしません。
- (5) (1)の定期保険特約等*1のすべてが消滅したときは、この特約は消滅します。

第28条 就業不能保障保険に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険に付加するときは、次のとおり取り扱います。

第25条 補足説明

*1 定期保険特約等

次の(1)から(10)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 終身保険増額特約
- (5) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (6) 逓減定期保険特約
- (7) 長期生活保障特約
- (8) 特定疾病保障定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病定期保険特約
- (10) 介護・特定疾病終身保険特約

第27条 補足説明

*1 定期保険特約等

次の(1)から(9)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (5) 逓減定期保険特約
- (6) 長期生活保障特約
- (7) 特定疾病保障定期保険特約
- (8) 介護・特定疾病定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病終身保険特約

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)および(4)中、「普通保険約款に定める保険金」とあるのをすべて「普通保険約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」と読み替えます。
- (2) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約」とあるのをすべて「就業不能保障保険特別条件特約」と読み替えます。
- (3) 被保険者が、主契約の保険期間中に就業不能状態に該当し、主契約の全部が消滅する日を含んで引き続いて就業不能状態にあるときは、その日以後の就業不能状態を、主契約の保険期間中の就業不能状態とみなします。
- (4) 主契約に保険料の一部一時払の特則が適用されている場合で、特約保険金が支払われるときは、主契約の一時払保険部分および平準払保険部分の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じて、指定保険金額が指定されます。

第29条 主契約に中途一時払特約が付加されている場合の特則

主契約に中途一時払特約が付加されている場合で、特約保険金が支払われるときは、その特約による取扱いを受ける主契約および主契約に付加された特約それぞれの一時払部分および分割払部分の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じて、指定保険金額が指定されます。

第30条 長期生活保障保険契約等に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加するときは、この特約中の主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の一時金額とし、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡年金」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-①中、「指定保険金額の部分について」とあるのを「指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合で」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-②中、「保険金」とあるのを「一時金」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-③中、「保険金の支払事由」とあるのを「第1回年金の支払事由」と、「保険金」とあるのを「第1回年金または一時金」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(4)中、「保険金」とあるのをすべて「第1回年金」と読み替えます。
- (8) 第11条（特約の消滅）の(2)を次のとおり読み替えます。
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき。ただし、第1回年金が支払われる場合を含みます。
- (9) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と読み替えます。

第31条 介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「延長介護・特定疾病保険」と読み替えます。

第32条 5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加するときは、この特約中の主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の保険金額とします。

第33条 5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合には、次のとおり読み替えます。

- (1) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡給付金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「死亡保険金額」とあるのを「死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の介護年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)中、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「主契約の死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-①中、「主契約は、指定保険金額の部分について」とあるのを「第1回介護年金額について、主契約は、指定保険金額の主契約の死亡給付金の金額に対する割合で」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-②中、「主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。」とあるのを「主契約の死亡給付金が支払われたものとして取り扱います。」と読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-③中、「保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金」と読み替えます。
- (8) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(4)中、「保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金」と読み替えます。
- (9) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約が付加」とあるのをすべて「特別条件特則*1が適用」と、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金の削減」と、「特別条件特約に定める」とあるのを「特別条件特則*1に定める」とそれぞれ読み替えます。

第33条 補足説明

*1 特別条件特則

普通保険約款に定める特別条件をつける場合の特則をいいます。

第34条 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合には、次のとおり読み替えます。

- (1) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡給付金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「死亡保険金額」とあるのを「死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の介護保険金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)中、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「主契約の死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-①中、「主契約は、指定保険金額の部分について」とあるのを「介護保険金額について、主契約は、指定保険金額の主契約の死亡給付金の金額に対する割合で」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-②中、「主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。」とあるのを「主契約の死亡給付金が支払われたものとして取り扱います。」と読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-③中、「保険金」とあるのをすべて「介護保険金または死亡給付金」と読み替えます。
- (8) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(4)中、「保険金」とあるのをすべて「介護保険金または死亡給付金」と読み替えます。
- (9) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約が付加」とあるのをすべて「特別条件特則*1が適用」と、「保険金の削減」とあるのをすべて「介護保険金等*2の削減」と、「特別条件特約に定める」とあるのを「特別条件特則*1に定める」とそれぞれ読み替えます。

第34条 補足説明

* 1 特別条件特則

普通保険約款に定める特別条件をつける場合の特則をいいます。

* 2 介護保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 介護保険金
- (2) 介護見舞金
- (3) 死亡給付金

第35条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(8)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 特約保険金受取人が被保険者の場合で、特約保険金受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特約保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人が特約保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続して

いる情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)を受けることを必要とします。

- (5) 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (6) (1)の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (7) 特約保険金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。
- (8) この特約が付加された保険契約が普通保険約款もしくは主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によって解除される場合で、通知すべき保険契約者またはその住所や居所が不明のとき、その他正当な事由によって保険契約者に通知できないときは、会社は、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

★別表 (P.1022参照)

第36条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が次のいずれかの期間にあるときは、特約保険金を支払いません。 ア. 主契約に定める第1保険年度中 イ. 主契約の保険期間満了の時前1年以内
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者に限ります。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じても、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 補足説明

* 1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

項 目	内 容
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利息を差し引きます。

- (2) 第11条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。
 第11条（特約の消滅）
 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金を支払ったとき
 (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

- (3) 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。
 1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。
- (4) 第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。
 1. 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

★別表（P.1022参照）

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「更新（変更）のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.71参照）。

第37条 5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. を次のとおり読み替えます。
 2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が次のいずれかの期間にあるときは、特約保険金を支払いません。 ア. 主契約に定める第1保険期間中 イ. 主契約の保険期間満了の時前1年以内
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者に限ります。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。

項 目	内 容
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

(2) 第11条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。

第11条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金を支払ったとき
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

(3) 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

(4) 第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

★別表（P.1022参照）

第38条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

主契約に保険契約者代理特約が付加されているときは、第3条（免責事由）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約保険金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 保険契約者代理人の故意 (4) 指定代理請求人の故意 (5) 被保険者の自殺行為 (6) 被保険者の犯罪行為 (7) 戦争その他の変乱

別表 特約保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
特約保険金の支払い	(1) 特約保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

クレジットカード特約

(実施 2001.3.1 / 改正 2026.4.2)

第1条 特約の付加

- この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
- この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）が会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
- (2) 指定クレジットカードが有効であり、かつ保険料が指定クレジットカードの利用限度額以下であること（以下「指定クレジットカードの有効性等」といいます。）
- (3) 指定クレジットカードの名義人は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人*1と同一人であること

第2条 契約成立日

- この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、クレジットカード保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

- 第2回以後の保険料は、指定クレジットカードにより払い込むことを必要とします。この場合、会社が指定クレジットカードの有効性等を確認し、取扱カード会社に保険料を請求した時をもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
- 同一の指定クレジットカードから2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は、会社に対しその払込みの順序を指定できません。
- この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第5条 指定クレジットカードの有効性等が確認できない場合の取扱い

- 指定クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合には、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。
- 本条の1.の場合、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または他の保険料の払込方法（経路）に変更するまでの未払込保険料を普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第1条 補足説明

*1 取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人

取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みません。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(9)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (9) 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

(1) 次の①から⑨の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

特約

クレジットカード特約

第6条 指定クレジットカードの変更

1. 保険契約者が指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社に申し出ることを必要とします。
2. 取扱カード会社が保険料の指定クレジットカードによる支払いの取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。

第7条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割引きます。

第8条 保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第9条 社員配当金の支払い

保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第7月目の保険料と社員配当金の全額を相殺します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、支払うべき社員配当金額がその保険年度の第7月目の保険料の額を超えるときは、その差額を保険契約者に支払います。

第10条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。
 - (1) この特約による保険契約が月払の場合で、保険料の振替貸付が行われたとき
 - (2) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
 - (3) 第6条（指定クレジットカードの変更）に規定する諸変更の際に、その変更手続が行われないまま指定クレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき
 - (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
 - (5) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき
2. 本条の1. -(1)から(4)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第11条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第12条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
 - ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
 - ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
 - ⑨ 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

第9条 補足説明

*1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第10条（特約の失効）の1. ー(1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いを行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第10条（特約の失効）の1. ー(4)を次のとおり読み替えます。
(4) 第2保険期間が開始するとき

第14条 利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則

1. この特約を複数の指定契約*1に同時に付加する場合で、次のすべての要件を満たすときは、会社は、各指定契約*1の保険料のうち同一の払込期月の保険料について、指定クレジットカードから各指定契約*1の保険料相当額の合計を払い込む取扱いを行います。

- (1) 各指定契約*1に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約*2が同一であること
- (2) (1)の被指定契約*2の第1保険期間満了に伴いこの特約を各指定契約*1に付加すること
- (3) 各指定契約*1の保険料払込方法（回数）が月払であること
- (4) 各指定契約*1の保険契約者が同一であること
- (5) 各指定契約*1の指定クレジットカードが同一であること

2. 本条の1. の取扱いを行うときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込方法（回数）が年払または半年払に変更された各指定契約*1については、以後、本条の1. の取扱いは行いません。
- (2) 各指定契約*1について指定クレジットカードの変更があったときは、以後、本条の1. ー(4)および(5)の要件を満たす範囲内で本条の1. の取扱いを継続します。
- (3) 第4条（保険料の払込み）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 同一の指定クレジットカードから2件以上の保険契約*3の保険料相当額を払い込むときは、保険契約者は、会社に対しその払込みの順序を指定できません。

第14条 補足説明

*1 複数の指定契約

保険契約指定特約が付加された主たる保険契約をいい、本条において、それぞれの指定契約を「各指定契約」といいます。

*2 保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約

本条の1. において「被指定契約」といいます。

*3 2件以上の保険契約

第14条（利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則）の1. の取扱いを行う各指定契約*1については、合わせて1件の保険契約とみなします。

指定代理請求特約目次

この特約の特色	1027	6 その他	
1 特約の付加について		第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用	1029
第1条 特約の付加	1027	第9条 普通保険約款の規定の準用	1029
2 保険金等の請求について		第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	1029
第2条 特約の対象となる保険金等	1027	第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則	1029
第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き	1027	第12条 育英年金付こども保険契約または新こども保険契約に付加する場合の特則	1030
3 指定代理請求人の変更等について		第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	1030
第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し	1028	第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則	1030
4 保険契約等の解除に関する取扱いについて			
第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い	1028		
第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知	1029		
5 特約の消滅について			
第7条 この特約の消滅	1029		
別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類	1031		

指定代理請求特約

(実施 2008.4.2 / 改正 2023.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	保険金等の受取人となる被保険者が保険金等を請求できない事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等を請求することができます。
備考	被保険者が保険金等を自ら請求できないと会社が認めた場合に限り、指定代理請求人による請求を取り扱います。

1 特約の付加について

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- 本条の1. にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「付加特約」といいます。）に、第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等がないときは、この特約を付加することはできません。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任開始の日
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者へ通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金等の請求について

第2条 特約の対象となる保険金等

この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 被保険者が受け取ることとなる次の給付*1
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き

- 保険金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金等を自ら請求できないと会社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等を請求することができます。

- 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
- 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- その他(1)または(2)に準じた状態であること

特約

指定代理請求特約

第2条 補足説明

*1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を含みます。また、給付とともに支払われる金銭を含みます。

2. 指定代理請求人が本条の1. の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者の直系血族
- (3) 被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪）
- (4) 被保険者と同じく、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等の親族

3. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は保険金等を請求することができません。

- (1) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 指定代理請求人が故意に保険金等の支払事由*1を生じさせたとき
- (3) 指定代理請求人が故意に保険金等の受取人を本条の1. -(1)から(3)の状態に該当させたとき

4. 指定代理請求人は、保険金等の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 被保険者が保険金等を請求できない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

5. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認を行うときは、会社は、指定代理請求人に通知します。
6. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*2は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。
7. 本条の1. から6. の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★別表 (P.1031 参照)

3 指定代理請求人の変更等について

第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な保険金等があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその保険金等を請求することはできません。

4 保険契約等の解除に関する取扱いについて

第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人が証明したときは、会社は、保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第3条 補足説明

*1 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

*2 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5 特約の消滅について

第7条 この特約の消滅

次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
- (2) 保険金等の受取人の変更により、この特約の対象となる保険金等がなくなったとき

6 その他

第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用

この特約が付加された主契約の普通保険約款または付加特約に定める次の規定は、第7条（この特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅した後も含めて、適用しません。

- (1) 指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定
- (2) 死亡保険金等の受取人が、高度障害保険金・介護保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定

第9条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

2. 本条の1.にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第12条 育英年金付こども保険契約または新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を育英年金付こども保険契約または新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

- | |
|--|
| (1) 保険契約者が受け取ることとなる次の給付 |
| ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。） |
| ② 社員配当金 |
| ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。） |
| (2) 保険料の払込免除 |

- (2) 第3条（指定代理請求人による保険金等の請求手続き）の1. から4. および別表★中、「被保険者」とあるのをすべて「保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、指定代理請求人は次の者としします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の3. の規定により指定代理請求人を指定することを必要とします。

この特約を付加する保険契約	指定代理請求人
① 育英年金付こども保険契約または契約成立日が平成4年4月1日以前の新こども保険契約	被保険者
② 契約成立日が平成4年4月2日以後の新こども保険契約	保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人

- (4) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の1. 中、「被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます」とあるのを「指定代理請求人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。
- (5) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

★別表（P.1031参照）

第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- | |
|-------------------------|
| (1) 長期生活保障保険契約 |
| (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 |

第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- | |
|-----------------------|
| (1) 長期生活保障特約 |
| (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約 |

別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類

項 目	必要書類
保険金等の代理請求	(1) 普通保険約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人の住民票 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (8) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特

約

指定代理請求特約

別

表

指定代理請求特約（2016）目次

1 特約の付加について	6 その他
第1条 特約の付加…………… 1033	第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用…………… 1035
2 保険金等の請求について	第9条 普通保険約款の規定の準用…………… 1035
第2条 特約の対象となる保険金等…………… 1033	第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則…………… 1035
第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き …… 1033	第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則…………… 1036
3 指定代理請求人の変更等について	第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則…………… 1036
第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し …… 1034	第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則…………… 1036
4 保険契約等の解除に関する取扱いについて	第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則…………… 1036
第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い…………… 1034	第15条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則…………… 1037
第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知…………… 1035	
5 特約の消滅について	
第7条 この特約の消滅…………… 1035	
別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類…………… 1038	

指定代理請求特約（2016）

（実施 2016.4.4 / 改正 2023.4.1）

1 特約の付加について

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- 本条の1. にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「付加特約」といいます。）に、第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等がないときは、この特約を付加することはできません。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任開始の日
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金等の請求について

第2条 特約の対象となる保険金等

この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 被保険者が受け取ることとなる次の給付*1
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き

- 保険金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金等を自ら請求できないと会社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等を請求することができます。

- 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
- 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- その他(1)または(2)に準じた状態であること

第2条 補足説明

* 1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を含みます。また、給付とともに支払われる金銭を含みます。

特
約

指定代理請求特約
(2016)

2. 指定代理請求人が本条の1. の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

- (1) 次の範囲内の者
- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の血族
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者
- ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

3. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は保険金等を請求することができません。

- (1) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 指定代理請求人が故意に保険金等の支払事由*1を生じさせたとき
- (3) 指定代理請求人が故意に保険金等の受取人を本条の1. -(1)から(3)の状態に該当させたとき

4. 指定代理請求人は、保険金等の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 被保険者が保険金等を請求できない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

5. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認を行うときは、会社は、指定代理請求人に通知します。
6. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*2は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。
7. 本条の1. から6. の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★別表 (P.1038参照)

第3条 補足説明

*1 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

*2 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

3 指定代理請求人の変更等について

第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な保険金等があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその保険金等を請求することはできません。

4 保険契約等の解除に関する取扱いについて

第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特

約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人が証明したときは、会社は、保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5 特約の消滅について

第7条 この特約の消滅

次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
- (2) 保険金等の受取人の変更により、この特約の対象となる保険金等がなくなったとき

6 その他

第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用

この特約が付加された主契約の普通保険約款または付加特約に定める次の規定は、第7条（この特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅した後も含めて、適用しません。

- (1) 指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定
- (2) 死亡保険金等の受取人が、高度障害保険金・介護保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定

第9条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

2. 本条の1. にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

- (1) 保険契約者が受け取ることとなる次の給付
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

- (2) 第3条（指定代理請求人による保険金等の請求手続き）の1. から4. および別表★中、「被保険者」とあるのをすべて「保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、指定代理請求人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の3. の規定により指定代理請求人を指定することを必要とします。
- (4) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の1. 中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます」とあるのを「指定代理請求人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。
- (5) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

★別表（P.1038参照）

第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障特約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約

第15条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

1. 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

被保険者が受け取ることとなる次の給付*1

- (1) 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
- (2) 社員配当金
- (3) すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）

2. 主契約が新こども保険の場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 新こども保険に保険契約者代理特約を付加するときは、この特約を付加することはできません。
- (2) この特約が付加されている主契約に保険契約者代理特約が付加されたときは、この特約は消滅します。

第15条 補足説明

* 1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

給付とともに支払われる金銭を含みます。ただし、被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を除きます。

別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類

項 目	必要書類
保険金等の代理請求	(1) 普通保険約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人の住民票 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

保険契約者代理特約目次

第1条	特約の付加……………	1040	第10条	生存給付金付定期保険契約または5年ごと 利差配当付生存給付金付定期保険契約に付 加する場合の特則……………	1043
第2条	保険契約者代理人による手続き……………	1040	第11条	新こども保険契約に付加する場合の特則……………	1043
第3条	保険契約者代理人の変更および指定の取消 し……………	1041	第12条	長期生活保障保険契約または5年ごと利差 配当付長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則……………	1043
第4条	告知義務違反による解除に関する取扱い……………	1042	第13条	この特約が付加された主契約に長期生活保 障特約または5年ごと利差配当付長期生活 保障特約が付加されている場合の特則……………	1043
第5条	重大事由による解除……………	1042			
第6条	告知義務違反または重大事由による解除の 通知……………	1042			
第7条	この特約の消滅……………	1042			
第8条	普通保険約款の規定の準用……………	1042			
第9条	連生終身保険契約に付加する場合の特則……………	1043			
別表	保険契約者代理人が代理手続きを行う際に必要な書類……………	1044			

特

約

保険契約者代理特約

保険契約者代理特約

(実施 2021.4.2 /改正 2026.4.2)

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者（年金開始日以後の保険契約にこの特約を付加するときは年金受取人とします。以下同じ。）の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、保険契約者代理人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	次のいずれか早い日 ① 主契約の責任開始の日 ② 主契約の保険期間開始の日*1
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第2条 保険契約者代理人による手続き

- 保険契約者に次のいずれかの事情があるため、保険契約者が自ら本条の2. に定める手続きを行うことができないと会社が認めたときは、保険契約者代理人が保険契約者に代わって以後の手続きを行うことができます。

- | |
|--|
| (1) 傷害または疾病により、本条の2. に定める手続きを行う意思表示ができないこと |
| (2) その他(1)に準じた状態であること |

- 保険契約者代理人が行うことができる手続き（以下「代理手続き」といいます。）は、次のものとします。
 - 主契約の普通保険約款および特約に定める保険契約者が行うことができる手続きとします。この場合、保険契約者代理人は、保険契約者と保険金等*1の受取人が同一人である場合における保険金等*1の受取人が行うことができる手続き*2については会社の取扱いの範囲内で行うことができるものとします。
 - (1)にかかわらず、次の手続きは代理手続きの対象外とします。

- | |
|---|
| ① 保険金等*1の受取人の変更手続き |
| ② 保険契約者の変更手続き |
| ③ 告知を要する手続き |
| ④ 保険契約者代理人の変更手続き |
| ⑤ 保険契約者、被保険者および保険金等*1の受取人が同一人である場合で、被保険者が行うことができる保険金等*1の請求手続き |

- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、会社は、被保険者および保険金等*1の受取人、またはその一方から同意を求めることがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、保険契約者代理人から申出があり、会社が認めたときは、会社はこの特約が付加されている保険契約に関する情報について、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者代理人に対して開示することができます。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う場合には、保険契約者代理人は代理手続きを行う時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

第1条 補足説明

***1 主契約の保険期間開始の日**
次の(1)から(4)の締結の際にこの特約を付加したときは、この特約の効力は保険期間開始の日から開始します。

- 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- 無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約
- 5年ごと配当付引受基準緩和型がん保険（返戻金なし型）契約

第2条 補足説明

*1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- 保険料の払込免除

*2 保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における保険金等の受取人が行うことができる手続き

以下の手続きは、この特約が付加された主契約に指定代理請求人が指定されていないときに限ります。

- 年金支払開始日前の保険契約で、保険契約者、被保険者および年金受取人が同一人の場合の保険金、年金、給付金（名称の如何を問い

- (1) 次の範囲内の者
- ① 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - ② 保険契約者の直系血族
 - ③ 保険契約者の3親等内の血族
 - ④ 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために保険契約者代理人が代理手続きを行うべき適当な理由があると会社が認める者
- ① 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 保険契約者との財産管理契約により財産管理を行っている者

6. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、保険契約者代理人は代理手続きを行うことができません。

- (1) 保険契約者について、法令に定める代理人に、保険契約の手続きに関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 保険契約者代理人が故意に保険金等*1の支払事由*3を生じさせたとき
- (3) 保険契約者代理人が故意に保険契約者を本条の1. -(1)または(2)の状態に該当させたとき

7. 保険契約者代理人は、代理手続きを行う際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 保険契約者が自ら本条の2. に定める手続きを行うことができない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

8. 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、本条の6. に該当する可能性がある場合は、普通保険約款および特約に定める保険金等*1を支払うための確認の取扱いに準じて取り扱います。この場合、会社は、その旨を保険契約者代理人に通知します。
9. 本条の8. の取扱いに際し、保険契約者代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*4は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等*1の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。
10. 本条の1. から9. の規定により、会社が保険金等*1を保険契約者代理人に支払ったときは、その後重複してその保険金等*1の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
11. 保険契約者が本条の1. に定める状態に該当した後、保険契約者から申出があり、保険契約者が本条の1. に定める状態にないことを会社が認めたときは、それ以後再度本条の1. に定める状態に該当するまでは、保険契約者代理人は本条にもとづく代理手続きを行うことはできません。

★別表 (P.1044参照)

ません。)の請求手続き。

- (2) 年金支払開始日以後の保険契約で、被保険者と年金受取人が同一人の場合の保険金、年金、給付金(名称の如何を問いません。)の請求手続き。(ただし、主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険または利率変動型終身保険がある場合を除きます。)

* 3 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

* 4 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第3条 保険契約者代理人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更すること、または保険契約者代理人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者代理人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による保険契約者代理人の変更等を行った後は、変更等を行う前に手続き可能な代理手続きがあっても、変更等を行う前の保険契約者代理人は代理手続きを行うことはできません。

第4条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等*1の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等*1の受取人または保険契約者代理人が証明したときは、会社は、保険金等*1の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第5条 重大事由による解除

1. 会社は、保険契約者代理人が、次のいずれかに該当するときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき

① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき

② 保険契約者代理人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 重大事由による解除の通知については、第6条（告知義務違反または重大事由による解除の通知）の規定を準用して取り扱います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等*1の受取人、または保険契約者代理人に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合

(2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第7条 この特約の消滅

1. 次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡したとき

(2) 保険契約者が変更されたとき

(3) 第3条（保険契約者代理人の変更および指定の取消し）の規定により保険契約者代理人の指定を取り消したとき

(4) その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したとき

2. 本条の1. の(4)に該当した場合には、すみやかに会社へ通知することを必要とします。

第8条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第4条 補足説明

* 1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとしします。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
- ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）

② 社員配当金

③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

第6条 補足説明

* 1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとしします。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
- ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）

② 社員配当金

③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

第9条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
 - (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。
2. 本条の1. にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第10条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、保険契約者代理人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
 - (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第11条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、保険契約者代理人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の2. の規定により保険契約者代理人を指定することを必要とします。
- (2) 第3条（保険契約者代理人の変更および指定の取消し）の1. 中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更すること、または保険契約者代理人の指定を取り消すことができます」とあるのを「保険契約者代理人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。
- (3) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障保険契約
 - (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第13条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障特約
 - (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約

別表 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に必要な書類

項 目	必要書類
代理手続き	(1) 普通保険約款および各特約に定める手続き等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 保険契約者と保険契約者代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (5) 保険契約者代理人の住民票 (6) 保険契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写し (7) 保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 保険契約者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類 (10) 保険契約者代理人が代理手続きを行う目的等を確認する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

団 体 特 約 D

(実施 2020.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と団体協約を締結した官公署・会社・工場等の団体に所属し、その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払いを受ける者であること
- (2) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること。ただし、保険契約者の人数の計算にあたっては、その団体との間に事業保険特約D付保険契約があるときは、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約D付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、一時金もしくは給付金（以下「一時金等」といいます。）の支払事由*2が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

1. この特約による取扱いを行う半年払契約および月払契約の保険料率は、次のとおりとします。

- (1) 団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名以上の場合には、団体保険料率A
- (2) 団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名未満の場合には、団体保険料率Bとします。

2. 団体との間に事業保険特約D付保険契約があるときは、本条の1. に規定する保険契約者の人数の計算にあたっては、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約D付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。
3. 本条の1. -(1)の団体保険料率Aの適用を受けている場合でも、本条の1. に規定する保険契約者の人数が20名未満となり、その後6か月を経過しても20名以上にならないときは、本条の1. -(2)の保険料率を適用します。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第5条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、保険期間開始の時とします。

* 2 一時金等の支払事由

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

特
約

団
体
特
約
D

第6条 特約の失効

次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 会社と団体代表者との間に締結された団体協約が解除されたとき
- (3) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (5) 第1条（特約の付加）の2. - (2)に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第7条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第8条 第1回保険料から団体代表者を經由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から団体代表者を經由して払い込むときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

- (1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*1は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。この場合、団体代表者が、団体に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第1回保険料*1に相当する金額を受け取った時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
2. 第2回以後の保険料は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。
3. 本条の2. に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

- (2) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第8条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

第9条 退職者に関する特則

保険契約者が、団体を退職した場合で、会社の定める条件を満たしているときは、第1条（特約の付加）および第6条（特約の失効）の(3)の規定にかかわらず、この退職者を保険契約者とする保険契約について、団体特約Dを付加することができます。

集 団 特 約 D

(実施 2020.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

(1) 保険契約者は、会社と集団協約を締結した組合・連合会・同業団体等、その集団において保険料の一括集金のできる集団の構成員であること

(2) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、一時金もしくは給付金（以下「一時金等」といいます。）の支払事由*2が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、基準保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第5条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第6条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

(1) この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき

(2) 会社と集団代表者との間に締結された集団協約が解除されたとき

(3) 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき

(4) 払い込むべき保険料がなくなったとき

(5) 第1条（特約の付加）の2. -(2)に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき

(6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき
2. 本条の1. -(1)から(5)までの規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、保険期間開始の時とします。

*2 一時金等の支払事由

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

第7条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第8条 第1回保険料から集団代表者を經由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から集団代表者を經由して払い込むときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*1は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。この場合、集団代表者が、集団に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第1回保険料*1に相当する金額を受け取った時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
2. 第2回以後の保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
3. 本条の2. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

- (2) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第9条 責任開始に関する特約Dとあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約Dとあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、責任開始に関する特約Dの規定にかかわらず、責任開始に関する特約Dに規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約Dに規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、一時金等の支払事由*2が生じたときは、責任開始に関する特約Dに規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

- (3) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

- (4) 第8条（第1回保険料から集団代表者を經由して払い込む場合の特則）は適用しません。

第8条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

第9条 補足説明

*1 責任開始の時

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、保険期間開始の時とします。

*2 一時金等の支払事由

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

事業保険特約D

(実施 2020.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と事業保険協約を締結した事業団体であること
- (2) 被保険者は、その団体に所属する者であること
- (3) 被保険者の数が20名以上あること。ただし、被保険者の人数の計算にあたっては、その団体に所属する者との間に団体特約D付保険契約があるときは、同一事業所に所属する事業保険の被保険者と団体特約D付保険契約の保険契約者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、一時金もしくは給付金（以下「一時金等」といいます。）の支払事由*2が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、団体保険料率Aとします。

第4条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、被保険者別に個々の保険料領収証を発行せず、一括領収証を発行します。

第5条 特約の失効

この特約が付加された保険契約が次のいずれかに該当したときは、その保険契約については、この特約は効力を失います。

- (1) 保険料が猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 被保険者が団体を脱退したとき
- (3) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (4) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第6条 特約の解除

この特約を解除して、引き続き保険契約を継続させようとするときは、会社の承諾を得て団体特約Dの取扱いを受けるか、または第5条（特約の失効）に準じて個々の年払、半年払または月払契約とすることができます。

第7条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、保険期間開始の時とします。

*2 一時金等の支払事由

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

特約

事業保険特約D

保険料口座振替特約D

(実施 2020.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社の指定する金融機関等（以下「取扱金融機関」といいます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、一時金もしくは給付金（以下「一時金等」といいます。）の支払事由*2が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、基準保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、払込期月中の会社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とし、以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第5条 保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

1. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1.の規定による保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年払契約および半年払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

2. 本条の1.の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、保険期間開始の時とします。

*2 一時金等の支払事由

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

第6条 指定口座の変更

1. 保険契約者が指定口座を同一の取扱金融機関の他の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社およびその取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
2. 保険契約者が指定口座を他の取扱金融機関の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社および変更後の取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
3. 取扱金融機関が保険料の口座振替を停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の取扱金融機関に変更することを必要とします。

第7条 振替日の変更

会社および取扱金融機関の事情により、会社は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第8条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
- (2) 第6条（指定口座の変更）に規定する諸変更の際し、その変更手続が行われないまま保険料の口座振替が不能となったとき
- (3) 保険契約者が、第7条（振替日の変更）の振替日の変更を承諾しないとき
- (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (5) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2. 本条の1. -(1)から(4)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第9条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第10条 責任開始に関する特約Dとあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約Dとあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

1. この特約による取扱いを行う保険契約では、責任開始に関する特約Dの規定にかかわらず、責任開始に関する特約Dに規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
 2. 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約Dに規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、一時金等の支払事由*2が生じたときは、責任開始に関する特約Dに規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。
- 第4条（保険料の払込み）
1. 第1回保険料および第2回以後の保険料は、払込期間中または払込期月中の会社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。

第10条 補足説明

*1 責任開始の時

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、保険期間開始の時とします。

*2 一時金等の支払事由

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

2. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
 4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
- (3) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

1. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第1回保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 年払契約および半年払契約にあっては、責任開始に関する特約Dに規定する第1回保険料の猶予期間中の振替日に保険料の口座振替を行います。(2) 月払契約にあっては、責任開始に関する特約Dに規定する第1回保険料の猶予期間中の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた第1回保険料の口座振替を行います。 |
|---|

2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。(2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。 |
|---|

3. 本条の1. または2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、責任開始に関する特約Dまたは普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

クレジットカード特約D

(実施 2020.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）が会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
- (2) 指定クレジットカードが有効であり、かつ保険料が指定クレジットカードの利用限度額以下であること（以下「指定クレジットカードの有効性等」といいます。）
- (3) 指定クレジットカードの名義人は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人*1と同一人であること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、一時金もしくは給付金（以下「一時金等」といいます。）の支払事由*2が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、基準保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第1回保険料または第1回保険料相当額（以下「第1回保険料等」といいます。）を指定クレジットカードにより払い込むときは、会社が指定クレジットカードの有効性等を確認した時をもって、第1回保険料等の払込みがあったものとします。
2. 第2回以後の保険料は、指定クレジットカードにより払い込むことを必要とします。この場合、会社が指定クレジットカードの有効性等を確認し、取扱カード会社に保険料を請求した時をもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
3. 同一の指定クレジットカードから2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は、会社に対しその払込みの順序を指定できません。
4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
5. 本条の1. または本条の2.の規定にかかわらず、次のすべてに該当するときは、第1回保険料または第2回以後の保険料の払込みはなかったものとして取り扱います。

- (1) 会社が指定クレジットカード発行会社から第1回保険料等または第2回以降の保険料に相当する金額を受け取ることができないとき
- (2) 指定クレジットカード発行会社が指定クレジットカードの名義人（会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第1回保険料等または第2回以降の保険料に相当する金額を受け取ることができないとき

6. 本条の5.の場合、会社は保険契約者に第1回保険料等または第2回以後の保険

第1条 補足説明

- *1 取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人

取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。

第2条 補足説明

- *1 責任開始の時

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- *2 一時金等の支払事由

無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

料の払込みを請求することができます。

第5条 指定クレジットカードの有効性等が確認できない場合の取扱い

1. 指定クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合には、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。
2. 本条の1. の場合、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または他の保険料の払込方法（経路）に変更するまでの未払込保険料を普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第6条 指定クレジットカードの変更

1. 保険契約者が指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社に申し出ることを必要とします。
2. 取扱カード会社が保険料の指定クレジットカードによる支払いの取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。

第7条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
 - (2) 第6条（指定クレジットカードの変更）に規定する諸変更の際し、その変更手続が行われないまま指定クレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき
 - (3) 払い込むべき保険料がなくなったとき
 - (4) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき
2. 本条の1. -(1)から(3)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第8条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第9条 団体特約Dとあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を団体特約Dとあわせて主契約に付加する場合、第1回保険料または第1回保険料相当額の払込みに関する規定のみこの特約を適用する。

第10条 集団特約Dとあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を集団特約Dとあわせて主契約に付加する場合、第1回保険料または第1回保険料相当額の払込みに関する規定のみこの特約を適用する。

第11条 事業保険特約Dとあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を事業保険特約Dとあわせて主契約に付加する場合、第1回保険料または第1回保険料相当額の払込みに関する規定のみこの特約を適用する。

電磁的方法による保険契約申込みに関する特約D

(実施 2020.10.2)

第1条 特約の適用

保険契約者から、電磁的方法（第4条に定めるところによります。以下同じ。）により、保険契約の申込み（復活の申込みを含みます。以下同じ。）があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。

第2条 保険契約の申込に関する事項

この特約を付加するときは、保険契約者または被保険者（以下「保険契約者等」といいます。）と会社は、保険契約の申込みについて、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みに係る事項を電磁的方法により、保険契約者または被保険者に対して表示することができるものとします。
- (2) 保険契約者等は、電磁的方法により、(1)で表示された事項を入力し、会社へ送信することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が意思表示すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
- (3) 会社は、(2)により保険契約者等から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込みがあったものとして取扱うものとします。この場合、会社は、保険契約者等から送信された事項の受信を確認したうえで、電磁的方法により、保険契約の申込みを受け付けた旨を表示します。
- (4) 会社は、保険契約の申込みに対する諾否について、保険契約者に対し、電磁的方法により、通知できるものとします。ただし、電磁的方法による通知が困難な場合には、その他の方法を用いる場合があります。

第3条 電磁的方法による告知

主たる保険契約の普通保険約款または特約の規定にかかわらず、告知について、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みを受けたときは、保険契約者等に対して、会社所定の告知書等（保険契約復活告知書を含みます。以下同じ。）に代えて、被保険者に関する告知（以下、「告知事項」といいます。）を、電磁的方法により、表示することができるものとします。
- (2) 保険契約者等は、電磁的方法により、(1)で表示された告知事項を入力し、会社へ送信することにより、告知することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が告知すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
- (3) 会社は、(2)で送信された告知事項を受信したときは、保険契約者等から告知があったものとして取扱うことができるものとします。この場合、会社は、送信された告知事項の受信を確認したうえで、告知を受けた旨を、電磁的方法により、表示します。

第4条 電磁的方法

この特約における「電磁的方法」とは、以下に掲げる場合に応じて、それぞれに定める方法を指します。

- (1) 会社から保険契約者等に対して、通知、表示または意思表示（以下、「通知等」といいます。）を行う場合

特
約

電
磁
的
方
法
に
よ
る
保
険
契
約
申
込
み
に
関
す
る
特
約
D

- ① 会社の使用に係る電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器（以下「電子計算機」といいます。）と、保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録する方法
- ② 会社の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法
- ③ 保険契約者等ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じ。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- ④ 会社の閲覧ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するための通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法

(2) 保険契約者等から会社に対して通知等を行う場合

- ① 保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法
- ② 保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続きにしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

第5条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

指定代理請求特約D目次

1 特約の付加について	5 特約の消滅について
第1条 特約の付加…………… 1058	第7条 この特約の消滅…………… 1060
2 一時金等の請求について	6 その他
第2条 特約の対象となる一時金等…………… 1058	第8条 普通保険約款の規定の準用…………… 1060
第3条 指定代理請求人による一時金等の請求手続き…………… 1058	第9条 主契約に保険契約者代理特約を付加する場合の特則…………… 1060
3 指定代理請求人の変更等について	
第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し…………… 1059	
4 保険契約等の解除に関する取扱いについて	
第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い…………… 1059	
第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知…………… 1059	
別表 指定代理請求人による一時金等の請求に必要な書類…………… 1061	

特

約

指定代理請求特約D

指定代理請求特約D

(実施 2020.10.2 / 改正 2023.4.1)

1 特約の付加について

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- 本条の1. にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「付加特約」といいます。）に、第2条（特約の対象となる一時金等）に定める一時金等がないときは、この特約を付加することはできません。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任開始の日
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法を含みます。）します。

2 一時金等の請求について

第2条 特約の対象となる一時金等

この特約の対象となる一時金等は、この特約が付加された主契約および付加特約における被保険者が受け取ることとなる給付*1（名称の如何を問いません。）とします。

第3条 指定代理請求人による一時金等の請求手続き

- 一時金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が一時金等を自ら請求できないと会社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって一時金等を請求することができます。

- (1) 傷害または疾病により、一時金等を請求する意思表示ができないこと
- (2) 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- (3) その他(1)または(2)に準じた状態であること

- 指定代理請求人が本条の1. の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

- (1) 次の範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の血族
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

第2条 補足説明

*1 被保険者が受け取ることとなる給付

被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を含みます。また、給付とともに支払われる金銭を含みます。

3. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は一時金等を請求することができません。

- (1) 被保険者について、法令に定める代理人に、一時金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 指定代理請求人が故意に一時金等の支払事由を生じさせたとき
- (3) 指定代理請求人が故意に一時金等の受取人を本条の1. -(1)から(3)の状態に該当させたとき

4. 指定代理請求人は、一時金等の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 被保険者が一時金等を請求できない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

5. 普通保険約款に規定する一時金等を支払うための確認を行うときは、会社は、指定代理請求人に通知します。
6. 普通保険約款に規定する一時金等を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金等を支払いません。
7. 本条の1. から6. の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその一時金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★別表 (P.1061 参照)

3 指定代理請求人の変更等について

第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電磁的方法を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な一時金等があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその一時金等を請求することはできません。

4 保険契約等の解除に関する取扱いについて

第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、一時金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、一時金等の受取人または指定代理請求人が証明したときは、会社は、一時金等を支払います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電磁的方法を含みます。）します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知（電磁的方法を含みます。）できない場合

第3条 補足説明

- *1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

5 特約の消滅について

第7条 この特約の消滅

次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
- (2) 一時金等の受取人の変更により、この特約の対象となる一時金等がなくなったとき

6 その他

第8条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第9条 主契約に保険契約者代理特約を付加する場合の特則

第2条（特約の対象となる一時金等）について、次のとおり読み替えます。

第2条 特約の対象となる一時金等
この特約の対象となる一時金等は、この特約が付加された主契約および付加特約における被保険者が受け取ることとなる給付*1（名称の如何を問いません。）とします。

第9条 補足説明

*1 被保険者が受け取ることとなる給付

給付とともに支払われる金銭を含みます。ただし、被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を除きます。

別表 指定代理請求人による一時金等の請求に必要な書類

項 目	必要書類
一時金等の代理請求	(1) 普通保険約款および各特約に定める一時金等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人の住民票 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 被保険者について、法令に定める代理人に、一時金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 一時金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特

約

指定代理請求特約D

別

表

インターネットによる保険契約申込みに関する特約

(実施 2021.4.2)

第1条 特約の適用

保険契約者から、電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器（以下、この特約において「電子計算機」といいます。）上に設けられた画面表示により、保険契約の申込み（復活の申込みを含みます。以下同じ。）があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。なお、この特約における電子計算機上に設けられた画面表示とは、以下に掲げる場合に応じて、それぞれに定める方法を指します。

(1) 会社から保険契約者または被保険者（以下、「保険契約者等」といいます。）に対して、通知、表示または意思表示（以下、「通知等」といいます。）を行う場合

- ① 会社の使用に係る電子計算機と、保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録する方法
- ② 会社の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法
- ③ 保険契約者等ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じとします。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- ④ 会社の閲覧ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するための通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法

(2) 保険契約者等から会社に対して通知等を行う場合

- ① 保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法
- ② 保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続きにしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

第2条 保険契約の申込みに関する事項

この特約を付加するときは、保険契約者等と会社は、保険契約の申込みについて、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みに係る事項を電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、保険契約者等に対して表示することができるものとします。
- (2) 保険契約者等は、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、(1)で表示された事項を入力し、会社へ送信することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が意思表示すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
- (3) 会社は、(2)により保険契約者等から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込みがあったものとして取扱うものとします。この場合、会社は、保険契約者等から送信された事項の受信を確認したうえで、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）より、保険契約の申込みを受け付けた旨を表示します。
- (4) 会社は、保険契約の申込みに対する諾否について、保険契約者に対し、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、通知できるものとします。ただし、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）による通知が困難な場合には、その他の方法を用いる場合があります。

第3条 告知に関する事項

主たる保険契約の普通保険約款または特約の規定にかかわらず、告知について、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みを受けたときは、保険契約者等に対して、会社所定の告知書等（保険契約復活告知書を含みます。以下同じ。）に代えて、被保険者に関する告知（以下、「告知事項」といいます。）を、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、表示することができるものとします。
- (2) 保険契約者等は、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、(1)で表示された告知事項を入力し、会社へ送信することにより、告知することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が告知すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
- (3) 会社は、(2)で送信された告知事項を受信したときは、保険契約者等から告知があったものとして取扱うことができるものとします。この場合、会社は、送信された告知事項の受信を確認したうえで、告知を受けた旨を、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、表示します。

第4条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

特

約

インターネットによる保険契約申込みに関する特約

5年ごと利差配当付普通定期保険集団扱特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2023.4.1)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と集団扱協約を締結した官公署・会社・工場等その団体において保険料の一括集金のできる団体もしくはその団体に所属している者、または会社と集団扱協約を締結した組合・連合会・同業団体等その集団において保険料の一括集金のできる集団もしくはその集団の構成員であること
 - (2) 被保険者は、その団体の所属者もしくは集団の構成員またはその同居の家族もしくは使用人であること
 - (3) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う保険契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時からその月の末日までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合には、普通保険約款に規定する責任開始の時を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う保険契約の保険料率は、集団扱の保険料率とします。

第4条 保険料の払込方法（回数）

保険料の払込方法（回数）は、年払、半年払または月払のいずれかとします。ただし、集団を通じて同一であることを必要とします。

第5条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第6条 保険契約の失効

保険料が払い込まれずに、普通保険約款に規定する保険料払込猶予期間が過ぎたときは、この特約を付加した保険契約は効力を失います。

第7条 保険契約の失効取消

1. 第6条（保険契約の失効）の規定によって、この特約を付加した保険契約が効力を失った場合で、普通保険約款に規定する延滞保険料払込期間中に、普通保険約款に規定する延滞保険料の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この特約を付加した保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が普通保険約款に規定する延滞保険料の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。

規定する責任開始の時を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

- (2) 第5条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の払込み）

1. 保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

- (3) 第9条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第9条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

金額例表等について

以下の例表を、次のページ以降に掲載しています。

5年ごと利差配当付長期生活保障保険

5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険

- 例表 1 一時金額表
- 例表 2 年金現価表
- 例表 3 返戻金額例表（年金支払開始日以後）

長期生活保障特約

- 例表 1 特約一時金額表
- 例表 2 特約年金現価表
- 例表 3 返戻金額例表（年金支払開始日以後）

5年ごと利差配当付長期生活保障特約

5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

- 例表 1 特約一時金額表
- 例表 2 特約年金現価表
- 例表 3 返戻金額例表（年金支払開始日以後）

5年ごと利差配当付健康支援特約

- 例表 加算額の適用率

5年ごと利差配当付長期生活保障保険

5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険

例表 1

一時金額表

一時金額は第1回年金額に下記の率を乗じた金額とします。

確定年金

年金の支払回数	第1回年金額に乘する率
15回	14.7310

年金の支払回数	第1回年金額に乘する率
10回	9.8931

例表 2

年金現価表

年金支払期間中に、年金の受取人の死亡があった場合、年金の支払残存回数に応じて、下記の率を年金額に乘じた金額を支払います。

年金の支払残存回数	第1回年金額に乘する率
15回	14.7310
14回	13.7692
13回	12.8045
12回	11.8370
11回	10.8665
10回	9.8931
9回	8.9168
8回	7.9375

年金の支払残存回数	第1回年金額に乘する率
7回	6.9553
6回	5.9702
5回	4.9821
4回	3.9910
3回	2.9970
2回	2.0000
1回	1.0000

(注) 年金の受取人の死亡が年金支払日前にあった場合は、本表の率により求めた金額より若干割り引いた額になります。

例表 3

返戻金額例表（第1回年金額1万円につき）

確定年金（年金支払開始日以後）

〈単位：円〉

年金の支払残存回数	返戻金額
15回	147,310
14回	137,692
13回	128,045
12回	118,370
11回	108,665
10回	98,931
9回	89,168
8回	79,375

年金の支払残存回数	返戻金額
7回	69,553
6回	59,702
5回	49,821
4回	39,910
3回	29,970
2回	20,000
1回	10,000

(注) 保険契約の解約が年金支払日前にあった場合は、本表により求めた金額より若干割り引いた額になります。

長期生活保障特約

例表 1

特約一時金額表

特約一時金額は第1回特約年金額に下記の率を乗じた金額とします。

確定年金

特約年金の支払回数	第1回特約年金額に乗ずる率
44回	41.8230
43回	40.9226
42回	40.0199
41回	39.1149
40回	38.2077
39回	37.2982
38回	36.3865
37回	35.4724
36回	34.5561
35回	33.6375
34回	32.7166
33回	31.7934
32回	30.8679
31回	29.9400
30回	29.0099
29回	28.0774
28回	27.1426
27回	26.2055

特約年金の支払回数	第1回特約年金額に乗ずる率
26回	25.2660
25回	24.3241
24回	23.3800
23回	22.4334
22回	21.4845
21回	20.5332
20回	19.5795
19回	18.6235
18回	17.6650
17回	16.7042
16回	15.7410
15回	14.7753
14回	13.8073
13回	12.8368
12回	11.8639
11回	10.8885
10回	9.9107

例

表

特約年金現価表

特約年金支払期間中に、特約年金の受取人の死亡があった場合、特約年金の支払残存回数に応じて、下記の率を特約年金額に乗じた金額を支払います。

特約年金の 支払残存回数	特約年金額に乗する率	特約年金の 支払残存回数	特約年金額に乗する率
43回	40.9226	19回	18.6235
42回	40.0199	18回	17.6650
41回	39.1149	17回	16.7042
40回	38.2077	16回	15.7410
39回	37.2982	15回	14.7753
38回	36.3865	14回	13.8073
37回	35.4724	13回	12.8368
36回	34.5561	12回	11.8639
35回	33.6375	11回	10.8885
34回	32.7166	10回	9.9107
33回	31.7934	9回	8.9305
32回	30.8679	8回	7.9478
31回	29.9400	7回	6.9627
30回	29.0099	6回	5.9751
29回	28.0774	5回	4.9851
28回	27.1426	4回	3.9925
27回	26.2055	3回	2.9975
26回	25.2660	2回	2.0000
25回	24.3241	1回	1.0000
24回	23.3800		
23回	22.4334		
22回	21.4845		
21回	20.5332		
20回	19.5795		

(注) 特約年金の受取人の死亡が年金支払日前にあった場合は、本表の率により求めた金額より若干割り引いた額になります。

返戻金額例表（第 1 回特約年金額 1 万円につき）

確定年金（年金支払開始日以後）

〈単位：円〉

年金支払残存回数	返戻金額
40回	382,077
39回	372,982
38回	363,865
37回	354,724
36回	345,561
35回	336,375
34回	327,166
33回	317,934
32回	308,679
31回	299,400
30回	290,099
29回	280,774
28回	271,426
27回	262,055
26回	252,660
25回	243,241
24回	233,800
23回	224,334
22回	214,845
21回	205,332

年金支払残存回数	返戻金額
20回	195,795
19回	186,235
18回	176,650
17回	167,042
16回	157,410
15回	147,753
14回	138,073
13回	128,368
12回	118,639
11回	108,885
10回	99,107
9回	89,305
8回	79,478
7回	69,627
6回	59,751
5回	49,851
4回	39,925
3回	29,975
2回	20,000
1回	10,000

5年ごと利差配当付長期生活保障特約

5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

例表 1

特約一時金額表

特約一時金額は第1回特約年金額に下記の率を乗じた金額とします。

確定年金

特約年金の支払回数	第1回特約年金額に乘する率
44回	41.4063
43回	40.5245
42回	39.6401
41回	38.7530
40回	37.8633
39回	36.9708
38回	36.0758
37回	35.1780
36回	34.2775
35回	33.3743
34回	32.4685
33回	31.5599
32回	30.6486
31回	29.7345
30回	28.8177
29回	27.8982
28回	26.9759
27回	26.0508

特約年金の支払回数	第1回特約年金額に乘する率
26回	25.1229
25回	24.1923
24回	23.2589
23回	22.3227
22回	21.3836
21回	20.4418
20回	19.4971
19回	18.5496
18回	17.5992
17回	16.6460
16回	15.6900
15回	14.7310
14回	13.7692
13回	12.8045
12回	11.8370
11回	10.8665
10回	9.8931

特約年金現価表

特約年金支払期間中に、特約年金の受取人の死亡があった場合、特約年金の支払残存回数に応じて、下記の率を特約年金額に乗じた金額を支払います。

特約年金の 支払残存回数	特約年金額に乗ずる率	特約年金の 支払残存回数	特約年金額に乗ずる率
43回	40.5245	19回	18.5496
42回	39.6401	18回	17.5992
41回	38.7530	17回	16.6460
40回	37.8633	16回	15.6900
39回	36.9708	15回	14.7310
38回	36.0758	14回	13.7692
37回	35.1780	13回	12.8045
36回	34.2775	12回	11.8370
35回	33.3743	11回	10.8665
34回	32.4685	10回	9.8931
33回	31.5599	9回	8.9168
32回	30.6486	8回	7.9375
31回	29.7345	7回	6.9553
30回	28.8177	6回	5.9702
29回	27.8982	5回	4.9821
28回	26.9759	4回	3.9910
27回	26.0508	3回	2.9970
26回	25.1229	2回	2.0000
25回	24.1923	1回	1.0000
24回	23.2589		
23回	22.3227		
22回	21.3836		
21回	20.4418		
20回	19.4971		

(注) 特約年金の受取人の死亡が年金支払日前にあった場合は、本表の率により求めた金額より若干割り引いた額になります。

返戻金額例表（第 1 回特約年金額 1 万円につき）

確定年金（年金支払開始日以後）

〈単位：円〉

年金支払残存回数	返戻金額
40回	378,633
39回	369,708
38回	360,758
37回	351,780
36回	342,775
35回	333,743
34回	324,685
33回	315,599
32回	306,486
31回	297,345
30回	288,177
29回	278,982
28回	269,759
27回	260,508
26回	251,229
25回	241,923
24回	232,589
23回	223,227
22回	213,836
21回	204,418

年金支払残存回数	返戻金額
20回	194,971
19回	185,496
18回	175,992
17回	166,460
16回	156,900
15回	147,310
14回	137,692
13回	128,045
12回	118,370
11回	108,665
10回	98,931
9回	89,168
8回	79,375
7回	69,553
6回	59,702
5回	49,821
4回	39,910
3回	29,970
2回	20,000
1回	10,000

5年ごと利差配当付健康支援特約

例表

加算額の適用率

年 齢	適 用 率		年 齢	適 用 率		年 齢	適 用 率	
	男 性	女 性		男 性	女 性		男 性	女 性
3 歳	0.0032	0.0031	29 歳	0.0034	0.0032	55 歳	0.0073	0.0050
4	0.0032	0.0031	30	0.0034	0.0032	56	0.0078	0.0051
5	0.0032	0.0031	31	0.0034	0.0032	57	0.0082	0.0052
6	0.0032	0.0031	32	0.0035	0.0033	58	0.0086	0.0053
7	0.0032	0.0031	33	0.0035	0.0033	59	0.0091	0.0055
8	0.0032	0.0031	34	0.0035	0.0033	60	0.0096	0.0057
9	0.0032	0.0031	35	0.0036	0.0033	61	0.0102	0.0059
10	0.0032	0.0031	36	0.0036	0.0034	62	0.0109	0.0061
11	0.0032	0.0031	37	0.0037	0.0034	63	0.0117	0.0064
12	0.0032	0.0031	38	0.0037	0.0034	64	0.0126	0.0068
13	0.0032	0.0031	39	0.0038	0.0035	65	0.0137	0.0072
14	0.0032	0.0031	40	0.0039	0.0035	66	0.0150	0.0076
15	0.0032	0.0031	41	0.0040	0.0036	67	0.0164	0.0081
16	0.0033	0.0031	42	0.0041	0.0036	68	0.0180	0.0086
17	0.0034	0.0031	43	0.0042	0.0037	69	0.0196	0.0092
18	0.0034	0.0031	44	0.0044	0.0037	70	0.0214	0.0098
19	0.0034	0.0031	45	0.0045	0.0038	71	0.0232	0.0105
20	0.0034	0.0031	46	0.0047	0.0039	72	0.0253	0.0115
21	0.0034	0.0031	47	0.0049	0.0040	73	0.0275	0.0125
22	0.0034	0.0031	48	0.0051	0.0041	74	0.0301	0.0137
23	0.0034	0.0032	49	0.0053	0.0042	75	0.0330	0.0151
24	0.0034	0.0032	50	0.0056	0.0044	76	0.0364	0.0168
25	0.0034	0.0032	51	0.0059	0.0045	77	0.0402	0.0186
26	0.0034	0.0032	52	0.0062	0.0046	78	0.0443	0.0208
27	0.0034	0.0032	53	0.0066	0.0047	79	0.0490	0.0233
28	0.0034	0.0032	54	0.0069	0.0049	80	0.0544	0.0263

(注) 加算額の適用率における「年齢」とは、当該健康支援給付金の支払日の直前の主契約の契約成立日の年単位の応当日における被保険者の年齢をいいます。

例

表